

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 1 年 3 月 2 日
至 平成 2 1 年 3 月 2 5 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	3 月 2 日
第 2 号	3 月 6 日
第 3 号	3 月 9 日
第 4 号	3 月 1 0 日
第 5 号	3 月 1 1 日
第 6 号	3 月 1 2 日
第 7 号	3 月 2 5 日

平成21年第1回佐伯市議会定例会会議録目次

平成21年3月2日（月曜日）（第1号）

開会.....	13
1 日程第1 会期の決定.....	13
1 日程第2 諸般の報告.....	13
1 (イ) 委員長報告（質疑、討論、採決）.....	14
1 地域開発調査特別委員長（榊田穂積）の報告.....	14
1 観光開発調査特別委員長（肥後四々郎）の報告.....	16
1 (ロ) 地方自治法第125条の結果報告.....	19
1 日程第3 議案の上程.....	19
1 上程議案一覧表.....	19
1 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明.....	21
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	21
1 日程第5 議案質疑.....	31
1 日程第6 予算特別委員会の設置.....	32
1 日程第7 議案の委員会付託.....	32
1 議案付託表.....	32
散会.....	33

平成21年3月6日（金曜日）（第2号）

開議.....	36
1 日程第1 委員長報告（質疑）.....	36
1 総務常任委員長（渡邊邦壽）の報告.....	36
1 建設常任委員長（三浦渉）の報告.....	37
1 教育民生常任委員長（浅利美知子）の報告.....	38
1 経済産業常任委員長（矢野精幸）の報告.....	39
1 日程第2 討論、採決.....	40
1 審議結果.....	41
1 日程第3 一般質問.....	42
1 13番（河原修仁）の質問.....	42
1 43番（寺島孝幸）の質問.....	50
1 11番（矢野精幸）の質問.....	55
散会.....	65

平成21年3月9日（月曜日）（第3号）

開議.....	68
1 日程第1 一般質問.....	68
1 18番（榊田穂積）の質問.....	68

1	26番（和久博至）の質問.....	75
1	21番（河野豊）の質問.....	88
1	34番（吉良栄三）の質問.....	100
1	17番（肥後四々郎）の質問.....	109
	散会.....	122

平成21年3月10日（火曜日）（第4号）

	開議.....	125
1	日程第1 一般質問.....	125
1	12番（矢野哲丸）の質問.....	125
1	15番（佐保暁）の質問.....	130
1	39番（村松講一）の質問.....	136
1	23番（柳井二生）の質問.....	142
1	1番（三浦渉）の質問.....	148
	散会.....	149

平成21年3月11日（水曜日）（第5号）

	開議.....	152
1	日程第1 一般質問.....	152
1	24番（泥谷和喜）の質問.....	152
1	42番（戸山盛喜）の質問.....	155
1	19番（村尾清一）の質問.....	165
1	36番（浅利美知子）の質問.....	171
1	8番（後藤幸吉）の質問.....	178
	散会.....	188

平成21年3月12日（木曜日）（第6号）

	開議.....	191
1	日程第1 一般質問.....	191
1	37番（河野周一）の質問.....	191
1	40番（児玉輝彦）の質問.....	196
1	35番（高司政文）の質問.....	200
1	日程第2 議案質疑.....	203
1	26番（和久博至）の質疑（議案第70号）.....	203
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	204
1	26番（和久博至）の再質疑（議案第70号）.....	204
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	204
1	26番（和久博至）の再々質疑（議案第70号）.....	204
1	企画商工観光部長（魚住慎治）の答弁.....	205
1	日程第3 議案等の委員会付託.....	216

1 議案等付託表.....	216
散会.....	217

平成21年3月25日(水曜日)(第7号)

開議.....	220
1 日程第1 委員長報告(質疑).....	220
1 予算特別委員長(寺島孝幸)の報告.....	220
1 総務常任委員長(渡邊邦壽)の報告.....	222
1 建設常任委員長(三浦涉)の報告.....	226
1 教育民生常任副委員長(日高嘉己)の報告.....	227
1 経済産業常任委員長(矢野精幸)の報告.....	230
1 日程第2 討論、採決.....	234
1 21番(河野豊)の反対討論(議案第1号).....	234
1 43番(寺島孝幸)の賛成討論(請願第21号).....	237
1 審議結果.....	239
1 日程第3 議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決).....	241
1 議会運営委員長(柳井二生)の説明(委員会提出議案第1号).....	241
1 9番(江藤茂)の説明(意見書案第35号).....	241
1 追加上程議案等一覧表.....	242
1 審議結果.....	243
1 日程第4 会議録署名議員の指名.....	244
1 42番(戸山盛喜)の勇退議員代表あいさつ.....	244
1 市長(西嶋泰義)のあいさつ.....	245
閉会.....	246

一般質問一覧表
(質問者順)

平成21年3月 6日(金) 9日(月)
10日(火) 11日(水)
12日(木)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	1. 「九州一の広大なやさしさ佐伯市」の地域振興策について	市長 企画商工観光部長	河原修仁	42
2	1. 市内の複数住所地域の早期解消について 2. 非核・平和都市宣言「塔」の設置について 3. 女島・新女島地区の排水対策について	市長 総務部長 建設部長 上下水道部長	寺島孝幸	50
3	1. 大手前地域の活性化計画について ア. 計画の進ちょく状況について イ. 旧池彦跡地について ウ. 旧壽屋周辺の買収計画について エ. まちづくりの考え方について 2. 当市の住宅建築の新築状況について ア. 新築状況について イ. 住宅ローンの申込みについて	市長 総務部長 企画商工観光部長 建設部長 教育次長	矢野精幸	55
4	1. 佐伯市周遊型観光行政について 2. 財政の健全化について 3. 道路関係について	市長 総務部長 財務部長 建設部長	梶田穂積	68
5	1. 大入島活性化について ア. 水深14メートルバースに関するプロジェクトチームの提案について イ. 大入島フェリーの不便さについて ウ. 大入島トンド火まつりにについて 2. 県道佐伯蒲江線の危険箇所について ア. 県の対応について イ. 市の対応について 3. 笹良目埋立てについて	市長 企画商工観光部長 建設部長 農林水産部長	和久博至	75

6	<p>1. インフラ整備について</p> <p>ア. 東九州自動車道の佐伯・延岡間の進ちよく状況を問う。</p> <p>イ. 臼坪・小田間の217号バイパスの工事進ちよく状況を問う。</p> <p>ウ. 八幡トンネルの改善に伴う戸穴バイパスの着工目途等を問う。</p> <p>エ. 番匠川河口橋早期着工要望の報告を問う。</p> <p>オ. 県道床木海崎停車場線の進ちよく状況を問う。</p> <p>2. 市職員の選挙運動について</p> <p>ア. 告発資料の質問状について、各々見解と対応を問う。</p> <p>イ. 明らかな違反行為に対する、市の職務規程を問う。</p> <p>ウ. 当初予算交渉「職場要求、青年部・女性部独自要求」は、どのような要求があったのか問う。</p>	<p>市長 木許副市長 総務部長 建設部長</p>	<p>河野 豊</p>	<p>88</p>
7	<p>1. 周辺部対策について</p> <p>2. 企業誘致について</p> <p>ア. これまでの取組と成果について</p> <p>イ. これからの取組について</p>	<p>市長 木許副市長 企画商工観光部長</p>	<p>吉良 栄三</p>	<p>100</p>
8	<p>1. 職員の早期退職勧奨と人事の適材適所について</p> <p>2. 市政運営について</p> <p>ア. 「市民にわかりやすい市政の実現」について</p> <p>イ. 議会と二人三脚でのまちづくりについて</p> <p>3. 人材育成について</p> <p>ア. 高齢者が頑張れるまちづくりについて</p> <p>イ. 公民館分館（振興局管内）の活性化について</p> <p>4. 飛び出せ学校（遠足や校外研修について）</p> <p>5. 高速道路残土の活用について</p>	<p>市長 教育長 総務部長 企画商工観光部長 教育次長</p>	<p>肥後四々郎</p>	<p>109</p>

9	<p>1．有害鳥獣対策について</p> <p>ア．駆除報奨金について</p> <p>イ．有害鳥獣わなの名札について</p> <p>ウ．猿追い払い犬の養成について</p>	農林水産部長	矢野哲丸	125
10	<p>1．農林業に対する獣害対策について</p> <p>ア．林研グループからの要望書について</p> <p>イ．獣害捕獲の実績について</p> <p>ウ．今後の取組について</p> <p>2．ゆうゆうの里構想での防災体制について</p> <p>ア．辺地火災への体制について</p> <p>イ．防災へのPR活動について</p> <p>ウ．予算実現への取組について</p>	市長 農林水産部長 消防長	佐保 暁	130
11	<p>1．住民健康診断について</p> <p>ア．各種ガン検診の受診率向上策について</p> <p>イ．PET（ペット）検診等について</p> <p>2．新市4年を振り返って</p>	市長 福祉保健部長	村松 講一	136
12	<p>1．住宅用防災（火災）警報器の設置について</p> <p>2．特色ある学校づくりについて</p>	市長 教育長 消防長	柳井 二生	142
13	<p>1．番匠川清流条例について</p> <p>ア．清流条例の取組について</p> <p>イ．河床掘削について</p> <p>ウ．河川環境について</p>	建設部長	三浦 涉	148
14	<p>1．土木建設業界の救済策について</p> <p>2．間越漁港整備工事の発注について</p>	市長 農林水産部長	泥谷 和喜	152
15	<p>1．架橋対策について</p> <p>2．市民の足、公共交通対策について</p> <p>3．都市計画道路について</p> <p>4．少子化対策について</p>	市長 福祉保健部長 建設部長	戸山 盛喜	155

16	<p>1. 全市統一の通学費補助制度について ア. 保護者への説明について イ. 現状のままでの全市統一の考えは</p> <p>2. 幼稚園延長保育について ア. 長期休暇の預かり保育について イ. 降園時のバス利用について</p> <p>3. ふるさと納税の推進について ア. ふるさと納税の状況について イ. 啓発についてのこれからの取組について</p>	<p>市長 企画商工観光部長 教育次長</p>	村尾清一	165
17	<p>1. 定額給付金について ア. 定額給付金に対する市の考えについて イ. 取組状況について ウ. 地域経済振興策について</p> <p>2. 子育てにやさしいまちづくりについて ア. 妊婦健康診査について イ. ひとり親家庭医療費受給について ウ. 「赤ちゃんの駅」設置について</p>	<p>市長 総務部長 福祉保健部長</p>	浅利美知子	171
18	<p>1. 中心市街地活性化について 2. 子育て支援について 3. 地域へのやさしさについて 4. 地場業者への応援について 5. 市職員の市民へのサービスについて</p>	<p>総務部長 財務部長 企画商工観光部長 福祉保健部長 教育次長 消防長</p>	後藤幸吉	178
19	<p>1. 耕作放棄地対策について 2. 地域農業の課題について</p>	<p>市長 農林水産部長</p>	河野周一	191
20	<p>1. 国道217号八幡・狩生間、戸穴バイパスの早期実現について ア. 狩生・海崎間の通学路と八幡トンネルの計画について イ. 国道217号佐伯弥生バイパスの進ちょく状況について ウ. 優先順位について エ. 今後の計画と取組について</p>	<p>建設部長</p>	児玉輝彦	196

21	<p>1．高城トンネル開通以後の諸問題について</p> <p>ア．上城・下城・岸河内地区の交通量増加対策について</p> <p>イ．樫野入り口交差点の問題について</p> <p>ウ．高城トンネル内の問題について</p> <p>2．市営住宅の制度改正について</p> <p>3．第四期介護保険事業計画の問題について</p> <p>ア．4月からの認定システムの変更について</p> <p>イ．介護現場の人材不足解消について</p> <p>ウ．保険料・利用料の減免制度の導入について</p> <p>エ．原因不明で治療方法が未確立の難病患者又は介護者への支援について</p>	<p>福 祉 保 健 部 長 建 設 部 長 農 林 水 産 部 長</p>	高 司 政 文	200
----	---	--	---------	-----

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 3 月 2 日

第1回 佐伯市議会定例会会議録(第1号)

平成21年3月2日(月曜日) 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

2番	高橋香一郎	3番	川野紀久雄
4番	曾宮司好	8番	後藤幸吉
9番	江藤茂	10番	清家好文
11番	矢野精幸	12番	矢野哲丸
13番	河原修仁	14番	宮脇保芳
15番	佐保曉	16番	小野宗司
17番	肥後四々郎	18番	榊田穂積
19番	村尾清一	20番	井野上準
21番	河野豊	22番	下川芳夫
23番	柳井二生	24番	泥谷和喜
25番	菅原忠	26番	和久博至
27番	日高嘉己	28番	渡邊邦壽
29番	日染矢玉夫	30番	児玉忠義
31番	甲斐迪彦	32番	狩生寿一
33番	廣瀬精一郎	34番	吉良栄三
35番	高司政文	36番	浅利美知子
37番	河野周一	38番	玉田茂彦
39番	村松周一	40番	児玉輝彦
41番	松田清徳	42番	戸山盛喜
43番	寺島孝幸	44番	土師辰英

欠席議員の氏名

1番 三浦 渉

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	長	西木武大	嶋許田鶴住崎本井野	泰政厚隆直成慎修伸	義信博己太治誠一実生	上教上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目見水江	水道防	長	戸川伊白御手山曾河甲江戸	高	公弘宇三茂隆健盛滿幸一	人	嗣実達二清喜義一徳
	市市育務部	長	西木武大	嶋許田鶴住崎本井野	泰政厚隆直成慎修伸	義信博己太治誠一実生	上教上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目見水江	水道防	長	戸川伊白御手山曾河甲江戸	高	公弘宇三茂隆健盛滿幸一	人	嗣実達二清喜義一徳

議事日程第1号

平成21年3月2日(月曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 諸般の報告(イ)委員長報告(質疑、討論、採決)
(ロ)地方自治法第125条の結果報告
 - 第3 議案の上程
 - 第4 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第5 議案質疑
 - 第6 予算特別委員会の設置
 - 第7 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 諸般の報告(イ)委員長報告(質疑、討論、採決)
(ロ)地方自治法第125条の結果報告
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第5 議案質疑
 - 日程第6 予算特別委員会の設置
 - 日程第7 議案の委員会付託
-

午前10時00分 開会

議長(児玉忠義) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。ただいまから、平成21年第1回佐伯市議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(児玉忠義) 日程第1、会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
今期定例会の会期は、本日から25日までの24日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。
よって、会期は24日間と決定いたしました。

日程第2 諸般の報告

議長(児玉忠義) 日程第2、諸般の報告を行います。
閉会中継続調査として、地域開発調査特別委員会、観光開発調査特別委員会にそれぞれ付

託されました調査2件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

地域開発調査特別委員長、梶田穂積君。

地域開発調査特別委員長（梶田穂積） おはようございます。地域開発調査特別委員長の梶田穂積でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第7号、地域開発に関する件については、この度、調査を終了することに決しましたので、これに至る経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

本特別委員会が設置されて以降、4回にわたって中間報告を行ってまいりましたが、我々議員の任期満了と同時に、付託された案件が消滅することを踏まえ、去る2月10日に委員会協議会を開催し、今後の委員会の進め方について協議いたしました。

その結果、議会から付託されている以上、本特別委員会の目的に沿って最新の情報を調査するとともに、提言を行い、自ら調査を終了する方針を決定いたしました。あわせて、この提言案について取りまとめを行ってきたところでございます。

この方針に沿って2月18日は委員3名欠席のもと、委員会を開催し調査いたしましたので、明らかとなった点について簡潔に申し上げます。

まず、新庁舎建設については、新たな耐震補強の可能性について調査したが、耐震補強は無理であること。庁舎を建てる場合には、合併特例債に代わる有利な財源はないこと。今後、第3回の審議会を開き、財政状況等を説明し意見を聞き、これを踏まえ今後の対応を図ること。

次に、大手前開発計画について及び城山周辺環境整備については、関連があるため一括議題とするなか、まず歴史資料館建設については、先の12月議会において当該用地の建物等取得議案が否決となったものの、その反対理由のすべてが歴史資料館建設自体に反対しているものではないことから、執行部としては、反対理由を整理しながら早い時期に構想案の作成を行い、議会に説明する準備を進めていること。この3月議会中に議案を再度提出するかどうか、現時点では決まっていないこと。

文化会館建設については、長期総合教育計画において「市民会館の建設を促進する。」と明記しているが、執行部として場所や規模など具体的な意見の一致が図られていないこと。

大手前開発については、方向性が定まっていない民間開発部門において2月23日に地権者会が発足することになっていること。また、中心市街地活性化基本計画については、新たに駅前・港地区開発の方向性を検討することになっており、県の港湾計画との整合性を保ちながら進めること。この基本計画の認定については、現在ネックとなっている大手前開発の民間開発部門と駅前・港地区開発について調整を行い、今年の秋に計画書を国に申請し、遅くとも平成21年度中に認定を受ける予定であること。

城山周辺環境整備については、山際線の旧山中邸から養賢寺までの区間について、全面石畳舗装を行う方針で現在実施設計を行っており、平成21年度に着工する予定であること。

以上、述べたことが調査において明らかとなった点でございます。

この調査を終えたのち、中心市街地を取り巻く情勢等を踏まえ、先に述べた「提言案について」を議題とし、改めて委員に諮った結果、この提言については、全会一致で本特別委員会の意思とすることに決しました。

この意思決定を受け、執行部に対し提言を行いましたので、その全文について朗読いたし

ます。

中心市街地活性化に関する提言

本特別委員会は、平成19年9月26日に設置され、以降8回にわたり委員会を開催し、中心市街地活性化に関する件について調査・検討を重ねてきた。

これまでの調査を踏まえ、考察と併せて、以下のとおり提言する。

まず、市長の諮問機関である佐伯市庁舎建設審議会の動向について触れる。

平成19年12月21日、佐伯市庁舎建設審議会条例が可決され、これに基づき、翌年2月27日に第1回佐伯市庁舎建設審議会が開催されている。市長が諮問した内容は、1、佐伯市庁舎建設についての必要性について、2、建設が必要であると認められる場合、建設場所の選定について及び基本構想の作成について並びに新庁舎の設計について、となっており、同日、新庁舎建設の必要性については、全会一致で認められている。

その後、4月22日に開かれた第2回佐伯市庁舎建設審議会では、建設場所について審議を行った結果、現在の場所で概ね理解は得られたが、最終的な結論は、もう少しいろんな角度から見て判断するとしており、まちづくりや財政面の資料を提示し、再度審議することになっている。

このような状況と並行して、昨年5月27日、本特別委員会は、新庁舎建設に関し、その必要性を認めることについて異議がない旨決定した。その後、新庁舎建設が市財政に与える影響について注視を要することから、8月19日に新庁舎建設に関する提言を行った。

11月26日、執行部から、その検討結果が本特別委員会に提示され、中期的な財政シミュレーションの内容が明らかとなった。その結果、合併特例債が利用可能な平成26年度までに完成するという、当初説明していた建設スケジュールを、先送りはやむを得ないとするものである。

新佐伯市では、初めて積上げによる財政シミュレーションを行ったとのことで、本市の財政推計のあり方そのものが問われている。まず、中期的な財政シミュレーションを行った上で、審議会を立ち上げるべきではなかったのか。さらに、今年3月までに基本構想をまとめ市民に公表する、としていた発言は何だったのか。第3回の審議会は11か月ぶりに開かれようとしている。

また、合併特例債の償還期間が10年のため、後年度にかかるダメージが大きい旨の説明をしているが、これは佐伯市の都合で、この年限を設定しているに過ぎない。この庁舎の大型プロジェクトについては、耐用年数が50年であることを勸案し、世代間の負担公平の観点から、例えば償還期間を30年ないし40年とし、県知事の同意を得ることが必要である。このことは、後年度負担となる単年度の公債費を抑えることにほかならない。いわば義務的経費の抑制策でもあり、場合によっては窮地を乗り越える方策にも成り得る。むろん、財政状況が良いのであれば話は別である。

さらなる「事業の選択と集中」はもとより、あらゆる策を講じたにもかかわらず、乗り越えるだけの体力がないと判断すれば、これは市民に負担が掛かってくる問題であるので致し方がない。しかし、その作業をおろそかにして千載一遇の好機を逸することがあってはならない。いずれにしても、執行部として市庁舎をどのようにするのか、早期の判断が求められる。

大手前開発計画や城山周辺環境整備についても課題は山積している。全体的な将来像を見

出せないままに進められている気がしてならない。歴史資料館建設を巡る仮寄託品の行方や平成24年3月31日で賃貸契約が切れる佐伯文化会館敷地の問題、さらには遊休市有地の利活用問題などがそうである。特に箱物の配置については、先見の明をもって総体的なまちづくりの青写真が必要である。その上で進めていかなければ、結果として旧山中邸跡地と同じ二の舞を演ずることになりかねない。

以上述べてきたことに関し、一考頂ければ幸いである。

市当局においては、中心市街地をマクロ的に「鳥の目」としてとらえ、将来を見据えた箱物の配置等について構想案として描くとともに、実施に当たっては財政状況を勘案しながら合併特例債の償還期間を施設の耐用年数に応じ弾力的に運用するなど、あらゆる手段を講じ、後世に責任の持てる中心市街地の形成を図るよう強く望むものである。

平成21年2月18日

地域開発調査特別委員会

この提言を行ったのち、同提言を市長あての文書でもって執行部に提出いたしました。

以上の経緯を踏まえ、調査終了についてを議題とし、討論、採決の結果、調査第7号、地域開発に関する件については、調査を終了することに決し、委員会を閉じたところでございます。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上であります。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、観光開発調査特別委員長、肥後四々郎君。

観光開発調査特別委員長（肥後四々郎） おはようございます。観光開発調査特別委員長の肥後四々郎でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております、調査第8号、観光開発に関する件について、去る2月19日、委員1名欠席のもと委員会を開催し、調査いたしましたので、その概要及び結果につきまして、御報告をいたします。

今回の委員会では、調査項目『観光振興について』のうち、地場産業との連携について、振興局との連携について、人材育成について、以上三つを議題とし、執行部の説明を受けました。

まず初めに執行部から、地場産業との連携についてと、振興局との連携については、関連があるということで合わせて説明がありました。

地場産業との連携ということで、観光事業を企画する上で、常に地場産業を中心とした事業展開を考えている。第1次産業の農林水産業、第2次産業の食品加工業、第3次産業のサービス業とうまく連携が取れるような事業を行い、その代表とする事業が、食観光（三海道）として、東九州伊勢えび海道・ぶんご井海道・黒潮の極佐伯寿司海道である。また、昨年11月に開催した九州一佐伯食と文化の祭典や、12月に福岡市で開催した食と観光のまつりイン福岡は、地元産品のPRを主に、地場産業との連携により行った事業である。今後は、地酒・地焼酎を地元の皆さんを始め、多くの方に知っていただくために『地酒・地焼酎と郷土料理を楽しむ会』を企画している。さらに、高速開通後予想以上の入り込み客が

ある海岸部への客数に比べ、山間部への客数が少なく、山間部への入り込み客の増を図るためイノシシ・シカ・アユ・カニ・シイタケ等を生かし、グルメと何かを組み合わせたミニツアーを企画していきたい。

振興局との連携については、前述の事業も振興局と連携を取りながら進めているが、これからは、より一層連絡を密にし連携を深めていきたいとの説明がありました。

これに対して委員から、食観光を全面に打ち出すのであれば、年間を通じての事業展開を考えるべきである。例えば、寒い時期に^{どんぶり}井の売上が落ちるのであれば、ごまだしうどんや鍋物を中心に売り出すなども必要ではないかと質したのに対し、執行部から、確かに食観光についての年間を通じた仕組み作りが必要である。^{どんぶり}井海道については、昨年6月28日から始め、10月からの山幸井、この3月からは春井と、年間を通して仕組み作りを行っているとの答弁がありました。

また委員から、東九州自動車道を利用した観光客が多いということで、コスモタウンに観光案内所を造り、佐伯の情報を紹介する必要があるのではないかと質したのに対し、執行部から、佐伯インター開通から国体終了まで、臨時の観光案内所を設置したが、利用者が少なかった。今後の予定としては、インフォメーション用地に、トイレと観光案内板の設置を計画しているとの答弁がありました。

また委員から、観光は人を呼び込み、そこで地元の産品を消費していただくという経済効果をねらっている。産品を作っているのは農林水産業を主体とした地場産業である。食観光という以上、観光課だけでなく農林水産部との連携を強化する必要があるのではないかと質したのに対し、執行部から、食のまちづくり条例を3月定例会に上程する予定であり、この条例が整備されれば、食を通じての佐伯のまちづくりが実践できる。第1次産業、観光、市民の健康・安全とさまざまな面で各部・各課との連携も強化できると考えているとの答弁がありました。

また委員から、山間部への誘客という意味で、全国的にも非常に高い評価を受けている清流番匠川がある。この川のイメージを積極的にPRしていただきたいとの意見が出ました。

また委員から、ミニツアー等の宣伝については、全国的に展開している旅行会社等を利用し、積極的にPRしてもらいたいとの意見が出されました。

また委員から、各振興局管内には、設備の充実したバンガローが整備されている。バンガローに宿泊し、イノシシやシカ等普段口にできないような料理を提供する格安のミニツアーを企画したらどうかとの意見が出されました。

また委員から、各地域には、ツバキ・アジサイ・コスモス・ハマユウ・モミジ等の植栽がある。癒しや安らぎを求めて来られる方も多いと思う。箱物を造るのではなく、このような自然を生かした方策も考えてほしいとの意見が出されました。

次に執行部から、人材育成についてということで、観光ガイドについては、昨年3月に32名で、さいき観光ガイドの会を立ち上げましたが、高速開通以来の入り込み客の多さや、地域的な偏りもあり、現在再募集を行っている。また現在作成中の観光案内の手引書を活用し、来年度はガイドのレベルアップに取り組んでいきたい。ガイド料については、現在無料でとしているが、4月からは手当や会の運営費に当てるよう有料にしていく。そのほかツーリズムの推進について、国のモデル事業として、子ども農村漁村交流プロジェクト事業を行っており、ブルー・ツーリズムの育成や、グリーン・ツーリズムの掘り起こしをするた

め、各地域へ伺いながら勉強会を開催している。また、県南部振興局と連携して、民間の人たちを集め、南部ツーリズム研究会を発足させ、ツーリズムについての勉強を行い、人材育成を図るとともに、民間の意見の吸い上げも行っているとの説明がありました。

これに対して、委員から、各地域の様々な観光スポットは、観光施設としてだけでなく地域の財産として誇れるものである。この地域財産を小・中学生に紹介し、自分たちの住む地域の良さを知ってもらえるような企画も必要ではないかと質したのに対し、執行部から、市内の山間部の学校が海の体験を行うなどの企画を教育委員会に申入れており、実施予定であるとの答弁がありました。

また委員から、観光ガイドについては、入り込み客の増加により負担が大きくなっている。ガイドを行うことにより、ある程度の収入が得られるようなシステムを確立し、ガイド数を増やす必要があるのではと質したのに対し、執行部から、ガイドの手当の額については、会の中で十分論議していきたいと答弁がありました。

これに対し、委員から、ガイドの育成を行う上でも、母体となる、さいき観光ガイドの会をしっかりとした組織に作り上げる必要がある。行政として十分にサポートしてほしいとの意見が出されました。

また委員から、人材育成として、各地域には、自分たちが住んでいる地域を元気にしたいと考えている人がいるはずである。ガイドだけではなく、そういう人たちの掘り起こしをし、観光施策の推進とともに地域の活性化にも取り組んでいただきたいとの意見が出されました。

その他活発な質疑、答弁が交わされました。

ここでいったん委員会を休憩し、協議会での協議の結果、観光開発調査特別委員会については、調査を終了する方向性が示されました。その後委員会を再開し、採決を行い、全員異議なく、調査第8号、観光開発に関する件については、調査を終了することに決しました。

以上、調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れなどがございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。終わります。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

ただいま、地域開発、観光開発、各調査特別委員長報告において調査終了の報告がありました。

よって、調査第7号及び調査第8号、以上2件の調査終了についてを一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより調査2件を一括して調査終了の採決を行います。

地域開発、観光開発、各調査特別委員長報告のとおり、調査2件は、それぞれ調査を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、地域開発、観光開発、各調査特別委員長報告のとおり、調査2件は、それぞれ調査終了とすることに決しました。

次に、地方自治法第125条に基づく請願の処理の経過及び結果につきまして御報告いたします。

平成20年第2回定例会において採択されました請願第18号、佐伯市公共工事の入札契約制度に関する請願につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりであります。

日程第3 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第1号から第70号まで及び諮問第1号から第3号まで、計73件でございます。

平成21年第1回佐伯市議会定例会上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第 1 号	平成21年度佐伯市一般会計予算
第 2 号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計予算
第 3 号	平成21年度佐伯市老人保健特別会計予算
第 4 号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算
第 5 号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計予算
第 6 号	平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算
第 7 号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算
第 8 号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算
第 9 号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計予算
第 10 号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算
第 11 号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 12 号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算
第 13 号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算
第 14 号	平成21年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算
第 15 号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算
第 16 号	平成21年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算

第 17 号	平成21年度佐伯市水道事業会計予算
第 18 号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計予算
第 19 号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第 3 号）
第 20 号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 21 号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 22 号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 23 号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 24 号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 25 号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 26 号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 27 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 28 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 29 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 30 号	平成20年度佐伯市水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 31 号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 32 号	佐伯市個人情報保護条例の一部改正について
第 33 号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
第 34 号	佐伯市防災会議条例の一部改正について
第 35 号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について
第 36 号	佐伯へりポートの指定管理者の指定について
第 37 号	佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について
第 38 号	佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について
第 39 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
第 40 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
第 41 号	佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第 42 号	佐伯市心身障害者福祉手当条例の一部改正について
第 43 号	佐伯市心身障がい者タクシー料金の助成に関する条例の制定について
第 44 号	佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 45 号	佐伯市児童館条例の一部改正について
第 46 号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について
第 47 号	なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について
第 48 号	佐伯市老人福祉センター条例の一部改正について
第 49 号	佐伯市はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例の一部改正について
第 50 号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について
第 51 号	佐伯市介護保険条例の一部改正について
第 52 号	佐伯市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

第 53 号	佐伯市学校給食センター条例の一部改正について
第 54 号	佐伯弓道場の指定管理者の指定について
第 55 号	佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について
第 56 号	財産の取得について（平成20年度弥生学校給食センター用品）
第 57 号	佐伯市食のまちづくり条例の制定について
第 58 号	佐伯市本匠もくもく館条例の一部改正について
第 59 号	佐伯市体験公園亀の甲なおかわ条例の一部改正について
第 60 号	佐伯市営第 2 駐車場の指定管理者の指定について
第 61 号	佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について
第 62 号	佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定について
第 63 号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について
第 64 号	佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について
第 65 号	大入島食彩館の指定管理者の指定について
第 66 号	佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について
第 67 号	佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について
第 68 号	佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について
第 69 号	公有水面埋立てに関する諮問について（上浦大字最勝海浦）
第 70 号	佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について

諮 問

番 号	件 名
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者岩崎弘）
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者藤原重人）
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者成松稔）

日程第 4 施政方針並びに提案理由の説明

議長（児玉忠義） 日程第 4、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。平成21年第 1 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政の諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 緊急雇用対策等の取組について

米国のサブプライムローン問題に端を発した、100年に一度といわれる世界規模の急激な景気の悪化により、国内では派遣労働者を始めとする労働者の解雇等が、大きな社会問題となっております。

本市においても、昨年末から今年にかけて、自動車関連企業や I T 関連企業を中心に数十人規模の解雇や雇いやめ、さらには、パート労働者の労働時間短縮等の雇用調整が行われております。

市では、昨年末の12月26日に急きょ緊急相談窓口を設置し、失業者からの雇用相談や事業者からの金融相談等を受けておりますが、特に事業者の金融相談件数が激増しているのが現状です。

先行きが見えない現下の厳しい経済情勢の中で、今後も中小企業の経営悪化や、それに伴う失業者の増加が懸念され、市としては、国の景気・雇用対策を積極的に活用して市経済へのでこ入れや新規雇用の創出を図るとともに、今後も関係機関との連携をより密にしながら、できる限りの景気・雇用対策を行ってまいります。

2 機能別消防団員制度の導入と直川消防団応援隊の結成について

近年、住民の労働形態の変化や核家族化、過疎高齢化などにより消防団員の不足が全国的な問題となっております。本市におきましても、同様の理由に加え、特に周辺部の地域で、これまで団員であった旧役場職員が異動又は減員したことも重なり、昼間の消防力が衰えつつあります。

そこで周辺部の地域の昼間における消防力を確保するため、機能別消防団員制度を導入し、52人の市職員が本年1月1日付けで入団いたしました。機能別消防団員は、各地域の消防団に所属し、昼間の火災発生時には現場に駆けつけ、消防署や地元消防団員とともに消火活動を行います。今後は、消防団経験者の皆さん等にも加入をお願いし、消防力の向上と若い団員への技術継承を図っていきたくと考えております。

また、直川地区では、同じく1月1日付けで地元消防団OBを中心とした「直川消防団応援隊」が結成されました。柳井道則隊長以下112人の方々に組織され、初期消火活動や消防団到着後の後方支援活動等の取組が期待されております。住民自らの参画と連帯により地域社会の安全を守り、安心して暮らせる地域づくりを進めようとするこの消防団応援隊の取組が、他の地域にも広がるよう働き掛けていきたくと考えております。

3 ケーブルテレビ網を活用した防災対策の強化と情報化の推進について

本市は、面積が広大で災害が多い地域であり、さらには、今後30年の間に東南海・南海地震が高い確率で発生すると危ぐされていることから、私は、市長就任以来、防災対策を最優先課題の一つと位置づけ、取り組んでまいりました。

その一環として現在、ケーブルテレビの光ファイバー網を活用した防災対策や情報化の強化を進めておりますが、その一部が本年3月以降、順次、運用開始できる見通しとなりました。

このうち、防災スピーカーの設置につきましては、人工衛星を使った全国瞬時警報システム「J-^{アラート}ALERT」の津波警報を瞬時に市内各地の住民へ伝えるもので、県内では初めての整備となります。まず平成20年度は、住民に告知する防災行政無線設備がない旧佐伯市内のうち、津波の被害が想定される地域を優先して防災スピーカーを67か所に設置いたしました。また、各振興局にある防災行政無線や音声告知施設をケーブルテレビ網により接続し、一斉告知ができるようにいたします。なお、通常時には地区ごとの放送施設としても利用が可能です。

今後、平成21年度に防災行政無線のない上浦地域と鶴見地域の計43か所、平成22年度には旧佐伯市地域の未整備地区59か所に整備し、市内のほぼ全域を網羅することにしております。

また、防災カメラの設置も行っております。これは台風や大雨などの際に、主要地点の

道路の冠水状況や海岸付近の道路の越波状況をケーブルテレビの自主放送チャンネルで見ることができるようにするものであります。市内の30か所にカメラを設置し、国土交通省の河川ライブカメラ2台と合わせ、32台のカメラで現地の様子を映します。なお、このカメラ映像の放送は災害時などに限定して実施し、録画は行わないことにしております。

このほか、行政情報や防災情報などをテレビ、携帯電話、パソコンなどを通じて市民へ発信したり、携帯電話等により市職員及び消防団員へ参集メールを発報することができるシステムの構築のほか、自主放送チャンネルのデジタル化も行っております。

これらについては、自主放送チャンネルのデジタル化を本年3月から実施しており、防災スピーカーや防災カメラなどは本年4月から運用開始する予定であります。

4 シカ被害等の対策について

全国的に有害鳥獣被害が増加する中で、本市においても特にシカ、サルによる農林業被害が年々深刻化しており、市としても喫緊に解決すべき課題として取り組んでおります。

平成20年4月から12月までの主な被害状況は、農作物被害2,700万円のうちシカによる被害がその約半分、サルによる被害がその約4分の1を占め、スギ・ヒノキの食害を中心とした林業被害360万円は、その大半がシカによる被害であります。

本市では、毎年、有害鳥獣捕獲事業を実施しており、鳥獣の捕獲者に対し、イノシシについては6,000円、シカについては8,000円、サルについては3万円の報償金を支払っております。近年、特にシカ被害が深刻なことから、今年度は、9月及び10月の2か月間をシカの捕獲強化月間と位置づけ、森林組合からの寄附金も活用して従来の捕獲報償金を1頭当たり8,000円から1万円に増額しました。その結果、捕獲強化月間内だけで1,131頭のシカを捕獲し、今年度の有害鳥獣捕獲事業によるシカの捕獲数は、2,200頭に達しております。この捕獲数は、前年度のほぼ倍となるものであります。

この結果を踏まえ、市としては引き続きシカの捕獲強化月間での捕獲報償金の上乗せ補助を行い、捕獲数の増加を目指すこととしております。また、市内全域で被害が増加しているサルの対策についても、引き続き市単独による捕獲事業を継続いたします。

さらに、捕獲数の増加につなげるため、シカ肉等の付加価値商品の開発を目指した協議会を平成21年度に設置して、処理・解体方法を含めた検討を進めていくことにしております。

5 佐伯市バイオマスタウン構想の認定について

本市では「佐伯市バイオマスタウン構想」の策定に取り組んでまいりましたが、このほどバイオマス・ニッポン総合戦略会議で認められ、去る2月27日に農林水産省から公表されました。

この構想は、間伐材や家畜の排泄物などの、いわゆるバイオマスといわれる再利用可能な有機物を燃料や肥料等として総合的に利活用することで、地球温暖化の防止や循環型社会の形成及び新たな雇用の創出による地域活性化等に寄与するものであります。

今後、本市の豊かな森林資源などを生かした、具体的な取組を進めてまいります。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案31件、予算外議案39件及び諮問3件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

1 市政執行の基本的な考え方と平成21年度予算編成方針について

市民の皆様のご支持をいただき、私が合併間もない新佐伯市の市政をお預かりして4年が経過しようとしております。就任以来、「市民にわかりやすい市政の実現」と「行財政改革の推進」を大きな目標として、新市の行財政基盤の確立や市民生活の安定、地域の活性化等を目指し全力を挙げて取り組んでまいりました。

「市民にわかりやすい市政の実現」では、各地域でのタウンミーティングの開催やパブリックコメント、各審議会の公開といった諸施策の導入により、市民の皆様幅広く市政の情報をお知らせする一方、その声をお聴きし、できる限り施策に反映させる「開かれた市政」を実施してまいりました。

また、「行財政改革の推進」では、合併後の新市の財政状況が極めて深刻な状況にあったことから、市長就任後、緊急に佐伯市行財政改革推進本部を立ち上げ、「平成21年度末の取崩し型基金の残高を20億円以上保有する。」、「平成21年度末の職員数を1,100人以下とする。」という二つの基本方針を掲げた「佐伯市行財政改革推進プラン」の策定を早急に行い、その実行に取り組んでまいりました。

そして、職員給与費のカット等による総人件費の抑制、特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理者制度への移行、保育所の民営化など様々な取組を行った結果、取崩し型基金の残高が、現時点で62億8,000万円程度見込まれ、さらに、職員数も平成21年度当初で1,076人を見込まれるなど、計画期間を1年残して目標値をほぼ達成する見通しとなっております。

このように、行財政改革の効果は明確に現れており、市町村合併当時の危機的な財政状況からは、着実に改善の方向に進んでいるものと考えています。一方で、学校施設の建設など真に必要な事業は着実に実施し、水道料金やケーブルテレビ使用料等の統一など合併前から懸案事項として残されていた課題も調整してまいりました。さらには、財政改善の果実として、平成20年度には新市発足以来初の積極予算とし、未就学の子ども医療費無料化を始め新たな施策も実施してまいりました。これも議員諸氏始め、市民の皆様のご理解・御協力の賜物であります。

しかしながら、国内の経済雇用情勢は非常に厳しさを増しており、正に先行きが見えない状況となっております。このような中、国は積極的な景気対策に取り組む一方で、巨額の財政赤字を背景に財政健全化の努力を今後とも継続していくこととしております。

本市においては、少子高齢化に伴う社会保障費の増大を始め、財政負担の増大を伴う様々な課題が山積しており、厳しい財政状況であることに変わりはありません。さらに、市の経済状況も厳しさを増しております。引き続き行財政改革により行政のスリム化を図りつつ、時代の変化に確実に対応できる行財政運営を行っていかねばなりません。

さて、国が策定した平成21年度地方財政計画の規模は、前年度比1.0%のマイナスであります。地方交付税の総額は、前年度比2.7%の増額となっております。また、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は81.7%の増額となっており、合計で20兆9,700億円と、前年度比15%の増額の計画が示されております。

一方、本市の歳入におきましては、昨今の経済情勢から市税が減収となることが予想され、引き続き行財政改革により行政コストの削減を進め、安定的な行財政運営に懸命に取

り組んでまいりたいと考えております。

また、本年4月中旬には佐伯市長選挙が予定されていることから、今回は骨格予算としての予算編成を行っております。

以上、基本的な考え方に立ち、平成21年度予算編成を行いました。現下の厳しい財政状況を踏まえ、経常的な事務経費はこれを抑制する一方、社会資本整備を始め市民福祉の向上に効果的である事業につきましては、可能な限り予算を計上しております。

2 平成21年度予算の概要について

まず、一般会計予算の総額は406億800万円であります。また、特別会計予算の総額は22億4,406万1,000円、企業会計予算の総額は31億8,824万9,000円あります。

このうち、議案第1号「平成21年度佐伯市一般会計予算」の歳出予算につきまして重点事業を中心に、その概要について御説明申し上げます。

(1) 行財政改革の実現及び市民にわかりやすい市政の実現

公立保育所の民営化・統廃合につきまして、平成20年度の佐伯保育所及び長島保育所の民営化に続き、平成21年4月から弥生保育所及び弥生保育所分園の運営を「特定非営利活動法人 子ども未来ネット弥生」に、松浦保育所を「社会福祉法人 大日寺福祉会」に移管することとしております。また、本匠西保育所と本匠東保育所を統合し、新たな保育所を整備することとしております。

さらに、職員給料や管理職手当のカットを引き続き実施し、臨時職員及び嘱託職員の配置見直し等を行うことで、更なる人件費の抑制を図る方針であります。

市民にわかりやすい市政の実現につきましては、引き続きパブリックコメントなどを実施することとしております。

(2) 過疎対策及び旧町村地域への支援等

平成20年度から開始した黒沢・岸河内線のコミュニティバスの実証運行を平成21年度も引き続き実施するとともに、新たに弥生や本匠地域等でも実証運行を行うこととしております。さらに、生活バス路線を維持するため大分バス株式会社に対し補助を行うほか、蒲江～深島航路の維持を目的に航路事業者に対し、離島航路経営安定化資金を貸し付けるための経費を計上しております。

また、過疎高齢化が進む地域への支援策として、新たに地域支援員（ゆうゆうサポーター）を導入し、モデル的に本匠及び宇目の両振興局に2人ずつ配置することとしております。この事業は、地域支援員が当該地域を巡回訪問し、日常生活の不便さを解消するための支援等を行うことで、地域の人々が安全・安心にゆうゆうと生活できることを目指すものであります。

旧町村地域への支援では、各地域の活性化を目指したソフト事業を行う「旧町村部地域パワーアップ事業」について引き続き所要額を措置しております。また、ハード面では、緊急を要する市道等の生活関連道路の維持補修及び災害復旧等を対象とした「地域緊急対策事業」を引き続き実施することとしております。

そのほか、旧町村地域における生涯学習の機会の拡充や生涯スポーツの推進を図るため、「地域教育力強化事業」についても、引き続き所要の措置を講じております。

(3) 生活環境対策、少子高齢化対策及び保健福祉対策

生活環境の整備事業などでは、現在、火葬場の統廃合を進めており、今回、先の12月

定例会において廃止の議決をいただきました「鶴見火葬場」及び「米水津火葬場」の解体工事設計業務委託に要する経費等を計上しております。

少子化対策では、放課後児童クラブ「つるおか子どもの家」の施設が老朽化し、また地域人口の増加により待機児童が発生していることから、同クラブの建物を新たに建築することとし、所要の経費を計上しております。

高齢者に対する施策では、ひとり暮らしの高齢者等が地域の中でいきいきと暮らしていけるように気軽に立ち寄れる施設「さいき茶の間」の設置・運営に要する経費を計上しております。

保健福祉対策では、妊婦の健康診査に対する助成の回数を現行の5回から14回に増やし、安心・安全な出産を支援してまいります。

(4) 観光対策、商店街対策、中小企業対策及び雇用対策等

観光対策では、由布市、臼杵市及び津久見市の観光協会との連携を強化し、引き続き「食」観光の推進を図るための助成措置を講じております。あわせて、高速道路を利用した福岡圏域からの誘客を図るため、モニターツアーや現地でのイベント開催等を予定しております。

商店街対策としては、シルバー人材センターが仲町商店街で実施する高齢者生活援助サービスについて支援措置を講じております。また、雇用情勢の悪化に伴いジョブカフェの利用者が急増しているため、引き続き商工会議所に運営委託するとともに、事務所を現在の商工会議所から仲町商店街内に移転し、利用者の利便を高めると同時に、商店街を訪れる人々の増加を図ります。

中小企業対策では、セーフティーネット保証の認定基準が広がったことに伴い、信用保証協会保証料補給金を増額しております。また、県南地域の高度部品加工企業の集積の促進、技術者育成の支援及び地場企業が行う技術開発等への支援を引き続き行います。

雇用対策では、国の緊急雇用創出事業等を活用し、平成21年度において約90人の雇用確保を図る予定であります。

(5) 農林水産業の振興

農業の振興では、中山間地域総合整備事業に要する経費を措置しております。これは、従来の蒲江地区に加え、新たに木立、青山、本匠、宇目、直川、鶴見及び米水津地区を「中山間地域総合整備事業佐伯地区」と位置づけ、農業生産基盤や生活環境基盤の整備等を行い、安定的な農業経営の確立を目指すものであります。事業初年度の平成21年度は、実施計画書を策定することとしております。このほか、平成20年度に実施計画を策定した農村振興総合整備事業等に対し所要の措置を講じております。

林業振興につきましては、佐伯地域材の需要の拡大を図るため、住宅の建築の際の梁・桁はりに係る費用の一部を補助するとともに、佐伯木材協同組合が木材乾燥機を整備するに当たり、補助金を交付することにしております。

また、里山エリア再生交付金事業等により林道開設を引き続き行うほか、有害鳥獣の被害対策等につきましても、引き続き助成するための予算措置を行っております。

漁業の振興では、霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業を始め、継続事業として行っている各漁港整備事業等に対し、引き続き必要額を計上しております。また、豊後水道海域でとれたアジ・サバ等を新たな冷凍技術を用い、中国へ出荷する試みに対し、所要の措

置をしております。

そのほか、各種種苗放流助成を行うなど、漁業振興の推進を図る諸施策について所要の措置を講じております。

(6) 社会資本の整備

社会資本の整備では、東九州自動車道佐伯インターチェンジのアクセス道路として市道臼坪女島線の道路及び街路事業を引き続き行うほか、新たに市道沖松浦線の道路新設改良事業に着手するため測量調査委託費を計上しております。これは現行の二又トンネルが狭いことによる交通不便の解消等を図るもので、合併前からの懸案事項でもあります。このほか、市内の各地域間を結ぶ循環型の道路整備に対し、所要の措置を講じております。

住宅対策では、城西団地建替事業が平成21年度で最終年度となり、同団地に児童遊園を整備することとしております。また、公営住宅の地上デジタル放送対応に要する経費や木造住宅の耐震診断を行った住宅所有者に対し、補助金を交付する経費について計上しております。

そのほか、橋梁、河川等市民に直結した社会資本の整備を進めるための予算措置を講じております。

(7) 防災～安心・安全のまちづくり

防災対策では、防災システム整備事業に要する経費を計上しております。この事業は、上浦地域及び鶴見地域に津波情報を瞬時に伝達する防災スピーカーを整備するものであります。これにより、佐伯市内における津波浸水想定地域すべてにこの防災スピーカーが設置されることとなり、本市の防災体制がより強化され、また、市民の生命・身体・財産の安全を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業等に要する措置を講じるほか、消防庁舎の建設に要する経費についても引き続き計上しております。

そのほか、上浦地域及び蒲江地域の海岸部6地区に、津波等の災害時の対応策として、食料や防災資機材を保管する倉庫を設置することとしております。

(8) 教育の充実

学校教育の振興対策では、宇目統合小学校校舎整備事業及び鶴岡小学校教室棟・特別教室棟改築事業に要する経費を計上するとともに、下堅田小学校屋内運動場、佐伯東小学校管理特別棟、佐伯城南中学校特別教室棟及び下堅田幼稚園園舎について、大規模改造事業や耐震補強事業に要する経費を計上しております。このほか、各小中学校施設の老朽化が著しい箇所、危険度の高い箇所を優先して整備することとしております。

このほか、「子どもが楽しく学べる学校」、「保護者が安心して通わせることができる学校」及び「地域の方々が誇りをもてる学校」の具現化を目指し、特色のある学校づくりの充実を図るため所要の措置を講じております。

社会教育の充実では、市内各地区公民館の老朽化が著しい箇所や危険度の高い箇所の整備に可能な限り予算措置を行うとともに、自動体外式除細動器(AED)を市内各地区の公民館すべてに設置いたしました。また、平和祈念館屋上防水工事等について予算措置をしております。

体育保健関係については、総合運動公園での大学・社会人野球の春期キャンプにおいて要望の強い、常設の屋外ブルペンを同公園内に設置することとしております。

このほか、重岡調理場及び小野市調理場を直川学校給食共同調理場に整理統廃合をするための施設整備に要する経費を計上しております。

以上が本予算の概要であります。その主な財源といたしまして、

市 税	73億5,201万7,000円
地方譲与税等	13億7,460万円
普通交付税	161億円
特別交付税	12億円
国庫支出金	36億481万4,000円
県支出金	28億7,429万7,000円
繰入金	5億5,080万4,000円
市 債	57億9,600万円
その他	17億5,046万8,000円

となっております。

このほか、債務負担行為20件、特別会計予算15件、企業会計予算2件を提案しておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

3 平成20年度補正予算について

議案第19号「平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）」につきましては、24億540万2,000円を計上いたしております。

今回の補正は主に、急速な社会情勢の変化に対応するための生活対策として、国の施策に連動し、本市の経済状況の改善や地域活性化を図るため、各種事業に対して予算措置するものであります。また、各事業費の確定に伴う所要の調整及び各特別会計等の繰出金の調整等を行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費は13億7,396万9,000円を追加計上しております。その主なものは、いわゆる「定額給付金」の給付に要する経費やコミュニティバス車両の購入費であります。また、退職者の増加に伴う職員給与費について所要の措置をしております。

民生費は、5,341万8,000円を追加計上しております。その主なものは、一定条件を満たす子育て家庭に「子育て応援特別手当」を支給する経費や老朽化した緊急通報システムを新システムに更新するための経費等の追加計上であります。

衛生費は、1億8,110万8,000円を追加計上しております。その主なものは、簡易水道及び上水道の老朽化した配水管等の布設替え事業を、国の「地域活性化・生活対策臨時交付金」を財源として行うに当たり、簡易水道事業特別会計繰出金及び水道事業会計繰出金を増額したものであります。

農林水産業費は、1億6,127万7,000円を追加計上しております。その主なものは、農道、林道、漁港等の改修・補修等に要する経費の計上と、各事業費の確定に伴う所要の調整であります。

商工費は、6,883万1,000円を追加計上しております。その主なものは、直川憩の森公園や米水津地域の空の公園を整備するための経費の追加計上であります。そのほか、地方卸売市場事業特別会計に対する繰出金を増額しております。

土木費は、5億1,300万3,000円を追加計上しております。その主なものは、市内一円の

道路橋梁、雑排水路、河川等の整備に要する費用や、白坪川に架かる月見橋の補修工事等に要する経費等の追加計上であります。

消防費は、8,000万円の追加計上しております。その主なものは、防災災害用トランシーバーの設置や新型インフルエンザ感染等対策セットの購入に要する経費等の計上であります。

教育費は、2,620万4,000円を減額しております。その主なものは、事業費の確定に伴う下堅田小学校校舎整備事業費及び宇目統合小学校校舎整備事業費の減額措置であります。このほか児童・生徒の安全面を配慮して、小中学校に設置している焼却炉の解体に要する経費を新たに計上するとともに、移動図書館車両の購入に要する経費についても計上しております。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、その主な財源といたしまして、定額給付金事業補助金、子育て応援特別手当事業補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金等を充当するとともに、そのほか財政調整基金により調整することとしております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。その結果、既決予算と合わせた平成20年度一般会計予算の総額は、470億6,827万7,000円となります。

このほか、繰越明許費及び地方債についても所要の補正をいたしております。

次に、特別会計補正予算といたしまして、10特別会計について、また、企業会計補正予算といたしましても、水道事業会計及び公共下水道事業会計について、それぞれ提案しております。いずれも説明については省略をさせていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれの提案理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第33号「佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正」につきましては、市職員の給料月額を5パーセント減額して支給する期間について、平成21年3月31日までの3年間としていたものを、平成22年3月31日まで、更に1年間延長しようとするものであります。

議案第38号「佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正」につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、本市における道路占用料の減免規定を改めるとともに、大分県及び他市等との均衡を図るため、道路占用料の額を改めるほか、規定の整備をしようとするものであります。

議案第39号「佐伯市市営住宅条例の一部改正」につきましては、城西団地C棟のしゅん工に伴い、供用を開始するため、その名称、構造、棟数、戸数、位置等を定めるほか、所要の改正をしようとするものであります。

議案第40号「佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正」につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、特定公共賃貸住宅に入居することができる者の所得基準を改めるほか、規定の整備をしようとするものであります。

議案第41号「佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正」につきましては、佐伯青山地域及び本匠地域で実施している簡易水道事業が水道事業として認可されることに伴い、これらの地域の簡易水道事業を水道事業に変更するとともに、蒲江仲川原簡易水道、蒲江竹野浦河内簡易水道及び蒲江西簡易水

道を統合し、新たに蒲江下入津簡易水道を設置しようとするものであります。

議案第42号「佐伯市心身障害者福祉手当条例の一部改正」につきましては、心身障がい者福祉手当の支給対象者として新たに精神障がい者を加えるほか、規定の整備をしようとするものであります。

議案第43号「佐伯市心身障がい者タクシー料金の助成に関する条例の制定」につきましては、旧佐伯市及び旧宇目町の区域で実施している心身障がい者へのタクシー料金の一部助成制度について、その助成対象区域を市内全域に拡大するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第44号「佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、幼稚園医及び幼稚園歯科医並びに保育所医及び保育所歯科医に対する報酬の額を他市との均衡を図るため増額するとともに、保育所医及び保育所歯科医の職名を改めようとするものであります。

議案第46号「佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正」及び議案第47号「なおかわ児童クラブの指定管理者の指定」につきましては、なおかわ児童クラブの新設に伴い、供用を開始するため、その名称及び位置を定め、あわせて当該施設の管理を行う指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めようとするものであります。

議案第49号「佐伯市はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例の一部改正」につきましては、はり・きゅう・あんま施術料の助成対象者として新たに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を加えるほか、規定の整備をしようとするものであります。

議案第50号「佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正」につきましては、在宅のねたきり老人及び重度障がい者の介護者に支給する、ねたきり老人等介護手当について、支給要件を緩和するほか、規定の整備をしようとするものであります。

議案第51号「佐伯市介護保険条例の一部改正」につきましては、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画における保険料率の見直しにより、市町村民税の課税世帯に属し、かつ、本人が市町村民税の非課税者である第1号被保険者のうち、公的年金等の収入金額及び所得金額の合計額が80万円以下である者の保険料率を軽減する特例を設けるとともに、平成21年4月の介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、第1号被保険者の保険料率を軽減する特例を設けるほか、規定の整備をしようとするものであります。

議案第52号「佐伯市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定」につきましては、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年4月に介護報酬の改定が行われることに伴い、当該改定により生じる介護保険料の急激な上昇を抑制し、第1号被保険者の負担の軽減を図るため、佐伯市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置することについて、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第53号「佐伯市学校給食センター条例の一部改正」につきましては、学校給食センターの統廃合により、剣崎学校給食センターの供給対象校を変更し、弥生学校給食センターの新築に伴う施設の位置及び供給対象校を変更し、鶴見学校給食共同調理場及び米水津学校給食共同調理場を廃止しようとするものであります。

議案第56号「財産の取得」につきましては、弥生学校給食センターの新築に伴い、必要となる用品を有限会社キッチンプランニング^エ ^コ ^ー ^ドから購入することについて、議会の議

決を求めるものであります。

議案第57号「佐伯市食のまちづくり条例の制定」につきましては、健康と笑顔と活力に満ちた「食のまち佐伯」を実現するため、食のまちづくり条例に関する基本理念、施策の大綱等を定めることに関し、新たに条例を策定しようとするものであります。

議案第58号「佐伯市本匠もくもく館条例の一部改正」につきましては、本匠もくもく館（別館）の新設に伴い、供用を開始するため、その名称及び位置を定めようとするものであります。

議案第59号「佐伯市体験公園亀の甲なおかわ条例の一部改正」につきましては、体験公園亀の甲なおかわの管理に関し、指定管理者制度を廃止することに伴い、利用時間、休園日、使用料等の所要の改正をしようとするものであります。

議案第36号、第37号、第54号、第55号及び第60号から第68号までの「各公の施設の指定管理者の指定」につきましては、現在、当該公の施設において管理を行っている指定管理者の管理指定期間が平成21年3月31日をもって満了することに伴い、新たに指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第70号「佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正」につきましては、公共交通機関が整備されていない地域の住民の交通手段を確保するため、平成21年4月から新たに大入島地域、弥生地域及び本匠地域においてコミュニティバスを運行するため、路線名及び運行区間を定めようとするものであります。

3 諮問について

諮問第1号から第3号までの「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、岩崎弘氏、藤原重人氏及び古田雄章氏の任期が平成21年6月30日で満了するため、岩崎弘氏及び藤原重人氏を再度候補者として、また、新たに成松稔氏を古田雄章氏の後任の候補者として、それぞれ推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 引き続き報告事項第1号及び第2号につきまして、執行部の概要説明を求めます。その間、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時15分 開 議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第5、議案質疑を行います。

議案第1号から第31号まで、及び第56号、以上32件を一括して議題とし、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第6 予算特別委員会の設置

議長（児玉忠義） 日程第6、予算特別委員会の設置を議題といたします。

おはかりいたします。

議案第1号から第18号まで、以上18件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第18号まで、以上18件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第7 議案の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第7、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成21年第1回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	平成21年度佐伯市一般会計予算	予算特別
第 2 号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別
第 3 号	平成21年度佐伯市老人保健特別会計予算	予算特別
第 4 号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別
第 5 号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別
第 6 号	平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別

第 7 号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別
第 8 号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別
第 9 号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別
第 10 号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別
第 11 号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別
第 12 号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第 13 号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第 14 号	平成21年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別
第 15 号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別
第 16 号	平成21年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別
第 17 号	平成21年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別
第 18 号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別
第 19 号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)	分割
第 20 号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	教育民生
第 21 号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	教育民生
第 22 号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)	教育民生
第 23 号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第 24 号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)	経済産業
第 25 号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第3号)	経済産業
第 26 号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第 27 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第 28 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第 29 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第 30 号	平成20年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)	建設
第 31 号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	建設
第 56 号	財産の取得について(平成20年度弥生学校給食センター用品)	教育民生

議長(児玉忠義) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は各常任委員会を開いていただき、6日は午後1時30分から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時17分 散会

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 3 月 6 日

議事日程第2号

平成21年3月6日(金曜日) 午後1時30分 開 議

第1 委員長報告(質疑)

第2 討論、採決

第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告(質疑)

日程第2 討論、採決

日程第3 一般質問

午後1時30分 開 議

議長(児玉忠義) 皆さん、こんにちは、本日の平成21年第1回佐伯市議会定例会第5日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告(質疑)

議長(児玉忠義) 日程第1、委員長報告を行います。

休会中審査として、各常任委員会に付託されました議案第19号から第31号まで、及び議案第56号、以上14件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長(渡邊邦壽) 皆さんこんにちは、総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会において、先議案件として本委員会に付託されました予算議案1件につきまして、去る3月3日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

議案第19号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では特に質疑はなく、歳入に入り一委員から、2款、1項、14目、諸費において、定額給付金事業13億1,942万6,000円のうち、電算システム開発費委託料990万円の委託先について質したのに対し、執行部から、補正予算編成時はNECに委託することを想定して990万円の予算を組んでいたが、実施する段階においてNECでは間に合わないことが判明し、極めて緊急を有することから、予備費充用により市内業者の株式会社ミールと61万7,400円で随意契約を締結した。当初考えていた委託内容を変更したため、金額的にはかなり抑えたものになっているとの答弁がありました。

この定額給付金事業に関し、一委員から、臨時職員の雇用による受付体制の強化及び第1回目の支給予定日について質したのに対し、執行部から、給付に係る申請書の全戸配布が3月下旬になる予定のため、最初の1か月間は集中受付期間を設けて、臨時職員を各振興局に1名から2名を、本庁に10名程度をそれぞれ配置する予定である。第1回目の支給日は平成

20年度内に行い、その後の支給は繰越事業として処理する予定であるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、予算書の審議に入り、一委員から、第2表、繰越明許費のうち、佐伯ケーブルテレビ事業（本庁）467万2,000円の繰越理由について質したのに対し、執行部から、本事業は東九州自動車道の整備に伴い、大字長谷岸河内区の光ケーブルを移設する補償工事である。国土交通省佐伯河川国道事務所との協議に不測の日数を要し、年度内に着工できないことが、その理由であるとの答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第19号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上の付託案件に係る審査を終え、本委員会は所管事務調査として、去る2月21日の大島光ファイバーケーブル切断事故の件について、その状況及び大島住民への影響並びに今後の対応について執行部に報告を求めました。その報告内容については、議員皆様のお手元にお配りいたしておりますとおりでございます。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） 皆さんこんにちは、建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案8件につきまして、去る3月3日、委員1名欠席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第19号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分について款を追って、審査いたしました。

主な質疑として、歳出につきましては、委員から、8款、2項、2目、道路新設改良費のうち、臼坪女島線道路改良事業について、2,087万5,000円減額されている理由について質したのに対し、執行部から、事業認定の手続き中のため事業着手ができず、事業費の調整の中で減額したものであると答弁がありました。

また委員から、8款、3項、2目、河川改良費のうち、河川整備事業（臨時交付金事業）について、市内一円の河川の整備として事業費1億7,400万円の対象地域について質したのに対し、執行部から、旧市内及び旧郡部で緊急を要する13か所を予定しているとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第19号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第26号、平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号、平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第28号、平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第29号、平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号、平成20年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第31号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）以上7件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 皆さんこんにちは、教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案1件、計5件につきまして、去る3月3日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第19号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入では、質疑はなく、歳出の主な質疑として、委員から、3款、1項、2目、障害者福祉費のうち、障害者福祉サービス費等、2,115万9,000円の増額理由を質したのに対し、執行部から、身体障がい、知的障がい、精神障がいに対するサービスが前年度に比べ約4%サービスの利用量の増加が見込まれるため、増額補正に至ったとの答弁がありました。

関連して委員から、日中一時支援事業の現状について質したのに対し、執行部から利用状況についての説明がありました。

また、他の委員から、10款、1項、5目、教職員住宅管理費の財源更正に関連して、今後教職員が減少していく中で、入居者がいない教職員住宅を地域住民に貸し出すことはできないかと質したのに対し、執行部から国庫補助を受けて建設しているため、一般の方に貸し出すと目的外使用となる。さらに老朽化が進んでいる物件もあり、貸付は困難であるとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から困難であることは理解しているが地域の要望もあるので、問題点をクリアして有効活用してほしいとの要望が出されました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第19号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第21号、平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第22号、平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、財産の取得について（平成20年度弥生学校給食センター用品）は、執行部から、弥生学校給食センター用品（食器類等116品目14,647点）の購入に当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するもので、購入の方法は指名競争入札、購入予定価格は、2,877万円、購入の相手方は、有限会社キッチンプランニング E C O であるとの説明がありました。

これに対し、委員から、市内の五つの業者で入札を執行しているが、そのうち二つの業者は入札を辞退している。この理由について質したのに対し、執行部から、辞退業者に対しての聞き取り調査は行っていないとの答弁がありました。

また、委員から、入札品目が多岐にわたっているので、昨今の経済状況を考えれば、一括入札ではなく分離しての入札執行はできなかったのかと質したのに対し、執行部から、予定価格が2,000万円を超える動産を購入する案件であるので、議会の議決を得ての契約が適切であると判断し、一括での入札を執行したとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） 経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案3件につきまして、去る3月3日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第19号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査をいたしました。

歳入では、委員から、13款、2項、5目、農林水産業費国庫補助金の外国船舶油等防除対策費補助金について具体的な内容を質したのに対し、執行部から、上浦に沈没したモルジア船籍の船の油を抜いたもので、国土交通省の補助事業であるとの答弁がありました。

次に、歳出においては、委員から、6款、1項、3目、農業振興費のうち、ブランドを育む園芸産地整備事業の減額理由を質したのに対し、執行部から、園芸用ハウスの新設予定者が、原油や資材の高騰により、事業実施を中止したことによるものであるとの答弁がありました。これに対し、他の委員から、事業を中止させるのではなく、農林水産行政として実施できるよう支援を行うべきではないのかと質したのに対し、執行部から、事業の中止は、農業者自身の判断によるものである。事業実施については、農業者の意志を十分尊重して行うことが重要であり、実施する場合のバックアップは行政として行ってほしいとの答弁がありました。

また委員から、6款、1項、5目、農地費のうち、農地補助事業費（臨時交付金事業）の具体的な内容を質したのに対し、執行部から、臨時交付金事業として、来年度に繰越し事業実施を行う。事業内容は農道の整備、農業用の用・排水路の整備を行う。実施場所については、まだ特定していないとの答弁がありました。

また委員から、6款、2項、2目、林業振興費のうち、有害鳥獣捕獲事業の具体的な内容を質したのに対し、執行部から、前年度に比べ、シカの捕獲頭数が2倍ほどになったため、有害鳥獣捕獲報奨金の予算不足が生じたので、増額補正を行うものであるとの答弁がありました。それに対し委員から、捕獲も大切だが、防護ネット等の高さを十分に研究して、有害鳥獣を耕作地に入れない取組を行ってほしいとの要望がありました。

また、他の委員から、狩猟期間の捕獲については、有害鳥獣捕獲報奨金の対象になっていない。有害鳥獣の捕獲に対しては、年間を通じて報奨金を支払うことはできないのかと質したのに対し、執行部から、有害鳥獣捕獲報奨金については、県から2分の1補助があり、狩

猟期間の捕獲についても同等の補助をもらえるよう県と調整していきたいとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第19号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第3号）については、委員から、第2表、繰越明許費、1款、1項、総務管理費について、臨時交付金事業で実施する二つの建設事業の実施時期を質したのに対し、執行部から、臨時交付金事業という性質上、来年度のなるべく早い時期に事業実施を行いたいとの答弁がありました。また他の委員から、本事業で建設されるトイレの管理について質したのに対し、執行部から、トイレの管理については、大島航路事業の中で対応していきたいとの答弁がありました。討論、採決の結果、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第19号、平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第21号、平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第22号、平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第23号、平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第24号、平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会

計補正予算（第2号）、議案第25号、平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第3号）、議案第26号、平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号、平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第28号、平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第29号、平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号、平成20年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第31号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより12件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上12件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、財産の取得について（平成20年度弥生学校給食センター用品）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 19 号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	分 割	原案可決
第 20 号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	教 育 民 生	原案可決
第 21 号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生	原案可決
第 22 号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）	教 育 民 生	原案可決
第 23 号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第 24 号	平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	経 済 産 業	原案可決

第 25 号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	経 済 産 業	原案可決
第 26 号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	建 設	原案可決
第 27 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	建 設	原案可決
第 28 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	建 設	原案可決
第 29 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）	建 設	原案可決
第 30 号	平成20年度佐伯市水道事業会計補正予算（第 2 号）	建 設	原案可決
第 31 号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	建 設	原案可決
第 56 号	財産の取得について（平成20年度弥生学校給食センター用品）	教 育 民 生	原案可決

日程第 3 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第 3、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1 番、河原修仁君、2 番、寺島孝幸君、3 番、矢野精幸君、4 番、榊田穂積君、5 番、和久博至君、6 番、河野豊君、7 番、吉良栄三君、8 番、肥後四々郎君、9 番、矢野哲丸君、10 番、佐保暁君、11 番、村松講一君、12 番、柳井二生君、13 番、三浦涉君、14 番、泥谷和喜君、15 番、戸山盛喜君、16 番、村尾清一君、17 番、浅利美知子さん、18 番、後藤幸吉君、19 番、河野周一君、20 番、児玉輝彦君、21 番、高司政文君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は 3 番までといたします。

13 番、河原修仁君。

13 番（河原修仁） こんにちは、本定例会で一般質問の第一走者を務めます 13 番、河原修仁でございます。まず初めに、本年度をもって退職されます職員の皆様方に長い間の御尽力と御労苦に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

私は、九州一の広大なやさしさ佐伯の地域振興策について、総括で質問をいたします。それでは早速質問に入ります。今年度市民と行政が一体となって総合的かつ計画的に新市のまちづくりを進めていくための基本方針となる佐伯市総合計画が策定されました。平成 18 年にスタートし、昨年の 6 月に検討部会、策定委員会、地域審議会、総合計画審議会の審議の後に決定されたもので十分に市民の声を反映したものとなっていると思います。そこで、総合計画の目標年度である平成 29 年度にこうなっていきたいというまちの姿として、九州一の広大なやさしさ佐伯市とうたっているが、具体的にはどういうことか。また、その目標に向かっての方策、事業の展開についてお伺いをしたい。次に、2 点目のイとして、山あり、川あ

り、海ありの風光明媚な九つの地域は、それぞれ個性を持った地域づくりを進めてきた経緯があります。地域資源を活用した観光産業の育成やハード面の整備も必要だろうと考えますが、地域の特性を生かした四季折々の花が楽しめるまち、新しい観光名所を研究したらどうだろうか。合併前の市町村はそれぞれの市町村花を制定していたと思いますが、制定していなければ、その地域の特性を生かしたコスモス、菜の花、チューリップ、サクラ、モミジ、ツツジ、ツバキ、アジサイ、ハマユウなどの花の名所や並木道の新設、またミカン、カキ、イチゴ、クリなどの果樹を中心にした団地を形成して、新観光名所を作ったり、観光農業のまちへと取組を考えられないかということでもあります。点在している観光資源をその地域に特化したものに再生し、その地域特有の文化を創造することは交流人口の増大にもつながるし、さらなる地域の魅力アップが期待できると思います。現状を分析しながら、自然環境や文化といった地域資源を十分に活用し、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりを行うとともに観光資源を通して、本市全体が交流地域となるよう取り組んでみたらどうだろうか。市長の考え方を伺います。次に、3点目、ウとして、本地域は面積の約87%、7万8,000ヘクタールを森林が占める林業が盛んな地域であります。これらの森林は先人達の営々とした努力によって守り育てられたものであり、木材の生産、特用林産物の生産農家、水資源のかん養、土砂災害の防止などの公益的機能を有しております。さらに生物などの生態系の維持や地球温暖化の防止など、環境の改善を図る上でも重要な産業であります。しかしながら、木材価格の低下、木材利用の低迷、担い手の不足、さらには鳥獣被害から森林の荒廃が懸念されております。このように森林の持つ効用の反面、現実にはいろいろと課題や問題点があり、その対策は容易なものではありません。そこで林業者、森林組合、行政の果たすべき役割を明確にしながら人間の知恵と努力でこの困難を克服し、スギやヒノキなどの人工林からカシやクヌギなどの雑木林に変ぼうする努力をしたらどうだろうか。国内の有名企業が豊かな森づくりに取り組んでいると聞きます。森には微生物から小鳥に至るまで生き物のつながりは雑木林によって支えられています。また、草から樹木まで数限りない植物の種が守られ受け継がれているものは雑木林だと思っております。山の持つすばらしい環境が川につながり、そして川の清流を支え、豊かな海をつくっています。佐伯っ子が山で育てられることができるような森づくりに本腰を入れ、魅力ある佐伯、行って見たい佐伯、人々が交流する佐伯をキーワードに、癒しとやすらぎのある新しい森林都市佐伯を創造したらどうか、市長の考えを伺いたい。以上3点であります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんこんにちは。今日は最終年度の最後の一般質問のトップということで、河原議員から3点の大きな点で1点、九州一の広大なやさしさ佐伯市の地域振興策についてということで御質問いただいております。その中で、小さな1点目という形の中で、今年度策定いたしました佐伯市総合計画、佐伯市の将来像であります九州一の広大なやさしさ佐伯市についての御質問につきまして、まちの将来像ということで計画期間の終わりに、こうなっていきたいという姿で議員の御質問のとおり、これは申し上げるまでもなく、本市は九州一広い面積を誇りにしております。この広大な土地は、温暖な気候の下、また祖母・傾国定公園の一角をなす森林地域、番匠川水系などの清流にはぐくまれた田園地域、さらに日豊海岸国定公園に指定された約270キロに及びリアス式海岸からなっています。さらには、本市にはこれらの豊かな自然を背景に、新鮮で豊富な食材とこれを使ったおいしい料理、厚い

人情、豊かな福祉、治安のよさなどが現代人が癒されながら、心豊かに暮らしていくための基本的な条件が多くそろっています。このように本市のすばらしい姿と、今後、さらに一層磨きをかけて追求していくまちのイメージを象徴的に表現するとして、このやさしさという言葉を用いたものです。九州一の広大な面積を誇るこの地で、すべての市民がお互いに融和し、協力し合い、この豊かな自然を守り育て、自然を基盤として広大なやさしさが満ち満ちた潤いと活力と笑顔のあるまちづくりを作っていこうという考えを示しております。その方策と展開ということですが、この将来像を実現するためには、この基本計画の中で基本構想、また基本計画を作成しております。この中には、山・川・海の自然を守ること、また健全な森林を大切に守り、育て、森林資源を活用することや安全・安心なまちをつくることなどの重点プロジェクトとして挙げております。また市政各分野において必要になる施策を挙げています。今後10年の目標期間として、中にはケース等も示しながらやっております。そうした中で、こうした施策を総合的に判断していくことによって、九州一広大なやさしさがあふれるまちづくりを目指すこととしております。いろいろと議員から言われました。いろんな中の施策というのが各種多岐にとっておりますので、総合計画等につきましては、議会の方にも提示しておりますし、そうした詳細部分はその中で逐次出しておると思っておりますので、総体論でこの答弁をさせていただいております。また、あと二つの質問の九つの地域に四季折々の観光名所、それからやすらぎと癒しの実感のできる森ということですが、総体的に議員の言われますこの広い地域です。特色をもった地域づくりは必要だと思っております。これについては詳細的になりますので、担当部長の方から答弁させていただきます。基本的にはそういう気持ちを私は持っております。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御質問の2番目です。佐伯市は広大な面積を持ちます。海岸部から山間部に至りますまで、地域の風土ですとか、自然の特性は大変異なっております。もうこれはおっしゃるとおりです。咲く花々、実る果実の種類にもこれ大変大きなバリエーションがあります。御質問は、これらの花とか果樹栽培の地域特性を念頭において、新しい観光資源を模索してはどうかということでございます。もうこれはおっしゃるとおりでございます。これらは観光資源の重要な素材です。取り組み方によっては大きな観光資源になる可能性を秘めていると思っております。正に地域に特化した新しい観光資源となり得るものだと考えております。今後とも農業、企画、観光など、関連する各課、部局連携を強めまして、地域づくりに取り組む市民や生産者の意欲・意向を十分承りながら必要な支援を講じていこうと考えております。続いて、やすらぎと癒しを実感できる森の都市佐伯を創造したらどうかということです。御質問のやすらぎと癒しを実感できる森の都佐伯市といえますのは、豊かな森を大切にし、後世にまで引き続き守り育てていくことにより、そこに住む人々やこの地を訪れる人々がやすらぎと癒しを実感することができる、潤いと活力と笑顔に満ちあふれたまちを指しているものと思われまます。先ほども申し上げましたように、九州一の広大なやさしさのあふれるまちを実現するため、総合計画において、その重点プロジェクトの第1番目としまして、山・川などの自然を守ることや健全な森林を大切に守り、育てていくことなどを重点施策として掲げております。基本的には議員の言われる森の都構想と同じスタンスにあるというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 河原議員。

13番（河原修仁） ただ今、市長と魚住部長から答弁をいただきましたけども、議長、私は10日前に通告書を実は出してあります。通告書の中ですね、中が九州一の広大なやさしさ佐伯市のまちの将来像として掲げる具体的にどういうことか。またその目標に向かっての方策、展開はどのように考えてるか。基本構想の中身をですね、私は実はお聞きしたかったわけです。今日私は非常に穏便にですね、トップバッターとしてやりたかったんですけど、ちょっと非常にあれですね、10日前に実は通告書を出してる中身について触れていないということは、非常に誠に残念なことでございます。でもあの、続いて実は質問に入りますけれども、再質問については少しですね踏み込んだ良心的なですね、答弁をいただきたい。それじゃあないと何の意味の通告書かですね、非常に前もって出しておられるのに、内容の中の中身には全く触れてないで、ちょっとこう議会軽視というか、議員軽視も誠に遺憾じゃなからうかなというふうに思います。今、市長から基本的な考え方だということでございますけれども、私はですね、特に気になるのが事業実施に必要な実は財源であります。平成17年度に佐伯市行財政改革推進プランを策定いたしまして、一つとして、平成21年度末の取壊し型の基金残高を20億円以上保有すると。二つ目として、平成21年度末の職員数を1,100名以下とする。基本方針を実は掲げられまして、行財政改革に取り組んで実はまいりましたけども、計画期間を1年残して目標値をほぼ達成する見通しとなった。その成果を公表して実はあります。ただ、先送りした新庁舎、歴史資料館、文化会館の建設、大手前を中心とした中心市街地の活性化などなど、財政悪化の要因となる大型事業を実は控えており、決して楽観はできない状態であると思います。また、高齢化社会の進展により扶助費の増加も見込まれ、第2期の行革プランは更に大変なことが実は予想されます。また本市の財政状況の特徴としては、類似団体に比べて大きな起債残高を実は有しております。一般会計で708億円ほどでございます。起債残高はどうかすると義務的経費である公債費が実は上昇し、財政圧迫の要因となり、財政運営の硬直化が実は高まるといえます。ですから私は、基本計画に絵に描いたもちにならないように常に実は検証しながら計画どおりに、事業どおりに実は進められているかをPDCAでしょうか、基本にチェックする必要があるんじゃないかなあと。しかしながら、景気の回復のためには公共事業の実は選択と集中により補助率のいい有利な実は事業を取り入れていただき、行財政効率を高めてほしいし、市民も実は大いに期待をしているところでございます。このように予想される状況に的確に対応して市政運営を維持発展させるためにも、より一層の行財政改革を進めるとともに、住民サービスの充実を図っていく必要があります。新佐伯市のかじ取りは大変厳しいものがあると思いますけども、特にやっぱ旧町村部への配慮を実は忘れることなく更なる地域の振興策を講じていただきたいというふうに思います。国の動向や社会経済状況を大きく変化するなか、総合計画にある九州一広大なやさしさ佐伯の実現に向けて、トップの強力な指導力、職員の職務意欲の向上や業務への創意工夫とともに、自治意識を高めて効率的かつ計画的に行政効果を上げることを期待いたしますが、このような実は状況を踏まえて、再度市長の地域振興策についてのお考えをお伺いをしたいというふうに思います。ウといたしまして、去年の観光開発の調査特別委員会で、観光名所を実は視察研修をしてまいりました。海岸部の方、特に旧鶴見地域は大変な観光客で実はにぎわっております。それに比べて山間部の方は大変この観光客は少ないというふうな状況でございます。そんな中で私はやはり農林水産業とともに、儲かる農林水産業のためには食文化の推進、市長が伊勢えび海道とか、^{どんぶり}井海道、^{すし}寿司海道、それから、ごまだ

しうどん等をしておりますけれども、このためにはやはり観光客から来ていただかなくちゃいけない。農林水産業とともに、交流人口を増やすためには、やはり観光を推進をしていかななくちゃいけないという実は立場に立って質問をいたしました。今や観光はつくる観光から、実は動く観光へ、点から線、線から面へと実は観光は進んでおります。そんな中で私は先ほど9地域の花の制定をとということでございますけれども、この上浦町にしても日本一美しいまちということで提唱されました。アジサイが非常にきれいな所でございます。アジサイでのロードを作ったらどうか、そして鶴見町はかつての鶴見町はツバキが町花でございました。ツバキを鶴見・米水津、それから木立の方向、蒲江は豊後梅とか、あるいは宇目から本匠、弥生はモミジを植えたらどうか。食文化ということでございますけれども、実はこれからのやはり観光と言いますか、今ある観光からやはり2年、5年、10年後をにらんだことを並行しながらやはり政策と言いますか、事業は展開をしていかななくてはいけないんじゃないかなと。そういう点を再度お伺いをいたします。3点目のやすらぎと癒しの実感で森の都、森林都市佐伯を創造したらどうかということは、これは本定例会で提案理由の説明の中にもございますように、シカの被害等が大変多くございます。シカとかサルとか農林業被害が年々実は深刻になっております。こういったことも高度成長時代よりやはり建築ブーム等があって造林を大変しております。その後はやはり木材の低価、あるいはシタケ生産等の価格の低迷などがございまして、雑木林を実は生活困窮のために、私たち本匠地域も実は10年間にわたってパルプ材として出しております。非常にやはりそういった面でサルやイノシシやシカなどについても、やはりもうえさが無いというふうな状況下でございます。そういった面を含めまして、私はこの雑木林を実は今後残していき、育てていくべきじゃないかなと同時に、雑木林は水をやはり蓄える力、保水力がございまして、崖崩れや地滑り、防災にはもちろん微生物の繁殖する場所など、いろんな面で実は優れております。地域の森が広がれば海も実は豊かになり、港にもぎわうんじゃないかなと、また元気ざかりの子どもたちが山遊びを希望するような、すばらしい雑木林を森を地域に実現したらどうかということでございます。再度市長の実は考え方をお伺いします。以上でございます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の再質問に答弁させていただきたいと思っております。議員から受けましたのは、目標に向かっての方策・展開はどのように考えてるかということで、この辺については佐伯市の総合計画、今年タウンミーティングをしながら各地域でそれぞれお話をさせていただいております。まちづくりの基本理念という形で先ほど述べさせていただきました。そうした中で自助・共助・公助の考え方で市民と行政の役割分担ということが必要でないか。行政がすること、住民またお互い協働体となつてすることというところでやらせていただきます。それから議員が言われる財政運営ということですけど、これはまあ限られた財源、これから人口減におけるそうした財政収支という形で、先般議会の方で、これからの財政ということで私どもも説明させていただいたように思っております。まだまだ財政は安心している状態ではありません議員の言われるように。これから人口も減ってくるだろう。総合計画では7万3,000人という人口での設定をしております。当初合併協議会では、最初の5年間投資的経費は112億、それ以降は75億という設定をしておりましたのも、財源ということを見ておったわけですけど、私どもが新市になって再計算をいたしますと、議員の言われるように扶助費、いわゆる民生の関係が非常に大きな負担が出てきておりまして、そうし

た中で資金ショートをし、私どもが破たんの方角になるという形で投資的経費等につきましても、必要部分ということですが、いわゆる大きな工事を除きまして、ほとんどが合併協から続いた事業をこの4年間させていただいております。そうした中で、これからのまちづくりにおける公共工事の必要性、基本的には先般計画で出しておりました80億円という基本をしながらその中での振り分けをし、そして、この総合計画に載っております基本的な問題、いろいろ確かに出ておりますが、それを全部というのではなくて順次見ながらやっていきたいと。特に重点プロジェクトといたしまして、地域資源を活用し交流人口の増加をさせる。そのために先ほど言いました、議員が言いました山・川・海の自然を守りということで挙げております。また、観光にも関係ありますが、食を中心とした地域資源という形をとっております。そして、この中にはまた別個に産業を振興し、雇用の場を増やすと。それから定住促進対策をとりますと。そして4番目になりますが、安全・安心のまちづくりという形で、こうした中には議員が言われる新庁舎等の建設も今挙げております。先般、新庁舎建設等の審議会を今諮問をしております。その中では現状の財政でしよわあないんか、いやこの際建てるんだということでもまだ答申ができておりません。それを十分見ながら、また私の方も現状の組んだ財政の中にそれが耐えうる状態か、投資的経費80億で設定した中での新庁舎建設をするか、それ以上プラスアルファするかというのはやはり財源の問題だと思っております。どちらにしてもやっぱり80億を超した体制は今後の負担も非常に厳しいんじゃないだろうか。また、同じように新庁舎以外に中心市街地の活性化案も今やっております。これはまちづくり交付金、非常に有利な事業がありますので、この時にできるだけこれを対応しながらすることが地域の活性、いわゆる私どもの持出しの税金、要するに市の負担が少ない事業でありますので、こうした際にできるだけやっていきたいと。そうした中で、前回の全協にも中心市街地の総体的な図面を出させていただいております。また各地域における、これは中心地でございますが、また各地域におけるいろんなことがあります、先ほど言われました歴史資料館、これについては、そうした地域において必要だろうと思っておりますし、また文化会館等についてはまだ私は時間的な余裕があるとみております。これはまあ相手方があるわけですが、そうしたことが一歩ずつ進むことによっていくだろうし、合併特例債でなくて過疎債対象になる可能性がありますので、こうした部分が許されれば後ろにずっていくこともできるだろうと思っております。また、議員が言われます各地域の特性という形で私の方も総合計画案については上浦はどうするか、日本一美しいまち上浦という地域のイメージ、それから弥生地域におきましては、緑あり、利便よし、安心して暮らせる快適居住空間提供地域・やよいと、本匠地域におかれましては、清流と緑の美林に囲まれて交流の輪が広がる匠の郷本匠、宇目地域におかれましては、これは緑と活力と夢のあるまちうめ、直川地域におかれましては、美しい自然と大地の恵みとともに生きる、豊かさやすらぎを実感できる、心ふれあう森林の里直川、鶴見地域におかれましては、心豊かで活力とやさしさを実感できる鶴見、米水津地域におかれましては、活気があふれ安心して暮らせる米水津、蒲江地域におかれましては、浦々の産業が発展し、海が輝き、海が喜び、人々がそれぞれの役割を持ち活躍するまち蒲江と。それぞれの地域イメージが上がっております。九つの地域、それぞれの特色を持った私は地域におけるまちづくりが、今まで各地域でそれぞれの自治体として立派にやってこられた。そうした財産を引き継いだまちづくりをやっていかなければならないと思っております。議員の言われる、また森ということもございますが、先般記事でも、ま

た私の方からの所信表明にありましたように、バイオマスタウンという形で、環境に優しい産業等、森林等を支えながら、そうしたまちづくりも必要ではないかと思っております。そして、これからのまちづくりは先ほど申し上げましたように、自助・共助・公助という形をとっていかなければ、この広い地域に高齢化率も非常に高くなってきます。お互いそれぞれがもった中でやっていくことが必要だと思っておりますし、また振興局も非常に大きな役割になってくると思っております。そうした中で今回提案しております地域支援員、ゆうゆうサポーター制度、こうしたものを強化しながら地域の特色をもって、私たちの住んだふる里を守っていきたくと思っております。その他について、後については全体的にちょっとお答えさせていただきます。議員が言われる各地域における花、これはゼロメートルから1,600メートル、言われればゼロから1,600メートル四季折々の花が咲くだろうと思っております。現在でも各地域で花のお祭りをやっておりますし、また議員のおられる本匠地域でも今度番匠川のそばにお茶の茶園という形で、そうした茶も花もいろんな形の植物といった緑豊かな、そうした形成ができれば、その地域における観光資源となり、交流人口をやる。そうして地域におけるいろんな花もできてくると思っております。蒲江におけるのじ菊まつりを始め、私たちがこれだけ広い地域にあがったときにおける花というのは、それぞれがやはり心打たれるものがあると思っておりますし、またこれは菜の花プロジェクトで今度女島地区に相当大きな菜の花畑がでます。これを見た場合に、これだけの菜の花ができ、またそれが油となり、またバイオディーゼルとなるという循環型の社会の位置づけにもそうした花と環境に対してのまちづくりができると思っております。そうした中で、これからの森の都の対応という形で、一つはそうした森林の間伐、いろいろとしながらやっていくことも必要だと思っておりますし、シカ対策については、議員の言われる、これから本当山はですね手入れしてもシカがあってもなかなかできない。捕獲の網の問題、どうすればこれができるかと、年度末から私どもも由布院の方に、このシカの肉をどう料理するかということで提示しておりますが、その量の材料の供給をどうするかという問題が入ってきます。定額的に量ができれば向うの方では料理は十分できると。しかも量があればですね、シカの量があれば私たちはそうした販売網もできるんで、そうした確保にするのに冷凍ですか、捕獲をして牧場方式にするかと、いろんな方法をとって、絶対的に量が多いということですので、去年は特別報奨金をつけて捕獲していただきました。今年度もそうした予算を上げ、今後そうした中での確保をやりたいと思っております。また、先般ある新聞社の中で大越地区が100選という、大越の棚田ができました。そうした地域も売っていくことによってグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、そうしたツーリズムを利用しながら地域との連携をやりたいと思っております。全体論の答弁になりましたが、再度再質問がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。観光資源として模索をするかということでございますが、今言いましたように非常に私はいいいことだと思っておりますので、いろんな計画の中で、そうした花もやっていけると思っております。

議長（児玉忠義） 河原議員。

13番（河原修仁） 再々質問をいたしたいというふうに思います。市長は最初の答弁でそんな答弁をしていただければ、この後の質問も大変スムーズにしやすかったですけど、何か初めはそんなもんですから、なかなか質問もかみ合わないような感じになってしまって、再々質問は最後の実はまとめとしてさせていただきます議長。合併をして実は4年が経過いたしま

した。まだまだいろんな課題や問題点が山積をしております。雇用の創出と地場企業の育成、もうかる農林水産業の育成、市町村合併後の旧町村部対策、中心市街地の活性化、佐伯港の整備、子育て支援対策、老後の安心などなどでございます。これらのは実は諸課題に対しまして常に住民の目線に立って物事を考え、行動することを基本に果敢に実は挑戦をしていただきたいというふうに思います。言うまでもなく財政状況は大変厳しいものがあり、これまで同様の経費の削減等を引き続き行財政改革を進めていく必要があります。しかしながら、並行してですね市民の皆さんが夢と希望の持てる政策を打ち出していきたいというふうに思います。今後行う地域振興策では、地域の特性を生かし、地域と連携を図ることのできるソフト事業の充実へと移行しなければならない時期に立たされているのではなかろうかというふうに思います。そこで視点を地域住民の立場に置き、住民が何を求め、今何をやらなければいけないのか、行政における地域への役割をもう一度再確認しなければならないというふうに私は思います。そこで私は、今の佐伯市に必要なのは創意工夫と活力じゃなかろうかなというふうに思います。本市は合併をして4年でございますけども、この新しいまちです。行財政改革も政策論争も必要であると思っておりますが、今一番私は必要だと思うことは、やはり市民の意識の統一、大同一致を図ることが一番大切ではなかろうかというふうに思います。今年度制定した佐伯市民憲章、みんなの誓いの精神を肝に銘じていただいて、この広大な南の大地に優しさが満ちあふれる元気なまちを目指し、さらに新市の一体性を速やかに確立をするとともに、地域の均衡ある発展を期すべく、改めて市長の決意のほどをお伺いします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の再々質問で、新市の新たな決意をとということでございます。この4年間それぞれの地域からいろんな方々が一体となるということの難しさがございました。そうした中で垣根があった部分があるかなと思っておりますし、私も4年間隔々まで回らせていただきましたが、海と山とのいろんな住んでる所の違いということがありました。議員が言われますように、この4年間そうした中を踏まえ、これからの時代というのはその地域における事業が必要だと思っておりますし、新市における一体性がなお一層必要となってきました。市におきましては903平方キロというこういう広い地域です。新たに市民憲章ができ、そして総合計画ができ、こうした基本的なものを持ちながら新しい市に向かって行く必要があると思っております。特に議員が言われますソフトの事業、少子高齢化の対策、これは我々にとっては避けてはいかれないものです。また、交通に対する足の部分ですかね、そうした皆さんが自由に動ける。そして安心・安全なまちづくりという形での取組が必要だと思っております。今後ともそうした中の新市に対する一体化となった私はまちづくりをしなければならないと思っております。どこのところがいい、あっこがいいとかいうことでなくて、佐伯市全部が良くなるんだという政策が必要だと思っております。職員につきましても、そうした中で一体化をしながら職員教育が今後の4年間の課題だと思っております。人が変わればまちが変わると思っております。そうした中で人が変わればまた意識が変わる。そうした、これからの行革の中に、人の行革・変革が必要だと思っております。そうした意味で一体感を持ったまちづくりに対しまして、今後とも皆さん方の御協力を得ながらやっていきたいと思っております。また議員におかれましても、そうした夢を今後とも御指導御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。また議員におかれましても、そうした夢を今後とも御指導御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

次に43番、寺島孝幸君。

43番（寺島孝幸） 皆さんこんにちは、43番議員の寺島孝幸でございます。早いもので私が議員になりまして、平成6年の8月になったわけですが、5期14年間8か月というような状況に今現在なっております。この間、首長も佐藤市長、それから小野市長、再び佐藤市長、そして現在の西嶋市長というふうに移ってまいりました。これまでの間、私も市政発展に向けてまた市民の声を市政に反映させるために努力してきたつもりでございます。これまで私の意見や要望に対し、真剣に取り組んでいただきました執行部の皆さん、そして職員やOBの皆様方に厚くお礼申し上げます。私の一般質問も今回が最後となると、いろいろなことが浮かんでくるわけですが、立つ鳥あとを濁さずということですからしっかりといきたいと思っております。

今回は大きく3点につきましてお聞きをしていきたいというふうに思っております。一つ目は、市内の複数住所地域の早期解消について、2点目は、非核・平和都市宣言塔の設置について、3点目は、女島・新女島地区の排水対策についてお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。まず大きな1点目の市内の複数住所地域の早期解消についてでございますが、実は私の家の住所の場合、3通りあります。一つは佐伯市大字鶴望、つるみと言っても鶴望という字を書きますけども大字鶴望3090番地、郵便番号が876-0012、もう一つが佐伯市平区2班、郵便番号は876-0018、三つ目が佐伯市野口、郵便番号は876-0017、このように同じ私の家でございますけども3通りの住所と郵便番号があるわけです。ほかに私が調べて見ますと、鶴岡地区の中には大字鶴望、先ほど言いましたように鶴望と書きますけども、大字鶴望の中に何番地という形で表示をされる住所、そして大字上岡何番地、もう一つが大字稲垣何番地というような住所があります。大字鶴望の何番地という所の中にですね、11区、平区、王子丸、坂の浦、坂山、高畑、白方、野口、百谷、若宮、脇、寺田区という所がですね、それぞれまだ郵便番号全部違うわけですね、だから二つの住所をもつてるということになるわけです。また、上岡これもですね門前、八迫、檜野、城西という四つの区があります。それも全部郵便番号が違います。さらに稲垣区、ここも郵便番号0042ですけども、3区、長瀬、高畠、古市ということで、それぞれ郵便番号また違います。鶴岡だけではございません。このほかにも大字池田、ここが0025です郵便番号は。その中に蛇崎0023、上久部0027、下久部0024、匠南0026という地区があります。それからもう一つ、大字長谷ということで0037、これも6区あります。もう小さく言いませんけども、このようにですね住所が何通りも複数あって、郵便番号もそれぞれあるわけで、このような状況をですね1点目の質問として行政として、この佐伯市内の複数の住所・郵便番号を持つ地域の存在を認識しているのかどうか。また、そのことについてどのように考えているのかお伺いをいたしたいと思っております。確か郵便局の人の話では、全国でも佐伯だけじゃあというような話をお聞きしておりますけども、そういう状況をお伺いしたいと思っております。小さな2点、どうしてこのような複数の住所・郵便番号が存在するのか。その原因と経緯についてお伺いいたします。三つ目に、郵政分割民営化の進行、またコンピューターの管理が進む中で複数住所、郵便番号があることで多くの問題が予想されますけども、行政としてどのように認識しているのかお伺いいたします。四つ目に、1日も早い複数住所の解消、統一化が必要と考えますが、その取組についての御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に大きな2点目、非核・平和都市宣言塔の設置についてということで、昨年の6月議会
で新佐伯市として非核・平和都市宣言を行いました。このことの意義を広く佐伯市民や来
訪者の皆様にも認識をしていただけるように宣言塔の設置を庁舎前にしていくべきだと考え
ますけども、御見解をお伺いいたします。

続いて大きな3点目、女島・新女島地区の排水対策についてということで、小さな1点目
は、現在の整備状況と今後の整備計画についてお伺いいたします。小さな2点目として、内
水排水対策としての排水ポンプの設置をする必要があると思いますが、それに向けてどのよ
うな考え方を持っておられるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。以上で
質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員さんから三つの質問をいただいております。市内の複数住所地域の
早期解消について、2番目が、非核・平和都市宣言塔の設置について、3番目は、女島・新
女島地区の排水対策についてですので、1番と3番につきましては、それぞれ担当の方から
御説明させていただき、私の方は非核・平和都市宣言塔の設置についての御答弁を申し上げ
たいと思っております。市町村合併後、長い懸案となっておりましたが、非核・平和都市宣言
は議会等の了解を得て平成20年6月25日に告示されました。宣言では、非核・平和の実現は
佐伯市民すべての願だと高らかにうたっています。そうした中で御指摘の非核・平和都市宣言
塔の設置につきましては、全佐伯市民を始め、広く県内外に対してもこの佐伯市の取組の宣
言としての精神を広く知らせる意味において、今後も前向きにですね、検討してまいりたい
と思っております。他ににつきましては担当部長より答弁させていただきたいと思ひます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは私の方から、大きな1番目の御質問、市内の複数住所地域の早
期解消についてに関してお答えをいたしたいと思ひます。ちょっと長めのくどいお答えにな
るかと思ひますけども御容しや願ひたいと思ひます。1点目のこの実態をいかに認識してい
るかについてですが、実は私自身、先般寺島議員からこのような実態があるよということ
を指摘されまして、一緒に郵便番号の冊子を見ながら確認をしたわけですけども、私自身これ
まで全く知らなかったのであ然としたところでございます。さて、御指摘のとおり、佐伯市
には大字表記の住所、それから行政区表記の住所、住居表示表記といった3通りの方法があ
りまして、その使い方は役所内でも部署によって実は異なっておりまして、統一されてい
ないのが実情であります。具体的には、市民課の住民票や戸籍などの諸証明の住所は大字住居
表示となっておりますが、税とか使用料などの通知書は郵送した場合に届きやすく、区長さん
や班長さん、あるいは民生児童委員さんなどに配付をお願いする場合も分かりやすいとい
うメリットがあることから、そういった税とか使用料は行政区表記を使っております。現在
は電算のシステムから出る通知書につきましては、できる限り、例えば私の住所になりますけ
ども、佐伯市大字戸穴 番地（ 区 班）と、要するに大字戸穴 番地（中野地区2
班）といったような、そういった分かりやすい表記に統一をしてるんですが、システムによ
ってはそれができないシステムがございます。また、システム化をされていない所は市民か
らの申請書などに記載された住所をもとに通知書等を作成しているケースもございまして、
とにかくいろんな事情があって統一できておりません。そこで郵便番号ですが、先ほど御質
問の中にもありましたけども、同一住居なのに大字のくくりで引いた場合、例えば大字長谷

は876-0037なのに、上城区で引くと876-0034、37が34となると、こういったケースもあることから市の現行システムでは、大字の中に行政区があるという判断で、旧郵政省が定めた郵便番号一覧の行政区の方で郵便番号を設定するようにはしてあります。次に2点目の原因と経緯についてですが、実はシステム化されている場合でも職員の入力方法によって住所表記が違ってまいります。現行の住民基本台帳と法人などの住民登録外のあて名の住所編集には総務省の外郭団体でございます財団法人地方自治情報センターが保守しております全国住所辞書という辞書を使って入力する方法と、大字・行政区を使って入力する方法と、直接入力をする方法という三つの入力方法でっております。しかし、入力間違いを防ぐためにできる限り直接入力より、それ以外の方法をとるように指導はしております。直接入力というのは、住所とそれから郵便番号を郵便番号簿で調べて直接手で入力するやり方ですので、結果的に入力ミスが発生することがあります。合併前の住民登録外あて名のデータの中には、そういった直接入力したものが多くて、郵便番号も入っていないのも多くて、いまだに整理ができていないというのが実情であります。また、大字・行政区で入力する方法は、合併時に合併協によりまして新市の大字・行政区・班、それから及び市内の住所の表記についてということで一定の統一を図ったという経過がございます。その時は、大字・行政区・班と郵便番号の精査を一応行ってはおります。しかし、先ほど申し上げましたように、全国住所辞書を使用した場合と大字・行政区・班で入力した場合で郵便番号が明らかに違う場合がございます。その理由は市町村合併などにより、全国の住所辞書の保守ができていない場合がまだあるからでございます。全国住所辞書を使用した場合は、大字・小字・一部行政区での郵便番号を設定するようになっております。いずれにしてもどれが正解なのかその確認も含め、今後において入力方法の周知徹底をしていくしかないというふうに考えております。3点目の今のままでは問題の発生が予想されるがいかに認識しているかということについてですが、実際に三つの住所表記がございますと、議員もおっしゃるとおり、住民はどの表記を申請書などに記入したらいいのか、それから銀行などから住民票の住所と申請書の住所が違うなどと言われて市民課に行って行政区証明をわざわざとるといような話も聞いております。非常に混乱を招く場合も多いというふうに認識しております。最後の今後の取組ですが、これまで長い間、慣習として行政区・班の表記をしてきましたが、ほかの自治体を見ましても複数の住所があるというのはまれなことから、今後は関係機関とも十分に協議をしながら、大字表記に統一するかどうかを前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 私の方から、女島・新女島の排水対策についてお答えいたします。

1点目が、現在の整備状況と今後の整備計画についてということでございますが、雨水路の整備につきましては、公共下水道浸水対策事業による国の事業や単独事業を取り入れながら日の出地区、駅前地区、女島・新女島地区を中心に水路の改修工事を進めております。新女島地区につきましては、平成11年度から排水対策事業に着手してありまして、平成21年度から2か年で予定をしております自動車学校付近の整備をもって完了となります。また、女島地区については平成18年度から着手しており、順次整備を進めているところでございます。次に、内水対策でございますけども、現在当地区における排水ポンプの設置については、将来的な計画はもっておりますけども、現時点では具体的な計画は立てておりません。今後

の雨水路の整備状況の進ちょく状況等を見ながら検討していきたいと考えております。御承知のとおり、集中豪雨時のいわゆる浸水地域が市内各所にございます。排水ポンプの設置につきましては、その緊急度合いや技術面、財政面等を総合的に検討する必要があるというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 再質問を行っていききたいと思います。大きな2点目の非核・平和宣言塔の設置について、市長から前向きに検討していきたいということでありますんで、また、これも4月の12日にですね選挙が行われますんで、今言い切るといような状況にはならないというふうに思いますけども、今後引き継いで是非そういうことですね、早期に実現するように努力をしていただきたいということで要望しておきたいと思います。

それから、女島・新女島地区の排水対策について、これは私も前から一般質問で行ってきおるわけですが、以前はここ女島・新女島の関係、農地が非常にたくさんあってですね、農地の関係での排水ということで、それまでは塩屋土地改良組合というところがですね管理をしておった。それが一つは、平成10年に市に管理が移管された場所があるんです。それからその後、また女島地区については、平成15年4月1日に市に移管されたというような状況があってですね、18年度からそういう事業に取り掛かったということですが、非常にこの地域は、今後の河口橋の取付道路を含めてですね、かなりああいった方向での商店街、あるいは住宅のですね、非常にまあ急速に、そうした住宅化が進んでおる地域でございますし、やっぱりそういう農業用排水路で、そのままやっぱりため池、滞留化しておるというような状況をですね、排水路が至る所で見受けられますんで、特に悪臭、それから衛生対策、そういうことを含めてですね、やはり住民生活の快適な環境整備を1日も早く作ってほしいなあというふうに思いますし、これは一遍に進むものじゃあないというふうに思います。認識しておりますんで、今回が私の一般質問は最後になりますんで、是非今後取り組んでいくということだけはですね確認をしていただきたいなというふうに思いますし、もう1点の排水ポンプの関係も、これ18年3月議会で私も質問してきましたけども、その時の答弁は、やはりいろんな有効な排水対策を研究を進めていくということになっておりましたんで、それ以降ですねどういう研究、あるいはそうした有効な排水対策を研究、そして考えてきたのか、そこらについてお聞かせいただきたいなと。私は早くからやっぱり強制排水ポンプを設置しなければ、やはりああいう所については内水面、水が溜まってですねはけない、海の方が高くなるというような地域でございますんで、そういうポンプの設置をですね是非国や県に働き掛けてもらいたいということで、お願いをしてきたわけですが、そこらですね経緯をもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

最後に、市内の複数住所地域の早期解消についてということで、大鶴総務部長の方から答弁がございました。認識がされてない。私もやっぱりそういう住所の書き方、そして自分に来る郵便物を見てもですね、困ったことは余りなかったわけですね。しかし、保険とか今度郵便局が郵便会社、保険会社、そうしたいろんな分割、民営化されていく中で、保険の受け取りができないという状況があるかもしれない。コンピューター化されてですね、その当時の入力しておる住所ともらいに行った時の住所の届出、こういったものが違う場合、本人確認はできないという状況も発生するだろうし、郵便局の中でもですね、いろんな煩雑な書類、事務処理をしなければならないというふうに伺っておりますんで、是非これ

番地、大字での統一というような方向での検討をしていくというような答弁でございましたけども、いずれにしろやっぱり早く進めてもらいたい。そして行政の中でですね、やはり1日も早い統一化を図っていただきたいというふうに思いますんで、再度そこらの面についての御確認をしたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再質問にお答えいたします。実はこの問題は非常にゆゆしき問題でございまして、今回もどこが担当で質問に答えようかということでもめにもめてですね、市民課なのか情報推進なのか、総務課なのかということで、最終的には私の方から答えることになったんですけども、実はですね、郵便事業株式会社の方にも市民生活部の方から今回の一般質問があるということで見解を尋ねております。議員が一番知りたい、どうしてこんなことになったかなあとということですね、答えがですねちょっとはっきりしないんですよ。それでまあ佐伯支店の方は、当社には混在に関しては権限がなくて、どちらとも使用してるがために、その郵便番号を使用してるがために発生してる状態であり、仕方なくサービスの面から両方に対応してる現状であります。というような答えがきております。最終的に非常にそれは戸惑いを感じられていると思うけども、今後はやはり市の方が、どちらかに統一していただきたいと、市の方でどちらかに統一していただきたいという、そういう返事がきておりますので、そうかなあと私も思っております。一番いいのはですね、住居表示が全部全地区できればいいんですけども、住居表示の法律によりますと、人口が5,000人以上で人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人いなきゃ住居表示の対象にならないということもありまして、住居表示による統一はちょっともう難しいということになりますと、今問題の大字5か所ありましたけども、これ意外にも、とにかく統一するためにはやはり大字で統一していくしかないかなあとという考えを持っておりますので、そういった方向をですね、関係機関の人たちに十分に相談しながら、そういった方向に進めていきたいとそのように考えます。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 寺島議員の再質問に私の方からお答えさせていただこうと思います。女島・新女島地区の排水につきましてはですね、議員がおっしゃったとおり、市街化が進むにつれまして、もともと塩屋土地改良区が管理しておったものを数年前移管替えをいたしまして、今公共下水道の雨水路という位置づけと、それから市の建設課の方で雑排水の整備ということで両面から今整備を進めております。それは先ほど戸高部長がお答えをしたとおりです。また、その内水対策に対するポンプ設置についてでございますが、御存じのとおり佐伯市においては番匠川水系、それから堅田川水系、沿線の多くの地区でこの内水問題というのを抱えております。国土交通省と大分県は合流部に水門を設置し、定期的な研修を行った専任の管理人を配置いたしまして、内水被害の軽減対策を行っております。また、最近のゲリラ的と呼ばれる豪雨により多くの地区で被害を受けていることは認識をしておりますが、排水機場の設置には多額の費用が掛かることから、多くの御要望に十分こたえられない状況です。そのため、設置に当たっては床上浸水被害戸数の多い地区や排水機場設置によって地形などの条件からより効果が得られる地域など、その検討を行った上で排水機場の設置やあるいは移動ポンプ車の配置などの対策を講じているところです。これまで御存じのとおり、国土交通省により下久部や長瀬、脇、高畠地区などに排水機場が設置されており、また現在、

弥生地区の小田排水機場の整備中でこの3月にも完成をする運びとなっております。御質問の女島地区にも排水機場の必要性の認識は十分持っておりますが、現時点で設置に向けた具体的な計画をお答えをする状況にないところです。いずれにいたしましても排水機場の設置には多額の費用が掛かりまして、市単独では非常に困難な状況ですので、全市的な問題としてとらえ、県及び国に要望していかなきゃならんというふうに考えているところです。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 複数住所の関係、一遍にはすぐいかないというふうに思いますし、役所の中でですね、やはり速やかに統一するように考えてもらいたい。取り組んでいってもらいたいというふうに要望しておきたいと思います。

それと女島の排水ポンプの関係、これはそういう方向で今後取り組んでいきたいということとありますんで、強く国・県にですね、そういう要望活動をですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

冒頭、私申し上げましたように、平成6年の8月に議員になって5期14年8か月、執行部の皆さん、そしてOBの皆様と佐伯のまちづくり、住みよいまち佐伯を目指して討論してまいりました。しかし、私の一般質問これを持ちまして終わりとなりました。佐伯市の益々の飛躍を御祈念申し上げ、また関係者の皆様のこれまでの御苦勞に対しお礼を申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

議長（児玉忠義） 寺島議員、御苦勞さんでございました。

以上で、寺島議員の一般質問を終わります。

次に11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） 11番議員、政山会会派所属の矢野精幸でございます。今回も一問一答方式にて大きく分けまして2点質問をしたいと思っております。早いものでありまして、1市8か町村が合併をいたしまして、新佐伯市になって早4年がたちました。いよいよ私ども今議会が任期最後の議会となりました。これまでにあらゆる方面から市政に対し、前向きな苦言・提言をしてきましたが、この4年間、佐伯市における最重要課題の一つに中心市街地活性化が、特に大手前地域の活性化が叫ばれております。この問題について多くの時間を費やし質問をしてまいりました。中にはこの質問ばかりと言われる方もおられましたが、しかし、この問題を解決しない限り新佐伯市の将来はないと思われるのであります。中心地の大手前に市の顔になるべく核の形成が不可欠であります。中心地の空洞化は佐伯市のみならず、全国的な問題として国自身も深刻な懸念を抱き、まちづくり3法を平成18年8月に改正し、地域のまちづくりに手厚い補助金を提供しております。国がここまで膨大な予算を組んで、この中心地の空洞化の問題に対処したのは、急速に進む地方の過疎化を食い止める思惑もあったと思われまます。私は4年前、最初にこの質問をしたとき、佐伯市はこの問題に全く前向きな回答を示しませんでした。これでは佐伯の地元商店は再び立ち直ることなく、店を閉めて子どもの暮らす別な土地に転居してしまい、また市民の中にはもっと便利なまちに移住して再び佐伯市に住むことはなくなり、人口の減少に急激な拍車を掛けるのではないかという危機感がありました。人口の急激な減少は、そのまちの財政を破たんさせるような危険水域に導きかねない非常に危ぐしななければならない問題であります。全国の市町村がこの問題で基本計画を国に提出し、次々と認可をされました。大分県でも豊後高田市、別府市、大分市が次

々と国に申請し認可をされました。これまでの機会で毎回のように質問をしてきましたが、一向に進まない当市のスピードの遅さが残念でなりません。時は金なりということわざがございます。今後は時間の経過とともに、認可の基準も厳しくなることが予想される中で、当市としても有利な補助金を受けるには、基本計画の策定が急務であろうかと考えられます。昨年は伊達市、青森市、今年も青森市、八戸市と行政視察で行ってまいりました。青森市はまちづくりの先進地であります。この4年間私は3度行ってまいりました。すごい変化であります。既に60市を超える自治体から基本計画の提出があり認可されました。提出予定の自治体も30数市あると聞いております。今後は非常に厳しい認可基準になろうかと思っております。一日も早く基本計画を作り上げ、提出をしてもらいたいと思うのであります。そこでお聞きをしたいと思っております。基本計画の現在の進ちょく状況はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員の一問一答ですが、大手前地域の活性化計画について、計画の進ちょく状況ということで、国から補助を受ける基本計画の策定が急がれる。現在の進ちょく状況はということでございます。議員御質問のとおり、これはまちづくりに対する新たな基本計画の策定については、18年の8月から法律改正が行われております。この改正の大きな点は、今まで地域の商店街や地域住民である程度できていたのが、18年の8月から会議所等、また民間が主体となり、まちづくり会社の設立が基本となっております。そうした中、市といたしましても中心市街地活性化の策定については、また先般、議会の全員協議会に報告をさせていただいておりますが、そうした中で核事業であります大手前開発については、こうした民間の事業、いわゆる行政が作らなければいけないというようなことですが、それではなくて民間事業のめどがたっていない点が現れております。また駅・港についても今後の事業の整理の計画を行うという点がございますので、行政の中ではできるだけ指導しながら早く国の認定が受けられるように詰めを急いでおります。先ほど申し上げましたように、この民間の会社でありますまちづくり会社が、早くこれが立ち上げていくことが私は必要だと思っておりますし、これが立ち上がりましたら、行政といたしましても年内に、その目標に向けて国に申請をしたいと考えておりますので、そうした中で、行政だけでなく、そうした地権者、また会議所いろんな団体等の御協力があるこのまちづくり会社ができると思っております。そうしたことで、私どもも年内を目標としながら、そうしたことができますときにやっていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 続きまして、イに移りたいと思っております。昨年の12月議会で池彦の買収が20対19で否決をされました。複数の否決理由があっただろうと思っておりますが、やはり買収後すぐに壊す予定の建物の価格が妥当であるかどうかという問題と、買収後の跡地利用を歴史資料館とする考え方と、中心市街地活性化とどのように結びつけるのかという因果関係の中で、整合性のないまま見切り発車をしたと考えることが否決された要因となつたのではないかと考えられます。一応は否決された買収問題ですが、今後はその理由を踏まえて新しい思案の下で改めて再度買収するお考えはあるのかどうかをお尋ねをいたします。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 矢野議員の池彦跡地についてということで、 、 ということでお答えし

ます。まず、歴史資料館建設に伴う建物の購入について、先ほど議員がおっしゃいました12月議会で一応提案しましたが、賛成19人、反対20人ということで否決になりました。しかし、反対の票を投じた議員さんの中にも歴史資料館建設自体に反対しているわけではない。もう少し内容が分かる資料や説明が欲しいという、そういう方も多数おったんではないかと思っております。大手前開発との関係を示してほしいなどのその理由もありました。これらのことを受けまして、教育委員会としましては、一応仮契約までしております。ということで、できるだけ早い時期にイメージ図の作成、あるいは構想案などを作成して、議員の皆様にご説明して御理解いただけるよう今準備を進めております。以上です。ではの御質問にお答えします。旧池彦の跡地は12月議会でもかなり説明してきたと思っておりますけど、佐伯城内にあって、歴史と文学の道、城山、三の丸に隣接する佐伯の歴史、文化、自然が集約されたことに、そういうところの立地にあります。当地は江戸時代後期に勘定府、奉行所など藩の役所が置かれ、三府御門や倉などが残っており、明治期には毛利家の邸宅となるなど、佐伯の歴史を語る上でふさわしい場所だということは考えております。また、商店街や飲食店街の商業地域に近く、利便性も高い場所で、そういうことでありますので、このようにこの土地は歴史的価値の高い土地や建物であるということで、歴史資料館建設の場所として適地であると考えてはおります。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 今、池彦の跡地をですね、歴史資料館にしたいというような答弁であったらうかと思っております。私はですね、この場所ですね、まちづくりの特に大手前のまちづくりを見た場合ですね、果たしてそれが正しいかなあと、それが一番いい方法かなあとということがちょっと私は疑問があるんじゃないかと思っております。これはまあ私なりに考えておるんですが、やはり大手前地域、特に中心市街地の中でもこの大手前地域のですね開発、活性化ということを考えた場合ですね、特に今、市からのいろんな私数回、今から10何回一般質問してきましたけど、その答弁の中にですね、どうもその今の壽屋の買収したあの空き地を主体にまちづくりを考えているような感じが受けます。やはりこの地域を開発する場合ですね、私はそれじゃあいかなと思っております。今言いました池彦の跡地も含めた、三の丸の文化会館の今の場所から大手前地域の全体をですね考えた私は構想でないとして今後、今からの将来にとってですね、悔いを残すような形になるかと思っております。これを一体化した全体を見据えたですね大手前地域からもちろん壽屋の跡地、また今の壽屋の商店街、三の丸の文化会館の所、あの三余館の付近、池彦付近等々ですね、これ全体を見据えた上でどこに何を建設するかということですね、この際考えるべきだと私は思っております。そうした中で、この池彦の跡地はですね、歴史資料館をもって来る場所としてはちょっと問題があるんじゃないかなあと私は思っております。この池彦の建物ですが、私もこの船頭町に住んでおりますんで、あの地域の方々の古い人たちのいろんな意見を聞いてみております。その中で、その池彦はですね確かに古い建物であるんですが、江戸時代から今もあるという建物はあの入口の門とですね、倉だけだというふうに聞いております。奥の方にあります和室があります「御居間」という和室の間であります。これももう明治の半ばころに造られた建物だそうでありまして、江戸時代のものではないということでもあります。そうなりますとですね、私はこの建物を残し、また歴史資料館としてあそこに造るということはちょっと問題があるんじゃないかなあとというふうに私は考えております。ということで、この池彦の買収は私は土地自体は

ですねやはりこの時期に先方の売主・買主の問題がありますんで、今買主の佐伯市と池彦さんがそういう形で買収の仮契約が済んでおるといふのでしたら、私は価格はもうともかく、やはり買収はすべきだと思っております。しかしながら、あとの利用につきましては、もう少しですね十分にいろんな人の意見を聞きながら将来に悔いを残さないような有効利用を考えるべきだと思っております。その辺につきましてひとつ御答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 池彦の有効利用あるいは今言った門、倉、御居間ということでいろんな価値というのはあるかも分かりませんが、12月議会でも申し上げましたように、あそこは明治後期にやはり毛利さんが住んどったというような、そういう兼ね合いもありますし、先ほど申し上げましたように、やはりあの一体として非常に歴史的な価値のある所というふうに思っております。それと平成16年だったと思いますけど、構想の中で歴史資料館というのはもう既に山際周辺地区、あるいはお祭り広場付近というふうに申請をしております。その企画の方で申請をしております。それでやはりどう考えてもやはり歴史資料館というのはあの位置がいいというふうには、まだうちの方は思っております。それで、今度また近いうちに提案をしなければいけないというふうには考えておりますけど、どうしてもあそこの場所で今はいきたいというふうには考えております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 今の答弁では、池彦の跡地に歴史資料館を造るといふことのようにありますけど、私はちょっとこれは問題があるなあと今でも考えております。というのは、歴史資料館はですね、あそこに単独で造ってですねそんだけの経済効果、また観光客をですね呼ぶだけのものになるかなあとということになりますとですね、いささか疑問があるうかと思えます。私は歴史資料館を造るのは私も大賛成であります。しかし、場所はと言いますとですね、やはり単独で造るんじゃなくてですね、何かの施設と複合したものを造るべきと思っております。今後また問題になってくるとは思いますが、文化会館の建て替えの時期もきております。これの場所等も今から検討していきたくと思っておりますが、私はこの文化会館をもしこの地域に建てるようになればですね、この文化会館の一角の中にこの歴史資料館を入れ込むべきだと思っております。というのはやはり建設費の問題、またあとの運営問題等をですね考えた場合に歴史資料館だけを単独で造った場合はどうしても建築費についても割高になるし、またこれを今度維持運営していく場合でもですね、やはりそれなりの経費が掛かってまいります。そうした場合、今の市の財政状況からいった場合ですね、これを単独で造るといふことは私はやはり問題があるかなあと思っております。あくまでも複合施設にするべきだと思っておりますが、その辺どうですか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員から池彦の跡地の論議をいただいておりますが、私どもにしてみれば、まずこの用地を購入してからの論議をさせていただきたいと。構想論は構想論という形であの当時、用地を買って歴史資料館の対応でやっていきたいという形でいっております。それから、まだ一応仮契約しておりますが、そうした場合にはやはり土地を購入しての問題で、いろんな論争というのはまだできてくると思っております。基本的には12月議会に提案申し上げましたように、歴史資料館の用地としての購入を議会に提案しております。そうした中、先ほど教育次長の方から申し上げましたように、そうした中での考え方で現在進めてお

りますし、建築の箱物についても先ほど次長の方からいろんなレイアウトを見ながら御相談をしたいということでございます。まずは私は用地を購入し、そうした中で方向づけと、もう一つはそうしたレイアウトを見せながら皆さんに用地購入に対する意見を詰めていき、是非とも御理解を賜りたいと思っております。そうした中で複合施設等についてもまたその時の意見としていろんな中でいろんな選択肢をとらせていただきたいと思いますと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） それでは次に移ります。旧壽屋周辺の買収計画についてでございますが、国に今後提出をするべく基本計画の中には、具体的な開発範囲や道路の経過等が盛り込まれるのであらうと思っております。壽屋の跡地周辺の買収も検討する必要があるかと思っておりますが、現段階での買収計画はあるのかどうか。また、あればどの範囲までを計画しているのかをお尋ねをいたします。また、この対象地域となります地権者との話し合いはどの程度まで進んでいるのかも合わせてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） どの地域までの買収を考えているかということですが、事業はこれまで説明してきましたように、開発の計画区域内を対象としております。多分B、Cの地区を言われてるんだと思っておりますけれども、買収するかどうかということにつきましてはですね、構想案がまだまとまっておりません。それから事業の手法ですね、これもディベロッパーによる開発になるのか、それとも組合を立ち上げての再開発という手法になるのか、その辺がまだ明らかになっておりませんので未定です。それから2番のですね、地権者との話し合いの進ちょく状況ですが、この地権者につきましてはですね、今年の2月の23日に先月ですが、権利者これは土地を持ってる方、建物を持ってる方、またはそれからそこにテナントとして入っておられる方、約26名だったと思っておりますけれども、その方たちです、大手前開発権利者連絡協議会というのが発足いたしました。この協議会に対しまして現段階での構想案などについてですね、23日の発足の日の説明、報告をしてまいりました。今後もこの会を中心に、特にC街区の方になりますけれども構想案について話し合いを進めていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 地権者との協議会ですね、この立ち上がりは先日行ったと聞いておりますが、その中で地権者の総数とですね、出席した関係者何人ぐらいあったのでしょうか。地権者総数。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 地権者総数はですね26人です。23日の時にですね、ちょっと私数えておらなかったんですけども20人程度は来られていたと思っております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 以前もですねもうかなり前だと思んですが、恐らく2年ぐらい前ですか、二、三年前ですかね、地権者の話し合いを前やりましたよねえ、もう随分前に。部長の前かな、部長の前かな、特に前任者の時かねやりましたよね。その時の話の中で、開発計画についての地権者の意見と申しますかな、お気持ちと言いますかね、これがどういうふうになったかということもあの時はお聞きしたんですが、ほとんどの方が開発計画には賛成であ

るということでお聞きしました。今回26名中の20何名か出席をされたということで、欠席者が何名かございますよね、この欠席者の方にはその後、そういう話はされたのかどうか、まあされたのであればどういう返事があったのかですか。前向きで協力的であったのかどうか。その中で難しいかなあというような意見があったかどうか、その辺のこともちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 実は私、だいぶ前になりますけど中心市街地活性化推進室におりまして、その時にも地権者会というのがありました。ただこの時にはですね、開発の手法は再開発という形で進んでおりまして、それが一度崩れたということになっております。その後については大変申し訳ありません私、状況を知っておりません。それから26人の地権者のうちですね、欠席された方への連絡ということですが、これ地権者会をですね、地権者会ではありません。権利者会を三つに分けております。土地を持っておられる方とそれから建物の方、それとテナントの方、三つに分けておられまして、それぞれ代表者がおります。前回はですね現在の状況の報告でしたので、とりわけですね私たちの方で欠席者についての連絡というのはしておりません。会の方でやって頂けてるものと思っております。23日当日にもですね、欠席者の方については御連絡をお願いしますということをお願いしております。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 恐らくその地権者のですね、欠席された方もこの再開発につきましては前向きな意見だろうと私は思います。また何かですねそういうことで問題がありましたら私も一生懸命後押しをしたいと思っております。次に移らせてもらいます。エのまちづくりについての考え方がございますが、過去、私は幾度となくコンパクトシティを強調してまいりました。その定義における考え方が佐伯市と私とではちょっとずれがございました。中心市街地の活性化を考えるとですね、さまざまな機能が凝縮したコンパクトなまちでなければならないと私は思っております。つまり1か所である程度の用事が済まされるようなまちづくりをするということがこのコンパクトシティの構想の原点であります。国もこういうまちをつかっていきなさいよということで、今基本計画の策定もそういう形で推し進めているようであります。それにつきましてですね、市の考え方をもう一度お伺いをしたいと思いません。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 考え方についての御質問にお答えいたします。佐伯市もですね国の方針と同じくコンパクトシティのまちづくりを目指しております。これは先般まとまりました総合計画の中でもですね、市街地につきましてはまちづくり3法の趣旨に基づいてですねコンパクトシティの考え方を基本にするということを明確に書いております。また、中心市街地活性化そのものがですね、拡散して希薄になっていったまちをですね、それをもう一度コンパクトにまとめていこうという考え方が大きな基になっておりますので、当然佐伯市としてもそれを踏まえて、そういうことになっておりますけれども、ただそれはオールインワンということではありませんで、1か所ということではなくてですね、幾つか機能的に結びつきながら、歩いてその用がたせるようなまちづくりをしていくということでありまして、決して1点に集めるということではありません。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） コンパクトシティの考え方というのは今部長が言われました歩いて用がたせるということなんですよね。そうだろうと思います。私は今までずっと質問した中でですね、部長また市長の答弁の中に半径2キロ以内にそういう機能を持ってくると、そういうまちをつくるということを言われておりました。これは何度となく私も聞かされております。半径2キロというのはこれは実は北海道の伊達市がですね、そういう形でまちづくりをおるんですねあそこは。ここは以前テレビ放映をした時に私はそのビデオを撮ったんですが、そのビデオの中にそういう言葉が出てきておりました。それがまあ今市が言われておる半径2キロというような答弁の形で返ってきたわけでありましたが、私も実は昨年ですねこの伊達市に行ってまいりました。前回の質問の時にその話をしましたけどですね、半径2キロがですね果たして歩いて行ける範囲以内かなあということをお考えた場合ですね、これは到底佐伯市の場合には全く当てはまらないことでもあります。半径2キロといいますがと約30分ほど掛かるんですねあ歩いてですから、佐伯市に置き換えて分かりやすく言いますと、大手前からですね駅前までが約2キロということだろうと思うんですね。そうした場合にそれなら、今佐伯市の市民がですね、用をたせるのに歩いてそれなら大手前におる人がですね、駅前に用事があるからほんなら歩いて駅前まで行くかなあったら到底これもう、どんな若い人でも年配の方でも子どもでもですね、恐らく駅前まで歩いて行く人まずないと思うんですね。そうした場合に、今まで市が言われておった半径2キロ以内にそういう機能を持った施設を造るというのはちょっと私は佐伯には当てはまらないと思うんですね。じゃあなぜほんなら伊達市がそういうことを言っとるかなあというんで、私は実際、百聞は一見にしかずで行ってまいりました。昨年1月の8日にまだ雪のある北海道に行ってまいりました。現地に泊まりましてですね、前の日に着きましてホテルに泊まりまして、翌る日に市の方に出向きまして行政視察をしてまいりました。そこで行って分かったんですが、私が、あなたたちがテレビで言っていた半径2キロ以内にその施設をそこに造ると、いろんな機能を備えた施設をそこに入れ込むということは、私どうしても合点がいかんのですがと、佐伯では半径2キロは歩かんと、歩いて30分は到底佐伯の人は30分も歩きませんと、せいぜい佐伯の人が歩くといったら10分、七、八分から10分、まあ700メートルがいいところかなあち私が話をしました。そうしましたら、先方の市の職員の担当者の方が、3名かおったんですが、私に笑いながら答えるんですね。その議員さん、北海道は広いと、私たちはですね小さい時から30分ぐらいはもう歩くのはなれてますと、ですから30分間を2キロ以内に何かあってもそこに歩いて行くのはそんなに苦にならないということですね。子どもの時から通学でもうそのぐらいの距離は常に歩いておりますんで、別に2キロぐらいは平気だという話がありました。なるほどなあと私はそこで思うたんですね。だから伊達市は2キロ以内にそういう施設を造ることなんですな。それがそんなに佐伯市にそれがそっくり当てはまるかなあと言ったら、これは全く当てはまりませんはね。そうしますとやはり佐伯市は佐伯市なりのコンパクトシティ構想があるかと思うんですね。で私がいつも前に言うように、さっき言いましたように大手前地区にそういうものを凝縮したそういう機能を便利のいいまちをつくるべきじゃあないかなあということをお訴えてまいりました。このまちづくりというのは私はいろんな先進地がございますし、また成功した例、またやや失敗した例もあろうかと思いますが、これはあくまでも参考でありまして、佐伯市は佐伯市なりのまちづくりをせないかと私は思うんで

すね。そういう意味からですな、さっき言いましたように、歩いてほんなら範囲と言いまして半径2キロの中にそういうものを造るということは私は佐伯市の場合は問題があるかと思っております。ということで、その辺もですねひとつ十分にですね考えをしていただきたいと思っておりますのでございます。それでは次に移ります。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 次に大きく分けましての2点目でございますが、当市の佐伯市における住宅建築の新築状況についてを質問をいたしたいと思っております。昨年アメリカで起きたサブプライム問題に端を発した世界同時不況が世界全体の経済を直撃し、それは我々にも直接的に影響を与えるようになりました。外需産業に比重の大きい我が国でも大手企業が兆単位のばく大な損失を出すという信じられない事態が現実のものとなっております。このような状況下でも佐伯市における持ち家志向は大きなものがあると聞いております。しかしながら、家を建てたいが融資を受けるのに非常に苦労をしているというお話をお聞きしました。そこでお聞きをいたしますが、ここ3年間の住宅着工件数はどのように推移しているのか。また過去に最も多く申請されたのはいつか、またその件数は。お伺いをいたします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 住宅着工件数についてのお尋ねですが、住宅には共同住宅も含まれますので、着工戸数ということでひとまずお答えをさせていただこうと思っております。過去に3年間の佐伯市管内の住宅着工戸数は、大分県情報センターにあります建築統計年報によりますと、平成17年が442戸、平成18年が505戸、平成19年が445戸となっております。また、住宅以外の建築物も含む、いわゆる建築確認件数の受付件数で申しますと、平成17年度が347件、平成18年度が361件、平成19年度が309件、今年度はまだ年度途中で集計をいたしておりませんが、275件程度に今なると予想されて、議員御指摘のとおり減少傾向にあるというふうには言えます。次に、過去に最も多く申請されたのはいつか、その件数ということですが、住宅着工戸数については、建築主から提出された建築工事届により集計されたもので、さらに平成15年以前は、旧市管内のデータしかございませんが、過去20年間のうち、住宅着工戸数が最大の年は平成8年で、その数は545戸でございます。この数の多いのはいうまでもなく共同住宅の戸数も当然含まれているということでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 私はこの一般質問をする前にちょっと資料ですね担当部署からいただいたんですが、以外だったんですね、私はもうてっきり住宅はですね、かなり着工件数が減ってるなあという感じだったんですが、むしろ17年、18年は増えとんですね。19年度は若干減ってますが、その前の16年度は300ですから百四、五十軒少なかったのが、17年度は百四、五十軒増えてるわけなんですね。どうしてこういうふうになったかなあ、私の身近ではちょっとこう家が建つとかなあという感じがしたんですが、これはちょっといろいろ分析をしてみますとですね、この一番の原因は景気もそんなにまあいいということにはなかったんですが、まあまあ落ち着いていたということで、まあ家を造ろうという人が、そういう希望者が増えたということのようではありますが、その中でも家がもちろん建てやすくなったというのが原因のようであります。一つは大手ハウスメーカーが地方に進出してきたということと、金融機関がですね、以前は自己資金が幾らかなければ金が借りられなかったということがあったんですが、今は何か昔は住宅金融公庫を主体にして借りておりましたけど、私たちが昔はその

住宅金融公庫を借りて建てたんですが、今はもう住宅金融公庫をほとんど使わないそうであります。もうほとんど市中の銀行または信用金庫等から銀行借入れをしてから、これも全額の借入れができるそうであります。若い人がですね割と手軽に家が建てられるという状況になったようでもあります。またそれとローンの期間がですね、昔は住宅の場合が25年がローンの期限だったそうですが、今は35年という10年間増えたそうであります。そういうことで月々の払いが割と安くなったということで、この若年層の持ち家が増えたということのようでもあります。しかしながらですね、その中で私、今回言いたいのは銀行のローンを組めない人といいますかねえ、が結構あるそうであります。というのが、やはり銀行もそういうことで、ローンの組めない人が結構あるというんですねえ、この組めない人というんが、ほんじゃあ組んだから返済できないかなあという、そうじゃあないと言うんですねえ、この返済負担率というのがありまして、これは返済金を借入れ返済金を所得で割ったのに100を掛けたのが返済負担率というそうであります。この負担率が問題であるというんですねえ。この負担率のですね、この基準に引っ掛かるというので今ローンが組めないというのだそうでもあります。この負担率がですね、若干まあ上げるといようなことになれば、さっき言いました上限のすれすれの借りるか借りられないかというすれすれの人ですね、結構多いそうであります。それがまあ借りられるということで、そうなりますと家が建つということでもあります。それをひとつ市の方ですねそういう形の何かいい策はないかなあということでもあります。さっき言いました返済負担率というのが、さっき言いました家のローンだけでなくですね、車のローン等もちろん今皆さん車を持っていますんで、この車のローンもその中に入るそうであります。だから家だけのローンでしたら問題ないんですが、この車のローンもその中に入りますんで、それをひとつ銀行の基準で審査した場合は、その基準に引っ掛かるということで貸せないということであるそうであります。そういう人たちの救済策としてですね、ひとつ市が何かの形でこの手助けができないかなあということでもあります。ひとつそんな場合ですね、この負担率を今の基準から5%ぐらい上げたら、そのさっき言いました基準のすれすれの方がこれに通るといことになるそうであります。市がですねその保証協会のような期限付きですね、景気の浮揚策として、そういう市の保証ができないかということでもあります。その辺につきましてひとつ市の当局の見解をお聞きしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それではお答えします。一般的に各自治体を実施している住宅関連の助成制度には、自治体で生産加工された木材を使用した住宅に関する助成、それから障がい者・高齢者等の社会的弱者に対応するための住宅に関する助成、若者・UJIターン者の定住促進、それから子育て支援等のための住宅に関する助成、耐震診断などに伴う立替住宅に関する助成などがございます。本市におきましては、佐伯市産木材利用促進事業により木造住宅建設の補助制度を実施しているほか、大分県においては、大分材の家推進制度により県と住宅金融支援機構、地元金融機関が協力して住宅ローンの金利を優遇する政策が推進されております。昨今住宅ローンにかかわる銀行等の審査において不承認件数が多いとのことですが、これは全国的な景気の悪化に伴い金融機関等の住宅ローンに関する審査がより慎重になっているものと考えられます。議員御提案の住宅ローンの支援救済方法は先に申し上げました、従来の自治体の住宅関連助成制度とはその目的を異にするものであり、本

市には現時点でそれに当たる制度の創出については白紙の状態でございます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 今言いました市がそういう保証ですかね、今保証協会ちいうのがありますよね県の方にですね。県が保証協会で保証付なのは銀行も結構今、中小企業でも融資を割と簡単にするようであります。この国や県のですねいろんな融資の要件の緩和というのが今結構うたわれてまして、今県でも中小企業の活性化資金というのがあります。これもこの景気の悪化ですね、売上げの減少等で融資を県がするということで今結構緩和をされております。これで助かっておる人が結構企業多いと思うんですね。ただ民間の個人に対してはそういう制度は今ございません。ただ、住宅を造る場合にですね、今言いましたように、昔の国民金融公庫の住宅金融公庫ですか、これがあった時分は結構銀行の金利は高かったんですけどね、国金の場合は結構安いということで住宅ローンの利用者が多かったと思うんですが、今はさっき言いましたように、この住宅金融公庫のローンをほとんどの人がもう借りないそうであります。銀行のローンが主だそうでありまして、銀行もやはり貸し倒れが懸念される場所にはなかなか出しにくいし、まず出さないとと思うんですが、今言いましたように貸してもいいんだと、貸しても取れると、返済はできると可能だといってもですね、さっき言いました返済負担率の関係でですね、どうしても若干の今そこに問題があるということで貸せないという。それをちょっと上に負担率を上げればですね貸せるということなんだそうです。そういう人はもうほとんどがですね、今はアパートとかまだ借家において月に何万かの家賃も出しているということで、それから換算するとですね、新しく家を造ってローンを組んでも返済は可能だというのがほとんどだったそうであります。そういう人の救済策として私は今言ってるんですが、これが市がさっき言いましたように、保証をすればですねまず銀行がオーケーということのようであります。これもしですね何かの形でその人が将来的に返済不能に陥った場合ですね、これまたその家の担保もっておりますし、全く市が全額を負担するというにならないと思うんですね。まずそうした場合にですね、私はこの景気の浮揚策も考えてですね、そういう人たちに、そういう形の支援策として市の保証制度をつくれれば私は随分助かる人があるんじゃないかなあと。また金融機関もやはりそういう形で貸し付けができるということで、いろんな面でですね景気浮揚につながろうかなあというふうに思っておるんですが、その辺はどうでしょうか。ひとつお願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） いろいろとちょっと私も勉強してみたんですけども、銀行とか金融機関にとって基本的に住宅ローンというのはですね、非常に優良な貸出先と議員も言われるよう、つまり焦げ付き率が非常に低いということで、そういう住宅ローンに関しましては家も担保にできるということで、景気によって左右されないものというふうに言われてきたようでございます。しかしまあ、ここでどうしてそういった不承任事案が出てきたかということですが、それは議員が言われるような理由もありますけども、やはり経済環境が激しく変化しまして、企業等の信用度の問題も出てきてですね、そこで働く従業員、サラリーマンの方々にまで審査が及んできた、厳しくなってきたという、そういう影響が出てきているのではないかとこのように分析されているようでございます。そういったところからいきますと、むしろ地域の経済の活性化とかあるいは企業支援対策、中小企業支援対策というのも非常に重要になるかなあというふうに考えております。そこで今回ですね、インターネットな

んか使って全国でこういった制度がどのくらい取り入れられてるかというところをかなり調べてみました。やっと自治体が目を向けてきた側面というのがあるんですけども、結構例あります。確かにあるんですが、こういった議員が言われるような施策の構築につきましては、もう少し様子を見る必要があるんじゃないかというふうに考えております。国や県の施策も出てくる可能性もありますし、そういった動きを見ながら研究を続けていく必要もあるんじゃないかというふうに思っております。議員が言われるように個人のですね借入れに市が保証するということは、どういった問題があるかというところについてもですね、ちょっと研究しなきゃいけないところもありますし、また最終的には市の全体的な住宅政策にも大きくかかわってくる面もあると思いますので、そういった、こういった制度を作る、作らないかは別として、十分今後ですね研究をしてから対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 終わります。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、9日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時05分 散会

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 3 月 9 日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成21年3月9日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	長長長長長長長長	西木塩武大久魚田坂酒河	嶋許田鶴住崎本井野	泰政厚隆直成慎修伸	義信博己太治誠一実生	上教消上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目水江	水育振振振振振	道次防興興興興興興興興	部長長長長長長長長長	戸川伊白山曾河甲江	高東田洗田宮原斐藤高	公弘宇三茂隆健盛滿幸一	人嗣実達二一清喜義一徳
-------------	--------	----------	-------------	-----------	-----------	------------	-------------	----------	---------	-------------	------------	-----------	------------	-------------	-------------

議事日程第3号

平成21年3月9日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) おはようございます。本日の平成21年第1回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

6日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、榊田穂積君、2番、和久博至君、3番、河野豊君、4番、吉良栄三君、5番、肥後四々郎君、以上の順序で順次質問を許します。

18番、榊田穂積君。

18番(榊田穂積) おはようございます。一般質問2日目トップをつかさどります、あまべの会所属、榊田穂積であります。私は4年前、最初の議会の中で情報公開についてのお尋ねをしました。それは、市政を執行していく上でのいろいろな情報について事前に議員の皆さん方、あるいは市民になるべく早めに公開するようにと、それが市政運営の前進させるためのまず第一歩じゃないかという意味のことをした記憶があります。それが情報が遅れたために、説明が遅れたために、過去何回か大きな問題に直面して、この市議会の中で、あるいは否決されたりというふうな事項が数々ありました。これはやはり大きな反省するべき点ではないかというふうに思っております。今後もそういうことがないように、しっかりと情報公開をしていただきたいということをまず要望しておきたいと思っております。

通告に基づき3点質問したいと思っております。1点目は、佐伯市周遊型の観光行政について、2点目が、財政の健全化について、3点目が、道路関係についてであります。まず第1の佐伯市周遊型観光行政についてであります。として、佐伯市の観光スポットは大まかに市街地・山間部・海岸部というふうに分けられると思っておりますが、これを今までこの4年間で数々の施策で作り上げてきたというふうに思っておりますが、このことについての現状をどう把握しているかお尋ねします。二つ目として、食の観光・歴史・文化観光の現状、これを今後の行政の中でどのように展開していくのか。また、これをどの程度把握しているのかを問いたいと思っております。として、総合的、あるいは循環型の観光が今後望まれると思っておりますが、将来的にこれを執行部としてどういうふうな計画の下に進めていくのでしょうか。ということをお尋ねして、第1点目の質問を終わります。

議長(児玉忠義) 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。榊田議員さんより、佐伯市周遊型観光行政ということで御質問いただきました。そうした中で、アの部分で、佐伯市の観光スポットを大まかにということでございますが、議員御存じのとおり、佐伯インターチェンジが昨年6月28日に開通し、多くの観光客が本市に訪れるようになりました。市内の観光スポットといたしましては、市街地部分また山間部、海岸部という形での三つの部分にくくって区分してあると思っております。それぞれの入り込み客は、どちらかというとなら海岸部が多く、山間部は少なかったという、そういう傾向にあります。そうした中で、2番目になりますが、食観光、歴史、文化観光の現状をどう把握しているかということでございます。そうした中で特に食観光というのはもうこれ、私どもも4年間やらせていただきましたが、以前からありました寿司、そしてまた、新市になりまして、あつめしに代表される^{どんぶり}井等をやっております。また合併前から出ておりました伊勢えび海道、こうした部分に全体的に食というものに当てながらスポットを当てて取り組んでみました。そうした成果は上がっていると思っております。またそれぞれの中で、黒潮の極み佐伯^{すし}寿司海道というのを新たに、また佐伯地産地消の中で寿司に重複して起こさせていただいております。そして、日豊海岸^{どんぶり}ぶんご井という形で、ぶんご^{どんぶり}井海道という形であつめしを始め、そうした^{どんぶり}井も全体的な中ですばらしい漁師料理を始めすばらしいものがあると。また、以前から言いました九州伊勢えび海道というのを蒲江、北浦という旧町村でなく、全市的に延岡市との交流を図り、両市の大きな位置づけの中の観光圏という形で位置づけさせていただいております。そうした三つのことを三海道と称して、本市の食観光の目玉として位置づけております。それに当市で佐伯ごまだしうどん、ごだましという形で加えた部分も取り組み、多くの観光客の誘致に成功していると思っておりますし、また、その成果も上がっておると思っております。そうした中、本市は歴史や文化に興味をもつ観光客、まあこれは旧市内等でございますが、山際通りについて歴史と文学の道ということで多くが散策し、またいろんな方々がお見えになりまして、佐伯市の歴史のすばらしさを感動していただいております。そうした歴史の中で佐伯藩船頭町の散策ということで、また別枠でこうした歴史の散策をするという形で見ていただいておりますし、また当市は太平洋戦争等いろんなこの海軍の基地があったということでありますので、平和記念館やわらぎ、また鶴見半島の戦跡めぐりといった、そうした所も今私たちに問い合わせもあっております。また、空の公園を始め蒲江八景、道の駅かまえとか、マリンカルチャー、そうした海岸部、また景色等もすぐれておりますので、広がり一つずつ広がってくる現況になっております。次に、総合的な循環観光が望ましいという点でございますが、総合観光循環型観光の将来展望と計画についてですが、まずはそうした食観光をし、いろんな形の中で来訪者を増やしていきたいと。そしてまた今後一番課題であります宿泊数を増やすことで、引き続き食観光を中心に備えた施策を進めていき、観光客の誘致を図っていきたく思っております。今後の取組ですが、幾つかを述べますと、これまでの食観光は海の幸が中心でしたが、今後は山や川、里の幸も含めた特色のある素材を生かして、地産地消による食観光の提供を奨励したいと思っておりますし、市と観光協会ということですが、それと会議所、商工会などとも連携しながら食観光に関する地場産業の育成に努めてまいりたいと思っております。また、食観光を景観や歴史・文化などの観光スポットや体験と組み合わせたモニターツアーやミニツアー、また旅行社やJRと連携した日帰りや泊まりの各種ツアーを実施し、来訪者の増加に努めていきたいと思っております。そして昨年行われました釣りバカ日誌19の口

ケ地マップめぐりのツアーも今後検討したいと考えております。特に泊、要するに泊まりの伴う旅行や循環型周遊観光に対しましては、由布院や別府を訪れたお客様を呼び込むため、観光圏事業で関係市と連携し、リンクをした取組を行いたいと思っております。さらに、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムへの取組も強化したいと思っておりますし、小学校を対象とした子ども農山漁村交流プロジェクト事業による宿泊誘致や農林漁家民宿開業への助成を行っていかうとも考えております。観光客を受け入れる側の体制充実も考えていますし、観光に携わる関係者に対し、おもてなしの講習会を実施したり、不足している観光ガイドの増員を図っていきたいと思っております。また、佐伯観光案内手引書を作成し、関係者に広く活用していただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 梶田議員。

18番（梶田穂積） 観光関係につきましては、先般初日に観光開発調査特別委員長よりいろいろな報告がございました。その中に、今市長が申し上げましたように、食の観光とかあるいは各地域のさまざまな観光スポットを観光施設だけでなく地域の財産というような表現で報告してございましたが、このように地域のそれぞれのスポットについては、合併前よりあるいはその以前より、その地域の方々が一生懸命育ててきた地域が各地にございます。それを今一緒に何とかして周遊型の観光に結びつけられないだろうかということで皆さん方努力してきたと思いますが、この4年間でそういうふうな基礎が固まったんじゃないかというふうな気がいたします。今後の方向性として、例えば高速道路を利用しての宇目町、あるいは本匠・直川そういう山間部、これが高速道路が開通してからはお客が余り増えてないというようなことでしょうけれども、そこを何とか総合的な施策によって皆さんが楽しめるような、そういうスポットに築き上げていくということも必要でありましょうし、それからまた、海岸部と一緒にした総合的な観光スポットを何とか構築していく手立てということは今からの観光行政としてのあり方を定めていただきたいということを希望しますが、そういうことで今後の具体的な展望がどのように開けるか、あるいは計画的なものがもうちょっと具体的にないかということをお尋ねしたいと思えます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 梶田議員さんの方で、梶田議員さんから御指摘いただきました。今までいろんな中でも温めたものが一つずつ開花してると思っております。特に観光ガイドを育成いたしました時に、当初予定をしなかったのが海岸部の観光客が非常に多かったと。また本匠・宇目の方々も地域における歴史とかですね、いろんな方々がガイドをする予定でございましたが、来るお客さんが非常にそちらが強かったということで。また、市内における山際通りを始め、歴史に対する観光に対する御指導もですね、観光ガイドの方をお願いしておりますが、そのような形の中で、先ほど申しあげました佐伯観光案内手引書をしまして広くですね、佐伯市全体の財産を見つけ出したいと思っております。特に私も就任いたしまして、宇目にも行かまして、直川・本匠いろんな所に行きますと、どうしても旧佐伯の佐伯惟治の物語が非常に多く、そうした伝統の芸能として残っておる部分、そうした歴史というのが非常に深い。また番匠川の関係、それぞれがまた持ってる地域がよそから見れば、ああこれはすばらしいものだなと、お互いがお互いの中に見出して佐伯市を自慢するようにすることが大事だと思っております。現在、私も子ども子どもたちにおきます、子ども農山漁村交流プロジェクトというのも、こうした中に海と山をやはり交流しながら、それぞれのすばらしいことを、まず

地元の間人が胸を張って紹介できるようにしなければならないと、そうすることによって地元の人々が全く知らないのに、どこへ行ってもいいか分からないということを探ねられますので、そうした今まで地域でもっていたもの、いろいろなお互いがあります。そうした資源を使いながら今後ともこうした観光について協力をしていきたいと思っております。またそれぞれの歴史史談会、またいろいろな環境団体、また芸能、いろいろな形の郷土芸能を持ってる方々にいろいろと御相談しながら地域におけるプロジェクトも培っていききたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 梶田議員。

18番（梶田穂積） 今後の観光関係につきましては、いろいろとやらなければいけないということが多かろうかと思えます。市内では密命を中心にした新たな取組もなされておりますが、そういうふうにはやはり、この佐伯の中心をしっかりと紹介していく、そういう基盤を作り上げていただきたいということをお願いいたしまして1点目を終わります。

次に、財政の健全化についてであります。この4年間、行財政改革ということでしっかりとやってきたようではありますが、この4年間の最初危機的な状況でありました財政をこの4年間でどのように回復したかということについての現状を問いたいと思えます。2点目が、合併特例債活用の限界について、いろいろとございましょうが、例えば市庁舎の建設、あるいは文化会館の建設、歴史資料館、美術館、コンベンションホール等々、いろいろな箱物の計画というか要望もあります。このようなことを全部一遍にやればそれこそ財政の暴状ということになって、大変なことになりますけれども、そのことをいわゆる行政改革との関連でどこまでが限界であるのか、あるいは健全な佐伯市をつくるためにどこまでこの箱物が必要であるかということをお伺いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それではお答えします。合併直後に顕著となっております市財政の危機的な状況を回避するため、平成21年度末の取崩型基金残高を20億円以上保有する。それから平成21年度末の職員数を1,100人以下とする。この二つを大目標といたしました佐伯市行財政改革推進プランを平成18年3月に策定し、今日まで積極的に行財政改革に取り組んでまいりました。18年度からの職員数の削減、職員給カット等の総人件費の抑制など、市役所内部の自助努力を中心とした取組に加えまして、19年度からは民間委託の推進、施設の統廃合、事務事業の見直し、料率の見直し等にまで広げまして、20年度もその取組を継続してまいりました。その結果、基金残高を20億円以上保有するという目標につきましては、21年度当初予算編成後の現在高として63億円程度が見込まれまして、さらにもう一方の目標である職員数の削減に関しましても、21年度当初で1,075人が見込まれまして、第1期行財政改革プランの計画期間を1年残して、その目標値を確実に達成できる見通しとなっております。以上のように、市民を始め各関係者の御理解・御協力により、一時の危機的な財政状況からは脱しつつあります。しかし、本市の財政状況を見ると、特に着目すべき点は、類似都市に比べて大きな起債残高を有していることとございまして、19年度の公債費負担比率は26.1%と非常に高く、前年度までの試算を根拠とした投資的経費90億円をこれからも継続した場合、数年後には同比率が30%を超えてしまい、財政の圧迫要因となってくることが予測されております。また、下水道整備やごみ等の環境対策にかかわる経費の増大や新しい時代に対応するための情報化対策、また住民の安心・安全を守るための防災対策、過疎地域における生活交

通手段の確保等の生活対策等々、様々な課題がまだ山積しております。こうしたことから、今後も引き続き、職員数の削減等による総人件費の抑制、それから事務事業の見直し等による民間委託の推進、投資的経費の抑制基調を継続し、有利な補助金や起債の活用を行う。それから各特別会計の適正な受益者負担により基準外の繰り出しの抑制等の措置を講じることが不可欠となっております。このように、第1期行革プランの成果は期待できるものの決して行革のスピードを緩める状況ではございません。今後も市民の皆様の御理解をいただきながら、引き続き行財政改革を進めていかなければならないものだと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 榊田議員の合併特例債の活用に関する御質問につきましてお答えいたします。御承知のように、合併特例債は合併した市町村に対する主要な財政支援策の一つで、活用期間が合併後10年間と限られておりますが、充当率や交付税のバックにおいて非常にまあ有利な起債の制度でございます。ただ、幾ら有利な起債の制度といたしましても、借金には変わりありませんで、その償還金の30%あまりは市の一般財源で対応しなくてはなりません。このため、その期限内に合併特例債を消化してしまおうと、こういった考えでこれを財源とした大型事業を集中させてしまうと、将来に向けて公債費の高騰をまねき、またそれに伴い財政運営が困難な状況に陥ることになりかねません。そのような状況を避けるためには、特例債の効果的活用は念頭におきつつも、大型事業の選択とその実施に伴う起債計画等を十分に考察し、財政状況を見極めながら、起債の償還により将来の財政がひっ迫することのないよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） この4年間の財政改革につきましては、総務部長より総人件費というか、職員がまあ1,100人以下が目標であったと。これはまあ目標どおり達成の見込みということでありまして、順調な成果じゃないかというふうに私も思っております。このことについては今後も更に一層努力するということが必要であろうかと思っておりますが、今後もこの行財政改革につきましては、一層な努力をしていただきたいというふうに思っております。やはり市民が一番注目しているのは、この財政の状況であろうかと思っておりますので、しっかりと今後も改革を進めていただきたいということを要望して、この点1項目については終わります。2点目の特例債の件であります。佐伯市の財政規模は一般会計で例年450億円前後ということのようではありますが、こういうばく大な金額を使って市政が運営されているわけでありまして、いずれにしてもこれだけの財政規模を使うということは、やはりこの佐伯市が何らかの形で発展しているというふうに私は考えております。そこで今財務部長言われましたが、合併特例債、これはまあ期限を切った使用が可能ではありますが、一時に使えばやっぱり債務が膨張するということが大変危険な状態になろうかと思っておりますが、そこはこの佐伯市の財政規模とそれからまた、いろいろ言っちゃって、この佐伯市を発展させなければいけないという大きな将来目標がありますので、この辺、返済とそれからまた今後の佐伯市をつくっていくと。その2点のなかで、この合併特例債を何とかやはり市民のために有効な活用を苦しいながらも検討していく必要があるんじゃないかと。今答弁の中には、具体的に庁舎をどうするかというふうな答弁はございませんでしたが、最低必要な庁舎建設あるいは文化会館、いろいろと時間が迫っておりますが、その辺についての順番とか、あるいは具体的に今

後進める、絶対進めなければならないということについての目標がございましたらお答え願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 再質問にお答えします。具体的な目標ということでございますが、この合併特例債の最高の限度額というのは、佐伯市にとりましては380億円、事業分でございますが、380億円になっておりますが、これにつきまして、当然、先ほど申し上げましたように全部使おうということだけに集中して使うと、当然後年に負担を大変強いることになるということで、かなり積極的にしながらもかつ慎重でなければならないとも考えております。これは議員も委員長を務めておられました地域開発特別委員会の中でも庁舎の関連に絡みまして財政のシミュレーション等を行ってまいりました。その結果、今想定されておる事業を精査してというわけではないんですが、一応考えられる事業を挙げた場合に、今後100億円近い事業が毎年想定されるような、あくまでも想定の中ですがあります。それにつきまして、当然合併特例債を始めとした起債を想定した場合に、やはり80億だとかそういったオーダーになります。あるいはまたそれを後年返還していく場合に、その額としまして最高ではやっぱり100億の公債費が生じてくるのではないかというようなシミュレーションを行ったところでございます。それでは当然単年度の予算編成もこれはとても非常に困難になりますし、また後年に非常に負担を残すことになりますので、やはりなかなかそうもいかないのかなという観点から、先般先ほども申しました行革では80億円台で投資的経費を臨んだ場合にどうなるかという財政見通しを立てました。その結果でも26年度には基金がなくなるのではないかというような一つのこれは見通しの例でございますが、じゃあその間のその辺かにあるのかなという感じはいたしますが、近々この何年間で話題に上っております、あるいは議論されております庁舎の建設だとか、あるいは歴史資料館だとか、あるいは文化会館をどうするのかということ、あるいは大手前付近のハード・ソフトの整備をどうするのかということを含めまして、庁舎の建設時期等も慎重に見極める中で、その他の事業も考え合わせまして今正に見極めをしているところでございます。これをほじゃあ幾ら佐伯市が使えるぐらいになるのか、この10年間といたしても後6年ぐらいになってまいりましたが、まあ300億なのか何百億ぐらいなのかということに非常に注目するところではございますが、ちょっと今ここで何ぼというふうに具体的には言えません。またその箱物等の優先順位、あるいは年次スケジュールにつきまして正に今ちょうど最終といたしますか、調整の一番最中にあるわけで、またこれも少しでも早い機会に幾らかでも具体的にお話しできるようにして、また皆さん方に御相談いたしながら協議して、また御提示してまいりたいとこういうふうに思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 梶田議員。

18番（梶田穂積） 大変難しい点であることは私も承知しておりますけれども、この合併特例債の件につきましては、例えば、今言った庁舎建設から含めていろいろな計画がございしますが、私は最初、情報公開をしっかりとやってくださいと言った意味はですね、できるものはできる。できないものはできないということを財政シミュレーションしながら、はっきりと市民に示していただきたい。いつまでも全部計画があるんだということどうやむやんに過ぎていくと、このまままたずっといくんじゃないかというふうに、そしていつの間にか消えてしまうということになりますんで、きっちりとここは市民に我慢してくださいと。この建物は

建てますということをやはり正直にですね、財政規模を踏まえながら計画性を持った市政を執行していただきたいと、計画を立てていただきたい。できないものをいつまでもうやむやにシミュレーションしよるとかいうことだけで逃げんとするんじゃないですね、この点についてはやはり私は良いことも悪いことも市民に示して正直に言った方がかえってすっきりして、財政もきちんといくんじゃないかという気がいたしますのでね、その点もうちょっとしっかりしたお答えができるようにしていただきたいと思いますし、もしその点で少し答弁がありましたら、答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 再々質問にお答えします。もう少し具体的にということですが、正に今申し上げましたように、あるいは議員からも御指摘がありましたように、大変こういった今挙げられておりますような事業をいつごろやるかにつきましては、非常に財政の組み方、今後のシミュレーション、財政見通しを踏まえまして、本当にこの期間内に活用していきたい。これももちろん、いっぱいそういう気持ちを持ちながら、やはりそれなりに後年のことも考えていかなくちゃならないということで、正にもう本当に苦渋の選択をいずれするわけですが、その最中であって本当真剣に考えているところでありまして、これをそのうちうやむやにというようなことは毛頭ございませんし、またそういうことはあっちゃありませんし、使う期限も限られておりますので、早急にそのビジョンなりがまとまり次第、その都度早めにまた御指摘いただきましたように、お知らせなり御提示してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） お答えしにくいのは重々承知しておりますが、この件につきましては当初から言っているように、正直にできるものはできるということを今後しっかりと私たち市民に示していただきたいということを要望いたしまして、この件については終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） 3点目の道路関係についてであります。佐伯市にとりましては、道路行政は今後とも長期にわたって整備が必要と思われれます。循環型の観光等、産業等も考えまして、あるいはまた防災の面でも早期の道路整備を図っていただきたいというふうに思います。東九州自動車道路関係で、蒲江インターから県境間の着工、これを要望していた時点から波当津追加インター、あるいは佐伯市総合スポーツ公園付近の追加インターということを経由して途中から要望してまいりましたが、今まで工事に着工した時点から申請するんだというふうな答弁で過ぎてまいりました。一向に造るという答弁がございません。何とか早くですね、地元を安心させるためにも、あるいはまた今後のまちづくりのためにもですね、早急な返答をいただきたいと思います。それと私も何回か申し上げましたが、丸市尾から葛原間の県道について、今まで数回質問してまいりました。これは高速道路が開通した場合に、波当津の場合は何とか救われる道はございますが、葛原につきましては、やはりちょっと台風が来れば孤立してしまうというふうな状況になっておりますので、現在若干の整備をしていただいておりますが、どうしても抜本的な解決を図らないと丸市尾葛原間につきましては、どうしてもいつまでも孤立状態が続くと、災害に対して弱いということがございますので、その点につきまして、具体的にですね何とかトンネルをほぐとか、そういう方法があるのかどうか、計

画を具体的に進めているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 榊田議員さんの追加インターの取組状況についてのお答えをいたします。

まず最初に、波当津追加インターにつきましては、現在大分県は国土交通省に対し、連結許可申請を行っております。しかし今現在、現時点でまだ許可は下りていないというふうに聞いております。また、佐伯総合運動公園付近の追加インターにつきましては、市としても是非必要なものであるという整理をいたしておりまして、昨年8月21日と本年2月5日の2回にわたり、大分県知事に対し市議会議長、商工会議所の会頭、自治委員会連合会の会長等とともに設置の要望行動を行ったところです。引き続き、国土交通省や大分県と協議を重ね、佐伯蒲江間の開通時には同時に供用できるように設置に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。また、丸市尾葛原間の県道古江丸市尾線の抜本的な整備計画については、市としても県に要望しているところですが、土木事務所によりまして、越波対策としての消波ブロックの設置や法面保護などの災害防除対策を進めていきたいと回答を受けているところです。市といたしましても、地域要望の強いこの抜本的な改善計画を引き続き要望していきたいというふうに考えているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 榊田議員。

18番（榊田穂積） この点につきましては、もう何回も質問しておりますし、同じような回答がありますが、具体的に申請をして現在それを要望しているということをお聞きしましたので、もうこの点については終わりたいと思います。葛原丸市尾間につきましてはですね、越波対策とか護岸工事とか、いろいろなことを計画しているかと思えますけれども、やはりあそこについては、もうちょっと風が吹いて波が立てばいろいろな工事をして、どうしてもあの部分については難しい、通れなくなるというのがもう常識でありますので、この点につきましてはもう要望してですね、やはりトンネルを最小限造るというふうな格好で何らかの形で解決を図っていただきたいということを要望いたしまして終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

次に26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番の和久博至です。4年目の最後の議会を迎えました。心おきなく今までやってきたことで、何とかまだしなけりや駄目かなというような点につきまして、今日は御質問いたしたいと思います。まず第1に、大入島活性化について質問をいたします。順序はア、イとなっておりますけれども、イの方から先に行いたいと思いますので、よろしいですかね。大入島フェリーの不便さについてお聞きします。これは大入島活性化の恐らく根本の問題だろうと思っておりますので、まず第1にお聞きいたします。佐伯市は大入島をどのようにするつもりなんですか。佐伯市の掲げる大入島活性化策に現在大きな疑念が生じております。この疑念を理解する上では、なぜこのように大入島活性化が叫ばれるようになったのか。佐伯市の活性化策とはどのようなものなのか。活性化がどのように出現しているのかをしっかりと把握していることが必要だと思います。大入島活性化は、大入島架橋と密接に結びついております。昭和60年初めから橋を架ければ大入島が活性化するということが重要な政策課題として取り上げられました。そして大入島架橋建設促進運動を進める中で、大入島活性化を中心とした構想として、佐伯市海洋都市構想が計画されます。佐伯市は平成7年、この構想案策定を日本最大のシンクタンクともいえる三菱総研に2,700万円で委託し、

策定委員会の審議を経て平成8年に計画決定がなされました。ところが、この構想は基本構想であるため大入島活性化について更に1,000万円を支出し、具体的な整備計画を作成します。これが大入島整備計画なのです。これが海洋都市構想の冊子になったものです。そしてこれが大入島整備計画及び大入島開発計画です。これが1セットになっております。これで具体的に大入島開発計画が練られて、ここにすべて掲げられているということです。計画は5年ごとの三つの段階に分けて推進することになっています。第1ステップには総合観光案内所等特産品販売所建設、客席200席の地ビールレストラン、2万平方メートルの芝生テニスコート付の臨海公園、研究・見学・養殖施設を備えた5,200平方メートルのヒラメ等の種苗研究施設、温室2棟を備えた7万5,000平方メートルの亜熱帯果樹園、200メートルの釣桟橋、休憩所・レストランを備えたフィッシュアリーナ、サザエ・アワビ等を養育、管理する2,000平方メートルの体験観光施設、100メートルの海岸遊歩道、駐車場や広場を備えた展望台2か所の建設、大入島循環道路の拡幅工事の完了の12の事業を行うというものです。第2ステップは次の5年間でほぼ現在終了するような年限になっているかと思えます。150万平方メートルの18ホールゴルフ場、海水使用のプールと浴場を備えた海洋療法施設、1万5,000平方メートルの人工海水浴場、450隻のヨットを係留することができるヨットマリーナですね。それに付随するクラブハウス、100席のレストラン、マリンショップの建設、展示室・収蔵庫・映写室を備えた2,500平方メートルの海の博物館、150室5階建てのホテル、100室5階建てのコンドミニウム、4階建ての福祉施設、200戸の分譲及び市営住宅の建設、展望台1か所の設置を、この5年間で行うということになっており、事業項目は12です。次の5年間、第3ステップでは、180台の車が利用できるオートキャンプ場、100室3階建ての青少年海の家、60室5階建ての老人ホーム、水深20メートルの大型専用のコンテナバース二つが設置されることになっており、さらに4.5キロメートルの大入島スカイライン、その展望台35室2階建ての小さなホテル、3キロメートルのサイクリングロード、2キロメートルの森の遊歩道建設を行うことになっております。大入島整備計画には3段階合わせて33項目の事業が具体的計画として挙げられております。この計画が大入島活性化のすべてだったわけです。ところが、この計画はできて3年目にすぐ作り直されます。大入島開発計画は余りに多面的であり、大入島の人口減少、高齢化が進む中、現実性に乏しいとして佐伯市はオオニューアイランド構想を打ち出したのです。根本的に変わったのは大入島架橋を前提から外したことです。大入島架橋ではなくフェリーの運航の便を運行時間、料金を改善することにより、より便利にすることを第1の課題として位置づけたのです。当然に33項目の計画は大きく変更されました。総合案内所特産品販売所をビジターセンターと位置づけ、大規模銭湯、オートキャンプ場をビジターセンターの附属施設に替え、水産関係はチリメン加工場の開発に限定され、道路を除いては民間活力によって解決するという程度にとどめられてしまいました。大入島架橋に加えて最も大きく変わったのは、17万平方メートルの石間埋立地の利用計画です。整備計画では超大型の船、オーバーパナマックスといえます。つまりパナマ運河を通行できないほど大きな船ということですが、この5万トン以上の船が係留できる施設、つまりコンテナターミナル2バースの建設を大入島石間埋立地に計画しております。そして200戸の市営住宅、分譲住宅の建設をここに更に設置するというものです。ところがこの構想では、新しい構想では公園と30戸の市営分譲住宅と変わりました。そして大型船が着けられるバースは公園というふうに変更され、緑地公園というふうになってしまいました。

利用目的の大転換です。この変更を受けて平成14年に大分県が提出した公有水面埋立願書は埋立目的が住宅地と公園、1万2,000平方メートルの埋立地を佐伯市に売却し、住宅30戸がそこに建設されることになっております。そしてさらに、公園をこの埋立目的に掲げました。県立自然公園としてすばらしい景観を持ち、海藻が繁茂する佐伯市でも貴重な場所が30戸の市営住宅と人工公園のために47億円も掛けて埋め立てられることになったのです。大入島活性化とはいったい何なのでしょう。大入島整備計画は平成8年に策定されました。しかし、その中に上げられた33項目のうち、実現しているのはわずか三つの事業です。一つは総合案内所・特産品販売・レストランを兼ねた食彩館建設です。もう一つはカンガルー像を設置したオーストラリア公園です。前者の建設に1億2,000万円が掛かり、特産品開発に2,000万円が出費されております。後者の公園建設に3,800万円が費やされております。その他観光案内板が400万円掛けて設置されただけです。大入島架橋の実現が不確かな中で、あたかも大入島架橋が実現したかのごとく、それを前提に4,100万円も掛けてこの開発計画が作られ、いとも簡単にその計画を変更してしまったのです。そればかりではなく、架橋に代わる根本問題のフェリー便の充実も放置された上に、石間への定期便が打ち切られる。この4月から荒網代への定期便も更に打ち切られるという事態が発生しております。島の活性化どころか島民の生活の安全が脅かされる重大事態に陥っております。交通の便をどのように考えているのでしょうか。現在フェリーは6時で終了しておりますが、極めて不便なものとなっております。せめて9時まで延長することは考えていないのでしょうか。まず最初の質問を終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大入島フェリーの不便さについてということなんですけれども、葛港と石間の間を運航しておりました石間丸が、昨年9月9日に運航を廃止いたしました。また、葛港と荒網代の間を運航しております荒吉丸が、御指摘のとおり、今月末で運航を廃止する予定ということになっております。定期船がなくなるということは島民にとって非常に重大な問題であると考えております。市としましては、高齢者を始めとする地区民の交通の便を確保するために、地元区長会や関係機関等の協議を重ねてまいりました。その結果、この4月1日から荒網代区と石間区のフェリー乗り場間、この間にコミュニティバスを導入するというようにしております。それから、フェリーの運航時間の延長についてですけれども、大入島フェリーは現在、朝の7時から夜の6時15分まで、佐伯と石間の間を15往復運航しております。運航時間の延長につきましては、会社としては今大入島の人口が1,050人ほどですが、大変厳しい経営状況の中にありまして、最少な人員での運航体制をとっているということでありまして、また、夕方の4時以降、車の利用が大変少ない。ほとんどないという状況になっておりますので、運航時間を拡大しても大きな収入増は見込まれない。また反面、人件費は増えていくことから、延長は大変難しいという返事をいただいております。市としましては、運航時間の問題につきましては、現時点では民間事業者である大入島観光フェリーの判断によるものと考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） これは今に始まった話じゃないわけですよ。もちろん御存じのとおりだと思うんですよ。これは大入島アイランド構想をですね、その中でどういうふうに言ってるかといいますと、フェリー航路の路線化の設定ということを重要項目にこの時点でもう挙げ

てるわけですね、平成11年です。その時に、このように書いてますね。島民の生活環境の改善、離島者の歯どめを図るためにフェリーの運航時間及び料金の改善、さらに道路としての路線設定を行うと書いております。つまりこれを県道にすると書いてるわけですね。そこでちょっとお聞きしたいんですけども、県道にすることによってどのようなメリットが生じるのかということです。それと6時というのはこれ最低のラインなんですよ。つまり定期航路が認められる最低のラインで設定してるんですよ。ところがそれを補ってたのは何かというと、正に各地区に行く、石間に行く、荒網代に行く、あるいは堀切の方に行くというそういう便が、夜それを定期便を補うものとして存在してたわけですよ。だから夜10時になっても150円で乗ることができるような、そういう船があったわけです。ところがもうここでそれが打ち切られるわけですよ。そうなりますともう臨時便になりますから2,500円から3,000円出さないともう乗れないという事態になる。往復だと6,000円掛かってしまいますね。そしてしかもフェリーまで行くとしたら、このフェリーまでまた歩いていかなきゃ駄目だというような事態が生じますね、非常に不便になってきたわけです。だからもう既にこのような課題を抱えているわけです。その当時、何と言われたかということ、その時に各会社が臨時の職員として各航路の株主が雇う形にしている。そして月に40万円が支払われているということが、その当時言われていたんです。現在どうか分かりません。だからただ非常にこれは公共の機関と同じなんですよ、もうこれが無かったから動けないという、そういう事態になりますから。そこでただ会社がね、このように厳しい状況だと言ってるだけでは済まないと思うんですよ。じゃあどのような経営状況なのか、決算書なりそれを見たんでしょうか。そこもお答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 決算書の提示は求めておりません。今のところ会社の方でお話を聞くということにとどまっております。それから基本的に今大入島については5路線、フェリーのほかに4路線が運航しているわけですが、例えばこれをですね、補助航路というような形にしますためには、1業者に統合する必要があります。それは業者間でも今話し合いがですね段々と始まっている状況であるようです。そうなりますと、1業者に統合されますと、この補助航路としての活路と言いますか、そういったものが出てくるのではないかというふうに思っております。それから、先ほど4時を過ぎると車の乗船がほとんどないという状況であると言いましたけれども、フェリーが6時で終わりました後はですね、基本的には当番船の制度は残るということを確認しております。これは今回のコミュニティバスを走らせるに当たりまして、業者の方と相談いたしまして、当番船については走らせていただきたいということで、これは確保しております。それ以降はですね、タクシー、海上タクシーになるということです。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 6時以降にねフェリーをやめることは普通だと思っておりますか。今例えばこの市役所に今何時に終わりますか。5時で急いで帰るんだったらいいですよ。普通の民間会社は普通は残業しますよね、そして帰るのが6時過ぎることってのは普通でしょ。じゃあどのようにして帰りますか。例えば車の便が少ないと言ったって4時から6時の間でしょ、その時間に帰るような人はおりませんよ。通勤の人が全く島に帰れないような事態になってしまってるんですよ。で、今それでも問題ないと言われるかもしれんですけども、皆2台車持っ

てるわけですね。朝フェリーまで行って、そしてフェリーに乗り換えて、そして佐伯に来てまたそれから乗って行くという、非常に不便な生活を強いられているわけですよ。しかも観光を考えるとどのようになるか。例えば、魚釣りに行って6時に終わりますといたって帰れんでしょ。例えば、夏の8時ごろに陽が暮れるような時に、もう真っ昼間の中からも帰りなさいと、夕方になって魚が釣れ始めるのにこれからも帰りなさいと言われてたって、そりゃ普通は帰れないですよ、ということは逆に行かないですよ。本気で島の活性化を考えてるんですか、そこをまずお答えいただきたいと思います。もう1点、これコミュニティバスが非常に最大の問題になってくるわけですよ。補うものとしてコミュニティバスと云ってますよね、ところがこのコミュニティバス、何時から運行ですか、最初の船が6時からしか出ないんでしょ。運転手は佐伯におるんですよ、佐伯の本土の方におりますよね、その人が行って整備をするまで動かないのでしょ。だから7時半ごろまではバスが全く運行されないっていうことですよ。つまり会社に行く人たち、例えば6時、7時にもう行かないと間に合いませんよね、その人たちが全く乗れないような状況になってるわけですよ。そのことについてどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員の大入島開発ということであるお話を聞いておりますと、私どもの考えと随分開いた考えがあるなあと感じております。平成7年のお話をした時に、佐伯は当時、マリノポリス構想という形でスタートしたと覚えております。当時から大入島埋立問題は入っておりまして、当時から議員は、この埋立活性化について問題があるという提示をされておったのを私は覚えております。私どももそうした時点から大入島を活性化するために、大入島の架橋問題、埋立問題、いろんな中でのそのマリノポリス構想として位置をしながらやってきておりました。また、平成11年度に市長代わりまして県との打合せの中に非常にこれは夢のある計画で実現性がないという形で、またその時点ではニューアイランド構想という形で策定をし、地域におけるこれからの大入島架橋に対する考え方を県から示しなさいという形で推移したと覚えております。過去いろんな中で大入島にはとにかく用地が少ない、そのために活性化しなければいけないということで、過去の市長、また当時の議会も多く取り組んできておりますが、それがどうしても大入島にはいろんな諸問題があり、なかなか進めない問題もありました。一つは南循環線、北循環線という県道の改良工事につきましても議員御存じのとおり、南循環線では久保浦の所で大型車が入れない、工事がストップしているのも現在の状況ですし、また北循環線にとりましても大型車が石間地区にも入れないと、いろんな諸問題がありまして地域としての解決ができてない部分がございます。また議員としても御存じのとおり、石間埋立問題についても当時の執行部、また議会といたしましても、地域活性化のためにいろんな形をやっていくということがあったんですが、その当時から工事車両もたくさん入っておりましたので、現在みたいに大入島フェリーが6時で終わることはありませんでした。それが事業的に1年ずつ運航ができずに、また活性化ができずにという形で随分大入島に対して離れた方が多いと聞いております。また、当時からフェリーがこうだったと覚えておりますが、この大入島フェリーを作った自身が渡船業者各社が出資して作り、そうした一体感の中で大入島の運航をやり、そして道路整備ということでやっていったと思います。先ほど質問等をお伺いしておりますと、本年度ですね急きょ石間丸さんが営業を廃止したということで、私どもにとりましても後手後手ではなくて、できるだけや

りたいということで、昨年の2月から大入島のコミュニティバス構想を地域によってお願いをしておりましたが、どうしても渡船業者の関係の皆さんが、これが走ると地域では非常に困るというお話を聞いておまして、やむを得ず平成20年度の4月からのスタートを中止した部分があります。私どもにとりましては、コミュニティバスの主な目的は、佐伯市に来るためだけでなく大入島の地域の人、いわゆる大入島の片神地区にあります大入島アイランド、そうした中で、皆さんが診療所や公民館に行けるとということで基本的にコミュニティバスの運行を計画しておったわけですけど、それがどうも渡船の関係に変わったということで、本来の姿は大入島の地域の人、診療所や大入島の公民館に行くために日向泊、高松、いろんな中でのコミュニティバスの運行を考えたわけですが、現在は急きょ石間丸さんが廃業したということで、それに対する補助的な形をとらせていただいております。もともと地域における渡船業者等の話をしながら、最大限の話をやっていくわけですけど、現行では今有料等になりますとどうしても時間的な問題、またそこに専門の方が在任してないということがありますので、私たちも地域と真剣に話しながら現在やれる対策として現在遂行している状態で、今度の予算に計上させている次第でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 確かに通勤の方はですね、島内の移動用に車であるとか単車といったものを利用してフェリーまで来る。それから葛港まで来てそこからまた車に乗るといような方も多々おられます。これは乗船の料金との兼ね合いもあると思います。自転車や単車につきましては定期といったものがありますけれども、車両については定期がありませんので、経済的にどちらが特かということを選択されているという部分もあるかと思えます。それからコミュニティバスは4月から走らせる分につきましては、運転手は確かに佐伯の方から渡って行きますので、朝と夕方については運行ができません。朝と夕を外したですね、生活物資の購入に行く方、また病院に行く方の利用が中心になるかと思えます。それからまた、地区と地区との連絡といった形の利用が中心になるかと思っております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 市長が突然入ってきたんですけども、問題あることは分かるところでしょう。つまり33項目のうち三つしかできてないことは事実なんです。そこをどうするかでしょ。しかも私が言ってるのは、これ平成11年の時からの課題になってるわけですよ、フェリーの充実というのは、今始まったことではないんですよ。平成11年からでしょう。平成11年の時の課題をどのように考えてますかと言ってるわけですよ。つまりこれが一番の根本なんです、ここが活性化しないと、ここが例えば8時、9時に乗れるようにならないと安心して働くことができないでしょう。しかもこれからは、一般の便もなくなってくるわけですよ、直接行く便も。そうするとますます職場に通う人たちは島にいてもどうしようもないという事態になってくるんじゃないですか。これいつからの何時からの運行かと言いますと、8時からの運行でしょ。皆もう全部始まってますよ、学校でも。そのところを本当に考えてやってるんですかと聞いているわけです。それが本当の島の活性化というもんじゃあないでしょうか。島民の生活を根ざして何が困ってるんだろうか、そこを本当に補助するということが私は島の活性化だと思っております。どこの会社がするか分からないような事項を33項目並べて佐伯市が全部やれるんですか。活性化というのはそうじゃないと私は思ってるんですよ。そのところは、これから今会社にただ聞いてますじゃないと思うんですよ。本気で

延長してほしいと私は要望すべきだと思うんですね。部長答えてください。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今のところですね、フェリーにつきましても、ほかの5路線にしましても民間の企業が大変頑張っていると思っております。今の利用率を考えますとですね、赤字すれすれあるいは赤字という状況であろうかと思えますけれども、その中で大変頑張って運航してきていただいていると思っております。その中でですね、フェリーにつきましては車の利用がほとんどない中ですね、ことさらに何と言いましょか、経営を圧迫するような形での要請というのはなかなか今のところは難しいかなと思っております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 例えばね、車が8時で運航できだしたら、これ車2台置く必要ないんですよ。そのまま夜帰って、そしてその車を利用して来ることだってできるわけでしょう。そしてたら車の台数は利用できる回数というのは相当増えるんじゃないですか。それだけじゃなくて本当に会社が困ってるのかどうか、佐伯市は確認する必要があるんじゃないですか。私はそう思うんですよ。それについてどうお考えなのか、その点については最後に。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 会社の運営につきましては、数字的なものも含めてですね、これからフェリーと協議していきたいと思っております。それから、確かにですねフェリーの時間帯と言いますか、そういったものが夜の方まで伸びますと車による運航といいいますか、車に乗る回数が増えるのではないかということなんですけども、料金を考えますとですね、かなりの月額のフェリー料金になるかと思えますので、その辺は島民の方がですね計算した上で、今のような形を選択しているのではないかなあというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） この点はここで終わりたいと思います。次に移ります。トンドの火まつりについてお聞きします。トンドの火まつりについては、ちょっと疑問になっていることがありましたのでお聞きします。佐伯市から、この火まつりに対する補助金が57万円支給されてますですね、これ毎年出てるんですけども、どの団体に支給されているんでしょうか。また、その経費の内訳を簡単に説明していただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大入島のトンド火まつりは、地元大入島地区の自治委員会が中心となって組織しております、大入島トンド火まつり実施協議会が主催し実施しております。補助金はこの大入島トンド火まつり実施協議会に対して支給しております。今年度といいますが、平成20年度は市の補助金57万円、そのほかに企業の協賛金等がありまして、決算額では119万円ほどの事業費になっております。まつりの支出の経費の内訳ですけれども、これはですね、会場の設営費、料理の材料費、宣伝費用、船賃、神事及び郷土芸能等の費用と伺っております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 聞いた理由はこういうことなんです。平成20年度に区長会の方にですね、トンドの火まつりが一応どういうものだったかという会計報告が出てるわけですよ。その会計報告によりますと25万しか上がってないんですよ。そして市の会計から10万円しか入ってない。つまり区長会、これ火まつりの主催というのはどこが主催するかというと、これ区

長会だと思うんですよ。これ書いてますよね、主催は大入島区長会という。だから大入島区長会ですからね、だからここに出らんといけんはずなんですよお金が。ところがこれ大入島用として特別に会計報告がなされて、これだけしか出てないんですよ。市のトンド会計から10万円だけ。そしてそのほかの補助が幾つか書いてまして、そして全体で25万円、今言ったような事項は全然挙がってないんですよ。私は補助金というのはそうじゃあないと思うんですよ。補助金というのは実施主体がそれは請求してくるんだと思うんですよ。そして実施主体がどのようなことを行ったのか、そしてどの会計を明確にして出して来るというのが基本だと思うんですよ、だからそのところは補助金としては徹底する必要があるんじゃないかと思うんですよ。そして、その上がってきたものを、例えば区長会なり何なりにこういう会計でしたと見せるのが普通じゃないかと思うんですけど、それをどのようにお考えですか。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 和久議員がお持ちの資料がどういう資料かちょっと私は分からないんですけども、一応これは自治委員会が中心となっております、自治委員会だけではありません。そうした人たちで、中心は自治委員会なんですけども、そのほかにもいろんな地域の団体等が集まりまして大入島トンド火まつり実施協議会を組織しております、そこからの決算書で私は今申し上げたわけなんですけれども。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 昨日実はこの決算書が出てきたんです。今言われた決算書が、で去年は出てないんでよね。本来はつまり私は補助金の決まりを聞いているわけですよ。実施主体が請求して、その実施主体に対してどのような会計なのかを明らかにするというのが基本だと思うんですけど、それでよろしいんでしょうか。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） そのとおりだと思います。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） そこが基本だと思うんですよ。で、そしてみんなに明細を見せて、そしてこれはどうでしょうか、問題がなかったかどうかというのをチェックしてもらうというのが基本だと思いますよね。実はなぜこういうことを言うかと言いますとね、トンドの火まつりっていうのはどういう位置づけになってるんだろうかと。つまり島の人が主体でやるのか、それとも市が主体でやってるのか、これは恐らくトンドまつりだけじゃなくって、いろんな佐伯市の行事、これから高齢化がどんどん進んでいきますね。その時には、例えば下刈りに行く、木を切りに行く、芝を刈りに行く、これ70束ほど芝を刈ってきて、それ火を燃やすために備えんといけんわけですよ。それが高齢化した中で、そういうことをやらんといけんという、ものすごくきつくなっているわけですよ、その時にどこが主体でやるんだろうか、そのその人たちはもうほとんどただ働きですよ。中には区がお金を出して、ある区なんか20万出してますよ。そして行ってくれんかと、日当を出して行ってもらってるわけですよ。だから、そういう中で果たしてこの事業をやっていいのかどうか、何のためにやっているんだろうかという疑問が今湧いてきてるんですよ。だから、そのところはあなたたちがやったことはこういうことだったんです。ありがたいございましたということが分かるようにするのが基本じゃないかと思うんですよ。だからそれが出てなかったその決算書、これ

区長会の決算書なんですけども、そういうものだから聞いてたわけですよ。だから佐伯市が補助するというのとは一体どのように使われているんだろうか、そこがやっぱり明確になって、そしてその意義、そこをみんなが認識してやってほしいと私思うんですけど、その点についてどうお考えですか。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これは地域のまつりですから、当然主体はですね、トンド火まつり実施協議会ということになるかと思えます。あちこちの地域でですね、いろんなお祭りがありますけれども、それはイベント的なもの、あるいは地域の伝統ですとか、五穀豊穡でありますとか、そういったものと結びついているものであろうと思えますので、地域の人たちが豊穡を祝ったり、地区の人たちのきずなを強めたりといった形でまつりが催されると思っておりますので、当然これは地域の人たちが主体であり、この大入島の場合にはトンド火まつり実施協議会が主体であるというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） ちょっと実施協議会の会長さん、どなたになってますかね。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） すいません、私ちょっと資料を持っておりませんで、確か区長会長さんじゃなかったかなあとは思いますが、そのところは確認させてください。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 私も分からないんですよ。初めて今実施協議会が主催だということをお聞きしたんですよ。ここに区長会が主催で書いてますからね、だから区長会が主催、主催と思ってたんですよ。だから区長会に入って、例えば75万にしたら75万が入って、それがどう使われるのか、あるいは寄附とか何とかいろいろあると思うんですよ。そういうものを含めてどのような会計になっておるのか、そこをお聞きしたかったということなんです。ところが初めてその実施協議会が主体だということをお聞きしましたんでね、どのようなじゃあ団体なんだろうかということをお聞きして、後できちんと知らせてください。もう1点、今言ったことについてですね、これからやっぱり高齢化が、もうトンド火まつりというのは正にこれは日向泊の祭りですよ、1区の祭りだったわけですよ。それが日向泊の祭りを大入島の方に持ってきて、そして市が加勢しながらやっていくという。そういう状況だったと思うんですけども、もう相当な年月がそれからたってきてまして、皆さんが高齢化してきたと、じゃあこの意義というのはもう一度考えて見る必要があると思うんですよ。観光を主体に市がやろうとしているのか、それともそうじゃあなくて、やはり地域のその祭りを、維持する心をまとめるという意味をもってると、そういうふうにとらえるのか。そのところ、どのようにお考えなのか。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） もともとは日向泊のお祭りとして、子どもたちの成人を祝うというようなところもありましたけれども、それが日向泊が大変高齢化しまして、地区では実施できなくなったということから、大入島全体でそれを受け持っていくというふうな方向が変わってきております。地域の祭りなのか、それとも観光なのかと、これなかなか難しいところがあるかと思えます。地域で営々と受け継がれてきたものが、観光資源として効果的な部分もありますし、地域の人たちだけでやってるお祭りもあろうかと思えます。この当

面につきましては、今年は約600人ぐらいだったと思いますけれども若干減少傾向にはありますが、佐伯市内の人たち、あるいは市外の方も幾らかですね渡ってきて見ておられるというような全島的な行事になってくるかなあとってはあります。ただ位置づけとしましては、地域に根ざしているからこそ観光資源としては意味があるというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 先ほどやっぱり言われたようにですね、日向泊でもう人手がなくなったからその大入島全体で見てあげようと、それがもう相当前のことですよね。それがまた高齢化が進んで、今度大入島全体がじゃあ見切れるんだらうかという、そういう時代を迎えてきていると思うんですね。それは木浦の祭りでも皆同じことですよね。例えば事前準備にこれ56名の人がかかり出されておりますね、そして来客用の料理をするのに20人の婦人会が参加している。これ皆無料で基本的にやってるわけですよね、だからそういう、やっぱり大変なめをしながら、下草の刈り取りから何から全部せんといけんという、そういう中でどのようにして考えていくかということ、もう一度やっぱりしっかりと位置づけをしてほしいと思いますから、よろしく願います。次いいですか、昨年来から問題になっておりましたプロジェクトチームですね、マイナス14メートルのしゅんせつ土をどのようにするかということで、昨年12月15日ですね、プロジェクトチームの方から、県のプロジェクトチームから県知事に対して三つの案が提案されましたですね、その三つの案のうち、県知事が3月に意向を示すということだったんですね。そのような意向が示されたのかどうかですね。それをまずお聞きしたいと思います。それと、これも全部一緒に言わんといけんのでしょうか。本当はもう順番にいくんが一番いいですけども、一応全部問題となるかなという、私自身が問題となるかなと思う点をちょっと先に聞く形になりますけども、よろしく願います。ここに出てるのが三つの案が出てるんですね、この三つの案を作るのにプロジェクトチーム9名、9名、検討委員会9名、プロジェクトチーム9名、県の職員主立った人たちが18名集まってるんですね。これだけのことを決めるのに18名、何と7回も会議してるんですけども、本当に必要だったんだらうかというように思われてならないんですよ。問題はね、まず第1点についてお聞きしますね。これは提案の第1ですね、提案の第1についてはどのようになっているかということ、マイナス14メートル岸壁の背後地ですね、そこは県事業として行うようになっているんですけども、そこにしゅんせつの土砂を入れると、ただ入れるだけじゃない。それを汚い物だからきれいな物にして埋めたいと、こういうことですよね。それがどのようなことになっているのか、ちょっときちんとお聞きしたいんですけども、まず、背後地は県の事業で施工されますが、使用される土量、土砂の量ですね、それは幾らか、作業用先行盛土としてこれあがってますね、ここの中に内容としてあがってるんですけども、それで利用される土砂はどこの残土なのか。その土量は幾らか。そして平成19年9月議会で背後地に投入される鉱さい、これは一般質問で聞いたことだと思うんですけども、その量は幾らなのか。そしてどのように利用されるのか、また、なぜしゅんせつ土砂に改良が必要なのか。そこをお答えいただきたいと思います。そして、第3番目の案なんですけども、第3番目の案は、これは最初に石間の埋立てを行っていた事業そのものですよ、つまり26万立方メートルの土砂を掘って大分の大在に捨てたということですね。で、同じことをやってますよね、それについて改めてお聞きしたいと思います。掛かった経費ですね、その経費の内

訳、これを説明してください。お願いします。このことによってですね、しゅんせつ土砂を除くということですよね。つまり石間の埋立てというのは一つのしゅんせつ土砂を排除して、それを石間の埋立地に埋める。それと公共残土を入れるということですよね。しゅんせつ土砂ということがなくなりますよね、そうすると役割が変わってくると思うんですけども、その役割はどのように変わるのか、そこをお答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 和久議員さんの御質問にお答えいたします。まず、佐伯港水深14メートル岸壁の早期供用に向け、しゅんせつ土砂の処分についてあらゆる可能性を検討するプロジェクトチームが、昨年7月28日に県により設置をされ、12月15日に大入島埋立て以外に実現可能な3案を広瀬知事に提案をいたしました。原案を含めた4案の中から、県知事がどの案を採用するかについてはまだ決まっておりません。昨年12月24日に水深14メートル岸壁の早期供用開始について、県議の方々に御同行いただき、市議会議長、商工会議所の会頭、自治委員会連合会の会長と佐伯港総合開発促進協議会の代表者とともに、県知事に要望に行っていました。その際、知事から年度末までには結論を出したいと。こういう回答を受けているところです。次に の提案1に対する御質問ですが、背後地に使用される土砂の量は15万1,000立方メートル、作業用の先行盛土は鶴谷ふ頭に仮置きしている土砂を使用する予定で、その量は6万9,000立方メートルです。また背後地に投入する水砕スラグの量は5万2,000立方メートルで、通常の土砂に比べて重量が軽く、強度が強いので使用したいということでございます。しゅんせつ土砂の改良は、岸壁の構造安定上、脱水や、例えば石灰やセメント等を混合するなどの方法により改良をする必要があるということでありました。次に の提案3に関連する質問ですが、国土交通省の直轄工事ですので、国土交通省別府港湾空港整備事務所に問い合わせをしたところ、平成7年度から平成9年度の間は大入島に土砂を投棄しているが、これに掛かった費用については文書の保存期間が過ぎており、算出資料がないので分からないという回答を受けているところです。次に、三つの提案のいずれかを選択したとき、石間埋立ての役割が変わるがとの御質問ですが、今回の水深14メートル岸壁のしゅんせつ土砂が大入島埋立地以外の場所で処理されることになったとしても、今後発生する公共陸上残土の受け入れや、何より大入島の振興、活性化にはこの埋立てが必要であるとの位置づけに何ら変わることなく、引き続き大分県と一体になって工事再開に向けて関係者の理解を得るべく、努力をしていきたいというふうに考えているところです。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 大入に幾ら捨てたか資料がないと言ってますね、資料がないのはおかしいですよ、どのようになってるかと言いますと、平成7年から平成8年まで2億9,900万円、平成8年4月から9年度中、これが4億160万円になってますね、つまり13.6平方メートルで7億600万円なんです。そして次に別の会社が行って12.4万立方メートルが6億9,980万円になってます。つまりほぼその程度で終わるとるんですよ、これ30億になってますね、何で6億円が30億に変わるんですか、全くここが理解できないんです。そこを説明してほしいと思います。説明できんのだったらできないということによろしいです。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 今議員のお持ちの資料はですね、このプロジェクトチームが発表したものでございまして、この詳細の積算については私もいちいち承知はしておりません。ただ、14

万3,000立方メートルのしゅんせつをし、大在に持って行った場合にこの費用が掛かるという試算に基づいたものであります。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） また、知事の発表が出てから改めて追求をしたいと思います。

次に移ります。これ波越から波越小橋までの改良区間についてですね、これにつきまして、前回の議会でお聞きしたところなんですけども、これについてもう1点、もうちょっと事後どのようになっているのかということでお聞きしたいと思います。平成20年12月18日に2,400名の署名を付けて安全確保の要望を提出いたしました。これは被害者の方ということで私も参加しながら集めたもんなんですけども、それ以外にですね、どのような要望書等が出ているのかですね。そこをお答えいただきたいと思います。それと地権者の承諾が得られないということだったんですけども、県の方は何らかの方針をですね示してると言うんですよ。それについてどのような方針を示しているのか、それも合わせて御説明いただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。昨年の12月1日付けで、佐伯南中学校長、佐伯南中学校のPTA会長、下堅田自治会長らの連盟によりまして、教育長あて、通学路の道路改善についての要望書が提出をされ、これを受け、教育長から佐伯土木事務所長あて、12月3日付けで本要望書を土木事務所長あてに進達しております。次に県は、波越橋の改良も併わせどのように対処しようとしているかとの御質問ですが、大分県佐伯土木事務所は、先般提出されたPTA、学校、地区からの要望を重く受け止め、地権者と直接交渉を行いました。現時点で解決には至っていないと聞いております。しかし、本路線は重要な路線であり、解決に向け前向きに努力していきたいとのことで、現在の道路規格に合うように道路幅員が狭い部分だけでなく、波越橋と波越小橋を含めた区間の改良計画を立てたいということでございます。今年度は用地境界を確定させ、詳細設計を行った後、全体計画を策定した上で再度地権者の理解が得られるよう交渉を重ねていくとのことで、市といたしましても地元自治会や県と協力しながら、早期改良に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 被害者の署名だけでなくですね、このように学校関係、自治委員会の方々等ですね、やはり要望がされて県も重大なものとして受け止めてもうほとんどですね、実行できる段階に入ってるようですね。だから非常に難しいことかなあというふうに思ってたんですけども、ありがとうございます。是非実現の方向に向けて努力してほしいと思います。ありがとうございました。最後にちょっと時間がありません、よろしいですかね。もう一つありました。市の対応についてですね、その前をお聞きしたんですけども、里道がありますですね、里道はこれは本当漏れてたら申請せんといけんという部分ですよ、これがまだ里道が申請をしてないということで、これもお聞きしたらですね、申請してないということだったんですけども、その後、申請されたのか、またどうするつもりなのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 御質問の里道につきましてはですね、本年の2月16日に九州財務局大分財

務事務所長に対し譲与申請を行いまして、本年2月24日付けで国有財産譲与契約一部変更契約を締結いたしましたして、既に佐伯市の管理となっております。今後は、市の管理条例に基づきまして、適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） これ要望になりますけども、これ市の土地になった以上はですね、県が行おうとしている事業にですね、是非協力してですね、良い方向に向けて活用してほしいと思います。よろしくをお願いします。

最後に、笹良目の埋立てについて、平成19年9月議会で公有水面埋立の同意についての議会が掛けられて、そして予算もつけられております。工事の進ちょく状況を簡単に説明してほしいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 笹良目地区で実施しております霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業の埋立工事の進ちょく状況に関する御質問にお答えいたします。本地区につきましては、平成19年10月2日付けで埋立免許を取得後、同年12月に工事を発注し、背後の集落への影響を軽減させるための応力遮断矢板工を約150メートル施工しました。平成20年度は6月に最初の工事を発注し、起点から約70メートルの地盤改良工事を実施し10月に完成しております。この工事の完了後に、その2工事として護岸工事55メートルを発注し、12月5日に契約をいたしました。12月26日をもって請負業者の破産により工事続行不能届が提出され、契約解除に係る事務手続を行いました。その後、21年2月に、その2工事と同様の内容で、その3工事を発注したところでございます。その3工事については年度内に完了することが困難となっていることから、繰越しを承認していただいております。また、当該埋立工事は、平成22年度末の完成で計画をしておりましたが、県の財政事情等により、完了年度の遅れが今懸念をされているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 時間がないので簡単にお聞きしたいと思います。これちょっと気になる点が1点あるわけですね。一つは漁業権放棄ですね、この漁業権放棄を議会でしてるということを出されたですね。ところがこの漁業権放棄がですね、既に平成元年5月のこれ漁協の総会ですね、ある箇所がですね、もう既に漁業権放棄されてる箇所があるんですね。だから既に漁業権放棄がなされている部分を更に漁業権放棄をしたというような形になってるんですけども、その点は御存じですか。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） その詳細については19年に埋立申請を出したときに漁業権放棄の書類も一緒に合わせておりましたが、その辺についてはちょっと私どもはちょっと承知をしておりませんでした。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） これはちょっと手続き上非常に重要な問題になりますんでね、だから恐らく営業保険の問題と絡んで主張されることがあると思うんですよ。だから一度漁業権放棄しているのを再度漁業権放棄することはできませんのでね、そこのところをもう1回やり直すような形になるかもしれません。だからそこのところもう1回きちんと検討して、是非実現するんだったら早く実現してほしいと思います。ちょっと一言ありましたら。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。その辺はちょっと私の方も再度確認をさせていただいて、しかるべき措置をとる必要があれば、それはそういうふうにしないといけないと思いますので、その前後についてはちょっと確認をさせていただきます。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野豊です。通告に従い早速質問に入りたいと思いますが、一問一答形式で通告しております。今任期最後の定例会になりました。質問そのものは確認の意味でそれぞれ伺っていきたいと思います。まず、大きな項目としてインフラ整備について、まず大きく道路網のインフラ整備について伺ってまいりたいと思います。1点目が、東九州自動車道の佐伯・延岡間の進ちょく状況をそれぞれ伺いたいと思いますが、まず用地買収率、あるいは工事の進ちょく率、恐らく蒲江までの完成、そういったものを目標に工事は今正に進んでおるわけでありましたが、その辺の完成目標年度等を分かればお答え願いたい。いずれも国・県とかかわる事業ですので、担当者の方で分かる範囲で御答弁願いたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 河野議員さんの東九州自動車道の佐伯・延岡間の進ちょく状況についてということをお答えをいたしたいと思います。現在、佐伯・北川間約46キロメートルを国土交通省の直轄事業として、北川から延岡南間約20キロメートルをこれ国道10号線の延岡道路として同じく国土交通省で整備を進めております。このうち、延岡ジャンクションから延岡南インターチェンジまでは、平成17年の4月にもう既に供用開始をされております。また、佐伯河川国道事務所が所管する佐伯県境間約29キロメートルの進ちょく状況につきましては、全体で用地買収が約7割の取得を終えておまして、事業費ベースで今年度末で約20%の進ちょく率であると聞いておりますが、佐伯・蒲江間約20キロメートルと蒲江県境間約9キロメートルを比較したとき、蒲江県境間の方がやや先行している状況です。現在工事が進められております蒲江・北浦間約14キロメートルと北川・延岡ジャンクションの間約13キロメートルにつきましては、平成24年度の供用開始予定であるということ、もう既に公表されております。また、佐伯・蒲江間約20キロメートルと北浦・北川間約12キロメートルにつきましては、その後の供用となりますが、佐伯市としましてもやや遅れぎみと言わざるを得ない佐伯・蒲江間の事業促進について、側面的な協力も行いながら国土交通省にも事業促進の要望をしておるところです。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 答弁ありがとうございました。大変分かりやすい簡潔な答弁であったらと思っておりますが、まず聞きたいのがですね、佐伯・蒲江間の完成目標をどの辺に置いておるのか、この辺が今の答弁の中にはあまりはっきりと出てなかったようにありますので、佐伯

市民が最も待ち望んでおるのが、恐らく佐伯・蒲江間を早く開通してほしいということ待ち望んでおると思っておりますので、その辺の漠然とした聞き方になるかと思っておりますが、国あるいは県の方でこういった、何年度ぐらいを予定しておるのか。当初聞いたときには8年でやり遂げたいというようなことで、もう既に何年かたっておるわけでありまして、おおよその完成、要するに蒲江まで開通を目標と置いている数値でもいいですから、年度でもいいですから、答弁願えればと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 先ほどお答えいたしましたように、蒲江・北浦、北川・延岡間につきましてはですね、今私ども平成26年、これは公式に国土交通省から発表されておるわけではありませんけれども、平成26年度にはですね、佐伯・延岡間がつながってほしいなあということで、私の方としては要望していくつもりです。平成26年度です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 平成26年と言うたら後5年ですよ、5年で佐伯・延岡間がつながってほしいという要望をしていくということですか。佐伯インターから延岡までを後5年で通してほしいと、そういうふうに言ってるわけですか。よく分かりました。そういうことでありますので、是非その要望等は行っていった早期の開通をお願いしたいと思います。この件については以上でいいです。ある意味広報の意味を込めておりますので。次の質問であります、臼坪・弥生小田間の217号バイパスの工事の進ちょく状況、要するにもうこれ佐伯市民の今関心の的ですね、本来なら臼坪から脇津留、要するに高速のインターまでが国体をめどに当初はしておったはずですよ。そういう形で随分遅れておるわけで、これは市民の目にも分かるようにですね、臼坪の所のJRを越した所で工事も止まっておるしですね、もう既にトンネルは二つ抜けておるんですが、鶴岡から脇まで、その辺も何か止まっておりますよね。そういった所がこういった進ちょく状況になっておるのか、その辺を答弁願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 国道217号佐伯弥生バイパスの工事の進ちょく状況でございますが、まず第1工区の脇から臼坪までの間のうち、脇から鶴岡間、鶴岡間と言いますのは鶴岡高等学校の前の正門付近までの間につきましては、もう鶴岡トンネルも今現在照明とか、あるいは舗装工事もう既にやっておりまして、また市道脇古市線や門前川を越える高架区間の現在施工中でございます、この間は平成21年、今年の秋には開通をしたいというふうに予定しております。また、鶴岡から臼坪間については、臼坪トンネルは既に完成しておりますが、臼坪側の県の事業区間につきましては、本年の5月の連休開けに工事に着手をいたしまして、また、市が事業を行っております区間につきましては、土地収用等の手続のため、平成21年度の下半期に工事を着手いたしまして、平成22年度の早い時期には第1工区をすべて開通をしたいということで準備を進めているところです。次に、第2工区の脇津留から小田間の進ちょく状況ですが、昨年度調査、設計を終わりましたので、20年度、今年度は小田地区の用地買収を予定していると県から伺っておりましたが、小田地区において、本バイパスにより農地等が分断されるため、これに伴う農道の整備に対する協議にも時間を要しまして、作業がやや遅れ気味ではあるけれども、平成21年度から本格的に用地買収に着手すると聞いております。この区間の開通を平成20年代半ばということで、それを目標に事業を進めているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 大変良く分かりました。この質問については後日、他の議員からも同様な質問が出ておりますけど、再度確認ですが、次の部分にも大いに関係してくる部分がありますんで確認しておきますが、要するに1工区、2工区ですね、弥生小田間まで行った段階、要するに開通するのを平成20年度の半ばということは、二十五、六年、あと五、六年で10号線まですべて出るといふふうに理解していいわけですね。そういうことで、この件もいろんな余曲折があることは我々も知っておりますけど、是非そういった意味で、あと五、六年、要するに25年早期の開通を強く要望して、この件も後日の議員にまた同じような質問がありますんで、任せたいと思います。そこまで分かればいいです。次の質問ですが、今の質問とほぼ重なるわけでありまして、八幡トンネル、これの改善はもう数十年来地元の要望で出ておるわけでありまして、平成19年度の市の第1要望として県の方にも陳情団を送り込んでいただいて、地域の方々の署名簿を添えてそういった形で要望していただいたことは経緯として理解しておりますが、果たしてこの八幡トンネルあるいはこの拡張に伴う戸穴バイパスですね、この工事はその時の答弁として、この第2工区、要するに白坪から10号線に抜ける小田間までが開通したそのあとにここには着手すると、要するに基本構想等に着手すると、そういうふうに我々は聞いておるわけでありまして、となると平成25年あるいは26年にこの拡張に伴うバイパスですかね、どういうふうに行くのか、まだ白紙であろうと思っておりますけど、その辺の工事の約束は今ここで確認をしておきたいのですね、是非この件についてもそういった形で要望、その他の件が、そういった形で間違いなく小田間まで行ったら八幡に掛かるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 八幡トンネルの改善に伴う戸穴バイパスの着工のめどということなんですが、議員も御承知のとおり、県に要望している箇所でもまだ着工のめどが立っていない箇所は多々あります。この通称戸穴バイパスもそのうちの一つでございますが、本路線の要望には、主に上浦地区、西上浦地区、八幡地区の自治委員で構成され、また地域出身の議員にも顧問として参加をお願いしております国道217号等整備促進期成会において、毎年要望活動を行っております。本年度におきましても昨年の6月24日、市役所の会議室におきまして総会を開催し、この中で佐伯土木事務所長より、じかに実施見通しなどの説明を受けたところです。また、7月29日には本期成会を代表いたしまして、戸高副会長にも同行をお願いし、県の土木建築部長へ要望行動を行ったところです。これらの要望活動の中で得られている現時点での回答は、先ほど議員もおっしゃったとおり、現在施工中の国道217号佐伯弥生バイパス工事の進ちょく状況を見極めながら実施に向けた計画に着手したいというふうに伺っております。数年前からそう大きく前進した回答はいただけていないところですが、先ほど申しました国道217号バイパスが、ほぼ何年に開通するというのもある程度視界の中に入ってきてまいりましたので、そういう意味でそう遠からず県の方から何かのこの実施に向けた打診はあるのではないかといいように私も期待をしております。しかし、現時点で得られている回答はこういう217号バイパス佐伯・弥生バイパスの進ちょく状況を見極めながらという、これ以上の回答はまだいただけていないといことなんです。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） この件も実は後日、他の議員から同様の質問が出ておりますので、私としては

今の回答しかシミュレーションの中で恐らくそういう回答であろうなということだとどめまですが、一つ市長にこれは伺いたいんですが、市長の第2のふるさとが西上浦ということで、このトンネルは小さいころから恐らくずっと利用してきたトンネルではなかろうかなと。私が国道200番代線で217号ですからね、200番代線です。日本全国のそういったトンネルを検証してみました。佐伯だけなんです、この狭い大型が離合できない国道200号代でね、その国道にあるトンネルでこれだけ狭いのは日本でもうここだけなんです。これが佐伯の経済の活性化とかそういったものに対してですね、大きく障害となっております。これはもう市長、あなたも十分認識していると思うんですが、市長のこれからの意欲とかそういった意味です。どういふふうか、その心意気をひとつこの分で聞かせていただきたいなと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員さんから217号線についてのお話ですが、これは私も議会時代からやっております10何年、八坂トンネルができたのも一つの成果だと思っておりますが、それ以後、特に御存じのとおり戸穴から代後に抜ける道路についてはもう昔から危険箇所ということでありました。いつも県の方に行くと、217号線のバイパス線がある程度めどがついたということでございますが、先般もいろんな話の中で、特にまだ第3工区、臼坪から駅前の点がですねまだ置いておりましたが、私はこの臼坪と駅前の件はちょっと凍結させていただいて、217のひとつ先の小田までのめどが立ったんで最優先でこちをやっていたきたいという形で、皆さん方にも相談しておりませんが、そうした217の駅前の方に行くバイパス線はなかなかこれ、これが全部完成するということは何十年たつかわかりませんので、そうしたことで、私の方で小田が進むにはすぐ次に入ってくださいという形で今お願いをしています。是非ともこれは早めにやっていただきたい事業だということで、優先順位を上げてお願いをするようにしておりますので、是非とも皆さん方の御協力をよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） そういった意気込みで是非早期着工、早期完成を是非市長の力でお願いしたいと要望して、この質問については終わります、続いて、番匠川河口橋早期着工を要望の、これは平成20年度で佐伯市の第1順位としてこの議会でも承認して、ついなが明けて1月の8日だったですかね、そのころに市長以下、議長始めそういった促進協議会、その他のメンバーです。県の方に陳情に行ったと思っておりますが、この件についても一応佐伯の第1順位として鶴見あるいは米水津、そういった方々の産業道路としてですね、1日も早い着工あるいはめどをですね願っておるところであります。その辺の反応、その辺のところを手短に答弁願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 手短にということなんですが、これまでの答弁をですねちょっとまた重複すると思っておりますけれども、番匠川河口橋の建設の要望の報告についてということでございますが、先の12月の議会の三浦市議、染矢市議、寺島市議への答弁と重複いたしますが、ちょっと御了承をいただきたいと思っております。番匠川河口橋建設につきましては、旧鶴見町、旧佐伯市におきまして建設への気運が高まり、旧鶴見町におきましては、平成14年の2月に交流ふれあい道づくり協議会が設立され、国会議員や大分県土木建築部長へ繰り返し要望行動を

行ってまいりました。その後、佐伯市の合併により新たに平成18年5月に交流ふれあい道づくり推進期成会が設立され、佐伯土木事務所長や国土交通省佐伯河川国道事務所長への要望を行っております。佐伯市としましては、平成18年の7月に市長と議会議長が期成会からの要望をお受けをしたところです。さらに、同年12月には佐伯市自治委員会連合会より河口橋の早期着工に向けた要望をお受けをしております。佐伯市としましては、この河口橋は鶴見地区と市街地を結ぶ大動脈であるだけでなく、水産加工品の運搬や観光道路としても非常に重要な橋との考えから、番匠川河口橋建設をこれまでも繰り返して御説明いたしましたとおり、新規事業の最優先事業として位置づけ、昨年8月21日に地元選出県議にも同行をいただきまして、議長、地元期成会の皆さん方や自治委員会連合会の方々とともに、県土木建築部長に要望に行っていました。その際の回答では、今年度から来年度にかけて費用対効果等の調査・検討を行うという回答でございましたので、この年内にもその方向性が見出せるのではないかと期待をしているところでございます。今後の県の動向を見極めながら、早期着工に向けた取組をしてみたいというふうに考えているところです。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 報告良く分かりました。是非ともそのまま佐伯市の第1要望ということで続けてほしいなあと思います。この件については、そういったところで終わります。次に、県道床木海崎停車場線の進ちょく状況を伺いたと思います。これもある意味広報の意味を含めておりますので、全長2.2キロのうちの1キロ、約1キロがですねもう100%用地の買収が終わり、今正に工事が進んでおりますけど、22年度もうすぐですね、その時には要するに、ずい道にかかるというような話も聞いておりましたけど、その辺の進ちょく状況はどうなっておるのか手短かに答弁願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 県道床木海崎停車場線の進ちょく状況についてでございますが、議員も御承知のとおり、本路線の弥生側はもう早くに改良が終わっておりまして、佐伯側において字図混乱による修正作業や一部用地交渉が困難であったり、数年間事業が中断をしておりました。しかし、用地問題も地権者の方々に御協力をいただき、平成17年度に事業を再開しております。今年度は竹樋川に架かる橋梁の下部工に着手しておりまして、この3月にはその上部工も発注すると伺っております。引き続きトンネル抗口に向けて改良を進めてまいりますが、まだ全体事業が1,240メートル、そのうちトンネルが370メートルというのが残っておりますので、今のところ完成年度の見込みは立っていないとの回答を受けているところです。本路線も戸穴バイパスと同様、国道217号等整備促進期成会を中心に整備促進に向けた要望活動を引き続き行って、早期の供用開始に向けた努力をしてみたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） この床木海崎停車場線もですね、合併に伴う最重要路線として合併の時の重要路線ですね。そういった意味で我々も当然私は地元ですので、この件には力入れてきたつもりですが、そういった意味で1キロの件に関してはですね、我々が聞いているのは平成26年度をまずここまで供用開始といったような目標値で聞いておりました。ただしその時に、佐伯土木所長の当時の井上所長の言うことにはですね、あなたたちは26年がいいんですか、というような言い方でした。要するにあなたたちが一生懸命要望活動をして早く、1日でも

早く終わらせるように努力をしてくださいというようなことでしたので、これからも我々はそういった意味で、あと残りの1.2キロの件に関しても住民のコンセンサスを得るように我々も努力いたしますので、是非とも早い開通をですね、これは市長にもお願いしときますが、要望しながらですね、していったほしいなあと思っております。以上で、この大きなインフラ整備についての質問は終わります。

続きまして、市職員の選挙運動について伺ってまいりたいと思います。これは今正に市長選あるいは市議選の真っただ中でありまして、大変微妙な問題を含んでおりますが、この質問を取り上げるのに至ったのにはですね、勇気と良識のある市職員、組合員の執行委員ということですから役員でしょうね、その方から内部告発といったような形で私の方に資料が届きましたので、これをかなり私も苦慮しましたが、あえて取り上げて質問を上げております。質問を進めるうちにいろいろと問題点を上げていくつもりですが、まず、告発資料の質問状について各々見解と対応を問うということで、質問状は読み上げるつもりですというような通告をしておりますが、質問状については質問の資料ということで、後ろにおられる全議員にも、また執行部の方にも配付願いましたので読み上げるところはちょっと省きたいと思いますが。この要するに質問の内容を時系列で私なりにまとめてみました。まず1月7日、水曜日ですね、この日に大分市議選あいさつ回りということで2名の書記長、あるいは副執行委員長、この方が朝8時半から14時30分まで、佐伯市の宇目から上浦まで同行しております。選挙活動をですね。なお1月9日、金曜日、この日に執行委員の方26名、16時から職員ホールにおいて執行委員会というのをもちっております。これも選挙に関する執行委員会です。ちなみに質問書と別にですね、私の方には16ページに及ぶそういった資料が届いております。これを基に時系列で今並べて質問の要点としようとしておるわけです。さらに1月15日、木曜日、この日も執行委員会が職員ホールにおいて15時から行われております。これも名簿を見ると26名の方が出席されておる。さらに2月に入り、2月2日、14時からこれはもう大々的にですね、第1回要するに市職労が推薦する、擁立する候補の2名ですね。この方々の合同選対会議が14時から公務中ですよ、14時から堂々と職員ホールで行われておる。これも名簿が出ておりますが26名ほど参加されておる、役員だけですね。ほかはまだ出とったんかもしれんけどですね。この時に要するに両擁立候補及び市長選、市長候補ですね、この人の要するに推薦した市長候補の必勝の取組という議題で、この合同選対会議がもたれております。さらに2月16日、月曜日ですね、この時の第2回の同じように合同選対会議がもたれておる。これも16時から公務中ですよ。職員ホールにおいて同様のメンバーでもたれておる。これには1名欠席という届が出ておりますが、こういった選挙活動がこれはもう、私は平成19年の3月に同様の質問を当時総務部長であった今の現木許副市長に質問をしております。そういった関係で私のところに恐らくこういった文書が来たんであろうと私は理解しておりますが、当初は全員の議員に行ったんかなと思っておりました。ところが、この文書を見る限り、明らかにこういった地方公務員法に違反した、しかも勤務時間中にこういうことがなされておる。このことについて、もう質問状以前の問題ですよ。これを地方公務員法に違反しておるのか、してないのか。そこだけをまず答弁願います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 法に違反しているのかどうかをそこだけをとということですけども、これまでのですねいきさつと基本的な考え方を少し述べさせていただきたいんですが、よろしゅ

うございますか。それがですね、それがちょっとまあ基本的な考え方の中に入ってくるんですけども。ちょっと、確かにこれまで私、総務部長あての差出人匿名の質問状が2通届いてきております。ただし、質問状は匿名で一方向的に送付されておりまして、内容についても差出人の一方向的な認識によるもので、こういった意図を持って差出人がされているかということは今のところ確認できておりません。非常に違和感を抱いております。私ども行政の立場といたしましては、匿名でそうされた文書は正式な文書としては取扱っておりませんし、こういった議会の場で論ずることは決して好ましいことと思いませんけども、議員からの御質問でございますので、もちろん分かる範囲できっちりお答えをしていかなければというふうに思っております。さて、先ほどの公務員の政治活動に対しての基本的な考え方ですが、市職員は地方公務員法第36条で政治的行為の制限を受けております。この条項のうち、特に関係するのは第2項の公の選挙において特定の人、又は事件を支持し、又はこれに反対する目的を持って次に掲げる政治的行為をしてはならないという部分でございますけども、この今言いました特定の人とは、法令の規定に基づく正式の立候補届出、又は推薦届出により候補者としての地位を有するに至った者ということになっておるために、告示まではほぼ第36条の制限は受けないものというふうに思われます。また、告示後の取り扱いにつきましても、地方公務員法の逐条解説によりますと、職員の政治的行為の制限は、職員の1番目に、市民的自由の要請、それから2番目に、政治的中立性の確保との調和の問題であるが、その調和点は社会的な背景によって異なるとされておりまして、更には具体的には、職員の私生活における活動がその職務とは全く別のものであると観念されるような社会的基盤がある場合には、職員の勤務時間外の政治活動は自由に認めてよいであろうし、逆に職員の職務や地位が勤務時間の内外を問わず、政治的影響力を及ぼすような社会情勢であれば、勤務時間外においても政治活動を制約することになるであろうとしておりまして、社会情勢も含めて個々の状況によって判断することになると思われます。今回、議員からの御質問の通告をいただきまして、質問の趣旨を真しに受け止めながら私の勉強も含め、関係者との協議、ミニ学習会、さらには法律の専門家にもいろいろお聞きしながらかなりの時間を掛けてまとめたものが回答でございます。したがって幾つかの質問に対しては、結果的に素っ気ない印象を与えてしまう回答があるかもしれませんが、そういった経過をもって真剣に整理した見解でございますので、どうか御理解のほど、よろしく申し上げます。これが私どもの見解です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） いや、私が聞いておるのはですね、今読み上げたような地方公務員法うんぬんでね、政治活動を規制するうんぬんのことはないという。あるとかないとかいうことを聞いておるわけじゃあないわけです。明らかに公務時間中ですよ、要するに8時半からこの日は14時半、代休を取ろうがですね、時間休を取ろうが、公務時間中ですよ。それが市の職員がこういったものにかかわっておる。選挙運動にかかわっておるわけです16時から、あるいは14時から、こういったときに26名ものね人が1時間、要するに職場をさぼってるわけですよ。26時間さぼるわけですね、要するに私はね選挙運動をするなとかね、組合活動をするなと言っとるわけじゃあないわけですよ。ここが微妙なところですよ。恐らく組合員がね佐伯市には1,600人ほどおりますよね、その中の半分が市職員です。853名おりますよね市職員が、全体で佐伯市には1,636名の連合あるいは市職労、市教委、そういった方々の組合員が1,636名おるわけです。そのうちの半分ちょっとが853名が市職労ですね、市の職員です。この方

々が、要するに地方公務員法で選挙運動をしてはいけないというふうになっとるわけですよ。確かにあなたが言われるように、今日まで佐伯市は大目に見てそれでも大目に見てきたはずですよ。私が平成19年の3月、正に県議選が行われておるときに同様の質問をしたときもですね、ある程度そのときは総括質問じゃったからですね、あそこにおられる木許副市長には言いくるめられたというよりも、私の質問の幼稚さにあとから奥歯をかみ折る思いをした、そういったジレンマがありましたけど、今回はですね、先ほど言ったように16ページもの別の資料がここに届いておるわけです。確かに匿名のあれを取り上げるうんぬんはいかがなものかという意味も分かります。ところがね、ここにね、明らかに要するに公務時間中にこういった行為をしとるわけです。これは明らかに、要するに地方公務員法に違反しとるしね、職務規律にも違反しとるわけですよ。これをどう対応するのか。私が聞きたいのはそこです。決して組合活動をするとかね、選挙活動をするなど言ってるわけではないわけです。要するにね、それをね、要はですね、いいですかこれは木許副市長、あなたに振りたいと思いますが、これは公務員法に違反しとるしね、ちょっと中断しますか。ちょっと集中してください。木許副市長、19年の質問の時にあなたが積み残した問題ですこれは。そういった意味でね、副市長に答えていただきたいが、これは明らかに地方公務員法に違反しとるでしょ。要するに労使協定その他、要するに職務規範ですかね、規律そういったものに違反しとるわけでしょ。違反しとるかしてないかだけちょっと教えてください。

議長（児玉忠義） 木許副市長。

副市長（木許政信） 私どもはですね、河野議員のこの質問が出まして、かなりの研究したつもりでございますが、地方公務員の地公法そのものがですね、公務員の政治活動を即座に否定するものではないという見解をですね勉強いたしました。問題はですね、いわゆる時間内にとおっしゃった議員のことですが、実は私どもはですね、市長さんが着任した時に、従来、もう40年ほど40数年ですかね、労働組合があるんですが、必ず着任交渉というものをいたします。その時にですね、私も組合とこういう管理体制、管理のですね立場に立つというのはここ10年ぐらいですね、その時に組合とも交渉をですねするようになってますが、着任交渉の時にですね、必ず過去の労働組合といわゆる執行部、いわゆる市の市長さんとの過去に交わした確認書についてをあなたは守りますかという、いわゆる確認をするわけですね。だからそこをきちっとね答えないと違反かどうかというの答えられないから言ってるんです。それはいわゆる守りますというお約束をしたのが確認だったんです。その中に、では調べてみますとですね、時間内に執行委員会を持つことはいいでしょうかというのものもあるみたいですよ。それはいわゆる結構ということの確認を出納市長ですか、出納市長の時代に行っておりまして、それ以来、労使慣行としていわゆる執行委員会を持つことはですねいいということになっております。それともう一つは解釈で、河野議員のもう一つの解釈の中に、時間内に選挙活動というのがございますね、この部分についてはですね、これはいわゆる選挙活動であれば、これは時間後ですね、いわゆる職務をですねはずれた状態、いわゆる年休をとった状態であればですねいいというのが通説になっているようでございまして、時間内にもしそういう活動が行われたとなればですね、それは職務専念義務違反ということになるというのが通説みたいです。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 要するに私が聞きたいのは時間中にね、これはおかしいわけでしょ。要するに

今言う違反になるというふうに判断していいわけですねこれは、選挙運動は時間内に行われておるわけです。確かに執行委員会をもつのはいいと、それは認められておると、そういったものはですね、ほかの要するに職員の福利厚生、そういったものを話し合う、要するに純然たる組合活動、そういったものについては確かにいいんでしょう、出納さんが認めたらならそういうのはいいんでしょう。ただ地方公務員法の中に、公務員は選挙活動をしてはならんといったような形になっとる二重の違反をしとるわけですよ。これはですね、違反をしとるわけですよ。今言いましたね、確かに違反しとるわけですよ、違反した職員に関しては懲罰委員会を立ち上げてやりますか。どうぞその辺のところを答えてください。

議長（児玉忠義） 木許副市長。

副市長（木許政信） 個別具体的にですね、まだ私どもが調査したわけではございませんので、この場ではちょっと今やりますと、そういうことはお答えできません。あくまで調査してみたいということでございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 恐らくこの私が質問したときにですね、どういう答弁が返ってくるかというのは、私の中ではね全く理解がつかんわけです。恐らくそういった時間稼ぎ、あるいはそういった点でね逃げられるんであろうと、これは私の質問の仕方も悪いかもしれんけどですね、そういった意味で、前回と同様な結果になるのかなと思いつつここにおるわけですけど、今言ったように、明らかにこれは組合そのものは連合その他がかかわってね、市の教職員組合なんかもかかわっておるわけです。そういった方々が選挙運動して、悪いことをしとるわけですから意味ではね。こういう方はしたらならんとなっとるんですよ。学校でね先生は子どもに悪いことしちやいかんと教えるでしょ、その教えとる本人たちがこういう悪いことをしちよるわけですから意味で言えばね。ただ厳密的に私もね組合活動を阻止しようとかね、そんなことをするべきじゃあないというようなことを厳密に言おうとは思いません。ただ余りにも度が過ぎとるから言っとるわけです。かつてね佐伯市の市長の任期は1.5期です、約6年ですね。これはまあ健康上の理由があって辞められた方もおるけどですね、私の知っとる範囲では2期務められたのは佐々木市長だけです。それ以外はね、それ以前は余りよく知りませんが、私がこういった形に関心を持って見ておる佐伯市長はですね確か1.5期です。これだけ短命です。要するにこういった方々が大きくかかわって、市職労その他の組合の支援が受けられないトップリーダーはいつまでも続かんわけです佐伯市は。こういう構図がね今日まで佐伯市をこういう状態にしとるんだと、決していい佐伯市の構図じゃないと私は個人的に思うから、そういったことをやめてほしいという意味でこれは質問に上げておるわけです。さらに、要するに我々議会もですね、調査特別委員会を立ち上げて彼らをここに招致して証人尋問することだってできる。そういう特権を持っておるわけですから、その辺のところは後々触れていくとして、この件について次に移ります、時間が余りありませんので。次にですね、この書記長、前にも質問したけどですね、書記長という職務ですね、これは行政係に机もあるそうですが、今ありますか。あるかないか答えてください。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） お答えします。書記長のデスクは総務課の職員係にも置いております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 職員係にデスクあります。あって本人がおりますか。私は見たことありません

よこの人を一度も。前にもこの19年の3月の時に質問した時も、これヤミ専従じゃないかということで、この人は確か市から給料をもらってるわけでしょ。それで組合の仕事をしとるわけですね、こういうのをヤミ専従というわけです。全くのヤミ専従ですよこれ、違いますが教えてください。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） お答えします。書記長につきましては、共済会の事務担当ということで主に共済会の事務局において業務を行っております。そういう判断です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） ちょっと血圧が上がってきよるんじゃがね、段々ボルテージが、要するにヤミ専従ですね。これ確実なヤミ専従ですよ。今日までこの人は随分書記長の職におりますよね、その間市はこういう方に給料を払ってるわけですね、これは是非ね返還請求なりするべきですよ。組合の仕事をしとるわけですから、市から市の公僕として市の仕事をしとるわけじゃあないわけです。是非ともこれはね、先ほどの懲罰委員会等を立ち上げて、これは明らかにヤミ専従です。だれでも知ってますよ市の職員は、そこにおらんのじゃから、これは逃げようがないんです。私はそれだけの証拠書類等を持ってねこうして質問に立ってるです。ヤミ専従です。是非ね懲罰委員会、先ほど検討すると言ったから立ち上げて、そういったことも明らかにして、こういう悪しき習慣はね、副市長あなたの代でばしっと切ってください。19年に積み残したことですこれは。さらに次の質問に移ります。当初予算交渉、これがですね、実は1月19日、今年の1月19日に臨時大会が開かれて、この時に市議選の候補擁立2名、そしてだれを支援候補とするか市長選ね、この時に決定しとるわけです。その2日後、1月21日・22日の両日、これ19時からですけどね、職場要求、青年部、女性部、自ら要求がなされておる。2009年度の当初予算でね、要するにこれは恐らく執行部市長に対して要求したんであろうけど、どういう要求をなされたのか、ちょっと聞かせてください。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） お答えします。お尋ねの当初予算交渉での要求事項はこれから述べるとおりです。まず青年部の独自交渉要求は、夏季休暇の取得期間の延長についてでございます。それから女性部の独自要求は、子どもの看護休暇の時間単位での取得、それから妊娠した職員、育児休業中の職員に対する相談窓口の設置、この2点でございます。それから職場要求は、公用車の配置状況と駐車場の確保、それから本庁舎の狭あい化、狭いということですね。本庁舎の狭あい化に対する対応、以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） ひとつおりの要求であったらうと。今の部分では思いますが、要はですねこういった要求が毎年なされておる。私はこういう資料を見て初めて見たわけですけど、勘ぐって考えればですね、こういった大きな市長選等が始まる前にね、要するに支援候補決定、こういったものを目の前にぶら下げて当初要求を突きつけていったと。これは恐らく組合の戦略であらうと思う。それは立派な戦略ですよ。ところがね、こういうふうにして市とね、これ勘ぐってものを言いよるわけです。そういった要求をなしている。こういう構図がね、私はその中にあると思ったら情けないですね。さらにね、9年度にしても市職労ですね、それに助成金として1,315万6,000円、これだけ大きな金が助成金で入ってるわけですよ。これも以前質問しましたが、市の職員の福利厚生に当てるといったような形でした。さらにね連

合にも本年度は何ぼやったかなあ70万か80万、70万かな、そういった助成金がいったるわけです。さらに職員にはですね、例えば駐車場の件、半額負担、あるいは検診なんかのあれも半額負担、福利厚生費って潤沢にあるわけですよ。そういったところでね、こういった問題が出てくると勘ぐってものを考えたくなし、またそういった組合の強さがある意味、今佐伯は革新市政というレッテルを張られておると私は個人的に思っております。そういった状況の中でね、佐伯市に企業誘致うんぬん、こういったものができるはずがないと、個人的な考えですよ。そういうふうに私は思っております。さらにねこの質問に至った、要するに私は先ほど、大鶴部長も言ったように、架空の要するに匿名のこういった資料を基に質問するのはいかがなものかという批判的な言葉もありましたけど、私も本来するつもりはありませんでした。ところがですね、ここにね2009年2月3日付けで、この選挙に関するげき文があるわけですね。このげき文を見てね、この下の方にですね、だれが私たちを守ってくれるのか、組織内2名の候補ですね、こそが議会の中で私たちを守ってくれる。この言葉を見たときにね、そりゃ確かに言葉じりをつかんでうんぬんというのはいかがなものかち私も苦慮しましたが、800何名の職員がこれ見たと思うんですよ。だれも疑問を感じなかったのか、だれが私たちを守ってくれるのか、議会に擁立した候補が守ってくれる。こんな小さい、これは理念でね次元で少なくともここにおる控えとる議員は自分の身銭で、議員になったらいいどへいというようなことまで言われつつ、自分の金で自分で立候補して、少なくとも胸の中には地域をようしよう、佐伯をようしよう、そういった情熱をもってここに来とるわけです。市職員をだれが守ってくれるんかって、こういったことに対して市長どう思いますか、あなたこういう方々から支持されるわけですよ。決してあなたの選挙運動を妨害するとかそういう意味はありません。私が言わんとするのはね、こういった構図の選挙活動を是非西嶋市長、もしくは木許副市長、あなたの今ね断ち切ってください。それをここで宣告すればですね、恐らく市民は評価しますよ。市長どうですか見解を。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員にお答え申し上げます。先ほど個人的な見解ということを行いました。ここは議会の場です。あなた自身の言葉として私は受け止めるわけにはいきません。と申しますのは、私は今回市職の推薦を受けました。だが考えてみてください。これだけの職員数の削減をし、さっき言った共済金に対する補助金も1,000分の4から1,000分の3に削減したと、そういう形をしながら私は逆によく市の職員が推薦することだなあと思っております。私も議会経験20年ありました。あなた以上に佐伯市の政治は詳しいつもりです。あなたの見解を言うと、何かひとつ片寄った見解にとっておるんですけど、また私は当時議員として珍しく、自民党公認候補として12回出てるんですけど、12年出てるんですよ。自民党の公認ということは市議会でもあんまりやってないんですね。今回あなたはそういう公認だったと思っておりますけど、そうした中で、私は党利党略じゃなくて市民のための市民党という形で、あなたから革新候補であると自分が思っておるという言葉は、私は撤回をしていただけだと思っております。私は市民に対して、公平で公正な政治をするのが自分の基本ですし、市職に対しても市民のためにどうするべきかをですね話していく。そしてこの行財政改革をこの4年間やってきたわけです。通常であれば身内ですから職員を削減せず何とか給料もカットせずやるのが身内かも分かりません。そうしたことじゃなくて、佐伯市全体を見ながら、これの非常な財政危機でありますので、そうした中で容赦なくやってきたと。また、

議員も御存じのとおり、保育所、また今回上がる給食問題、市職の皆さんにとっては自分たちの友の働き場を失うということが盛んに今までのことでしたが、これも私はやり替えながら行財政改革を進めております。そうした中で、個人的な考えで、やはりこの場で述べるべきじゃなく、やっぱり市政という市民の代表としての考え方を述べていきたいと思っております。そして最後に、私は前回も出た時に、市職の推薦を受けたということもありましたが、受けておりません。今回こうした中で私は受けて、推薦をこの前いただきましたことをはっきり申し上げたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 個人的な話をまあうんぬんというようなことで批判的な答弁をいただきましたが、要するにですね、私が言わんとするのはですね、こういった市職労が大いに、市職労、組合がね大いに選挙にかかわって、この国のトップリーダーを決めていくのに重要な役割をするということがね、要するに基本的人権を尊重すべき選挙ですよ。ある程度組合のやり方等はですね、私も十分理解しております。こういった形で締め付けていきますよね組合、私も組合にある意味所属したことがあるからですね、そういった形でね本質的な市職労の人間がね、基本的人権を阻害されとるわけです。そこまで、この要するに質問状送った氏の勇気と良識のある職員はですね、佐伯市を憂いとるわけですよ。要するにこのままでいいのかという大きな問題です。それを是非市長の代で、その西嶋市長の代で今断ち切ってほしいなあと、そういうことで今先ほど当初出た時に、市職労等の推薦はもらってないけど、そうやって市の職員も切っていったけど、今回くれたと。私は革新と言われるのは心外じゃないということだけど、私は言い方として個人的な言い方ということで、個人的な考えということでいろいろ述べましたけど、おおよその佐伯市民はそういうふうにお思っているんじゃないかなと申し添えてですね、是非この構図はですね市長断ち切ってほしいと思うんですが、要するに懲罰委員会、元に戻りますけど懲罰委員会等を立ち上げてこの問題は対処するのかしないのか、そこだけもう1回だけ確認します。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の質問ですが、先ほど多くの市民がそういう具合におっしゃっていることですが、そういうことで流してる方がたくさんおられるということを知っております。それから、先ほど言いました公職選挙法、議員も一応政治をしておればですね、職員の活動の中に、後援会活動、それからですね政治活動、それから選挙活動というのがあるんですね。よく間違えてるのが選挙活動というのは選挙期間中、公示後の活動を言われているわけですね、私も議員時代そうした公務員に対する選挙活動はどうなんだろうかと調べたことがあります。そうした時に出たのが、後援会活動であったり、公示前の政治活動であったりしております。そうした状況にあるということをしなから私も過去やってきたことがあります。それからもう一つ36条の関係、また職員の関係、そうしたことが確認すれば私の方も審査委員会、懲罰委員会等を部内でですね十分協議して対応してまいりたいと思っております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） もうこれで終わりたいと思いますが、先ほどの言葉信じてですね、懲罰委員会等を是非立ち上げて、この悪しき慣習をですね是非西嶋市長断ち切っていただきたい。それを要望して私の質問は終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 34番、吉良です。通告に従いまして一問一答方式により一般質問を行います。今議会は改選前の最後の一般質問となりますので、余り詳細についてどうこう言わず、行政としてこれから考えること、これから取り組むことについてのお考えをお聞きする。そんなスタンスで質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。今回、佐伯市が抱える課題として、周辺部対策についてと企業誘致についての二つのテーマを取り上げて質問をいたします。では、まず1点目の周辺部対策について質問に入ります。合併により九州一の広大な面積を有する佐伯市も4年が経過しました。合併により8町村の旧役場は振興局に変わり、職員も大幅に削減され、周辺地域の若者が少ない状況に更に拍車がかかりました。また過疎高齢化も進む中で、その地域に住む市民の方々の福祉や環境、防災体制、伝統行事の存続などに対して切実な様々な影響を与えています。こういった状況に今後も自分たちの生活を維持できるのかと不安に思う市民も少なくないようです。このままの状況では、さらに課題は加速すると想定されますし、これらの事情は市政にとっても十分認識をしていることと思っております。そこで、これらの問題を抱える周辺地域に対して、今後どのような対策が必要と考えるか。また、取組を行うのかお考えをお伺ひします。また、21年度から65歳以上の方の人口が過半数を占める地区をゆうゆうの里と位置づけ、住民が安全・安心に生活できるよう適切な支援を行うべく地域支援員ゆうゆうサポーターを本匠振興局内、宇目振興局内に嘱託職員として2名ずつ配置をするということです。支援員という聞こえは大変いいんですが、振興局に職員がいる中で、わざわざ嘱託職員を雇って配置させる必要性があるのか、いまいち理解ができないところがありますので、このゆうゆうサポーター設置の役割と今後の展開についての考えもお伺ひをいたします。以上、最初の質問をおわりますので、答弁をよろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の御質問の過疎・高齢化が進む周辺地域に対する対策・取組についてでございます。周辺地域は本市が昨年実施いたしました、ゆうゆうの里調査によりますと、シカを中心とした鳥獣害被害や通院、買い物時の交通手段の不便さなど、様々な課題を一応抱えておるといふ形でアンケートに出しております。そうした中、市といたしましては自助・共助・公助という本市のまちづくりの基本理念に基づき、これからの地域において各自の力や相互の助け合いでは解決できないような状況にある場合、そこに住む人々が日常生活を安全・安心に過ごせるための対策を適切に講じたいという形でこの調査をさせていただきました。ゆうゆうの里調査の結果も考慮した具体的な取組といたしましては、佐伯市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣害に対する対策をどうするのかということで、有害鳥獣に対する捕獲を推進するとともに、捕るだけではなく、また鳥獣害対策協議会を設置して、その肉を活用・流通に関する調査研究などを行っていきたいと思っております。また、県と連携し鳥獣被害を防止する鳥獣害対策アドバイザーを派遣することとしております。また、交通手段の不便さの解消については、地域の実情等を考慮しながらコミュニティバス等を走らせることとしております。平成20年度には黒沢・岸河内の運行を開始、平成21年度からは弥生と本匠地域、さらに平成22年度からは宇目・直川地域に導入する予定です。また、今年度から開始した、さいき茶の間事業も高齢者に気軽な集いの場を提供することにより、相互の支え合い

と地域の融和に貢献するものと思われております。また、御質問のゆうゆうサポーターについてですが、これもゆうゆうの里調査の結果に基づき、地域の課題を解決するための施策の一環として配置することとしたものです。平成21年度にはモデル地域として宇目と本匠に配置をしたいと思っております。その役割は不便を来している各種作業等の手伝いを行うほか、地域の課題の聴き取りを行い、解決策を検討すること等により、日常生活の不便さを解決するなどの日常生活支援を行うことにあります。また、今後の展開についてですが、今後は平成21年度に配置する宇目と本匠の状況を検証して、NPO団体等の委託を行いながら、手法の検討もまたいろんな方策も考えて見て、その他の地域への拡大などについてもこれをモデルとした中で総合的に検討したいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 市長の方からの周辺部対策について、様々な取組をこれまでも行っているし、これから行うといった答弁をいただきました。その中で、再質問であります。全国で市町村合併が行われている中で、多くの自治体がですね、その周辺部対策が課題となっているというふうにお聞きをしております。また、佐伯市もこの903平方キロという1市8か町村の合併による広大な九州一広い面積の佐伯市となって、本市においても先ほども言いましたように、周辺部対策についての課題が山積をしている状況であるということでもあります。その中で、実際に周辺部に住んでいる人々の声を聞いてみますと、どうしても役所が遠くなったというふうな声を聞いております。というのが、なぜ役所が遠くなったのかということにつきましては、振興局に行っても振興局の中が非常に寂しくなったという意見、また振興局の職員が減って住民サービス、周辺部の住民サービスに対する対応が遅くなっているというふうな声を聞いているところであります。その中で、周辺部対策について市長が様々な事業の取組を答弁いただきましたが、市長はこの市役所の体制、本庁集約型の行政組織を私は市長は進めているんじゃないかなあというふうに感じておりますが、そうなりますとどうしても周辺部の職員体制というのが段々段々少なくなっていくというふうに懸念を感じているところであります。周辺部では、一次産業従事者が大変多いということで、そういった一次産業をしている方々にとって不便さが生じているのが現状の声としてあるんじゃないかなあと思っております。そこで、一次産業の活性化また現場への効率よく早い対応、そして防災といった視点でも適材適所として、ある程度の分庁方式、今各振興局に分室というものを設けておりますが、ある程度の分庁方式をもって、それぞれの地域の対応というのも考えてもいいんじゃないかなあと思いますし、周辺地域への対応策にもつながるのではなからうかなと私は思っておるんですが、その点について市長の考えをお聞かせいただければと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の質問の中で、分庁方式ということですが、私も市長になりました。今回の合併の中で、議会時代、総務検討委員会でいろんなことを皆さんとお話ししておったわけですが、当時、平成、私がおりましたのは15年ですが、その後合併17年になって、大きく変わってきたのが合併をしたとたん非常に借金が多かったと。それから基金が少なくなったと、そして持ち込み事業が非常に多いと、そうした中で危機的な状況にあるということになったわけですね。そうした中で、県下では分庁方式を由布市が出しております。非常に今苦労をしております。また、当市にとりまして、こうした行財政改革をするのになど

うしても公共事業を減らすわけいかないと、どこで財源をつくるかといえば職員の削減しかないということで、私は今回入らせていただきました。どうしても職員数を削減するという事になれば、必要な場所ということで本庁に集中するしかなかったなあと、これが合併前に基金が当初の予定どおりあり、また借金の持ち込みが少なければですね、こんなに急激な集中方式にならなく、時間を掛けた状態でできると思っております。こうした合併をしたということが、私にとりまして急激な職員数の削減をして現在の基金が何とか50億増やしたという状況ですけど、実際的には借金40億して増やしてるわけですけど、まだまだ厳しい状況であります。議員の方にも平成20年度の行財政改革の取組についてということの資料も提出してると思いますが、今後もまだまだ財政的には予断を許しません。そうした中で人口100人に対して1人、要するに将来的には7万3,000人という人口ですが、全職員を入れて730人が適正であると言われておりますが、そうした場合、消防職員、特別会計を入れた場合、実質的に最後に400名、500名弱の職員しか残ってきません。そのことでやった場合どうなるんだらうかと、私どもにとりましてはまだ振興局、いろんな中で地域を見なければならぬということで、現況ではなかなか分庁方式をすれば、そうした人員削減について非常に難しい部分があると、非常に苦慮してる次第です。今後ともそうした中で地域、振興局の活性化を生み出すために、今回はサポートという形で、ゆうゆうサポートを置き、本庁職員、市の職員が滞在するべきか、そうしたサポートができるかという形で今回モデル的に実験をさせていただきたいということで考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） これまでの経緯と行政事情、財政事情の中でそういうふうな進め方をされているということであります。実際にそういう方向で進めている中で、行政事情としてはそういうことであると。しかし、そこに住んでいる地域の方の事情としては、その流れの中でどうなのかなあというふうに思うところがあります。と言うのが、実際にこれをお聞きした話ではあります。例えば、宇目の方でありますけど、山の作業道、作業道を抜くのに担当職員が現地に補助金をいただいて作業道を抜くということで、現地に担当職員が来ると、現地確認に来るとということで、来られたのはいいんですが、幾つかそういう作業道を抜く箇所が近く、目と鼻の先のある山の中でもそういった作業道を抜くという場所があって、せっかくそうやってわざわざ現地まで来たんであれば、その目と鼻の先にあるその現場ももう一緒に見て行けばいいのにと、そこに地権者も家にいるのを分かっているのに、一緒にもう見ていけばいいのというふうな話をしたところ、その職員は違う日に予定をしているので、ちょっと今日は見ませんというふうなお話をお聞きしました。それを聞いたその現場にいた人は、何で目と鼻の先の現場、しかも地権者がいるのにわざわざ日にちを分けてですね来る必要があったのかなあと、同じ補助金をもらう事業であるのに、なぜそうわざわざ別に分けて来る必要があったのかなあと、やはりそういった意味でも地域の実情が分かってない。地域の状況がやっぱ把握してないからやっぱそういうことになるんじゃないかなあというふうな御意見もあるようであります。そしてもう1点、これは議会の方に要望書になるんですかね、文書が来ております。ちょっとかいつまんで紹介しますが。佐伯市は一つなんだと言いながらも、私たちが暮らす旧南郡は合併して不便になったことが多くなったように感じられます。市役所全体の職員数を減らすことに伴い振興局の人数も少なくなることは承知しておりますが、その中でも保健婦さん、保健婦さんと書いてありますが保健師さんの人数は年々

減っていきっており、現在では1人しかおりません。旧南郡時代は数人いた保健師さんが地元の保健師さんはいなくなり、今度は今いる保健師さんもいなくなる。車を持っていない高齢者などに1日に数便しかないバスやタクシーを利用して保健分室や佐伯まで行けということなのでしょうか、というふうな文書が議会の方に来ております。これも匿名で来てるということで、そういう状況ではあるんですが、そういった御意見も寄せられております。その中で、じゃあ今から行政を進めていく中で、そういった不満あるいは不安な声をどのように解消していくのかという部分は、もうどのように考えているのかなあというのが、とてもこれから進めていく中で私も心配になってきているところであります。そういった声に対してですね、行政としてそういった一部の声だから仕方がないというふうに聞き流すのか、それともこれからそういった声に対してですね、どのように課題を解消する取組を行っていくのか。その辺をですね、今考えがあればお聞きをしたいなあと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の保健師のお話をしていたようですが、保健師というのは私の方もちょっと調査しました。現在佐伯市には30名の保健師ということですが、同じような行政で大分県内で日田市とか中津市等を見たときに、日田市が確か18名、中津市も10何名だっと思いますが、市の単位からいえば保健師の数は佐伯市が10人以上多いということ。確かに昔の合併以前の旧自治体という中でよく言われておりました。1自治体に3名おっても当時の市といたしましても3名は当たり前だと。この合併をしまして職員数を削減すると、それぞれの専門分野の方が1名ずつやっばいいろんな形で縮小というんですか、減っていますが、それぞれ必要な分野はたくさんいることは私の方も置いておきたいわけですけど、その市民サービスとさっき申しました職員数の関係というのはどのようにこれから減ってくるかというのは非常に難しいと思っております。特に私どもこれだけ903平方キロ広いと、私はそうした中で消防に関する120名の職員は削減したくないと。もともと120名の定数というのは広域ができた時に11万5,000人の人口だったもんですから、120名ということになりましたが、今現在8万人ちょっとですが、同じように案分すれば90何名の職員になります。安心・安全に対する職員の体制ということも必要だと思っておりますし、先般これお渡ししておりますが、最後の方にですね、職員数、日田市と中津市の職員数の対比が出てると思っています。そうしたときに私どもはどういう職員を主に置かなければと。この中で特に違ってるのが日田と中津に比べてですね、水産にかかわる職員が非常に私ども多ございます、同じ人口の中で。なぜかという、これだけのやはり水産が佐伯市にありますので、現業にですねかかわる職員、それから中津に比べて林業に関する職員が逆に私ども多いわけ。日田市は私たちに比べまして、日田市に比べても多いようです。そのような状況で一次産業に対する職員数が3市の中で非常に多いということで、そうした中で現在の職員数も普通会計ベースでいきますと、日田市703名、私どもが970名、270名現在まだ職員数が多い。同じように中津はちょっと人口は上なんですけど801名ということで、169名の職員の差があります。この職員をどう配分して類似団体に合わせていくかということ。それと先ほど申し上げましたように、非常に借金額もずば抜けて多いもんですから、こうした財政運営も考えながら、職員数の削減と併せてやっていきたいと。そうしなければこれからもまだまだ行財政運営厳しいものがあると思っておりますので、またもう一つの考え方で姫島等で行われておりますワークシェアリング、これが当市においてなじむのかということもやっぱり十分検討の必要があると思っ

おります。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） それではですね、今のを踏まえて、ゆうゆうサポーターの設置の部分のですね、再質問をしたいと思うんですが、ゆうゆうサポーター、日常生活支援ということで、モデル的に宇目地域と本匠地域に嘱託職員として2名ずつ配置をするということでありまして。今回の市報の特集にもこの件のことについて触れております。ゆうゆうサポーターの募集をしているわけなんですけど、この中のですね募集の内容、どういう、ゆうゆうサポーターに仕事をしてもらおうのかという内容が書いてありますが、地域を巡回訪問し、状況や課題を把握するために住民からの話を聞いたり、道路清掃や草刈りといった簡易作業の支援をしたりするものです。ということで2人ほど嘱託職員として採用を募集をしているということでありまして、私もさっき言ったんですけど、職員がいる中でわざわざその嘱託職員を採用してまで置く必要があるのか。例えば、地域を巡回訪問し地域の課題をですね聞いて歩くというふうな内容につきましては、わざわざ人を雇って配置しなければそういった業務ができないのかなあと。今のいる市の振興局の職員の中でそういった対応はできないんだろうか、事務分掌の中でそういったものは入れ込まれないんだろうかなあというふうに思いますし、また社会福祉協議会がそれぞれ各地域に設置をしております。その中でもやはり訪問相談員という役職として、高齢者の方の家を回ったりですね、そういった地域の実情を訪問して把握する人材というのは実際にはあります。それと簡易作業の支援をしたりする道路清掃や草刈りといった簡易作業の支援をする。こういうのもじゃあその職員は、そういう作業はできないのか、そういう対応を職員の中ですることはできないんでしょうか。それとシルバー人材センターというのがあります。その中で、委託をしてシルバーの人にそういった作業をお願いするという方向で取り組めるんじゃないかなあと思うんですが、なぜわざわざこの嘱託職員としてわざわざ2名配置する必要があるのかなあというのが非常に、当初で言いましたけど、非常になぜわざわざそこまでする必要があるのかというふうに、今の体制をもっと強化すれば対応できると思うんですが、その辺を答弁いただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 木許副市長。

副市長（木許政信） 差し出がましいかもしれませんが、今回ですね、いわゆる総務省の過疎対策というところでですね、いわゆる目玉にしているのが地域支援員制度というのがございます。私、去年の11月ですか、いわゆる水源の里シンポジウムに行っていました。その時にですね、いわゆる市町村合併で職員がどうしてもやっぱ多くなっているのはどこも同じ傾向だそうなんです。その中で、じゃあ住民が過疎化するいわゆる周辺町村ですね、これが非常に過疎化してくるという問題が大きな問題としてまた大きく出ているということがございます。吉良議員がおっしゃるとおりでございます。それをだれが支えていくのかと、市町村は財政がですね、そこまで新しい市は財政がそこまで支えられるようなね、旧、古い時の人員ほどの数でそれを支えられるかといったらとても財政状況がそう許すまいと。そうなければですね、職員を配置するより、いわゆるそこで非常に学者さんたちもおっしゃってたんなんですけど、デスクにへばりついてやってる業務より、住民が求めるものは現場に来て考えてくれ、一緒になって働いてくれる人たち、いわゆる高齢化してしまっていて力がなくなっている人を支える。そういうサポーターが欲しいんだと、それが今度の過疎対策の考え方なんだということでございます。で、佐伯市は市長が水源の里シンポジウムのメンバーで副会長をし

ておりますんで、それでは早速取り組んでみようということで今回提案をしたわけでございます。これが本匠地域、宇目の地域の中に入っていったらそういう新しい型の職員がですね、入っていったら、そこでどれだけのことができるのか、ということを見てみたいというのがモデル事業でございます、新しい試みでございますので、是非ともですね御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） このサポーター制度については、総務省の目玉として、国の方もやろうというふうな動きになっていると、今回試行的にやるということで、新しい試みとして見守ってほしいと、サポーターを見守ってほしいということでありますので、そうは言ってもですねなかなかじゃあ2人体制ですね、配置をしたときに、やっぱりせっかくやるんであれば意味のあるものにやっぱしていかなくちゃいけないと思います。例えば、じゃあこういうのをせっかくやろうというんであれば、なぜこんな3月ですね押し迫った時期に募集を掛けるのか、もっとそういうのが必要だと分かっているのであれば、もっと早い段階にですねそういう役務的なものもきちんと定めて、もっと早い段階でそういう人を設置するようなですね方向で募集等も掛けなければ、この3月のせっぱ詰まったときに募集をして、いなかったらどうするんですかというふうなことにもなってくるわけです。だからせっかくですね、そういうふうに、本当にそういうのが必要でやろうというんであれば、やっぱそういう体制づくりから始めていったらほしかったなあと思っております。また、サポーターを置くことによって宇目振興局、本匠振興局も今ある振興局の職員が減ると、1名減ということもお聞きしておりますので、本当にじゃあそのサポーターがそういった職員のある意味補完的な、またその地域の支えに本当になっていくのかなあというのが非常に心配と言いますか、不安なところをすごく感じております。2名体制ということではありますが、例えばじゃあこの2名、どういう体制をするのか、月曜日から金曜日までしか働かないのか、月に17日ということではありますが、もう土・日は休みなのか、そういう状況であれば、じゃあほかに本当に地域のためになるのかなあというふうなそういった体制の部分がですね、非常に見えないというのも私が不安に思っている要素でありますので、その辺をですね、きっちり吟味していただいてですね、せっかく設置するんであれば、意味のある、意義のあるすばらしい制度にやっぱしていかなくちゃいけないので、その辺をやっぱ今後ですね、十分考えていったらほしいと思います。変な話が市役所の天下り先、結局ああいうのを作ったけど、市の職員が退職しておるような格好になっとるわあという、そういう地域の人のおね、そういう声が出ないようなやっぱ体制づくりをしていったらほしいと思いますので、もうそれは要望にしたいと思いますので、よろしく願いをしときます。

それでは次の2点目、企業誘致について質問をしたいと思っております。まず、これまでの取組と成果についてお聞きをしたいと思っております。まちを活性させるためにも定住人口の維持・増加が望ましく、それは佐伯市財政の安定化にも大きく寄与するもので、そのためにも雇用の定着、つまりは働き場の確保になるわけでありまして。これまで佐伯市議会においてもこの企業誘致についての質問はたくさんなされてきました。また最近、いろんなところで資料を目にするんですが、この5年間で大分県に進出した企業は150数社といわれているが、佐伯に進出した企業はないということのようであります。合併してこれまでの4年間、例えば工場設置に伴う固定資産税の免除等の施策は市の方でやっておりますが、企業誘致に対してのど

のような取組を行ってきたか。その内容と、その成果についてをお伺いをしたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 企業誘致のこれまでの取組と成果についてですけれども、なかなか進みませんで、私もこれ、この質問大変辛いんです。これまで何度かお答えしてまいりましたけれども、関東・関西の県人会やさいき郷友会、郷土会ですね、そういったところにも出席したり、上京の際には興人ですとか川澄ですとか、太平洋セメントですとか、そういったところの本社、またマスコミなどもですね訪問などして情報交換しております。また情報収集も行っておりますけれども、残念ながら企業を誘致するには至っておりません。この5年間というよりもこの10年ほど企業誘致はありません。20年度ですね、これも前の議会の時に御報告しましたけれども、県を通じて企業進出の話が2件ありました。1件は情報通信関連の企業、いわゆるコールセンター、これも御報告いたしましたけれども、これは昨年8月ですね社長御本人が佐伯市に来られまして私も対応をいたしました。市内の空き店舗ですとか、貸事務所などを数箇所見ていただきました。社長は個人的には大変佐伯市が気に入っております、こうした閉鎖的など言うのもおかしな話ですけれども、定着する人口が多いところについてはですね、大変興味を示しております、是非とも佐伯市で考えたいというふうな答えをいただいているんですけれども、このコールセンターそのものですね、例えば保険会社ですとか、銀行ですとか、そういったところからの需要をいただいてそれから会社を立ち上げるという仕組みになっておりますので、今そういったところが止まっているという状況です。例えば、銀行とか保険会社ですね需要が止まっているという状況です。新規のそうした需要が出てきましたら、佐伯をまず念頭に置いて検討したいというふうに伺っております。それからもう1件ですけれども、これはこれも申し上げましたけれども液晶関連の製造業です。工場の用地、交通アクセス等の基礎情報を提供して、検討をしていただいているところです。こちら御存じのとおり、IT関連はですね大変落ち込んでおまして、急激な需要の減少のために予定していた設備投資、これについてですね一定して慎重な姿勢に立っております。このように景気の急激な後退によりまして、企業立地には大変厳しい環境であるというふうに認識しております、この2社に対しましては、大分県企業立地推進課と連絡を取り合いながら定期的に訪問するなど、アプローチは続けていきたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） これまでの取組と成果について答弁をお聞きしたわけですが、この10年ほどやっぱ企業誘致が実現していないというふうな答弁でありました。その中で、じゃあなぜ企業誘致が実現できないのかという分析が必要になってくる。それはもう当然分析もされてると思うし、事情も十分把握された上で企業誘致をされてきてると思うんですが、やはりその辺をですね、どのような解消をしていくのか、どのような取組をしていくかというのは、次のこのこれからの取組についてもかかってくると思いますので、これからの取組についての中です、答弁をいただきたいと思います。これからの取組についてということで、非常に今厳しい経済情勢ということで、その中でこれまでできなかった企業誘致が、じゃあこれからまだまだ取組は厳しくなってくるんじゃないかなあということが想定されております。その企業誘致がですね、実現するためにもこれからどのような取組が必要だと考えて

いるのか、また取り組めるのかですね、その辺の考えを先ほどの部分と合わせてですね、お聞きをしたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 企業誘致のこれからの取組ということですが、まずこのためには私どもずっとあちらこちら行ってまいりまして、工業用地の確保ということが最重点になってきております。現在、市が保有している工業用地は1ヘクから2ヘクしかないということで、10ヘク程度の最低それぐらいの規模の工場がやっぱり用地の確保が必要だということで現在作業を進めておりますし、この答弁も前にしたとっております。あわせて用地造成後を見据えて企業訪問する必要もありますが、企業が立地先を検討する場合は、取引先になるべく近い場所ということでありますが、現在自動車産業がちょっとあれしとるんですけど、それでもやはり福岡県を中心としたカーアイランド、近い中津とか、そうした県北に近い関係が非常に関連産業が多いということです。また、高速を中心とした中で、特に企業誘致で成功しているのが鳥栖のインターチェンジを中心とした30分以内の場所と、非常に高速体系、要するに高速道路が近いということは非常に言われております。当市にとりましては、昨年6月にできたわけですが、こうした中に依然と県北や日田玖珠地区の方がそうしたメリットが出ておるといことで、立地条件は当市は非常にそうした意味では不利な状態になっております。今後私どもがこれからの企業誘致を考える中で、こうした工場用地の確保、そして高速道路をいかに使うかということも必要になっていきますし、先ほど和久議員の中でありました水深14メートルの岸壁、これが今後完成するという形で、内陸型の工業から、またそうした港湾を使った工場誘致も必要になるのではないかと考えています。また、工場用地も港湾だけでなく、内陸の加工組立て産業に向けても必要ではないかと考えています。そして私ども先般、市の方での所信表明の中に、バイオスタウンのお話もさせていただきました。こうした循環型社会の構築を目指すバイオスタウン構想を国から受けたということで、いわゆる内需型ですね企業誘致も必要だと、ITや自動車関係にあります外需型企業、非常に今大きく落ち込んでおりますし、このことよってのバランスの取れた企業誘致というのはこれからも考えなければならぬかなと、そのように考えております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） この企業誘致に対しては、ちょっとトーンがどうしても低いかなあというふうに感じたわけですが、佐伯市の現状として、工業用地の確保ができてないと、要はインフラ整備がまだまだできてない佐伯市にとって、なかなか企業誘致は難しいものというふうな答弁だったのかなあと思っております。その中で、市長が今、バイオスタウンの話も出ましたが、やはりこれからは企業誘致をするに当たって、じゃあどういった企業を佐伯に来てもらうのかと、やっぱりそういった視点をもっともっていかなければいけない。ただ企業に訪問に行ってお願ひします。あいさつをするだけじゃあなくてですね、佐伯の地場を生かしたやっぱり企業誘致というのも議論をして考えていって、そういう佐伯にはこういうメリットがあるから来て下さいよというふうな、そういった組立て、企業誘致をする前の、やっぱりそういった部分のインフラ整備もやっていかななくちゃいけないような気がしております。県知事がですね先般新聞に出ておりましたが、県としても企業誘致、大変厳しい景気悪化の状況ではあるが、緊急対策としてですね、企業誘致と地場企業の企業力の強化を課題に上げて取り組んでいくというふうな、県の方も熱心な姿勢を見せておる中で、やは

り市としてもそこにうまく乗られるような体制を作っていく必要がある。先ほど市長がバイオマスタウンの話をしてしまったように、私だったら、この佐伯の地場産業を生かした企業誘致ができないかということを考えてと思います。例えば、佐伯は1次産業がメインで活性化としてやっておりますので、その中で耕作放棄地等も大変多いわけでありまして。そこに植物を植えてですね、例えばデンプン質の高い食物を植えれば、今電気メーカー等もバイオプラスチックというのを開発して進めております。環境問題もありますので、そういったバイオを主にした企業も展開をしている。じゃあ佐伯にせっきく広大な遊休地等があるのであれば、そういった所に、そういったバイオにかかわる作物を推進して、作付けをしてやっていけば、佐伯にはこれだけのバイオの作物があるから、企業が来てやれないかというふうなやはりこっちから仕掛けるようなですね、そういったこともやっぱり考えていかなきゃいけないなあと考えております。そういった取組をですね、是非佐伯市もインフラ整備とともに、そういった部分のインフラ整備も進めていってほしいと考えますが、もし市長の考えがですね、その部分実はこういう考えを持ってる。こういう仕掛けを考えてるといふのがあればお聞きをしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の御質問の中で、私は先ほどそうした部分で14メートルの護岸の話をしたと思ってます。基本的には今の産業の中で、内陸型企業というのが非常に多いわけですが、そうした部分に今回マイナス14メートルの方向が何とかこれ方向づけができれば14メートルの護岸というのは非常に各県にないもんですから、これをうまく運用することと、また高速道路のインター、午前中ですか運動公園の所のインターもですねしながら、佐伯の地域性を出した方向、そしてバイオマスタウンも議員が言われるようにいろんな形のバイオマスがあると思います。ところが、特にバイオマスで企業が来て立地ができてどこまでいくかということになると、佐伯市だけでは、例えば今言いましたデンプン質の高い米なんかにしても佐伯の量では間に合いません。そうすればその企業誘致をすることによって、今言いました港湾を使った方向もできるだろうし、いろんな組み合わせができると思ってます。そうした意味で、佐伯市また一番南ということで天気もいいからと、そしてまた大分県では少ない太陽光の発電とか、いろんな形の産業をですね、バイオマスという中で環境の都市ということ、環境に対する政策がいいということで、いろんな今まで以上に変わった形での企業誘致も必要になってくると思ってしております。特に、九州一広いという森林面積がありますので、これをどう費用化にすることによってまた違った部分もあると思いますし、高速等そういう部分も考えながらやっていけると考えております。まだまだ私たちが考えてない部分というのは出てくると思ってますが、そうした部分が議員の皆さん方の要望・御協力をいただき、いろんな情報があったら、届けていただければ私たちが積極的に企業誘致については、特に前段にありました周辺地域の対策等に必要部分がバイオマスが私は一番これからの対策には必要だというふうに思っております。そのようなことで答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） もう最後になりますが、企業誘致をですね、これから進めるに当たって、当然トップとしての市長の考えがメインだと思いますが、やはり各行政の部長級の皆さんもやはり一つの佐伯市をつくる政策集団であると思っておりますので、是非ですね縦割りではなく、そういった部長級の皆さんも横の連携をとってですね、じゃあどういう企業誘致が

できるのか、どういった産業振興が佐伯でできるのか、保健、例えば福祉とどう結び付くのか、教育とどう結び付くのか、そういう部分をですねやっぱ横の連携を持って政策集団として市全体を挙げて取り組んでいってほしいと思いますので、当然そういった取組もされてるかもしれませんが、ますます今後ですね、アンテナを張ってやっていってほしいと思いますので、これもう最後の要望にしてですね、一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これより15分間休憩いたします。3時より開会いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に17番、肥後四々郎君。

17番（肥後四々郎） はい、お疲れ様でございます。本日の一般質問のアンカーになりました、17番、あまべの会、肥後四々郎でございます。本日の最終の質問者でありますけど、私にとりましては議員最後の一般質問となります。多くの方々に支えていただきました18年間、心より感謝いたしますし、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

前ですね、午前中されたお2人のようにですね、重い質問では決してございません。極簡単なですね、市長の心一つでどうもなるかなというふうな質問をいたします。それでは通告に従い、鶴見町議会より合わせてですね、通算今日で59回だろうと思うんですけど、一般質問をいたしますが、本当にさわやかに、さわやかにですね、さわやかに終わりたいと思いますので、細切れの答弁じゃなしに一発回答のすっきりした答弁をお願いいたします。

それでは大項目1点目、職員の退職勧奨と人事の適材適所について、市長にお伺いいたします。初代の市長として西嶋市長は正に激動の4年間だったと思われまます。大変御苦労さまでございました。市長は合併して一番先に取り組みられたのが行財政改革であります。その中で財政効果が一番大きかったのは、先ほどからお話に出ますように、職員の削減だろうと思っております。そこで質問の小項目1点目、職員の早期退職は財政的には大きな効果が上がったと思っておりますが、私は反面、経験豊富な知的な財産を失ったと思っております。合併時の協議事項は理解できますけど、今後も早期退職の勧奨を行うものかどうかお伺いいたします。2点目のですね、頭で言いましたけど、人事の適材適所についてでございます。退職者が多い中、毎年大幅なですね異動が行われてまいりました。行政効果の上がる適材適所の人材配置ができたかどうか。以上2点についてお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは私の方からお答えします。本市の職員数は合併協の定員適正化10か年計画の趣旨を引き継いだ佐伯市行財政改革推進プランで普通会計800人、特別会計等120人、合計920人を将来的な目標といたしました。その目標を達成するため、退職勧奨制度を始め、業務の委託や民営化、正規職員の臨時・嘱託化等に積極的に取り組んでまいりました。その結果、21年度当初の職員数は1,075人が見込まれ、合併年度の16年度当初と比較して219人の削減がなされたことになり、21年度末の職員数を1,100人以下にするという基本方針はプランより1年早く達成できる見通しとなったところでございます。しかし、県内類似都市であります中津市や日田市と比較した場合、地域の特殊性はあるものの職員数に

ついてはまだかなり多い状況でありまして、引き続き職員数の削減に取り組んでいく必要があると考えております。なお、今後の削減目標につきましては、21年度に策定する第2期行財政改革推進プランの中で、さらに詳細な分析を行い、本市の抱える特殊事情などを取り入れるとともに、各部局や地域住民の声を参考にし、また今後の人口推計等を勘案しながら、今後の退職勧奨に関する方針なども含めての一定の方針を出していきたいと考えております。次に、人事異動に際しましては、できるだけ職員の適正とキャリア形成に配慮しながら配置を検討してきておりますが、合併後、組織改編と大幅な人員削減を行いながら配置してまいりましたので、配慮が行き届いていない面も多々あると思います。しかし、合併して4年が経過し、地域間の職員交流も進み、一つの自治体としての一体感が浸透してきたと感じております。今後は更に適材適所の配置に努めるとともに、職員の資質向上を図り、適正な業務遂行につなげてまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。正にですね名回答ですね。ありがとうございます。実はですね、確かに数字を減らさなければならんということは分かりますし、財政効果もあるんですけど、今回もですね、前年度も今年度も思うんですけど、58歳で早期に辞められる方が随分いらっしゃいますね市長。本当にですね辞めればいいっていうもんもあります。かなり一発でぱっさりやっしまえば数字は合うかなっていうふうに思うんですけど、私の言いたいのはですね、すごい能力を持ったり、すごい経験を持ったりしとる人たちがですね、総務部長をよいしょするわけじゃあないんですが、あなたを含めですね、かなりいらっしゃいます。まだ働けるんじゃないんだろうか、まだ能力を発揮して、この新市の建設途中ですから、すべき時期じゃないんだろうかというですね、私1人じゃあないと思うんですよね。もったいない、本当もったいないなあと思うんです。で、公民館であるとかですね、そういうふうな所に天下りとは申しませんが、嘱託職員として頑張っていたで、非常にですねこれもったいないところがあるんですけど、市長、数字がですね確かに財政が厳しい状況は私も4年間監査をしてきまして、その効果とですね、職員さんのつらさもじかに聞いておりますし、本当に状況からするとですね、辞めたくない方もいらっしゃるだろうと思うんです。しかしながら、総務部長も筆頭だろうと思うんですけど、合併協の時にそういうふうな総務の部門にいて、職員数はこういうふうにするんだというふうな先導を切って自分たちの身を切ろうと提案した人たちはですね、辞めざるをえんような状況になってきとると思うんですよね。で、あなたが辞めるんならおれも辞めるわというふうなことをまあ冗談の話の中に、つき合いで辞めてくれるんよなあという話も聞いたことが、だれとは言いませんけどあります。本当ですねもったいないと思うんです。その思いがですね、私1人じゃあないっていうことも先ほど申しましたが、市長どのように感じるかですね。これに関してですね、要するに総務部長もちろん答えていただいてありがたいんですけど、市長のお言葉が本当は欲しかったんです。現在はですね、市長を含めまして3人の方が次はおれがこの佐伯市をつくるんだというふうな候補の名前が上がっております。だからこそあなたの言葉で答えていただきたかったと思うんですけど、いかがですか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員におかれましては監査役という形で各種指導していただきまして、今期議会を退任するというところでございます。本当に御苦労様でございます。

議員が言われますように、私も先ほどの質問の中にございましたように、背に腹は代えられないという状況の中ですね、58歳というのは県下でも一番早い退職を、いわゆる肩たたきをしながらでもそういう状況にいかざるを得ないと。さっきからこの質問に出ておりますように、知的というよりも、部長になってもせめて最低は2年、できれば3年ぐらいしてですね、これからの佐伯市のまちづくりに必要だと思っております。この4年間、そうした中で財政の立直しというのが大きな目標でございましたし、ちょうどその間、対象となった方々には本当に感謝をしておる次第です。その反面、市といたしましても大きな損失を払っていると、これから佐伯市にとっては行財政改革という中に人の改革とかですね、人をつくるということがやはりこれからの時代だと思っております。先ほど申し上げましたように、今21年度にその点を立ち上げまして、これに向けて合併協では総人数300人という一つの目標があります。そういうことの中で、私たちもそれに見合わせながら、急速にこの4年間退職していった方々の犠牲の上に成り立っておるんだという。そしてこれから、そうした方々を育てていって、本当に新しい佐伯のまちづくりが必要だと思っておりますので、十分そういうことも考慮しながら21年度の体制を考えていかなければならないと思っております。これについてはもう私も後何日ですので、次の時に、そうした論議ができればと思っております。特に、今期最後にするのは部長級でも約半数近くかかるということですので、議員の皆様にもいろいろ御指導たまわっているとと思います。気持ち的にそういう知的財産を失うということは、私も同じような考え方でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） 予定でない答弁をしていただきまして、ありがとうございます。確かに部長減ることによってですね、財政的には、しかしもうこれ決算の時に議員諸氏から出ました臨時職員とかですね、嘱託職員は以前と比べ、さあどうだっただろうかというところかなり増えてますよね。ですからそういうふうなことも含めて、次にトップになれる方はですね、数が多ければいいという問題でもないし、やっぱり精鋭な職員さんを育てるというふうなこともあろうと思えます。市長の座右の銘、西嶋市長の座右の銘は、人は石垣、人は城。その前に一般的には人は堀ていうのが付くんだと思うんですけど、要するに職員さんも含めて、市民の方も含めて、人が土台の中にこの行政が進んでいるということはもう言われもない事実でございますので、是非ですね、大事に、人を大事にしていきたいということをお願いして1点目は終わります。続きまして2点目にいきますので、もう絡みがあるんじゃないんですか。違いますか。退職者が多い中ですね、毎年大幅な人事異動をしております。この件に関しましては、失礼しました。確かにですね、先ほどの答弁のとおりだろうと思うんですけど、まずですね、先ほどのこの早期退職という方も含めてそうなんですが、行政効果が上がるっていうふうなことでですね、本当にそうだっただろうかなあというような、佐伯市だけじゃなくてですね、通常国も県にもですね、年功序列というふうなことがあろうと思えます。これも今までの慣例で致し方ない人事的なものだろうと思うんですが、今後ですねやっぱりやれる、ある程度の試験か何かってような工夫もあるかも分かりませんが、人事効果を上げるためにですね、抜てきな人事も必要かなと思えます。と申しますのは、はたから見てですね思いますが、すごく経験を卓越されてこの職に就かれたであればよかったんですけど、やっぱり順繰りの中で部長級まで務められるということの中で、若干ですね、いわば言い方失礼かもわかりませんが、かわいそうだなあというふうなこと、な

られて勉強されてというふうなことです、議会の答弁でもかなり苦しい答弁も繰り返されたというふうな状況が見られておりますので、そういうふうなことも含めてですね、今後とも考えていただきたいなあとというふうなことを思います。それからこれももう結論が出てますからその場でお聞き願いたいと思いますけど、吉良議員の質問の中にですね、振興局の保健師の問題が出ました。確かにですね、佐伯市と類似団体、よく監査の立場でも類似団体とどうなんだろうかなというふうな考え方でものを見る場合があるんですけど、一般的に考えてですね、日田とか中津とかいうふうなことがよく類似団体で上げられるわけですけど、規模としては、人口規模としてはそうなんでしょうけど、面積規模とするとかなりやっぱり広いというふうな地域性を持ってるわけですから、そこらも含めてですね、住民と直接対話できる保健師などをですね、十分な確保が必要かなというふうに思います。これは要望として上げておきます。

じゃあ2点目、大項目2点目、市政運営について、アとして、市民にわかりやすい市政の実現に向けてということは、就任当初この言葉はありましたし、今回の提案理由の説明の中にも同じように、市民にわかりやすい政治の実現に向けてこうこうこういうふうなことをしたんだというふうなことです。まず1点目にですね、各地域のタウンミーティングやパブリックコメントを公開された各審議会での手応えですね、市長がどのような手応えがあったのか。また市民からどのような御意見が寄せられ、それがもし実現できたことがあればですね、施策として実現できたことがあればお聞かせ願いたいと思います。ですね、職員の提案のアンケートがですね、これは当初ですね泥谷議員からの質問でアンケートを取れよというふうなことがあったと思うんですが、平成17年の9月8日から9月29日に実施し、203名さんの職員さんより622件の回答があり、うち22件は議会向けだったと思います。こういうふうな寄せられた提案や意見がですね、どのように反映されたのか。そういう中でですね、アンケートだけじゃなしに職員との対話を話し合いですね、どういうふうに持たれたのかお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員さん、タウンミーティングやパブリックコメント、審議会の公開等についての御質問でございます。まずは、タウンミーティング、パブリックコメントや審議会の公開の手応えについてですが、これらは一言で言えば、いずれも市政の現状を広く市民にお知らせし、市政への参画を促す手立てにしようとしたものであります。今日までタウンミーティングは、私が就任したのは平成17年以来、今日まで4年間にわたりまして、全地域で36回実施いたしました。年1回ずつ9地域です。また、パブリックコメントは平成18年5月以来、実施件数は21件、いただいた意見の数は約50件いただいております。また、審議会等の公開は平成18年4月以来、正式に把握しているものだけでも公開件数が170件、傍聴者数は101人となっております。これらのほか、課長級による出前講座や市長への提言、また18年度よりは旧佐伯市内はタウンミーティングといってもなかなか広いという形で、別に設けて市政懇談会等も行っております。私自身が出向き、地域的な問題も含めて直接に意見を交換するタウンミーティングというのがありますが、パブリックコメントや審議会の公開等も従来は公開されることのなかったものを公開し、またあるいは市政に関して意思の疎通を図ろうとするもので、非常に有意義であったと思っております。ただ、率直に申し上げればタウンミーティングでの意見交換は本市全体に関するものよりも地域的な細かい陳情や要望

ということが非常に多かったわけですけど、中には貴重な御意見等もいただきましたことをお礼申し上げたいと思います。また、その中で、本市の今後のまちづくり、その他の政策的な意見についても積極的に意見をもう少し出してほしかったなあと感じておる次第です。本市の中で、またパブリックコメントはいろんな形の新たな政策でインターネット上、またそういう形で公開をしておりますが、これについては意見や傍聴者、参加者等の数がもう少し関心を持って皆さんに出ていただきたかったなあというのも思っているところです。これについてはまた周知の方法、それについては工夫する必要もあるのかと、日時とかいろんな形も、そうすればもう少し伸びるのではなからうかなと思っております。次に、市民から寄せられた意見により、実現できた行政施策につきましては、またいただいた意見等については一つずつに対し検討し、可能なものについては適時対応しております。主なものといしましては、一人暮らし老人のための緊急通報システムの増設等も言われておりましたので、これもやっております。また、今年度も新たに少し増設をしたいと思っておりますし、また市道等の道路の整備というのがございましたが、2年間、3年間は単独事業をどうしても抑えなければならなかったということで、平成20年度からこうした市道に対することも出させていただいております。また、市長への提言という形で心身障がい者のタクシー利用の助成金という形で佐伯と宇目しか出しておりませんでした。今年度から全市に向けてそれを対応していきたいと思っておりますし、また中でも、子どもの医療の問題とか、私が出した公約の中でも指摘されました部分、また水道料金の統一化、いつしてくれるんかという意見もありましたので、これも何とかできたと思っております。特に多かったのが、議会の皆さん方も言われておりましたように、振興局における予算化の問題も盛んに言われておりました。平成18年度からパワーアップ事業、またハードに対して緊急対策事業等地域におけるちょっとしたことで決定権を振興局長に与える。そうした事業等も議会の皆さん、また地域の皆さん方に御提言をいただきましたので、そういうようなことも配慮していただきたいと思っております。また、地域における宅配事業の要望等については、宇目地域が一応になりましたが、今年度、平成21年度は本匠地区にもということでございますので、そうした地域における対策等も徐々にですが、やれる部分から導入させていただいております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） のアンケートのところをお答えいたします。このアンケートは、平成17年の9月に佐伯市行財政改革推進プランを策定する際に、広く各職員の提案や意見を募り、プランに反映させられるものは積極的に取り入れていくことを目的に実施したものであります。その結果、203名の職員から延べ622件の提案及び意見が届きました。その内容としては、職員の給料、待遇に関すること。それから人事に関すること、職員の意識改革・資質向上に関すること、事務事業の改善に関すること、機構改革に関すること等がございました。その中で結果的に市政に反映されたと思われるものには、本庁及び振興局の組織改編、それから職員給与の削減及び各種手当の見直し、それから職員数の削減、広域的な人事による職員の適正配置、投資的経費の抑制、業務の民間委託、職員研修の充実などがございました。また、職員との対話につきましては、月に2回定期的に部局長会議を開催し、市長から職員に対して、また逆に各部署から市幹部に対し情報発信を行いまして、共通認識のもと円滑に進めております。また、各職員への情報伝達に遺漏がないように、現在全庁的に朝礼の実施が確立されているところでもあります。また市長本人は、いろいろな機会をとら

えて職員との意見交換の場を作っておりますし、職員の声に積極的に耳を傾け、いい提言は政策に反映させようというスタンスで常に臨んでいるところであります。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） まず、市長から答弁いただきましたタウンミーティング、特にほかはですね、パブリックコメント、審議会は得意というんですか、そういうふうなことに意識のある、例えばインターネットでホームページが見れるという方でないとなかなか参画でき得ないというんですか、しにくい部門があると思いますけど、身近で一番市民、市長若しくは本庁を身近に感じるのはタウンミーティングだったろうと思います。私も鶴見の場合に、すべてじゃあないんですけど、何回かお話を後ろの方で聞かせていただきました。市長が言われるように、確かにこちらが思うように地域の方々がそれを重要視してないんで、これなのか、地域性があるのか、いろんな部分で参加人員がやっぱり少ないような感じがしましたね。ホームページで傍聴だとかいろんなことを探ってみますけど、あまりそういうふうなこともなかったというようなことで、地域審議会も含めてそういうふうなことがですね多く見られたというふうな、なぜかなあというふうなことで思ってみたときにですね。タウンミーティングに関しましては、今市長もお話がありましたけど、行政側からお知らせ事項的なもの、市はこういうふうな動き方をしたいんですけどというふうな、いわば市からの住民に対する説得もあり、提言もありというふうなことで、住民の方から出てくる提案というのは非常に難しいだろうと思うんですね。我々もここにこういうふうに立たせていただいているんなら勉強させていただいてるから問題点が見えるのであって、一般に生活してる人の中でですね、さあどうかと聞かれた場合に、行政をつかさどっている人たちが満足のいくような話がさてできるかな、それよりも身近で本当に困ってることを訴える方が多いかなというふうな感じなんです。それも時間が限られて1時間半ですし、進行は課長がやりますから、なければどんどん進みますよね、ですから学校形式で市長、まあ鶴見の場合ですよ。前に机を並べて幹部の方が、振興局も含め幹部の方が並んどって、学校形式に机を横に並べてですね、さあなかなかその中で手を挙げて、はい私はこう思いますよというふうなことは、まあ行政に過去かかわった人、若しくは自治会で詳しい方でないと出ない雰囲気があると思います。これも次回ですね、市長が再登壇するとなれば是非ですね、意見が出しやすい、職員さんに対してでもそう、確かに2回やっとならんでしょうけど、だれがどう言ったって言うことではありませんけど、どうせアンケートにしても出してもやらんじゃろうけんというふうな、そういうふうな雰囲気、言ってもやらんじゃろうけん、言う自分の立場に対してどうであるかというふうなことを考えてですね。まだまだ新佐伯市の中で変わっていかないかんことあると思いますし、行政の中の市職員のものの考え方とか、市民の考え方も変わらないかなと思うんですけど、すっきりといいまちづくりができないかなあというふうなですね、いろんな提言が職員さんはもう要するに先ほど吉良さんが言ったように、政策集団であってお知恵の多い方がつかさどってるわけですから、是非ですね、そこらの力を引き出すのはトップの考え方かなというふうなことを思います。対話は回数でなくてですね、是非中身のある対話を続けていただきたいなというふうに思います。それから朝礼はですね、非常に気持ちのいいもんです。私も振興局に3日に1回ぐらい行くんですけど、早く行きますとやっぱり課長だとかですね、振興局のその絡みの人たちが全員立って自分の行動をピシッピシッとやっているということはですね、町民の1人として、また今回はもう1町民

になりますから、そういうことに会おうとですね非常に気持ちのいいものです。ああ頑張るとなるといふうなことを感じますのでですね、是非そこらは続けていただきたいと思えます。はいこれで終わります、次に移りたいと思えます。ちょっと触れたんですけど、どうせ言うてもやるんじゃあろうからということなんですけど、是非ですね、実施された方もありますんで、今後もですね是非アンケートじゃあなしに、今度言葉で返していただくような状況をですね、作っていただきたいなど。幾らやり取りしても部長本当にもったいねえんやな、あんた3月で辞めるちいうのが、余談がありましたけど、是非ですね、やっぱり職員さん、特に若い職員さんの意見はですね、方向が違うところから相当いい案が出てくることもあろうと思えますんで、是非後任になられる総務部長さんに伝えていただきたい。そういうふうに思います。ありがとうございました。最後になりますとね、いろんな思いがですね巡ってから、いらんことも言って申し訳ないんですけど、さて、次に移ります。市政運営についてのですね、議会と二人三脚でのまちづくりについてという、なんちゅう質問かなというふうなことを思われたかも分かりませんが、先ほど市長もですね一端述べましたけど、一生懸命頑張っていたいろいろな行革に取り組んでいただきました。ここでですね、ちょっとこの4年間をですね振り返って見たときに、お互いにですねあんまり気持ちのいいことでないだろうと思うんですけど、平成19年の第2回の定例会でですね、人事案件が否決されております。4年間でですね四つの否決があったと思うんですよ。これはもう議会と執行部、また議会と執行部っていうよりも市長のお考えとの対決というわけじゃあないんですけど、いやいや議会としてはこういうふうな結果をもって臨んだよというふうなことで、最初は人事案件からごみ袋があったりですね、最終は歴史資料館の問題でですね、4年間で四つの否決が出るということは、何が足りなかったのだろうか。昨日から今日にかけてですね、お話された。今朝の一番バターの我が会派の榊田さんが言われました、情報公開とですね、市長の思いだとか、執行部の思いがですね、本当に伝わりきらなかったかなというふうなことは、賛成・反対というようなことは議員それぞれの方々のお考えがありますので、違うということはいくつですけど、一つは政策として上げて、それがことごとく大きな問題が否決されるということは、さあいかがなものかなと思うんですけど、そういうふうなことにしまして、市長どのようにお考えかお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員さんより、こうした議会と二人三脚でのまちづくりについてということで、改めて申すまでもありませんが、地方公共団体の組織機関は議決機関としての議会と執行機関としての地方公共団体の長及び行政委員会から成り立っております。議員が言われるように、両者が相互協力して市政運営を図っていかねばならないのは当然のことです。我が国はこのような組織機関を定めている大きな理由に、議会と長がそれぞれの独立の立場において相互にけん制し、均衡と調和のとれた関係を保持して、公正で円滑な自治の運営を図るといったことが挙げられております。また、それかといっても、市民のために議会も市も一緒になって前向きに考えていくということが地方議会の一つであると思っております。そうした中で、私どもは基本的には、両者の相互協力が行き過ぎた場合ということ、また互いがいい緊張感をもって行う側面も必要ではないかと思っております。また私も1期目という形で旧佐伯市の市議会の考え方、旧町村議会の考え方、いろんな中でそれぞれの議会の形の中で、至らなかった点もあったのではないかと。そうした議会とのもっと交流

をしないといけないという、意見交換をしないといけないと。また、非常にこの4年間というのは、私もほとんど夜帰るのが遅く、土・日もないという状態で、議員の皆さんとの交流が少なかったことはもうこれはもう認めざるを得ないと思っております。そうした中、私の方も副市長いろんな形の中で議員さんと交流させていただいたんですけど、そうした今後ともお互いがもっと意見交換をする場、いろんな中の関係を作っていく、より良い合併をしたまちづくりをやっていく必要があると思っております。この4年間、私も市長として手探りの部分もあるし、まだまだ自分としての反省をすることがたくさんあったと思っております。今後いい意味での二人三脚を行い、行政を、まちづくりを行っていかねばならないと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。合併がなくてですね、通常の議会であればそういうこともなかったと思うんですが、合併があればそれぞれの荷物を背負って我々も出てきておりまして、表決と言うんですかね、自分の気持ちを決めるときには、かなりのプレッシャーがかかってきたことはいろいろございます。しかし、一番ですね分かっていたきたいのは個人的に思うのは、市長はやっぱり度々今日も出ましたけど、議員として20年間ですね、頑張ってきた。ましてや議長もされたというふうなことで、議会というふうなものは一番身近に感じておられた方じゃあないんだろかなというふうに思うんですね。そこらも今後続投を表明されておりますから、頑張っていたきたい部分もあるんですけど、是非ですね、やっぱり前は両輪と言った、今は二人三脚、議会と二人三脚というふうな表現が使われるそうですが、是非ですね二人三脚で頑張っていたら、今度立候補を表明されて頑張っておられる方、今度30人ですよ、方も一緒になってやらなければですね、我々の向うにはすべて期待した市民の方がいらっしゃるわけです。ですから、そういう方々が何とよと言われてないようにですね、是非頑張っていたらいいかなと。合併当初の混乱の中でですね、さてだれがやったんがいいんかなというふうなことで西嶋泰義さんが決められたわけです。ですから勇気を持って取り組まれたことは大いに評価しますが、やっぱり対議会となるとやっぱりそこらがですね、今市長のお言葉にありましたからあえて追い打ちを掛けませんが、是非ですねいい理解をしていただき、いい話し合いができればなというふうなことを思っている件は終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、人材育成についてお伺いいたします。高齢者が頑張れるまちづくりについてということです。お年寄りの知恵を生かしたまちづくりが考えられないかということ。現在多くの経験豊かな高齢者が各分野で活躍されています。各地域の道の駅や里の駅や各直売所などに高齢者が生産した加工品などが大変人気を博しています。今後ますます進むであろう高齢社会に対して、高齢者がよっしゃあ、もう一つ頑張ってみようかのうっていうふうなまちづくりの施策はないものか、お伺いいたします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 肥後議員さんを御高齢と言われると大変心苦しいものがあるんですけども、観光ガイドへの積極的な参加、またツーリズムのですね先進視察にも積極的に関与いただきましてありがとうございます。議員さんがこういったことに積極的に自分で率先して入って行こうとしているのかなというふうな様子をですねひしひしと感じます。どうもありがとうございます。

御質問ですけれども、本市の高齢化率これは平成21年1月末で30.3%となっております。今後も微増傾向が続く見込みです。特にここ数年、いわゆる団塊の世代の方々が、続々と第2の人生を歩まれることになっております。これら団塊の世代の方々を含め、多くの高齢者はそれぞれ知恵も経験も豊富で、これからの地域おこしにとって大変貴重なマンパワーであると考えております。そこで高齢者が意欲を持って取り組めるようなまちづくりの施策についてですけれども、現在市では、高齢者の方々の活躍する場となるシルバー人材センターや老人クラブなどへの助成を行うとともに、生涯学習活動や地域へのボランティア活動などへの参加を勧めております。このような活動に参加することによりまして、生きがいのある生活、場合によってはですね、就労の機会を増やすといったことにはなれないかと思っております。今後は議員さんも指摘されるように、例えば葉っぱビジネスのようなものもあるかもしれません。高齢者にもいわゆるコミュニティビジネス等の分野にも積極的に参画していただきたいと考えております。これから高齢者が意欲を持ってこれらの活動に携わり、その技術や経験を生かせるような環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。先ほどですねもうこれ出ました。これはですね、江藤議員がですね、清家議員と視察した四国ですね、上勝町かみかつちょうの分ですね、世界中探してもこげえおもしれえ仕事はねえわいというような葉っぱビジネス、ここは特異なところだろうと思うんですね。高齢化が進んだ中で、高齢化が進んだからこれやったわけじゃないし、産業の生き残りの一つとしてやられて成功されとるわけですけど、今老人クラブとかですね、部長の方でいろんな生涯学習とか、社会教育とかいうふうな部門で地域貢献だとか知恵をいただくかなというところなんですが、一つは私はやろうかなと思っとなしに、やろうともう心に決めてですね、今後の命を掛けてみたいなあというようなことを思ってるんですけど、私は過去ですね、昨年的一般質問は高齢者対策、要するにお年寄りを何とかせんかなあというふうな話をさせてもらったんですほとんど。しかし今回は、そのお年寄りの知恵をですね生かそうというのは、これ事実ですね幾らもあるんです。実例を申しますとですね、限りありませんけど、例えばこれは高齢者だけじゃないんですよ、高齢者の方が中心になって若い人を引っぱっているという部門で、西上浦の駅舎を使ったグループですね。それから先ほど言われましたように、ツーリズムの方々の中でも青山だとかいろんな所で活躍されております。一番代表するのが、そういうふうな所はどこから出たかということ、宇目のね今道の駅がありますあそこに農林水産、あそこは爆発的に売れましたよね、採り立てのものをあそこで売って、順番がこなあ買えんという時期もありました。今若干そうでもありません。いろんな所にありますから、そうでもありませんけど、私が現実にですね、過去も言ったことがあるんですけど、弥生の道の駅であった、朝早く7時ごろ行くとばあちゃんに会える時があるんですけど、会った人が顔が生き生きしとるんです。話すと病気になるひまがない。併せてグラウンドゴルフ、ゲートボールもすることがねえんよなあというふうな、本当に生き生きしとる。今一番感じるのが、これだけ経済が冷え込むと年金も目に見えんではすばすやられるような状況のなかで、年金プラス自分が売った物で収益を上げた利益ですね、3万とか5万とかになるかも分かりませんが、そういうふうなものも含めてですね、活動しとる人を見るとかなり生き生きしとるんです。明るいいし病気にしません。その現実をですね、仲間として見とる人たちが幾らもいるんですね、ですから是非これはそういうふう

うに、お金につながるという言い方は悪いんですけど、年金プラス幾らというふうな方向性をですね、これ市の政策として打ち出しても決しておかしくないかなという。先だって部長も言われましたように、ツーリズムの方々と長崎の松浦市に行ってまいりました。その時にですね、本物の体験ということですね、もう松浦市はここと本当、鶴見とあわせたら同じかなというぐらいのですね、リアス式の海岸です。そこでこれはですね、観光課もう部長方で御存じだろうと思うんですが、観光課で推進しておりますよね。講座に出てこん、教育委員会との連携の事業もありますけど、そういう中で私たちが泊った所は70代の御夫婦と40歳代か40歳以下の若い人と二、三日すると101歳になるおばあちゃんと5人暮らしの所に1泊させてもらったんですけど、なぜこれやるんですかと言ったときに、いろんな部分で漁業に落ち込んでいろいろすることがないといったときに、松浦市からこういうふうな提案が体験学習、これは小野議員も過去言ったことがあると思うんですが、修学旅行生を受け入れながら、日ごろの生活を都会の方に見ていただく、子どもに見せる。それが非常にうれしいんだという。それが事実受け取るお金はいろんな経費を引かれた時に4,000円から4,500円、1人ですね、男の方を大体主体に五、六人うちは受け入れるんだけど、その時の話されるお母さんの笑顔がですね、いやすごいです。行ったから調子よく言いよるちゅうことじゃありません。私もこの年になると人の話すことは大体この人は本気かなどうかなということを見定めますけど、すばらしい笑顔で話してくれたということは本物かなというふうなこと。これはまた後ほどですね、担当課から資料が届き報告もあろうと思うんですけど、是非ですね市の中で取り組んでいくべきだなと、小野議員が言われたようにですね、要するに財政的な跳ね返りにする事業だろうと。松浦市が今年度、20年度のですね20年の実質収益ですね、民泊体験料とか旅館ですよ、それから弁当、フェリーだとか使ったもんを合わせると約2億上がっておるというわけですよ。決して小さいお金ではないと思います。それ以上に高齢者の要は対策にもなろうと思います。年をとらない、いつまでも若い、はつらつとした人づくりができるかなということで、人づくりの分野で上げさせていただきました。そういう点も含めてですね、是非これはお考え願いたいし、先ほどの答弁の中で考えていくという方向性が見えておりますんで、是非力を入れてですねやっていただきたいと。私個人は鶴見半島がですね何ほかでも元気になればというお手伝いできればということの活動をさせていただこうと思っておりますけど、是非ですねそういうふうなグループがあちこちにできれば、佐伯市はまだまだ、これだけいい材料がそろってる佐伯市ですから、あろうと思いますんで、是非よろしくお願ひします。もう再質問はせんで、こちらの思いばっかして申し訳ありませんけど。よろしく頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） 次にですね、やっぱり人材育成の分野で今度はこちらを向かせていただきます。公民館、特にですね分館の活性化についてです。振興局内にはですね拠点とする地区公民館のほかに分館が設置されております。各地域においては生涯学習や生涯スポーツの拠点となっていましたけど、現在は地域のつながりも希薄になりつつあります。高齢化が進む中、分館や自治館の活性化は不可欠と私は考えております。中心的な地区館、いわば鶴見で言うと地区公民館の指導の下、各々が連携をとりながら地域にある分館ですね、公民館の活性化は図れないか。どのようなお考えか、教育長にお尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 肥後議員の御質問にお答えをします。まず各公民館分館の活性化についてということで、振興局管内には各地区に1館ある地区公民館のほかに、現在弥生地区に2分館、直川地区に5分館、それから鶴見10分館ですね。それから蒲江地区に1分館と5地区公民館があります。高齢化・過疎化が進む中、地域の生涯学習支援とコミュニティーづくりの拠点としての公民館の役割は、今後ますます重要になってくるものと思われま。地域の方々が一番身近に感じているのがこの分館だろうと思います。かつて地域おこし、まちづくりは分館活動の中から始まったと聞いております。予算、人員配置等の問題はありますが、できる限り各地区の中心となる地区公民館と連携して、分館・地区館での生涯学習を推進していきたいと考えております。また、分館・地区館がより有効に活用できるための方策について、公民館運営審議会等の関係機関と検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。大卒では何とか元気だしてやってみたいなあとというふうな思いなんですけど、先ほど次長がですね申されましたように、いや大きな館がですねかなりあちこちに点在しております。よく鶴見に関してのことが、話が多くて申し訳ないんですが、鶴見は公民館が多過ぎるわいというふうなことはかなり言われてまいりましたし、これが銭くい虫じゃのうちというようなことも言われてまいりましたし、今も恐らく語られることで。館があってですね、それが放置されておればなおこれは問題でしょうけど、やっぱり使っていく方法をほじゃあどういうふうに佐伯市は考えるかなあといった場合に、お前たちやれよではなかなかこれだけ高齢化すると難しいと思うんですよね。是非ですね地区館が今ありますよね、地区公民館があります。そこに公民館長さんがいらっしゃいます。旧佐伯市と旧郡部との公民館に対するものが違いますよね、ですからそれが一つになるということではですね、非常に難しいから端的に言いますと、佐伯市の公民館は自治会の事務方であるとか、そこをつかさどる部署になってます一つは。しかし、地域の公民館はそうじゃあないんですよね。社会教育の場であったり、生涯学習の場であったり、自治館は特に地域の選抜された人間が公民館長になって地区の高齢者から子どもまでを対象にいろんな事業をメニューを組んで地区と一緒に人材育成であったり、いろんなことをやってきた。その差がありますけど、やっぱりそれを大きく崩すわけにはなかなかいかないだろうと思うし、時間的なそういうふうなものも無駄かなと思いますんで、中心部も人はかなりいらっしゃっても高齢化はどんどんどんどん進んでるわけですね。その中で社会教育主事辺りが行っているんな公民館活動をしております。今は、今の段階では地域振興課の中で教育部門として人員配置今1人振興局いただいております。その人たちが学校を中心とした活動をですね、担当者はしとるのが主だろうと思うんですけど、そこでその公民館、佐伯市の振興局にある公民館の分館を活性化するのは是非地区の公民館、今嘱託職員さんですから、嘱託職員さんがそれができるかという非常に問題があると思います。安い報酬の中ですね、それ今以上のことを課せることが本当にいいかなと思う。これは一つは疑問です。今は公民館長さん高齢者に対する施策をしとるんですけど、点在しとる地域を守るうとするとですね、地区公民館に皆さん集まってくださいよということになると、もう私も高齢者の一人として、我々だったら簡単に車で行ける。そういうふうに体力もあったり、意欲もあったりする人は自然に集まれるんですけど、残念ながらですね、そこまで行けないっていう方がどんどん今増えてるわけで

すね、そのために自治館というんですけど、分館を何とかしないかなというふうな訴えをしてるわけです。その1点だけ次長お考えございましたら、何とか元気にする方法を教えてください。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 分館、非常に難しいところはありますけど、分館というのはある程度、鶴見は10あります。これあくまでも地区公民館のその下にそれぞれの大字か区か分かりませんが、それぞれの地域にあるということで、将来はやはり地域にある程度任せていくということになるとは思いますが、実際中身をやるのはやはり地区公民館を中心として分館の方にやっていくと、それが何か町村、私は実際旧佐伯市の出身で今言われたように、旧佐伯市の公民館というのは、いわゆる支所的な感覚なんです。それから旧郡部の公民館に行くと文化会館的な公民館で、ちょっと性質が違いますが、分館というかなり鶴見は特に10館があって活性化を今までずっと行ってきたというふうに聞いておりますので、今後とも地区公民館と連携しながら地域の活性化に向けて頑張っていきたいというふうに考えます。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） 時間7分になりまして、何かペース配分の悪さにスタートが悪かったんじゃないかな。これ非常に難しい問題があると思いますけど、執行部のですね自治会等もあわせてですね、そういうふうな見直しということも必要だろうと思いますので、是非よろしくお願いします。

さあ、飛び出せ学校です。これは事実ですね今、松浦市の例も言いましたけど、今佐伯市の中でもいろんな事業に取り組んで、子どもたちにですね実体験をさせる場所をですね、またそれをボランティアの方々が支えていただいているということを非常に感謝したいと思います。佐伯市内のですね小・中学生に新佐伯市のすばらしい所を発見していただきたいのと、また知らせるのは我々大人の責任かなあというふうに私個人は思っております。今後ですね、学校が行おうとする遠足とか、校外研修などにですね、地元のそういうふうな観光名所もありますし、産業もあります。産業の分野でいろんな所で造船所に小学生が行った、中学生が行ったというようなことはちょっとケーブルテレビで見ますが、遠足にですねそういうふうな佐伯市にある地域の財産を紹介する遠足などは、お考えはいかがかなというふうなことで、教育長にお尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） まず、肥後議員の回答をさせていただく前に、肥後議員におかれましては、地域の活性化のための社会教育の啓発、推進に鋭意努力していただきまして、本当に感謝しております。今後とも社会教育の自立のために御尽力いただきたいというふうに思います。 それでは、飛び出せ学校ということでの質問にお答えしたいと思います。時間がないので、ちょっと早口になりますが、佐伯市の子どもたちにとって恵まれた自然や文化そのものに触れながら育つことは、未来を担う子どもたちの情操や豊かな感性をはぐくむうえで大変重要であり、人間形成にも大きく影響を及ぼす大切なことと考えております。現在、学校では総合的な学習の時間を中心に児童・生徒の実態や地域の状況等を踏まえて、児童・生徒の生きる力の育成につながる、ひと・もの・こと、に触れあう地域に根ざした実践がなされております。総合的な学習の時間で取り組む内容は、学校内外での様々な活動や体験学習が組み立てられており、国際理解・福祉・環境・栽培活動・農山村漁村における宿泊体験、職場体

験、地域の人材の活用や豊かな自然とのかかわりなど、多岐にわたっております。その他遠足や社会見学などは、学校行事や教科の学習で体験的な学習が行われているのが現状であります。昨年告示された新学習指導要領でも、こうした体験活動の導入は特に重要視されており、今後さらに野外活動を企画する学校は増えてくるものと考えております。正に議員の御指摘の飛び出せ学校の趣旨と合致するものでございます。こうした体験活動の予算措置につきましては、各学校規模に応じて総合的な学習の時間推進事業で措置しておりますし、特に意欲的に取り組みたいと考えておる学校や児童・生徒の輸送費や施設利用等が必要な学校については、特色ある学校づくりサポート事業の中で、各学校長のビジョンの下、企画・提案した内容に応じて審査・査定し予算を付けることにしております。教育委員会といたしましても、児童・生徒の実態や地域の実情を踏まえ、特色ある学校づくりという観点から、各学校が自らの裁量の中で判断し、実践すべきものと考えておりますが、佐伯市教育委員会といたしましても、すばらしいこと、佐伯の良さを体感できる活動を今後もずっと推進してまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。先般ですね、史談会が発表されましたこれですね、いただきました。もう皆さん、釈迦に説法、見られていただいておりますんですけど、これを見るとですね、私も個人的にはうろうろするのが好きでかなり知ってたつもりですけど、すばらしいやっぱり歴史が佐伯市にあるんだなというふうなことで、ですからこういうふうなこともですね、必ずやっぱり伝えていくのは責任だと私は思ってる。確かに勉強も必要ですけど、自分の地域にすばらしい所があるということ、子どもの時に心に刻ませる施策というようなことは絶対にやっていかんと、そういうふうに思いますので、是非頑張っていたきたいと思います。時間が2分になりました。もう一つ質問を実はかまえておりましたけど、地元ですね、私木立の角道という所の生まれで、浸水地域の心配があったんですが、半端な質問になりますので、これは質問のペース配分が悪かって質問できなかったの地元で断りに行きます。これまた一般住民になってですね、これはどうなるのかなというふうなことの質問じゃあなしに、お願いにですねまいらせていただきたいと思います。

最後になりまして、後1分です。長い間お世話になりました議員も今日で終わらせていただきます。私は鶴見の半島、何とか元気になりたいなあというふうなプロジェクトが今ありまして、そういうふうなもので何とか頑張りたいなあ、是非ですね今後この市政にかかわる人たち、市民が中心である。市民が主役であるまちづくりを、あなた方じゃなしに市民が主役のまちづくりをですね、是非、是非お願いして私の最後の質問にいたします。本当にありがとうございました。

（拍手）

議長（児玉忠義） 肥後議員、御苦労さんでございました。

以上で、肥後議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時01分 散会

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 3 月 1 0 日

第1回 佐伯市議会定例会会議録(第4号)

平成21年3月10日(火曜日) 午前10時00分 開議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
25番	菅原	忠	26番	和久	博至
27番	日高	嘉己	28番	渡邊	邦壽
29番	染矢	玉夫	30番	児玉	忠義
32番	狩生	寿一	33番	廣瀬	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂彦	39番	村松	講一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

24番	泥谷	和喜	31番	甲斐	迪彦
-----	----	----	-----	----	----

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	部長	戸川	高原	公弘	人嗣
副	長	塩	月	厚	信	消	生	防	長	伊白	東田	宇三	実達
教	長	武	田	隆	博	上	弥	局	長	御手	洗田	茂隆	二一
総	長	大	保	直	己	本	直	局	長	山	宮	健	清
財	長	久	田	成	太	直	川	局	長	曾	原	盛	喜
企	長	魚	住	慎	治	宇	目	局	長	河	甲	滿	義
市	長	田	崎	修	一	鶴	見	局	長	江	江	幸	一
福	長	坂	本	伸	実	米	水	局	長	戸	戸	一	徳
建	長	酒	井		生	蒲	江	局					
設	長	河	野										
農	長												
林													
水													
産													
部													

議事日程第4号

平成21年3月10日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

副議長(川野紀久雄) おはようございます。本日の平成21年第1回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

副議長(川野紀久雄) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、矢野哲丸君、2番、佐保暁君、3番、村松講一君、4番、柳井二生君、5番、三浦渉君、以上の順序で順次質問を許します。

12番、矢野哲丸君。

12番(矢野哲丸) おはようございます。本日トップバッターを務めます、12番議員の矢野哲丸です。一問一答方式で一般質問を行います。通告のとおり、有害鳥獣対策ということでお伺いしたいと思います。有害鳥獣対策については私も含め、他の議員もこれまで何回か質問をしていますが、この次の佐保議員も質問にもありますように、それほどこの有害獣の問題には差し迫ったものがあります。この駆除には県においても補助金を負担し、森林組合も昨年は一部負担をしてきました。これら有害獣については御案内のとおり、家の前の菜園まで荒らし、野菜ももらえない状況で、シタケの被害も甚大なものになっています。特にシカについては植林したあとにはネットを張らなければ木は育たないし、また大きくなった木も皮はぎ被害にあって育林意欲を削がれている状況であります。植林をして山を守ることで環境破壊を防ぎ、川を守り、海を守るわけですから、有害獣の駆除は重要な問題です。そうした中、今議会の諸般の報告で、市長は駆除報償金については継続し上乗せも引き続きするとしています。これまでのシカ駆除報償金8,000円を昨年の9月と10月の2か月間に限り、2,000円上乗せをし1万円にしたら、この2か月間で19年度分の頭数を2か月間で捕獲しており、効果は十分出ているということでもあります。イノシシ、猿についても引き続き報償金制度は継続するとしていますので、お願いしておきたいと思います。そこで質問に入ります。まず、駆除報償金についてお尋ねします。シカ駆除報償金の上乗せは幾らを予定しているのかお尋ねします。2点目に、2月15日の大分合同新聞に佐伯地区林研グループからシカ被害を防ぐ対策を強化するために報償金を狩猟期も導入してほしい要望が出ているが、どのように考えているかお尋ねします。以上です。

副議長(川野紀久雄) 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の御質問にお答えいたします。まず初めに、シカ駆除報償金の上乗せについてお答えをいたします。先般市長が諸般の報告で申し上げましたとおり、今年度有害鳥獣駆除期間のうち、9月と10月の2か月間を有害鳥獣捕獲強化月間としまして、シカの駆除に限り通常の報償金1頭、8,000円に2,000円を上乗せして1万円としました結果、強化月間の2か月だけで1,126頭のシカを捕獲し、今年度の有害鳥獣捕獲期間内の総捕獲頭数は2月末現在で2,255頭と昨年度の1,191頭の捕獲実績と比べまして、約2倍の捕獲実績を上げております。このようなことから、今年度は捕獲強化月間を春と秋に2か月ずつ、合計4か月間設定することによって、シカの駆除の推進を図りたいと思います。なお、報償金の金額につきましては、捕獲強化月間に限り当面の通常の報償金1頭、8,000円に2,000円を上乗せした1万円を実施したいと考えております。次に、年間シカ狩猟報償金についてお答えいたします。シカの頭数削減のために通常の狩猟期間内でも報償金を支払ったらとこのことですが、この通常の報償金は御存じのように、県からも半額補助金を拠出している関係もありますことから、今後県と調整を図っていきたいと考えております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） シカ駆除報償金の上乗せ部分は昨年9月・10月と同じように21年度が今、春・秋2か月で4か月分、2,000円上乗せするというので1万円がいいということであり、その2,000円上乗せした結果が19年度分の相当数を9月・10月の2か月で1年分を捕獲したということですので、効果が十分出ると思いますので、そのように4か月分上乗せ部分はよろしくお願ひしたいと思います。それとですね、2点目の猟期を通してですね、という部分で猟期も含めてできないかという部分ですけど、駆除の期間は確かに2,000円、シカ駆除2,000円上乗せすれば1万円でかなりの効果が上がっていると、猟期の間は今度シカを、イノシシを主にしてですね猟期は、シカに余り熱を入れないとか、そういう部分もあるので、シカが駆除の間はシカが減る。猟期間にまたシカを捕獲しないからそのまま残るといふようなことになってくるので、次の猟期が終わって駆除が始まるまでの間、シカが減らないということになってくるので、猟期間もこの報償金を入れてはどうかということで、林研グループから要望が出ておるんですけど、その辺を県の補助の関係もあるということですけど、もう少し検討してその部分を考えられないかもう一度お尋ねします。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 狩猟期に対する報償金でございますが、これはもう先ほど申しましたように、現在のところは県・市、それぞれ半額ずつ県、4,000円、市、4,000円という、8,000円ということで狩猟期外の時には行っておりますが、これはどうしても市独自の予算だけの構築はかなり難しいこともありますので、この辺はもう県の方と十分調整を行っていく必要があると考えております。私どもも狩猟期内において報償金を出していただくといふんじゃないかと、声はかなり関係者の方から聞いております。シカの頭数を削減するためにはやはり年間を通じて駆除するのが一番適切かも分かりませんが、それは予算の問題、それから猟友会の問題、いろんな問題もありますので、その辺のところは十分調整していく必要があると考えております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 狩猟期間もですね、報償金という部分は県の部分が入ってくる2分の1入る

わけですから、それは県は駆除に対する補助ということが報償金ということの2分の1入るんだから、市独自ですすね半額の4,000円、その部分だけ狩猟期でやりましょうというようなことは考えられないかお尋ねします。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。私の方もシカの頭数を削減するためには、かなりの予算を投入しなければならないという基本的な考えは持っておりますが、今議員さんの言われました、御提案をいただきましたような具体的なことについてまではまだ踏み込んだ検討まで至っておりませんので、今後はそういったものを含めてですすね、シカの頭数を削減するために十分検討する必要があるというふうに考えております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） そのようなことで、市独自でもですすね報償金を半額の4,000円にしてでも狩猟期間にシカを捕獲すれば報償金を出しますよということになればですすね、また狩猟に出掛けて行ってシカが出てきてもどうしようかなというような考えで鉄砲を向けてもちょっとちゅうちょするようなこともあろうかと思うんです。それが4,000円これで市独自の分が入るんだということになれば、またその辺が違ってきて、猟師の意気込みも違ってくるんじゃないかと思っておりますので、その点も考えていただきたいというふうに思っております。それはそれでよろしくお願ひします。それとですすねもう1点、報償金の申請にはシカのしっぽが必要だとされております。今猟期ですけど、今猟期が終わってまた駆除申請が当然出てくると思いますが、そうした時に、シカのしっぽということはずっとそういう体制で次の駆除期間もしっぽが必要かどうか、その辺のところはどう考えておるかお尋ねします。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。報償金を支払うときの確認としまして、以前は写真で行ったこともありまして。それから20年度はですすね現物のしっぽと写真で確認をさせていただいております。いろんな方法で確認をさせておりますが、基本的には狩猟された方の気構えといいますか、そういった出し方によると思うんですが、私の方も確認行為をどういうふうにするのが一番報償金の適正な使用につながるか、その辺のところも考えていく必要があるかなというふうには思っております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 確認方法についてはですすね、問題がないようにですすね、確認方法を検討していただきたいというふうに思います。次に行きます。有害鳥獣わなの名札についてお尋ねします。通常猟期の時のわなの名札は、小さい札をわなに掛けるわけなんですけど、駆除の時のわなの名札は、通常の猟期の時よりも倍以上大きいと、名札が目立ち過ぎて獲物が寄りつかない。わなに寄りつかないというようなことを聞きますが、駆除の時の名札も通常のわなの名札の大きさと同じようにはできないのかと、余りにも名札が大き過ぎて獲物が来てもそこから目立つもんだから、わなに掛からなくて逃げるといったようなことがあるそうなんですけど、その辺は同じような大きさにできないのかお尋ねします。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 2点目の有害鳥獣のわなの名札の件でお答えします。わなの標識に関しましては、現在は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第18項の規定というのがありますが、これに基づきまして、猟具ごとに指定事項を記載した大分県猟友

会販売の標識と同じ標識で対応していることから、わなの標識の変更については、県及び猟友会と十分調整を図りたいと考えております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 規則ですな大きさが定められているということでありまして、猟友会の方からそういう話はきてないでしょうか。県と猟友会の関係でその名札の大きさを決めてるということで、この規則に何センチかけ何センチとかいうようなことが決まってるのか。その辺のところはどうなってるのかと。その猟友会の方からの要望というか、その名札の大きさの変更を要望するというようなことは来てないのかどうかお尋ねします。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。わなの名札については、先ほど申しました規則の中で字のポイント数の制約が一つあります。ポイント数の制約の中で、どうしても幾ら小さくしても最小限の大きさというその制約がありますもんですから、その大きさの中での調整ということになります。これは佐伯市で使ってる物と猟友会で使ってる物とそんなに大きい差はありませんが、猟友会の方からこれで使ってくださいとか、そういったことはありませんが、佐伯市の場合は経費的にも安くあがるような形でほぼ猟友会と同じような大きさの名札を今使っているような状況でございます。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 猟友会の名札と市の名札というのは違うんですか。一緒に大きさがすな、同じように市の名札、猟友会の名札は大きさが一緒だったらすな、それを猟友会の名札は大き過ぎるという意見があるわけすな、大き過ぎる。それを小さくする方法としては規則を変えるとかすな、その辺のところが必要なかどうか。そこはどうでしょうか。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。念のためにちょっと名札を二つ持ってきました。色が違うんですが、これ猟友会の名札ですな、こちらが白が佐伯市の名札で、これはほとんどそんなに大きさの差はありません。こういうもんを使ってまして、これが先ほど言いました規則の字のポイントによってすな、どうしてもこのぐらいの大きさになってるのが現状でございます。佐伯市のが特に大きくて猟友会のが特に小さいと、そういうまでの差はありませんので、この辺の中で皆さん、わなに張り付けていただいております。そういう状態でございます。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） ちょっともう1回お尋ねします。それは黄色の分が狩猟期、白の分が駆除の分ですか。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。これはどちらも駆除の時です。ただ、白が佐伯市の白いペーパーに印刷しただけで白ということ。色の制限はありません。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 大きさがすな、それは駆除の分のわなの名札ということで、もう一つの猟期間の名札はまだその半分ぐらいということになっておりますすな、だからその点をちょっとそれが大き過ぎるという意見があるので、その辺のところはまた今後検討してもらいたいと思いますので、変更がきくもんなら小さくしてほしいというところがあります。そ

れで規則の改正が必要ならそういう方向でお願いをしておきたいと思います。終わります。次の猿追い払い犬の養成についてお尋ねします。野菜や果樹、シイタケに多大な被害を与えております猿対策に、津久見市では猿追い払い犬の養成をしておることが昨年の報道でありましたが、この効果、津久見市が養成している猿追い払い犬の養成の効果を把握しているかどうかお尋ねします。それとですね、昨年の3月の時の私の一般質問で、津久見市よりも先に有害獣追い払い犬養成と犬の放し飼い特区申請を検討してはどうかと質問をしました。猿では津久見に先を越されましたが、その後、追い払い犬の養成、また放し飼いの特区申請等は検討されたのかどうか、その辺のところお尋ねします。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の有害鳥獣対策の中の猿追い払い犬の件ですが、先ほど今御質問をいただいたことと若干回答が違いますので、また再質問でお願いいたします。猿追い払い犬の養成についてお答えをいたします。この猿追い払い犬の養成については、鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律というのがございますが、これに基づいて市町村で個別の鳥獣被害防止計画を策定した後に協議会を設置し、国から協議会に支払われる交付金によって実施されるということがございます。佐伯市が今年度策定した、佐伯市鳥獣被害防止計画に今のところは猿追い払い犬の養成は含まれておりませんが、ほかで取り組んでいる自治体の状況を注視していきたいと考えております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） まだ検討はしてないということですけど、津久見の状況は把握しておりますか、効果という。津久見の猿追い払い犬養成の効果、その辺をお尋ねします。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。津久見は20年度に今主にミカン園に対する猿被害の防止ということで、猿追い払い犬の訓練といいますか、研修をやっております。この中で今応募してる戸数といいますか犬は5頭でやっているそうですが、これはまだすべてが終わっておりませんので、効果があったかどうかというまではまだ私もそこまで詳しくは状況は把握できておりませんが、すべての研修が終わった後に、ミカン園にまた猿追い払い犬を放すことが今度出てくると思いますので、そういった実施結果もあわせて十分情報収集していきたいというふうに考えております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） まだ昨年からの養成でありますので、効果そのものはこれからということになるということですけど、もしこれがですね効果が上がるようになればですね、当然津久見はミカンでしようからですね、それにここの佐伯市の場合は、猿はシイタケにですね非常に来るわけで、そりゃ部長御存じのとおりであります。その辺でシイタケのほだ場に追い払い犬養成をして放すというようなことになればですね、また効果あるのかなというふうに思いますので、もうちょっと検討をしていただきたいというふうに思います。どうせ佐伯市の防止計画等に上がってないということですけど、追い払い犬の養成、それに放し飼い特区のことももう少し検討してみる方向か、もう計画にないのでこれで終わりだというようなところか、その辺のところを。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。今佐伯市ではいつも私どもシカの被害、猿はそ

うまでないんですが、シカの被害というのがいつも寄せられております。まず20年度は以前に比べて、まずシカの駆除数を増やそうということで、先ほど申しましたように強化月間を設けました。また21年度も引き続き強化月間を2か月から4か月に増大してシカの駆除をまずやろうということで、シカの駆除にかなり力を入れていこうというのが基本でございます。その中で後は追い払い犬というのも一つの方法だと思います。それは今後追い払い犬の研修・養成を臨む方がどのくらいおられるかと、そういう調査も必要になると思いますので、そういったことも含めてシカの駆除だけではなくていろんな方法もやっぱり取り組んでいく必要があると思っておりますので、議員が言われるようなことは十分今後検討していきたいというふうに思っております。

副議長（川野紀久雄） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） よろしく申し上げます。シカ被害というのは本当、山に従事する人は非常に困っているわけでございます。そうしたことで、山を守るということは山林を守ることで地球温暖化に貢献をし、先ほど言いましたように川を洪水から守り、また海を守り魚を育て漁業に貢献するという役割を山林は果たしておるわけですから、このシカ被害対策には真剣に取り組んでほしいことを希望しまして一般質問を終わります。

副議長（川野紀久雄） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に15番、佐保暁君。

15番（佐保暁） おはようございます。15番議員、南風会所属の佐保であります。通告に従って一般質問を行いますが、先に行いました矢野議員とほとんど同じような1番目の質問でございまして、今任期中には最後の一般質問のチャンスでございますので、多少通告外となる質問の部分もあるかと思っておりますけれども、御容赦をいただきたいと思っております。さて、有害鳥獣の農林産物への食害が問題視され、被害が声高に叫ばれまして10年以上が経過しているものと思っております。中山間地域、特に高齢化の進む周辺部では家庭菜園の被害を防ぐことにも大変な苦勞をしております。林業で生計を立てている者の1人として、林業被害の方向から質問を組立てていきたいと思っております。新植林地においてはシカネットを設置しなければ杉やヒノキ、さらには紅葉樹の若木や苗はすべて食害を受けます。シイタケ栽培においてはシカのみならず、猿の被害も大変激しいもので防ぎようがありません。この有害鳥獣の被害は実際に汗を流し木を育て山を造り、しいたけを作って生活をしている人間でなければ本当の悔しさや腹立たしさは分からないと思っております。植林地が何ヘクタールも盆栽のように食害を受けている状況を見れば、現在この佐伯市の各地域で目立っている開拓跡地への再造林の意欲は失われると思っております。シカネットは現在ではその一番の防御の手立てなのですが、その経費と労力は林家にとって大変な負担です。この現状に危機感を持った佐伯地区林研グループが市長に対して、シカ被害に対する対策強化の要望書を提出したと2月15日の大分合同新聞の報道でなされております。その件について質問をいたしたいと思っております。1番目の質問として、その報道内容は要望書の趣旨と市長の答弁と正しい見解が多少食い違っていたようにありますので、その点について質したいと思っております。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 佐保議員の先ほどの矢野議員と同じく鳥獣害対策の中ですが、その中の林研グループからの要望書についての回答でお答えいたします。この要望書は平成21年2月3日に佐伯地区林業研究グループ連絡協議会会長のほか、各地区会長5名の連名で提出

されたものでございます。これに対し、市は2月17日に協議会の事務局であります大分県南部振興局を通じて各会長あてに既に回答を済ませております。まず被害防止のため、もっと有効とされる絶対数を減らすための手段として、猟期における報償金制度導入のための予算を確保することということがありますが、これにつきましては、猟友会との調整を図りながら、猟期における報償金の導入について検討したいとしております。今後同じく補助金を拠出している県と調整を図っていきたいと考えております。次に、もう一つの既設捕獲報償金の単価の上乗せ及び総額を増額させることというのがあります。この件につきましては、春と秋に2か月ずつ合計4か月間の有害鳥獣捕獲強化月間を設定して有害鳥獣捕獲報償金の総額を増加したいとのことで回答しております。なお、捕獲強化月間内のシカ駆除報償金は当面の間、通常の報償金1頭8,000円に2,000円を上乗せした1万円で実施したいと考えております。また、もう一つの要望であります、特区に関する制度を利用して、わな猟の免許の簡素化を図ることというのがあります。これにつきましては、わな猟の免許は県の管轄となりますので、県に対して要望すると回答しております。参考でございますが、狩猟法の改正により以前に比べまして、わな猟免許の取得がしやすくなってきております。受験者の約90%以上が合格しているという状況でございます。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） 私のですね、1番目の質問としてはですね、市長にお答えをいただきましたかったです。というのはですね、ここに大分合同の新聞がここにありますが切り抜きがですね。それには市長がですね、今言ったような要望に対して答えがですね、シカ肉なんかの獲れたやつの行政としても困っていると。獲ったシカの肉の利用法や処理施設がないことなどをどうすればいいか検討しているというような部分しかこれに報道されていないんですよ。しかし、こっこの要望の内容はですね、シカを減らすためにもっと予算を付けてくれというのが趣旨なんですよ。それと市長のこの見解はちょっとあまりにもずれがあるなど、これを読んだ市民はですね、どう感じるかなと思うんですよ。市長この要望書を読んでないんじゃないかなというふうに感じるんじゃないかなと思うんです。それで私はあえてですね、市長にちょっと要望書と市長の見解が違うんじゃないかなという質問を出したところですよ。誤解を解いていただきたい、市長も今言ったようなことに対する市長の気持ちはどうなのかなということでお答えをいただきたいと思います。

副議長（川野紀久雄） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐保議員からの通告を見ますと、ア、林研グループからの要望書についてというだけの質問でございますので、そこまでの詳細が挙がっておれば私の方も答弁ができると思いますので、できればそうした詳細を入れていただきたいと思っております。この要望につきましては、三つの要望を受けましたあとに、これから猟期にやるシカの処理についてはどうなんだろうかと、そうした中での話がクローズアップされております。先ほど三つの要望につきましては私の方の部長が答弁したとおりでございますので、猟期における費用を出すのをどうするかと、猟期にあがったシカ肉の処理も今後考える必要があるんじゃないかと、そうしたあとでの会談の部分が載っておるということで御理解いただきたいと思っております。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） 別に市長と対立してどうのこうのじゃないんです。報道がですね短絡的にです

ね市長の見解はこうだというのなら、要望したことと、見出しはですね、狩猟期にも補償金をという見出しなのに、市長の答えはこれかといえぱですね、市民は何考えとんかなという方向になると思う。だからそこんところは本当いえばもっとね、報償金も上げますよと、それで今部長が答えたように、期間も延ばしますとか、そういうことを答えていただきたかったなというふうに思いますんで、今の質問をしたわけです。それでは2番目の質問としてですね、捕獲数の実績とこの経過をどうとらえるかということですね、先ほどもう矢野議員も言いましたけれども非常に効果は上がってるわけですね。そしてなお上げるためにはですね、さっき言ったように料金もですね幾らかの報償金を出す。そういうふうになればですね、大変疑うというか、勘ぐって言うんじゃないですけど、料金を取ったやつを逆にまたどうにか手立てをしてですね、有害駆除期間にですね獲ったぞというふうな形をするということもこれはなきにしもあらずの部分が出てきますんで、やはり狩猟期にもきちんとしてやればですね、そういうことがなしに不正もないという格好で申請がどんどん出るんじゃないかなあとと思います。網を張る、それとか防護柵をする。その費用がですね相当金額的には、先日の林業振興協議会の中で上がってますね、約7,000万円ぐらいの700万円ですかね、そういう金、それからさらに予算として防護柵、市が出すだけでも300万超すようなお金が、県とともに3,900万円ですか、390万円ですか、市が20年度には予算を組み上げてますよね。そういう予算の中からですね、一番の手立ては数が減ることが一番の手立てですから、被害を減すためには多く捕獲をするという意味でそういう助成金を今後ますます額を積み上げてですね、出して多く獲ると。ある説によると1万頭ぐらい年間獲らんともう数は減らんのじゃないかという話もありますんで、そのところをもう一度どのように検討しているかお答えいただきたい。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 2番目のイの獣害捕獲の実績についてということで、御質問をいただいておりますので、先ほどの分とちょっと多少ありますが、再質問でよろしくお願ひします。有害鳥獣捕獲の実績についてお答えいたします。市長が先ほど申しましたように、諸般の報告でもいたしました。平成20年度の捕獲実績は平成21年2月末現在でイノシシが479頭、シカが2,252頭、猿が106匹となっております。イノシシ、シカにつきましては、昨年の2倍の頭数を捕獲しております。特にシカについては秋に実施しました2か月間の有害鳥獣捕獲強化月間内の1,196頭の捕獲によりまして、実績が大きく伸びたものと考えております。しかしながら、以前の県の調査ではまだまだ佐伯市内には約3万頭ものシカがいるんじゃないかということでありますから、今後はまだまださらに捕獲を推進していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） 有害鳥獣の質問としては最後にしたいと思いますが、ここに捕獲頭数の資料をいただいております。19年度は佐伯市で猿が5頭でしたけれども20年度で約その倍11頭、そういうのをずっと見ていきますとですね、猿に対しては急に数が増えてるってことはあまりありませんね。シカは約倍になってます。そういう面から見てですね、今後報償金自体のですね値上げ、それはやってもそれほど予算的にですね大きく狂わないんじゃないかなと、シカよりも猿の場合ですね。宇目の場合はかって10万円1頭につき渡すというようなことがありました。しかしやはり猿はですね余り撃てませんね、撃つ人も数が少ないです。だ

から猿の被害も聞きますと相当のもんもありますんで、猿の報償金はもう少しアップするか、シカももう少し上げればまだ頭数を獲るということがこの実績的にはもう出てますんで、そういう部分を含めて今後検討していただきたいと思います。よろしく願いをします。それでもうこの問題は終わりたいと思います。

副議長（川野紀久雄） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 用意した答弁とちょっと違いますが、今の佐保議員さんの件につきましては、これはまた申し訳ありません。繰り返しになりますが、矢野議員さんにも申し上げましたように、まず私どもがシカの頭数の削減をまず第1に考えていきたいということで、以前に比べて予算もかなりもってきております。これはもう今後ともそういうふうのできる限り予算も付けていけるんじゃないかと思えます。そういう方向でからシカの頭数の削減。それから報償金の金額についても上乘せということがありますが、これは猟師の方々にいろいろ聞いて見ますと、もう報償金を上げただけで本当に獲れるのかなあという御意見を持ってる方もおられます。いろんな面がありまして、昨年9月・10月強化月間をする時に2,000円を上乘せして1万円にしました。この時にいろんな関係者の方々は、1万円にしたらそんなに獲れるもんじゃなからうかというふうな言い方もありましたが、結果的には去年の倍以上の捕獲をやっていただきました。やはり幾らか手当が上がればそれだけの励みにもなるのかなあということも実際分かりましたので、余り大幅な上乘せということとはできないと思えますが、その辺のところもやっぱり今後猟師の方々のやる気がどのくらいまでであれば引き出せるか、そういうところも御相談しながらですね捕獲の削減には十分考えていきたいと思えますし、あとほかについても今度は捕獲した後の肉をどうするかという問題がまたあります。これは特に本匠地区を中心にそういった研究会も立ち上げていただいておりますので、そういった辺も十分捕獲とあわせて肉の処理加工も十分研究していきたいというふう考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） 有害鳥獣の駆除の件についてはですね、行政も大いにですね立ち入って猟友会、それから森林組合、ともに話し合いを重ねてですね、大いにその方向で動いていただきたい。それが林業者それから農業に携わっている人間のやっぱり一番のですね願いです。よろしくお願いいたします。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） 2番目のゆうゆうの里の防災対策について質問をしたいと思います。ゆうゆうの里という名前は非常にいいんですけども、実際にはですね、もう、きゅうきゅうの里になりよるような所も現実はあると思えます。辺地火災が起きた場合ですね、本当に今ですね消防の各分署4名程度で対応できるのかなあというのが一番の心配であります。片道約30分も掛かるような所に火災が起きた場合ですね、4人の消防職員で行った。例えばその時にまた救急でどっか出てるというような場合にはですね、もうとても対応できない。昨日消防団を作りました。防災対策がそれでどうのと、決して万全じゃあないと思うんですね。今現実には宇目地域なんかでも消防団に入ってる方で、そら火事だ、日中ある火事にですねそう対応できる消防団員というのは数が少ないと思えます。極端な時には我々の所にある消防の各部分がありますけれども、2人ぐらいで配置されてる消防車に乗ってですね出掛けて行くわけです。もうできないと思うんですね消防活動が、そういうことを考えたときに、今の配置

されているような人員だけで消防団はいいのかなあと思うんですよね。もっと人員を増やすべきじゃあないか。その点について質問をしたいと思います。

副議長（川野紀久雄） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 皆さんおはようございます。佐保議員さんの辺地火災への体制について、現体制で対応できるのかという質問についてでございますが、消防本部、消防署における人員体制及び組織体制につきましては、消防本部・消防署及び西部、蒲江、東部、宇目の4分署並びに上浦派出所に現在122名の職員が勤務しております。分署には12名の職員を配置し、交替勤務で勤務人員4名として、火災があれば消防車、急病人やケガ人があれば救急車で出動するという、一人二役での対応を行っております。救急出動中の火災の対応につきましては、直近の署所からの出動はもちろんのこと、非直、公休職員を招集し出動するといった体制をとっております。職員数につきましては、標準団体規模でみますと、人口10万人で123人であります。佐伯市の規模でみますと、人口8万人で99人となります。一般職員は削減しておりますが、消防職員につきましては120人から125人の枠内で職員数を維持しております。当面は現行体制で対応していきたいと考えております。以上です。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） この佐伯市はですね、九州一広いと903平方キロという広大な広さです。都市部にですね集中していればいいですけども、周辺部にですね非常に、先ほど言ったように集落が散在してるわけですね。そしてそこまでの交通アクセス非常にやっぱり悪い面があると思います。そういうときにですね、私は法的に言えばですね、8万人だから99人じゃあなくて、122人もいて十分数は多いんだと言われるかもしれないけれど、これではですね、本当に言って住民が安心して暮らせると、安心・安全なまちづくりと言いながら、決してそうではないんじゃないかというふうに思うわけです。それでもっとですね消防職員を増やすか、体制としてですねもうちょっとあり方を変えるか、それが大事じゃなかろうかなと思っております。それは今消防長にですねここでどうこうしろと言うことは難しいと思いますけれども、そういうことを踏まえてですね、今後ゆうゆうの里づくりという方向を考えなければいけないんじゃないかなあと思います。それで1番目のですねことで人員の増強の再考はというのを考えているんですけども、その答えはなかなか出せない。消防長の答えでは出せないだろうと思いますんで、その2番目としてですね、では先日、前回の私の一般質問の時に、防火体制をどうしたらいいのかと言ったら、消防長から大変的確な答えをいただきました。火事を出さないことです。それは当たり前なことなんですけれども、その火事を出さないためにですねどうするか。私はやはりそういう辺地の部分のですね高齢者が多い所に、やはり消防職員がですね出向いてですね防火の講話をする。体制づくりをするのを指導する。そしてまた、調理機器なんかのですねIH化や高性能の温度が上がればパッと自動で消えるガス器具のですね普及を進める。そういう活動をですねもう消防団はしなきゃですね、本当の意味で辺地火災は防げないんじゃないかとそういうふうに思うんですが、その点について消防長どう思いますか。

副議長（川野紀久雄） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 防災へのPR活動についての質問でございますが、今後、消防団と連携して高齢者の世帯及び過疎地域における防火座談会を実施し、防火・防災についての指導、急病、一般負傷によるケガをした場合の対応、救急車を要請する場合の電話の掛け方などに

ついて座談会を通じ、地域の皆さん方の理解を深めてまいりたいと考えております。以上です。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） 前向きに取り組むということでそれは非常にいいんですけれども、先ほど言いました調理器具などですねPR、それは企業、一々の企業を言うわけじゃありません。こういうものがありますから、こういうものに替えたらいかがですかというね、そういう部分が一番必要だと思うんですよ。やはり火の元は火事の原因になるわけですから、そのこのところのいいものに対するPRというのね、消防としてやってもおかしくないことだと私は思います。今後は講話会を行うというようなことで、それは非常に前向きだなあとと思います。夜、よく消防団が車で防災を言いながら回っておりますけれども、あれはですねもう家の中にいたらですね、ほとんど聞こえません。マイクで流して歩いてますけど聞こえません。それよりもですね、今言ったようなですね一軒一軒お年寄りの家を歩いたり、集落に集まってもらってですね、公民館などで話をするということの方がですね、消防団の幹部のですねそれはやることだと思うんですよ。もう職員は分署にいなければですね対応できないわけですから、幹部の方がですね、やっぱり回ってですね地域地域をそういうふうにして歩くということが大事だなあとというふうに思います。そういう点について。

副議長（川野紀久雄） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 安全装置付の調理器具の普及と促進についてということでございますが、お年寄りには器具が古くても使えれば辛抱して使うという習慣があります。火災から我が身や財産を守るという観点から、そういう安全装置付の調理器具の普及についても各家庭で防火診断をする中で普及促進について指導はしていきたいというふうに考えております。以上です。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） もうそれで2番目の質問はいいと思います。それからですね、ちょっとはずれるかもしれませんがけれども、これは市長に対してお願いなんです、市が新しく職員を雇いますよね、男子職員はですね二、三年、まあ最低3年ぐらいはですね、私は消防の方に配属をしてですね、体力の若いうちは消防の方に3年ほどは全員入れておくということも一つの市職員の教育になるのではなかるうかなと思うんですね。やはり規律を学ぶとか、そういう部分も動きの活発さを学ぶとかいう部分もですね、市の職員として必要じゃあなかるうかなあとと思いますが、市長のそのこのところの見解だけちょっと聞かせてください。

副議長（川野紀久雄） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ちょっと違った形の質問でございます。議員の言われるように職員の男子の配属ということですが、消防署職員もですね凸凹が非常にありましてですね、辞める時と、そうした対策の中で現在10月に雇用、また4月という形で年に2回採用しております。そうした中で今後考えられるのは振興局の職員の対応ということで、現在機能別消防団ということがあります。そうした中で私の方もそうした消防職員を経験した方が振興局に行くと、そうした部分の対応ができるかなという、これも一つのアイデアかと思っておりますので、十分検討する価値があると思っております。そういうことで答弁終わらせていただきます。

副議長（川野紀久雄） 佐保議員。

15番（佐保暁） とにかくですね、本当に先ほど冗談ばく言いましたけれども、ゆうゆうの里じ

やあなくてですね、きゅうきゅうの里になりつつある地域が多いわけです。だから常にですねやはり消防署としてはですね、そういう所を目を離さずにですね、巡回をする。見て回る。そしてお年寄りにはですね、防火に対する心構えをきちんと伝えてですね、火事を出さない。出したらですね本当にもう家を焼いたらもうその地域にいませんよ。お年寄りがそこにまた家を建てるといことはほとんどないと思います。そうすればますます、ゆうゆうの里じゃあなくなるんですよ、きゅうきゅうの里になってしまうんですよ。だからそのところはですね、本当に真剣にですね取り組んでいただかないと、集落の崩壊につながっていきます。よろしく願いをします。そして私の一般質問を終わります。予算はですね、もう今市長がその方向をある程度考えるような話をしていますんで、もうそれでよしと思います。

副議長（川野紀久雄） 以上で、佐保議員の一般質問を終わります。

次に39番、村松講一君。

39番（村松講一） 南風会の段取りの良さに関心しております。39番、あまべの会、村松講一です。今期最後のお別れ定例会、連日熱い論戦が続いております。一般質問3日目、21人中11番であります。私ごとであります。昭和60年4月蒲江町議会に議席をいただきまして以来22年、振り返ればつい昨日のようにも懐かしく思い出されておりますが、これが最後であります。支えていただきましたすべての人々の思いに感謝をいたしながら最後の質問席に立ちました。3月は別れの時でもあります。本年退職されます職員の方々も長い間の御労苦に感謝申し上げますとともに、来期市議選へ挑戦されます議員皆様の吉報を信じ、祈念いたしながら通告の一般質問をいたします。

住民健康診断と新市4年を振り返って、二つのことについて総括方式で極手短にお願いをいたしたいと思っております。まず、住民健診についてであります。今期振り返って見ますと、この手の質問はあまり多くありませんでした。公明党浅利議員が女性ガン対策について何度かありました。私も高齢者の健康対策の質問で、旧町村の時には無料だった住民健診が新市に合併して有料となり、受診率が下がり、結果として医療費が上がり、市民にとっても市にとってもマイナスになりはしませんかと質問をしたことがありました。資料を配付いたしておりますが、これで見ると限りここ3年ほど受診率は上がってないようであります。今回は自身の体験を通して、ガン検診のことについて住民健診の必要性、ガンの早期発見、早期治療がいかに大切なことかと改めて思い知ることができ、市民の健康を日々願いながら働く健康増進課を始め担当課のなお一層の奮起を期待しての質問であります。私は生まれて初めて入院と手術を体験をいたしました。まあ、平素どうですかとあいさつをされますと、景気は悪いが元気ですと答えていたのが、正に青天のへきれきとはこのことかと思う出来事がありました。去る2月、南海病院で8時間ほどの大腸ガンの切除手術を受けましたが、病名は上行結腸ガンということでありまして、2週間あまりの入院でしたが、こうして無事生還をいたしました。昨年9月、例年のように住民健診を少しメタボなんかななどのことでしたが、ほぼ合格でありました。大腸ガンの潜血検査で精密検査を受けなさいと通知をもらったのが10月の半ばでありました。内視鏡検査を受ける前と思ひまして北九州のペット検診センターで12月の終わり検査をいたしました。ペット検診とは、ポジトロン・エミッション・トモグラフィーの略でPETですが、知る人ぞ知るガン検査の最先端技術だそうであります。こちらの席はほとんど御存じだろうと思ひますが、そちらの議席の皆さん、そしてまたテレビの前の皆さんはあまり聞いたことのないことかもしれません。レントゲン、CT、MRI

とかの先をいく今最先端の全身のガン検査の方法であります。四、五年前からあるようですが検査料が高く保険治療ができにくいために一般に余り知られていませんが、初めのころは1年待ちだった予約が今は長くても二、三か月だそうであります。検査の方法はブドウ糖に放射線を混ぜた薬剤を静脈注射で体内に通し、ガン細胞がブドウ糖を集める習性を利用して画像撮影し、三、四時間で終わるといふ本当に痛くもかゆくもない意図も簡単な検査であります。参考までにその時の映像がこういうものであります。三、四時間でこういう全身画像がその場で見れるという意図も簡単な検査の方法であります。これで上行結腸に腫瘍しゅようがあります。早めに精密検査をとということで南海病院での手術となりましたが、大きさは1センチ余りの早期ガンということであり、大腸を20センチ余り切除いたしました。専門医の話では胃と大腸については50、60のガン年齢になれば内視鏡検査が一番適当であり、年1回ぐらい受けるのが最良の方法だとも言われております。ガンは日本人の死因の1位で、死者は年間30万人を超えております。国もがん対策法を制定いたしましたして医療の技術も進み、ガンは治る時代と言われておりますが、何よりも早期発見、早期治療が最も重要なことであります。国も2008年度にはガン検診の交付税を倍増して1,300億円にするとしております。お手元に配付の担当課の資料によりまして受診率は上がっておりません。国は代表的な5種類のガン検診の受診率を2011年を目途に50%以上にと目標値を定めております。住民へのPRの方法で個別訪問を行っている市区町村は全体の5.8%で、郵送での通知は57.6%、本市はこれに入るのかなと思っております。受診率を上げるための対策は今後どのようにお考えかお聞きをいたします。ペット検診につきましては、県内は別府上しやうにん人病院にもありますが、九州では福岡・熊本・宮崎とあるようであります。自由診療でコースによっては8万円代から十二、三万円代まであるようですが、治療のための診断であれば保険適用もできるということでもあります。この病気の発見が遅れ大切な人を早くに亡くしたり、また身近な人がこの病と闘っている話を身を持って経験したせいかよく耳にしたり、思い出したりもしています。共に議会で席を同じくした先輩の方々や、また旧市町村での議会のトップとして活躍した人たちの場合も早期発見・早期治療に至らなかったのが最大の原因だと聞いております。先ほどそちら側に比べ、こちらの人たちは御存じですと申し上げたペット検診のことですが、職員共済会は、職員共済会というのは市長以下、執行部の皆さん入っておりますが、9万5,000円の受診料の半額、4万7,500円を助成してペット検診を進め、平成20年度14名の職員がペット検診を受けております。職員共済会には御存じのように1,300万円余りの補助金がありまして、昨日、河野議員が指摘をしました組合のヤミ専従の職員が職員共済会の担当ということでありました。執行部や職員ともに最先端のガン検診の効果を認め、半額補助をして市民にどうしてペット検診を知らせる方法を考えていないのでしょうか。5,000円でも1万円でも補助すればガンの早期発見に効果が上がり市民の安心・安全にもつながると思っております。紹介があれば割引制度もある検診センターもあります。市としてこういう制度の利用は考えていないのかお聞きをいたします。

次に移ります。9市町村で大同合併新市スタート以来、光陰矢のごとく1期4年の月日が過ぎようしております。4年前、厳しい選挙戦を勝ち抜いて背も高く男前の西嶋市長がさっそうと登場いたしました。少しぐらいのあいさつの原稿の読み違いも何のその、8万4,000市民の期待は大変高いものがあつたのであります。それは市長1人ではなく、私ども議会にも一部期待する向きもあつたのかもしれません。自身の反省もしながら、さて4年間の成果

は何なのか、市民の期待にどうこたえたのだろうかと思っておりますが、市長の思いをお聞きをいたします。先日、西嶋市長生みの親と言われる佐々木博生元佐伯市長の、活性化事業何もしない西嶋市政では佐伯は滅びるといふ。市内から発行されるミニコミ誌の記事を目にいたしました。佐々木元市長と言えば、県議会議長も務めた今なおかくしゃくとした、今なお老いて盛んといったのが適当かもしれませんが、佐伯市を代表する有識者の1人でありませぬ。私もそう思う1人でありませぬ。蒲江町議会の時代に広域議会でこの議場でトップリーダーとしての熱い思いを聞く機会もありませぬ。また、奥様と二人で暮らす質素な生活にはユニークな人柄や意外な一面を知ることができたとも思っております。その生みの親の一人と言われる佐々木元市長が、節約・儉約は悪いことではないが、活性化事業をしないと地域は衰退する。西嶋市政では佐伯市は滅びるといふ、生みの親の責任も育てることもやめたのでしょうか。また生みの親の苦勞も知らず、期待と違う方向に育った西嶋市長を見放したということでしょうか。ほかにあった生みの親たちも今は遠いとかの噂も聞きます。経営者300人へのアンケート調査での支持率というのものもありませぬが、麻生政権より低い数字が出ております。麻生首相には小泉総理が笑っちゃう発言を叱咤激励だといふております。西嶋市長、生みの親の苦言に何とお答えするのでしょうか、あればお聞かせいただきたいと思ひます。終わります。

副議長（川野紀久雄） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員におかれましては、昭和60年2月より22年にわたり、旧蒲江町また議長もされ、また新市に対しましていろいろな基礎をつくっていただきましたことをお礼申し上げたいと思ひてませぬ。また議員とは広域議会時代にもいろいろなお話しした経緯もございませぬ。そうした中、私どもも新市になりましていろいろな問題点も発生しております。また新市4年間を振り返るといふことで、非常に私にとりまして手厳しい質問であったかなと思ひております。また一部の訳の分からないミニコミ誌の話をこうした議案に出していただいて、ある意味では本人に取材し確認をとっていくのが本来でございませぬが、そうした記事を流用して一般質問するということにつきまして、22年の経験が私にとりましてどうだったのかなあと逆に思ひておる次第でございませぬ。いい意味で本来自分が調査し、そしてそれを確実に見ることによって私たちの新しい新市ができるのではないかと思ひております。

議員からの質問では、8万2,000人の市民の期待にどう答えたのでしょうかといふこれだけの質問でございませぬので、私なりの答弁をさせていただきますと思ひております。平成の大合併は、国の財政危機を背景に三位一体改革の名の下に地方行財政を簡素・効率化させることを主眼に推進され、平成17年3月、九つの自治体が合併し新しい佐伯市が誕生しました。こうした中、市民の皆様のお支拂をいただき新佐伯市の市政をお預かりして4年が経過しようとしております。当初は旧市町村の歴史や気風の違ひからくる住民・職員・議員の戸惑い、44名の選挙区選出の議員から構成される議会と執行部との関係、新市における旧市町村の利害や思わく等が交錯して円満なスタートが切れたとはいへませぬ。こうした中、私は就任以来、安心・元気・飛躍をキーワードに市民にわかりやすい市政の実現と行財政改革の推進を大きな目標として、市民の皆様がこのまちに暮らして良かったと心から感じることできるまちづくりを目指し、新市の行財政基盤の確立や市民生活の安定、地域の活性化等に全力を挙げ取り組んでまいりました。市民にわかりやすい市政の実現では、各地域でのタウンミーティング、市政懇談会の開催やパブリックコメント、各審議会の公開といった諸施策

の導入により、市民の皆様幅広く市政の情報をお知らせする一方、地域審議会の実施など、その声をお聞きしできる限り施策に反映させる開かれた市政を実施してまいりました。行財政改革の推進では、特に危機的であった市財政の立直しを図るため、行財政改革の最優先の課題とする市政執行方針を掲げ、平成18年の4月から職員に5%の給与カットをお願いしながら、新市の組織や行政の運営形態をいかに構築していくかを、平成18年3月に策定した行財政改革プランにまとめ、行財政改革に取り組みました。議員の皆様方にも暖かい御理解を得まして、報酬のカットを議員提案していただき、議会・執行部一丸となって行財政再建に取り組みでまいりました。行財政改革プランに掲げた二つの目標のうち、平成21年度末の職員数を1,100人以下にする目標は、平成20年度末には達成できる見通しとなり、もう一つの目標である、平成21年度末の取崩し型基金の基金残高を20億円以上保有するという目標も、総人件費の抑制、特別養護老人ホーム豊寿苑の指定管理制度への移行、保育所の民営化など様々な取組を行った結果、取崩し型基金の残高が、現時点で63億円程度見込まれ、計画期間を1年残して目標値を達成する見通しとなっております。このように、行財政改革の効果は明確に現れており、市町村合併当時の危機的な財政状況からは着実に改善の方向に進んでいるものと考えております。一方で学校施設の建設など、真に必要な事業は着実に実施し、水道料金やケーブルテレビの使用料の統一など、合併前から懸案事項とされていた課題も整理してまいりました。さらには、財政改善の果実として、平成20年度には新市発足以来、初の積極予算として、防災情報システム整備事業やコミュニティバスの運行、未就学の子どもの医療の無料化を始め、新たな施策も実施してまいりました。これも議員諸氏始め、市民の皆様御理解、御協力の賜物であります。しかしながら、国の経済雇用情勢は非常に厳しさを増しており、正に先行きが見えない状況となっております。このような中、国は積極的な景気対策に取り組む一方で、巨額の赤字財政を背景に財政健全化の努力を今後とも継続していくこととしております。本市においても、少子高齢化に伴う社会保障費の増大を始め、財政負担を伴う様々な課題が山積しており、厳しい財政状況であることに変わりありません。これまで私は、市民の声を反映した市民参加型の政治、クリーンな政治を実現することを信条として市の執行を図ってまいりました。この信条を4年間持ち続け、執行してきたことで市民の皆様が私に対して期待していた新市の基礎を築くことができたと自負しております。今後とも、市民の皆様御理解をいただきながら、引き続き行財政改革を継続し、その果実を有効活用することで活気のあるまちづくりを推進していかなければならないと考えております。他につきましては、担当部長の方から答弁させていただきます。

副議長（川野紀久雄） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お疲れ様です。今回村松議員から体験を通しての一般質問をいただきました。住民健診を通して早期発見されまして完治されましたこと、心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

さて、ガン検診の受診率の向上対策でございますが、佐伯市のガン検診の状況としましては、平成19年度の胃ガン検診の受診者数、これは3,893人でございます。肺ガン検診の受診者は9,262人、大腸ガン検診の受診者は5,959人ございました。平成17年からの経年変化につきましては、議員御指摘のとおり横ばい状態でございます。受診が上がってございません。受診率につきましては、大分県の各市町村の分母の取り方がまちまちでございます。受診率では他市との比較はできません。評価ができませんでした。19年6月に国におきまし

てガン対策推進基本計画が策定をされまして、この20年度の対象者からにつきましては統一をされるということで受診率によって比較ができるものというふうには思っております。ただ、ガンの早期発見の重要性の観点から、ガン検診の受診率の向上と各種ガン検診の制度管理と事業比較・評価を実施することがこれには明記をされてございます。なお、佐伯市の受診率向上対策としましては、まず一つ目に、利便性の向上に向けての取組として、休日、それから夜間の受診の実施をしております。また、市民が何度も足を運ばないで済むように、昨年から実施をしております特定健診の会場でも、会場の大きさにガン検診車が入れば同時に実施をいたしております。二つ目は、ガン検診の受診の広報の徹底としまして健康ガイドや市報、ケーブルテレビを使っての広報を行っております。三つ目としまして、未受診者の対応として、平成21年度は対象ポイントを絞って個別に通知をしたいというふうを考えております。と言うのは、若年層が非常に受診率が低い状況がございますので、そういった若年層を対象としてポイントを絞って個別通知をしたいというふうには考えてございます。それともう1点、個別検診の中で各医療機関を使って検診漏れの方皆さんにまた医療機関での検診も可能になるように、医師会とも協議をしながらその道も探してみたいというふうには考えております。次に、ペット検診についてでございますが、ペットにつきましては、私も議員が御質問いただきまして初めて中身を知ったというようなことで、どういう内容だったかということは今まで本当あまりよく知りませんでした。ただ、このペット検診については、一次のガン検診で要精密になった方につきましてはペット、それから内視鏡検査の説明等を行ってございます。なお、ペット検診につきましては、最新の検査でございます、機械も高額なため大分県には別府市に1基しかございません。福岡県でも8基ということになっておるようでございます。今後医療機関に機器の導入が待たれるところでございます。ただ市民の皆さんはこのペットについて認識が低いのではないかなあというふうには思われますので、今後21年度からの健診時にパンフを作成するとか、それからまた市報を通じ広報したらどうかと、そういうことは考えていきたいというふうには思っております。それと先ほど、職員共済会ということでございましたが、これは大分県市町村共済組合の保険者の事業として職員、共済組合に入っておりますので、実施をいたしておる事業でございますので、そこ辺は少し市の共済会の助成ということじゃあございません。大分県の市町村共済組合の福利厚生事業としての助成ということで実施をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

副議長（川野紀久雄） 村松議員。

39番（村松講一） 市長への苦言のおわびをいたします。ちょっと過ぎたかなあという思いもありました。これはですね市長、麻生さんは連日、朝から晩までマスコミでそれぞれ非をあげつらってマスコミから叩かれておる。そういうことを考えれば、生みの親の苦言ぐらいは叩かれても、それぐらいのことではないだろうと、私はそういうふうには思っておりますが、このことについてはこれで終わります。ガンの話に戻りますが、市長は大変元気そうで入院の体験・手術の体験はなさそうであります。私は南海病院3病棟に入院いたしまして、武内・藤田先生の執刀で8時間に及ぶ手術を受けまして、その間よくあきもせず、間違いもせずに生き返って戻れたなあと思って感謝をいたしておるところでございますが、余談な話になりますが、手術室に入る前に、先生遺言は要りませんかとかこういう冗談めいた話もしながら

手術室に入りました。8時間の間、夢かうつつか幻かということですが、遠くに花畑を見たような気もして、あの時がもしかしたら向うに行くか、こっちに戻るかという境目かなあと
いう思いもしておりますが、無事生還いたしました。ペット検診であります、今坂本部長
からそういう話がございました。坂本部長も今期退職ということではありますが、私の近くの
西浦診療所、医師の派遣のことについては大変お骨折りをいただきました。今後ともお体に
注意して頑張っていたきたいと、そういうふうに思います。胃ガンは減る傾向であります
が、肺ガンや大腸ガンは増える傾向だと聞いております。これはまあ塩月副市長、その辺は
得意な分野と思います。ペット検診につきましては、当初は30万から50万も受診料がしたそ
うであります。1年以上の順番待ちということでもありました。それが今は、私が受けまし
た北九州のペット検診センターは8万4,000円からこれ税込みですが、8万4,000円から12万
円代までであります。この8万4,000円で紹介していただきますと5,000円の割引がありま
す。私が紹介してもこういうふうに市民の皆さんにどなたでも紹介すれば5,000円の割引が
あるわけです。市がこういうことを率先してすればもっと値切って1万円ぐらいの割引がで
きるんじゃないかとそういう気もいたしますので、別府の上人病院の施設はどうか分かりま
せんが、北九州のここではそういう交渉もできるかと、そういうことも考えておりますの
で、是非次から取り入れてほしいと思います。それから一般市民に要精検の方には集めてい
ただいてペット検診のことも知らせたということですが、私はこのことについてはどこで聞
いたのかなあとということでありまして、こういうものが、大分県地域保険センターから来ま
した。大腸ガンの集団検診の、集団検診は大腸ガンで見ますと簡単に言いますと1,000名の
うち75名が要精検、精密検査が必要となって約2名の大腸ガンが見つかるという。潜血検査
では大変分かりにくいという、そういう結果だそうであります。先ほど言いましたように、
胃と大腸については内視鏡検査が一番適当な方法であると、市内の専門の病院の方々もそ
ういうふうに申しております。で、市としてもそういう方法を市民に是非PRしていただき
たいと思います。自由診療で保険は一般的にはききませんが、これも病院と相談して医師の紹
介があれば保険医療ができます。事実そういうことも私も事実を聞いて知っておりますし、
県のペットの検診センターに問い合わせましたところ、そういうこともできると。南海病
院の武内先生に聞きましても医療の一部であれば保険はききますと、70歳以上であれば1割
負担、所得にあれしますが、国保でも1割負担、3割負担でこういう最先端の検査ができる
わけですから、是非その辺は市の方で検討していただきたいと思っております。今のこと
について答弁がありましたら部長、市長ですかどちらでもいいんですが。

副議長（川野紀久雄） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さん、本当に大変な手術だったと思っております。早く早期発見が
できて、このように元気になられて議場に帰ってこられましたことをお祝い申し上げたいと
思います。私にとりましてもこのガンというのは非常に記憶がございまして、実は私の兄が
私のもう現在の年でおりません。ちょうど選挙が済んだ1か月後にガンで死亡したというこ
とで、これも早期発見があれば助かっただろうと、いわゆるこのペットの普及が早ければと
いうことですが、前立ガンという形の中で選挙に出るのにもストレスを増すということですが、
結局選挙に出て兄を殺したような状況になっております。特にそうした中で、私の家系
ではあまりガンはないんですけど、こうしたガンの早期発見というのはこれからの医療とし
ても、それぞれの中で非常に大事なことだと思っておりますが、何せ大分県で一つ、まだ始

まったばかりでの周知がまだ足りないということでございますので、そうしたいろんな中でも周知していくと。また、これに対する予算等についてもなかなか私ども限られたものがございまして、現在ではそれぞれの中で対応していただくと。私の一企業の中で言えば、こうした集団健診についても私の1会社ですけど、全額会社持ちをしております。そのような形で職員の健康を自分から前からそういう形をとってですね、それぞれの健康体制をつくっていくということで、今後ともそうした体制については私どもも周知しながら、またこうした機会があることによって早めに発見できると思っております。またもう1人私の友人ですが、肺ガンが見つかったという形で、私も進められましたが、ほとんどそちらに行く間がありませんので、行けばひょっとすると出るかなと思うんですけど、この4年間お陰様で健康で頑張っておりますので、今後ともひとつよろしく申し上げます。

副議長（川野紀久雄） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） では一言だけ、最後に情報いただきましてありがとうございます。紹介があれば安くなるという件でございますが、この道も私どもとしては探ってみたいというふうに思っております。市民の皆さんに少しでも安くそういうことが可能であればチャレンジをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

副議長（川野紀久雄） 村松議員。

39番（村松講一） じゃあこれはおみやげに坂本部長あげます。ペット検診はもうこれで議長終わりますが、節目健診にも是非取り入れてほしいなあ、そういうPRを50歳、60歳、40歳からガン年齢だと言われますが、50、60、70そういう節目健診の時に是非ペット検診を進めてほしいなあ、そういう思いもいたしますので、是非検討していただきたいと思ひます。私はこれでどうか体の命はとりとめたと思ひますが、政治生命はこれで終わるのかなあという思いもしてあります。一抹の寂しさはありますが、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、最後の一般質問といたします。ありがとうございました。

（拍手）

副議長（川野紀久雄） 村松議員、お疲れ様でした。以上で、村松議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に23番、柳井二生君。

23番（柳井二生） 23番、南風会所属、直川選挙区の柳井二生でございます。月日のたつのは早いもので任期4年最後の定例会となりました。私にとりましては合併前2期、今期含め3期の議会議員として最後の議会となりました。これまで御支援・御協力いただきました皆さんに感謝申し上げながら、今回は2点について総括形式で質問いたします。

まず初めに、住宅用火災警報器の設置についてお尋ねいたします。私の住んでいる地域では、年間をとおして消防車にて火の用心を呼び掛け、市民の生命・財産を守るため日夜頑張っている消防団員に敬意を表わしながら質問いたします。最近の住宅火災では、焼け跡から

焼死体が発見されるケースが非常に多くなっているように思われます。死因の原因にはいろいろあると思いますが、何とんでも早く火災発生を知らせるという手段が一番だと思います。佐伯市の消防本部の1月29日付けの新聞発表では、昨年市内で発生した火災件数は51件、そのうち建物関係が22件、死者1名、負傷者4名とあります。被災されました皆さんに衷心よりお見舞い申し上げます。住宅用火災警報器は全国一斉に平成18年6月1日から新築住宅に設置が義務化され、既存住宅については遅くとも平成23年5月31日までに設置が義務化されていました。そのことを踏まえて次の点について数点お尋ねいたします。として、警報器の設置届出の義務があるのか、ないのかお伺いいたします。として、現時点での設置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。として、警報器には煙式と熱式の2種類と聞いていますが、いずれか一つ設置すればよいのか、また設置場所の指定があるのか、ないのかお伺いいたします。として、既存住宅への普及促進のために助成金を出してはどうかお尋ねいたします。として、今後悪質訪問販売業者等に引っ掛からないようにするための何か対策を講じているのかお尋ねいたします。として、参考までに、消火器の購入のトラブルの情報がこれまでに情報が入っておるのかどうか質問して1点目の質問を終わります。

次に、2点目の特色ある学校づくりについてお伺いいたします。地域によっては少子高齢化や過疎化が急速に進み、地域の学校が小規模になり、野球・バレー・サッカーといった部活動のチーム編成ができなくなっている学校が増えています。特色ある学校づくりには小中一貫教育を取り入れたり、その他いろいろな方策が各学校で講じられていると思いますが、そこで一つの例として、直川には他市町村にない市営のゴルフ施設があります。経済の低迷でゴルフ人口も少し下火になっておりますが、最近では10代の若い男女のゴルファーたちが国内はもとより、海外での大活躍の影響でゴルフに興味をもつ青少年等が全国的に広がっております。そこでお伺いいたします。として、直川のゴルフ施設を利用した学校づくりはできないかお尋ねいたします。として、ゴルフ施設を利用した児童・生徒の増につながるような山村留学制度の導入は考えられないかどうかがお尋ねして質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 柳井議員さんにおかれましては、今期退任ということでございます。今日が最後の質問ということで、また議員におかれましては、旧直川村で2期、市議会で1期、そうした中で新佐伯市のこれからの道筋につきまして、いろいろと御指導賜りましたことを感謝申し上げたいと思っております。

では質問でございますが、住宅用防災、また火災警報器の設置についてということの中で、予算に関係することがございますので、既存住宅の普及促進に助成金を出すことはできないかという御質問がございます。これについては、現時点では全世帯の補助金は考えておりませんが、火災住宅による死亡者の発生の抑制のために、地域活性化・生活対策臨時交付金事業を活用して緊急通報システムの設置者、いわゆる75歳以上の単身世帯及び離島の65歳以上の単身世帯の住宅に、住宅用火災報知器を設置するための予算措置を今回させていただいております。そうした中で、特に弱者といわれる方々に措置をしておりますので、その他についてはまだ現状では予算措置はできておりません。その他については詳細になりますので、消防長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 住宅用火災警報器の設置についてであります、関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。まず、1点目の警報器の設置届出の義務があるのかという質問でございますが、佐伯市火災予防条例上、設置義務はありますが、届出の義務はありません。次に、2点目の現時点での設置状況はどうなっているのかという質問でございますが、市内3万3,147世帯中1,156世帯を把握いたしております。今後は平成21年度に緊急雇用対策事業の中で住宅用火災警報器の設置促進及び設置世帯の調査を実施する予定であります。次に、3点目の警報器には煙式と熱式の2種類と聞いていますが、いずれか一つ設置すればよいのか、また設置場所の指定があるのかという質問でございますが、就寝中の火災では、火災発生に気づくのが遅れて犠牲になる危険性が高いということから、設置場所は1階建て住宅の場合は寝室、2階建て住宅の場合には2階に寝室がある場合には寝室と階段の上部に設置が必要となります。通常、熱式のものは熱を感知して作動するものであり、台所等常時火気を取扱う場所に適しており、煙式については火災の煙を感知して作動するものであり、寝室や階段に設置が適しております。次に、5点目の今後の悪質訪問販売業者に引っ掛からないようにするため、何か対策を考えてはどうかという質問でございますが、今までに市報、ケーブルテレビ、各事業所等の消防訓練、高齢者学級、救急講習会等で設置の促進と悪質訪問販売に掛からないように呼び掛けるなど、広報を行っております。今後、住宅用の火災警報器の設置促進及び設置世帯の調査の中でも注意喚起はしていきたいと考えております。最後に、参考までとして消火器購入のトラブルの情報はありませんかということですが、これまで佐伯市管内では佐伯・宇目・鶴見・蒲江で発生しておりますが、大半が購入価格に対するものであります。以上でございます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 柳井議員におかれましては、これまで教育委員会に多方面からのアイデアでいろいろアイデアをいただきましたことについて感謝しております。

今回は佐伯市の特色ある学校づくりの取組についてということですが、御案内のとおり、平成18年度に立ち上げた特色ある学校づくりサポート事業にその理念が反映されております。この事業は地域に開かれた教育活動を行い、学校の活性化に意欲的に取り組む学校を積極的に支援することを目的としております。本年度は特色ある学校づくりの実施指定校として、30校を指定しましたが、学校長のリーダーシップの発揮とビジョンが求められる昨今、各学校の教育的ニーズに応じて予算提案ができ、校長裁量により弾力的に執行できるよう配慮したこの事業は、議員の御指摘のとおり、特色ある学校づくりを推進するチャンスと考えております。しかしながら、ゴルフ施設を利用した特色ある学校づくりとなると、学校教育の一環として行われる運動部活動で取り組むこととなります。本市では14の中学校がそれぞれ大分県及び佐伯市の中学校体育連盟に加盟した上で、中学校体育連盟などが主催する様々な試合や大会に学校の代表として、また個人として、また団体として参加することになっております。指導者については現在学校の教員が指導者となっており、一部の学校では外部指導者を活用している場合もありますが、あくまでも教員が指導者になることが原則としております。したがって、ゴルフそのものがまだ中学校体育連盟の種目にはないため、諸事情を勘案するとすれば現状としては取り入れにくいものと考えております。ゴルフをスポーツとしてではなく、ゴルフ施設の運営や経営などキャリア教育の観点から教育活動に導入する可能性は否定できませんが、特色ある学校づくりの一環として校長裁量の判断にゆだねた

いと考えております。しかし、1校単独でチームを編成するということになるとなかなか難しいものではないかと思っております。次に、ゴルフを活用した山村留学制度の導入についてということですが、少し議員の趣旨とは違うかもしれませんが、佐伯市では旧宇目町において、地域活性化を目的として導入してはりましたが、受け入れ家庭の負担が大きかったり、募集しても応募がなかったりして合併と同時に新しい事業、特色ある学校づくりサポート事業として再構築され、発展的に解消しております。議員御提案の山村留学制度の趣旨の一つに、海や山の学校や子ども同士が相互交流の中で異質なものに気づいたり、豊かな社会性が身に付いたりするという教育的意義があります。こうした教育的意義を実現するため、教育委員会では本年度文部科学省から、豊かな体験活動推進事業の委託を受け、農山漁村におけるふるさとの生活体験推進校として大島小・中学校と大入島中学校の3校を指定し、玖珠・九重町を中心に民間家庭に1週間程度の民泊をしながら自然体験や農業林業体験等を行ってきました。海の学校の子どもたちが山間部の地域での生活を体験しながら、豊かな情操と社会性をはぐくむきっかけとなりました。平成21年度は山間部の直川小学校が海辺の地域へ出掛け、民泊をしながら生活体験を行う予定となっております。したがって、教育委員会といたしましては、今後とも山村留学制度の趣旨を生かす事業や教育活動を選定し、各学校に提供することで支援していきたいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） 再質問させていただきます。1番目に、警報器の届出がいるのか、いらぬのかということで、届出が条例上いらぬということであるんですが、大分県下に18市町村ある中ですな、日田・玖珠・九重辺りはいろいろなかで設置義務があると明確にうたっておると思いますのですな、もし義務化されたということであればすな、そこら付近も若干検討する余地があるのではなからうかという気がするんですが、いかがでしょうか。それとすな、市長から答弁いただきまして、将来的にはという話があったんですけど、一応既存住宅についてもすな、平成23年という私は、そういう年度を5月31日というのが義務化されてそれまで付けなさいという、そういう制約があると思っておりますのですな、いやもうそう言いながら個人で付けな付けていいのかどうか、それを併わせてすな、何か答弁があればお願いいたします。それと火災予防条例の中にすな、第29条第7項の中に、いろいろあって、普及促進という言葉もここに明記されております。もうその観点からすればすな、やっぱりそうやって年限を切られたものがあればすな、何らかの方策で高いもんじゃこれないと思います。恐らく1万円以内でいけるような警報器ではなからうかと思っておりますので、500円でも1,000円でもすな補助を出していただいですな、出せば皆さんに早く普及促進ができるかなあという気がするんですが、再度その点をすな、500円でも1,000円でも何ばかでも補助金を出して早くする考えがあるのか、ないのかお聞きいたします。それと市営住宅関係はすな、どういう具合な設置、先ほど言った1,150何戸ですか、その中に市営住宅がどのくらいの割合で入っているのか。いえ市営住宅は平成18年以降の新しい分には全部設置されておるけど、それまで前のやつには全然まだ設置がないとかすな、市営住宅について何か細部にわたって分かればお願いをいたします。それから訪問販売いろいろな所ですなお話をしておるということですが、是非ひとつこれは機会あるごとにすな、とらえていただいでPRをしていただきたいと思っております。振り込め詐欺についてもすな、あれだけしておってでもなおかつまだその被害に遭っておるというのは現実で

ありますのですな、恐らく消火器若干トラブルがあったようでありますが、金額が小さいと言いながらもすな、場合によれば一人暮らし等を狙ってすな、若干の高額でふっかけられるかなという、そういう心配がありますので、是非一つこのPRもすな引っ掛からないようにするためのPRを是非していただきたいと思います。

それから2点目の特色ある学校づくりであります、教育長の方からすな答弁いただいて非常に難しいという面、確かに分かります。もう現実問題としてすな、学校が小規模になって小学校の場合、これは正式な部活動でなくてすなクラブ的にこうしておるジュニアクラブというんですか、そういうやつが現実今年4月からすな、直川の小学校の女子のバレー部はチーム編成ができなくて弥生の切畑とすな一緒に何かチーム編成をしてこれからいこうというような、そういうような試みをしておるようでございますので、それはもう直川・切畑だけでなくすな、佐伯市内を除いたほかの所はすな、ほとんどの所は似たり寄ったりの状況ではなかろうかと思えます。小学校はそういうことであるんで、中学の場合なおかつすな、3クラスでありますのですな、非常にいろいろな面ですな、そういう団体で行うものが非常に難しいかなという気がいたしますので、個人でできるような競技、ゴルフを取り上げたのは、公的機関でゴルフ場を持っているのは恐らく九州管内ではこの佐伯市だけではなかろうかという気がいたしますのですな、その施設を最大限にやっぱりこれから先もすな、維持していくためには、やっぱりそれを利用する方々をやっぱり増やさんとすないいけんと思えますので、何か部活でなくてもすな、同好会的な何か立ち上げができないのかどうかですな、再度お聞きいたします。それと教育長さんの方から山村留学について山と海という話があったんですけど、これは留学というよりも交流会が主なようでありましてすな、交流会ではやっぱり、その地域には子どもの増は認められませんですな、是非ひとつ山村の方にすな児童・生徒が増えるような何か特色ある学校づくりをすなしていただきたい。その一つにということでゴルフ施設を上げたんです。御存じのようにというか、御案内のように本匠の小・中学校、宇目の小・中学校、直川の小・中学校、山の方はすなもう皆立派な施設でもったいなあという、子どもがもうちょっと増えればなおいいかなという、そういうような気がいたしますのですな、是非ああいう立派な学校をすな、将来やっぱり複式になるようなことも考えられるようなことになって、かなりの教室が余ってくるんじゃないかなという気がいたしましたのですな、今のうちから是非ひとつすな、よそにないような取組をして、この山にすな山村の方に呼び込んで、子どもだけ山村留学する、場合によれば一家あげてくるようなすな、子どものために来るといふ、そういうものもすな考えながら、山村留学制度というのができないか、どうか再度お聞きいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 住宅火災報知器につきましては、先ほどの予算化についてはめどが立っておりませんが、これについてはまた現地の調査とか、どういう状況かを見ていかなければならないのと。これについて全世帯ちいうことになると、またいろんな問題もありますので、それについては十分検討させていただきたいと思ってます。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 柳井議員さんから再質問として5点ほどいただいております。まず、1点目の住宅用火災警報器の届出の義務化について検討してはどうかということでございます

が、この件につきましては、今後検討してみたいというふうに考えております。助成についてであります。今後は全世帯に設置を目標としておりますけれども、当面は高齢者又は低所得者の世帯につきましては、国・県の助成事業を活用し、設置していきたいというふうに考えております。3点目の補助金をということでございますが、先ほど市長の方で答弁されましたので、私の方は、今後はそれに向けて研究はしていきたいというふうには考えております。次に、4点目の市営住宅についての住宅用火災警報器の設置の状況についてということでございますが、市の予算で年次計画で設置されており、私の方としては、もうほぼ設置が完了しておる状態ではなかろうかというふうに把握はいたしております。最後に、5点目の悪徳販売防止についてのPR、広報活動ということでございますが、あくまでも悪徳販売防止の対策につきましては、私の考えといたしましては、消防団や自治会の組織でまとめて購入する方法と、そうすれば物を安く買うことができますし、悪徳販売の防止対策になるんではなかろうかということで、今後はそういう組織を活用して購入するように指導はしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 柳井議員の再質問であります。確かに中学校も小規模化しておりますし、部活動も多分直川も男子・女子とも三つほどの部活動だったかと思えます。当然地域の特色を生かしたゴルフの部活動はできないかということではあります。人数的にもなかなか難しい部分があります。同好会的にという議員の御指摘であります。これはですね、他の学校にもそういう形の同好会的な部活動もあります。というのは、学校で教員の数も限られておりますので、部活動の開設数も限られております。その部活動に所属しながら時間外に同好会的にやっているという部活動も他の学校では見受けられております。それで校長裁量にゆだねたいという部分はそういう意図であります。それから、議員御指摘のように山村留学の件であります。議員が思っておられることと言うことはもう十分私も感じております。山村留学制度をある地区では私の方からできないかと持ちかけた所もあります。現実として負担が大きいか、責任がなかなか取れないとかいうようなことで実現に至っておりません。現実にはもう議員御指摘のとおりでありますので、学校が特色ある学校づくりということで、直川小・中学校に限っては小中一貫教育ということで、今現状ではそういう他の学校と違う教育で頑張るんだということで今小中一貫教育を実施しておりますが、もし地域の中でそういうふうな申し出があれば考えてみたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） ありがとうございます。火災報知器については検討するという項目が多かったんですけども、是非ひとつですな個人の生命・財産に係る問題でありますので、前向きに是非ひとつ検討していただきたいと思えます。平成23年の5月31日にですな、3万3,000の世帯ができれば半分以上クリアするようにですな、頑張ってくださいと思います。それとですな、ちょっとこの市の条例の中にですな、火災予防条例の中にこれ見るとですな、解釈がちょっと火災警報器そのものは条例の中には出てこないんじゃないかなろうかという気がするんですが、そこら付近防災警報器になっちゃんですなこの書き方としては。なし火災警報器で悪いのかなという気がするんですけど、まあそれは別問題でありますので、もう結構であります。いずれにしても平成23年の5月31日までに1軒でも多くですなひとつ付けていただくような何か方策をしていただきたいと思えます。

それから、ゴルフ場施設についてはですな、非常に活動が教育長が言われるようにやっぱり人数の関係で難しいと思うんですけど、できれば今年の6月に発生したような教職員にまつわる不祥事を含めてですな、いろいろと教育関係については暗い面が昨年ありまして、それが若干今でも尾を引いておる部分があるかと思いますので、そこら付近もですな何かこうやって特色ある学校づくりをしながらですな、よそにないものを出しながらPRをすれば名誉挽回ができるかなあという、そういう気が私はしておりますので、最後はもう要望でございますけど、繰り返しになりますけど、公的でゴルフ場をもっておるのは佐伯だけでありまして、これは教育委員会だけでなくですな、行政全体ですな、是非ひとつ長続きのするような施設に何か考えていただくとありがたいと思います。もう何年か先にはあそこは草ぼうぼうになったのうということではなくてですな、今指定管理者制度で指定管理をしておりますけど、そういいながらやっぱり行政がですな、ある程度バックアップをやっぱりしてPRをしていただくとありがたいと思います。

以上で一般質問を終わりますが、最後になりましたけど、執行部の皆さん、議会の同士の皆さん、大変いろいろと御指導いただきまして、感謝申し上げます一般質問を終わります。

(拍手)

議長(児玉忠義) どうも御苦労さんでございました。

以上で、柳井議員の一般質問を終わります。

次に1番、三浦渉君。

1番(三浦渉) 1番、南風会所属の三浦渉でございます。まずは、本年度をもって退職される多くの職員の皆さんに心から感謝の念を申し上げながら、一般質問に入らせていただきますが、早いものであつという間に1期4年が過ぎ去ろうとしております。今回の質問は4年目の最後の定例会の一般質問であります。私は4年間一度も一般質問を休まずフル回転で行ってまいりました。そのたびに執行部の方から、前向きな御答弁をいただき、本当に感謝とお礼を申し上げるところでございます。顧みますと初めてこの議場に、この席に私が市議会議員になって一番先に一般質問をさせていただきました。市長も市長になって私への答弁が一番先ではなかったかなあと、4年前を思い出しながら本日の通告に従いまして一般質問を行います。

まずは、番匠川の清流条例、この質問については私は2回目ではありますが、18年の9月12日、9月定例会に一般質問を行っております。九州で初めて番匠川の清流条例について18年の9月の質問を行った時に、市長は前向きに検討しようと、いかにもすぐ条例化に向かうような答弁であったが、その後の取り組みについては、行程についてはどのようになっているかお尋ねをいたします。

議長(児玉忠義) 酒井建設部長。

建設部長(酒井実) 三浦議員さんの番匠川清流条例についての御質問にお答えをいたします。番匠川を日本一の清流にするため、どのように取り組むのかとの御質問ですが、番匠川の自然環境については議員御承知のとおり、周囲の山々と調和して緑豊かな景観美をつくり、良好な水質から清流番匠川として広く地域住民から親しまれております。番匠川流域は社会・経済・文化の基盤をなすとともに古くから人々の生活に結び付きをもち、地域住民に多くの恵みを与えてきています。また、上流部から中流部に掛けては清流を好むゲンジボタルや番匠川を代表するアユなどの魚類が生息し、下流部のシラウオ漁は番匠川の風物詩となつて

います。市の総合計画の中では、河川愛護の高揚を図り、番匠川を平成24年度には九州で一番の清流河川にしますと、具体的な目標を掲げて取組を示しています。このことから源流から河口に至るこの豊かな自然環境を次世代に継承するには、議員御提案の清流条例の制定の必要性について強く認識をしているところです。現在、既に条例化している環境美化条例や策定中の環境基本計画との整合性を図る必要もあることから、関係部局と調整を進めているところです。今後、市においては環境基本計画を策定し、環境保全についての基本的方向性を示すとともに、基本的理念を定義づける環境基本条例の制定と併せ、河川愛護意識の高揚を図り、河川環境の保全、さらに河川の健全利用を図るためにも清流保全条例の早期の制定に向けて取り組んでいるところです。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 部長の前向きな答弁は理解できつつありますが、再度聞きます。早期の成立といえは21年度の早い制定であって6月、9月、こういった時期になるかと思われませんが、早期と言えは早い時期でございますが、6月とか9月とか言わなくていいが、早期に条例化に向けて今事務処理を進めておるといふことでいいでしょうか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） ただ今お答えをしたとおりでありまして、早期の条例の制定に向けて取り組んでおります。6月・9月という時期の限定はですね致しかねますけれども、早期の制定に向けて取り組んでおるといふことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 大変前向きな答弁でありがとうございます。残り二つ、河床掘削について、河川環境についてであります。前向きな御答弁でありますので、省略をさせていただきます。市長に要望して終わりたいと思っております。

市長、2期目の市長選に向けてひとつ頑張っておるところでございますが、市長選を戦う中で、合併周辺地域の活性化ということだけは忘れない選挙戦にさせていただきたいと。このように要望をして最後の一般質問を早く切り上げたいと思っております。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後1時41分 散会

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 3 月 1 1 日

第1回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成21年3月11日（水曜日） 午前10時02分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水振	道次	部長	戸川	高東	公弘	人嗣
副教	市育	長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	振振	防	長	川伊	原東	弘宇	嗣実
教	部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	生匠	振振	局	長	白御	田洗	三茂	達二
総	部	長	久保	田住	成慎	己太	本直	川目	振振	局	長	山曾	田宮	隆健	一清
財	部	長	魚田	崎本	修	治誠	宇鶴	見水	振振	局	長	河甲	原斐	盛滿	喜義
企	部	長	坂酒	井野	伸	一実	米蒲	津江	振興	局	長	江戸	藤高	幸一	一徳
市	部	長	河野			生				局	長				
福	部	長													
建	部	長													
農	部	長													

議事日程第5号

平成21年3月11日(水曜日) 午前10時02分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時02分 開議

議長(児玉忠義) 皆さんおはようございます。本日の平成21年第1回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、泥谷和喜君、2番、戸山盛喜君、3番、村尾清一君、4番、浅利美知子さん、5番、後藤幸吉君、以上の順序で順次質問を許します。

24番、泥谷和喜君。

24番(泥谷和喜) 皆さんおはようございます。24番議員、泥谷でございます。通告に従いまして質問いたします。まず1点、土木建設業界の救済策についてお尋ねいたします。全国的に経済の落ち込み、公共事業の縮小によってやむを得ず倒産、廃業に追い込まれている建設業者、土木業者が今たくさんあります。佐伯市としては土木・建築に関して今後どのような救済を考えているか。もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長(児玉忠義) 西嶋市長。

市長(西嶋泰義) おはようございます。泥谷議員さんよりの質問でございますが、土木建設業界の救済策を考えているのかとの御質問です。議員御指摘のように、公共事業は全国的に縮小傾向にあります。また折からの景気悪化により、建設業界を始め産業界は大変厳しい状況にあると認識してます。本市でも合併を契機に財政を立て直すため、それまで相当に高かった投資的経費を、いわゆる身の丈にあった規模にと、基本的には一定の抑制基調をとってきました。そうした中でも、地域経済の影響も考慮して可能な限りの事業の構築を行い、20年度には中小の事業にも配慮して道路・河川の新設改良や維持補修費の単独事業を大幅に計上しております。また、今回の補正予算では国の第2次補正に対しまして、臨時交付金事業として新たに多くの事業を掘り起こしております。全体で約11億8,000万にのぼる事業を計上しております。先日、議会の議決をいただいたところでございます。これに対しまして、議員皆様方にお礼申し上げたいと思います。さらに、21年度当初予算では、骨格予算でもありますが、中津市また別府市なんかには比べましても非常に大きな予算をつくっております。そうした中で中小企業対策や社会資本の整備など、地域経済の活性化に配慮したところです。それに加え、今回骨格予算ということですので、6月には肉づけ予算っていう形で入ってき

ますので、そうしたことに計上した場合、現在の骨格と肉づけですればやはり積極型の予算になると私は踏んでおります。ただ、財政状況ということもやっぱり考えなければならぬんですが、投資的経費の増額というのは、私どもの財政的な限度もありますので、基金の一部を取り崩しながらでもそうした積極策に講じる考えもっております。いずれにいたしましても、今後とも行財政改革を推進しながら、可能な限り地域経済の活性化、特に土木建設事業というのは非常に活性化ということでもありますので、それも財源を見ながら、十分配慮しながらやっていきたいと思っておりますし、またそれ以外、他の業種についても十分配慮した予算も考えていかなければならないと思っておりますが、そうした中で特に資金繰り等が非常に厳しいということで、当市も情報提供をしながらセーフティーネット等の活用、また融資の相談に取り組み、また支援をし、また業界としても業種転換とかですね、いろんな指導等もやっていかなければならないと思っております。これは当市だけでなく、議員が言われたように全国的なこうした状況でありますし、県の方も当初予算、大体投資的経費でも同か2割くらい減になったということがございますので、むしろ当市の方がそうした意味では施策としては積極的に展開をしているような予算配置と思っておりますので、予算委員会等で御審議いただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 大変前向きな御返答をいただきまして、ありがとうございます。選挙がありますんで骨格でまだはっきりしないというのは分かるんですが、佐伯市自体、今市長は食の方でかなり力を入れておりますが、いろんな食に力を入れても今までの佐伯市というのはある程度土木・建築に従事しとったり、その関係の業者がかなり多いです。だから建設・土木の工事が少なくなればそれだけやっぱり景気も悪くなるし、ここ佐伯の景気を上げるためには、まず建設・土木のやっぱり先ほど市長が言ったように基金の取り崩しをしてでも今回各地区事業でかなり事業も上がってきておると思うんですが、そういうものを先に前倒ししてでもちょっと土木・建築の仕事を増やすとか、そういうふうな考えってというのがやっぱり、あの市長今の答弁ではあるようにあるんですが、もう一度そこを聞きたいなあと思うんですよ。今建築・土木で倒産とか廃業に追い込まれたところの社員なんかは今保険をとっております。その保険が切れるのがもう後3か月とか5か月先で、その保険が切れてからの仕事なくなるんで、後2、3か月か5か月くらいしたときに一番やっぱり仕事が欲しい時期なんで、そのころ仕事が出せるように早めに検討しとくべきじゃないかと思うんですが、その点についてちょっと市長、考えを聞かせていただけますか。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 泥谷議員の御質問の中で、4月からの工事という形で先般補正予算を可決していただきました。なぜ補正にそれを10億近く工事を上げたかというのは、これはほとんど単独事業でC級、D級の工事を中心とした工事を発注する予定にしています。それからこれは予算委員会等で上がってくると思いますが、骨格予算の場合は国の関係する事業が非常に多いということで、これも早く発注するために本来骨格でもっていか、どっちかと考えたんですけど、少しでももう骨格で上げて早い発注を行うという形で、肉づけ予算については県の補助事業、議会があつてますので、それを見ながら骨格の方にそれはずして肉づけに持っていきこうと。本来新市になりまして初めての骨格予算の付け方なんですけど、そうした補助事業の関係、いわゆる建設事業についてはほとんどが他市では骨格に上がってる分があ

ります。当市ではそうした国事業等を入れてですね、骨格予算の中に折り込んでおる。だから切れ間のないような、先ほど言いました補正等も含めながら、特にC級、D級の皆さんに配分した予算という形でとってます。予算委員会で本来基金も今回骨格でも取り崩してまます。今度肉づけになればもう基金を取り崩すということは、やはりまた取り崩して肉づけをしなければならぬという補正になってくると思いますので、繰越金がどの程度あるかによっては違うんですけど、そうした部分を見ながら基金も取り崩す、これも全部が全部というわけにはいきませんが、身の丈に合ったいいようにちょっとですね、私たちがそういう状況を見ながら今回予算編成をさせていただいておりますので。そうした意味でも十分御理解いただける編成だと思っておりますので、十分御審議をお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） なかなか市長も今回ある程度佐伯の土木・建築のC・Dの苦しさが分かってるような答弁をいただきました。市長が佐伯市の借金をかなり減らしとるその実績というのは私たちも十分認めておりますが、借金を減らすだけではなく、借金作ってでも今回の佐伯市の景気対策というものも考えていただきたいということで、市長がそういう土木に関して前向きな答弁いただいておりますので、この件はこれで終わらせていただきます。

それで2点目に入ります。2点目はですね、間越漁港の整備工事業の発注についてお尋ねをいたします。この工事は20年5月21日に発注が行われておりますが、設計単価が19年度の単価で積算されているということを知っておりますが、その点についてちょっと説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 泥谷議員の間越漁港の工事についてお答えいたします。御質問の工事は平成20年度港整備交付金事業、間越漁港整備工事として議員御指摘のとおり、平成20年5月21日に入札執行されたものでございますが、設計に当たりますは、平成20年度4月単価を適用して発注しており、平成19年度単価は使用しておりません。公共工事の場合は、4月1日から6月30日までに起案される設計書につきましては、同年4月単価を使用するという通常の設計基準に従っての発注でございます。しかしながら、この当該工事の発注におきましては本来閲覧設計用紙に添付すべきでありました総括情報表を添付しなかったために関係者の方々に混乱を招いてしまった可能性があるかと認識をしております。そうした状況を踏まえまして、現在は閲覧設計書への総括情報表の添付を徹底しているほか、今後とも発注業務については透明性の確保に、より一層努めてまいり所存でございます。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 4月の20年の4月の単価という。私がちょっと耳にしとるのは、ちょっと違うんですね。単価の積算がほかの人は皆、何か20年度でやっとならけども、19年度の単価で積算しちよるために1社しか計算が違ってたと。取ったということで聞いて、1社だけが問い合わせがあって説明をしたということを知りたくて、その問い合わせは1社だけがあったんですか。ちょっとそのところを。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 単価につきましては、先ほど申しましたように、平成20年度の単価を使っております。問い合わせにつきましては、私どもは入札執行後に問い合わせがあったということで、それ以外の問い合わせについては聞いておりません。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 入札後に問い合わせがあったんですね。だから前もって入札前にいろんな業者からの問い合わせはなかったんですね。全くなかったと。ほんなら私のまあ今ちょっと確認させてもらっておりますけど、問い合わせなかったということで、平等性は保たれてたということですか。私には1社が問い合わせして1社しか知ってないから単価の開きがあったと聞いとるんですが、もし1社だけ問い合わせがあって、1社だけに答えとったんなら、その時点で、後の入札に入っとる業者には同じこういう問い合わせがあってこういうことですよというのを通達しなければいけないと思うんですが、それをする必要のないことだったということですね。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。入札の前に問い合わせが、質問票という形で問い合わせがあれば、その問い合わせを受けて当然ながら入札参加される方に同じ情報をすべて流すようにしております。そういった問い合わせもありませんでしたので、そういう各社に対しては入札前までは公平性は保たれてるというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 分かりました。もう私の情報とちょっと食い違う点がありますんで、またこの件はまた調査しまして、次にこの席に立てればもう一度御質問させていただきます。今日が私、もしかすると最後のこの場になるかもしれませんが、まあまたこの席に立てるごありましたら、また御質問させていただきますんで、今日はこれで終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、泥谷議員の一般質問を終わります。

次に42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） おはようございます。42番議員の戸山盛喜です。日ごろでしたら多少し声がよいんですけども、若干風邪気味でございまして、お聞き苦しい点があったならば、御容赦のほどをお願いをしたいと思います。ただ今、泥谷議員さんが質問をいたしまして、いっぱいいっぱい使うかなと思ったかなり私の方に時間を譲っていただいたようでございますので、その分いただいたならばかなり長くしゃべるかなと、そのように思いましたけれども、それはさておきまして、ただ今から一般質問に入りたいというふうに思います。今回、3月議会での一般質問が私の最後の質問になると思いますので、どうぞもう二度と聞くことがないと思いますから、耳をよく開けてですねお聞きをしていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。時のたつのは早いなあと思うことしきりです。平成17年3月3日に新佐伯市が誕生して44名の議員でスタートしたこの市議会、一昨年4月の県議選に佐伯市議会より3名の仲間が立候補し、現在では41名の議員はもちろん、市長さんの任期が終わる最後の3月議会であるというふうに思います。4月5日告示、12日投票の選挙に出馬しようとしている議員の皆さん、さらに市議選と同時に実施される市長選に立候補しようとしている現職の西嶋市長、新人として市長選に挑戦を決意したこの菅原議員はもちろんのこと、私が言うまでもなく、選挙の厳しさについては皆さん御承知のこととっていますが、是非、頑張ってください当選への道を切り開いていただきたいと思いますところでありませう。当選の暁にはややもすれば元気が小さくなっている佐伯のまちに活力あふれる佐伯をつくり出すため、御努力をしていただきたいと思います。また、今期限りで立候補せず引退をしようとしている議員さんは18名であると伺っております。一市民になりましても佐伯

市議会議員として培った思いを生かして市政発展のため、御支援・御協力を忘れないようにしようではありませんか。そういう私も昭和54年、1979年に初当選をいたしまして多くの方々の御指導・御支援をいただき今日までどうにか元気であったこともあり、議員在職8期30年の間、曲がりなりにも一般質問を1回も休むことなく続け、議会をすることができ、心残りはあるも良かったと思っています。前段の宣伝が少し長くなりましたが、お許しをいただきまして、本題に移りたいというふうに思っています。

まず最初に、架橋対策でございますけれども、大入島架橋促進期成会が昭和56年7月に発足をいたしましてから、約もう28年になっているわけでございます。その中から関係機関などに今日に至るも要望活動を重ねてきたと思っています。一般質問のあった仮称、新稲垣橋は橋の長さは約240メートル、取り付け道を始め、長瀬、久部などに渡る全長約5,080メートルとなり、工事は20から30億、用地費に20から30億は要するとも言われていますが、高速道路や県道佐伯津久見線などのバイパスとして交通渋滞の解消、交通体系の整備、まちづくりの上からも大切といえます。河口橋につきましては佐伯市が一番力を入れているのだと思っていますが、橋だけで約700メートルと長大橋となり70から80億、多額の建設費を要する河口橋はもちろん、河口事業の着手はおいそれとはいかないと思っています。お答えください。新稲垣橋・河口橋・大入島架橋に対する関係機関の現状、考え方はどうか、佐伯市として架橋対策をさらに積極的にすべきと思っていますが、お伺いをいたしたいと思います。この三つのことについては、それぞれの議員の皆さんが、立場は違いますが今日までこの質問をしてきたというふうに思っていますけれども、私の感じといたしましては、執行部の皆さんの取組というのが今一であったような気がしてなりません。そういったことを踏まえてお尋ねをしておりますから、執行部の皆さんについては肝に銘じて御答弁をしていただきたいというふうに思っているところであります。

次に2点目といたしまして、市民の足、公共交通対策についてお尋ねいたします。バス停や鉄道の駅まで遠く、歩くことが難しい交通不便地域、さらには交通空白地域が903平方キロメートルという広い面積になった佐伯市でも増えています。さらに交通空白地域に拍車を掛けているのが2000年の鉄道事業法改正で、届出さえすれば1年後には路線の廃止が可能となり、路線廃止のスピードが速くなり、乗合いバスも2002年2月に施行された改正道路運送法で路線の休廃止が原則自由化され、不採算路線からの撤退が加速しているといえます。そこで最初にお尋ねをいたします。日豊本線下り普通列車の増発、上り特急にちりんの別府行きを博多行きに延長するなどの強力な要望活動を更に進めていただきたいと思っています。これも私の思うところでは、佐伯市の要請がJRの方に余り伝わっていないという感を私もいたしております。次に小さな2点目といたしまして、佐伯駅と大分空港間の高速バスの運行に向けて関係機関と協議調整しながら協議を重ねる中で、今年10月より1日6往復、大分バスと大分交通さんで試験運行をすることがつい先日、これは2月18日であったと思っています。決まったようであり、佐伯市民はもちろん、佐伯市においてもいろいろな面で大変喜ばしいことであると思っています。佐伯駅と大分空港間の高速バスの試験運行が実現しますので、今後は本運行を更に確実にするためにも具体的対応についてお尋ねをしておきたいというふうに思っています。

次に大きな3点目といたしまして、都市計画道路について簡単にお尋ねをいたします。旧佐伯市には現在27路線の都市計画道路があり、延長距離は6万2,181メートルあるそうで

す。そのうち、約6割は整備が終わり残る1割が工事施工中でしたが、つい先日完成をいたしました。残り約3割が手が付いていない路線とのことです。都市計画道路には多額の予算と計画道路が完成するまでには地区説明会、原案の説明、縦覧の公告、意見書の提出、市での都市計画審議会、県道の場合など、工事内容によっては県での審議会、計画道路決定、用地買収、測量、設計、工事着手といった手続になるのではと思われます。現在、佐伯市では昭和16年6月12日都市計画決定し、平成11年8月に工事に着手し工事施工中であった臼坪女島線が平成21年2月27日に完成したと思っています。そこで最初にお尋ねをいたしますが、臼坪女島線の次に都市計画道路の整備の予定はあるのかをお伺いしておきたいというふうに思っています。次に小さな2点目ですけれども、都市計画の最後の質問に移ります。佐伯市都市計画道路整備見直し対象路線図や第四段階整備見直し方針一覧表を見ながら感じたのですが、私は上堅田地区に住んでいますので、関係する2路線のみについてお尋ねをいたします。大変古い話になりますが、この路線は平成9年10月14日19時より上久部公民館で、同じく平成9年10月16日19時に下久部公民館で、さらに10月17日上堅田公民館で、それぞれ対象路線について地区説明会が行われ、地域の方々は特に関心が深く議論のあったところがあります。私も余談ですけれども、この三つの説明会にも出席をさせていただいておることを付け加えておきたいというふうに思っております。あれから約12年の歳月が流れましたが、なしのつぶてであると思っています。これでは行政不信につながります。そこでお尋ねをいたします。それは広小路下城線と新稲垣橋に接続する蛇崎門前線です。いつになったら工事に着手できるのか。忘れていないかお伺いをいたします。

次、大きな4点目でございますけれども、少子化対策についてと題しましてお尋ねをいたします。まず最初に、旧南郡8か町村、佐伯市の児童クラブの運営状況は指定管理や委託、社会福祉協議会とまちまちで職員の賃金も安く、身分も不安定で施設や環境など十分とは言えず、少子化対策に逆行しているといっても過言ではないわけです。早急に善処すべきと思っていますが、お答えをしてください。次に小さな2点目といたしまして、無認可保育所に対する行政として補助金など力添えはほとんどないようだが、その考え方についてお尋ねをしておきたいと思っています。次に小さな3点目ですが、育児休業制度の定着向上に向けて大分労働局雇用均等室などに要請をしていただきたいと思いますと思っていますが、その考え方、これまではどうだったのかについても含めて御答弁をしていただきたいと思いますというふうに思っています。次、最後の質問に移ります。国は少子化対策を国の最優先課題と位置づけ、若者の就職や奨学金の充実、地域の子育て支援の拠点、整備などなどを挙げていますが、人口の減少に歯どめのかからない佐伯市としての考え方、並びに施策についてお尋ねをいたしまして、私の質問を終わりますが、冒頭にも申しましたが、私の最後の一般質問になりますので、再質問はできるだけしないようにと思っています。市民の心、思い、その目線に立ち、佐伯市に住んでいてよかった、これからも住みたくなる8万2,000市民の夢と希望の持てる元気な佐伯をつくりだすため、市長以下、執行部、議会一丸となり頑張る意思統一、再確認の場となる3月議会であることを信じて私の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんにおかれましては、昭和54年から今日に至り、30年間の長き間、また私にとりまして58年から20年間一緒の議席におりまして、いろんな中で御指導を賜りました。また議会におきまして一般質問、先ほど議員が言われましたように、約120

回の一般質問をし、そうした中で本市にとりまして多くの提言・提案また指摘をいただき、そうした中で佐伯市の活性化ができたと思っております。本当にありがとうございます。

今日、議員からいろんな質問をいただいておりますが、私の方から2の市民の足、公共交通対策についての御質問について御答弁をさせていただきたいと思っております。まず、日豊本線下り普通列車の増発、上り特急にちりんの別府行きを博多行きに延長することなどに対する強力な要望活動についての御質問でございます。普通電車は通院、通学、買物等地域住民の日常生活にとって極めて重要な役割を果たしています。佐伯駅以北については1日に16往復しているにもかかわらず、佐伯駅以南については、早朝・夕方及び夜間の3往復しか運行しておらず、大きな格差が生じております。また、佐伯と博多を結ぶ特急電車は直行便は7便しかなく、そのほか多くの便が大分駅又は別府駅での乗り換えとなっております。いずれの便も乗り換え時間が少なく、同一ホームであっても余り余裕がないときもあるようでございます。このような状況を踏まえ、従来から佐伯駅以南の普通電車の増便やにちりんの博多までの直行運転などにつきまして、知事を会長とする日豊本線高速・複線化大分県期成同盟を通じて要望をしておりますし、また本市と延岡市で構成する大分・宮崎県境地域開発促進協議会においても、今年度福岡市にありますJR本社の方に、日豊本線高速化等も含めまして、これについても要望しております。またその中で出てきましたのが、九州新幹線等が変わったときに今走っている特急を代替のにちりんとしての切り替えの方針、また特に日本で2番目に辺境の駅と言われております宗太郎駅もあります。全国一が北海道だそうです。そうした話をしながら地域におけるJRの必要性、特に佐伯駅以南の普通電車等について要望してまいったわけでございます。そうした中で、今後とも引き続き要望をやっていきたいと思っております。2番目に、大分空港と佐伯駅間的高速バスの試験運行についてということでございます。また同じように3番目に、具体的な対策っていうかたちでございます。直通的な交通バスが運行されれば自家用車等の利用の場合における駐車場の確保、またCO₂のいろんな問題が解決されると思っております。市民にとっては非常に便利になると思っております。また、環境面いろいろな中でも公共交通機関を利用するということは私たちにとりましても温暖化の防止になると思っております。ただこれ県との関係で、10月から一応実験という形でやっておりますが、現在まだ確定をしてるわけではありませんけど、県の方と10月からということで関係機関と協議し、先般県の方で発表されたわけですが、私どもこれについて負担の問題とか、料金の問題とか、そうしたいろんな調整をすることがありますが、最大限これを出しながら市民の大分空港への便としての実験をし、これが確定するように努力してまいりたいと思っております。他ににつきましては、担当部長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。戸山議員さんの架橋対策に対する御質問のうち、新稲垣橋に対する御質問は、あとの都市計画道路の関係の中でお答えをしたいと思います。まず最初に、番匠川河口橋につきましては、一昨日の河野豊議員の御質問にお答えをいたしましたように、昨年8月21日に地元選出県議3名の方々に御同行をいただき、市議会議長、地元期成会の皆さんや自治委員会連合会の方々とともに県土木建築部長に要望に行ってまいりましたが、その際の回答では、今年度から来年度に掛けて費用対効果等の調査・検討を行

うという回答でした。その調査結果を踏まえ、今後の県の動向を見極めながら強く要望行動を行い、早期着工に向けて努力してまいりたいと考えております。大入島架橋につきましては、平成19年10月に大入島自治委員会から架橋の要望を受けておりますが、近年大規模事業は事業実施前評価において、費用対効果が厳しく査定されるようになりましたので、橋を架けることによって得られる効果の説明が必要となっております。そのためには、平成11年に作成しました大入島開発計画に基づき、まず大入島の活性化を図ることが重要であると考えています。また、現状の社会経済情勢や公共事業を取りまく環境は極めて厳しいことに加え、県としては合併支援道路の整備を優先的に進めており、その箇所も多いことから現段階では大入島架橋の事業着手は困難な状況にあると聞いております。しかし市といたしましても、大入島開発には必要な施設であるとの認識でありまして、引き続き架橋に向けた要望はしてまいりたいと考えております。次に、都市計画道路の整備状況についてお答えをいたしたいと思っております。まず、都市計画道路網は現在見直し中のございまして、その案を平成17年度に都市計画審議会に諮問し、昨年11月に答申をいただきました。現在佐伯市のホームページで一般に公表しているところです。この中で大きく変更になりました路線につきましては、住民説明等を行った後、21年度中に全体の街路網計画を決定する予定になっております。この見直し方針案では、1路線ごとの見込み事業費や必要性、実現性等の検討はしておりますが、整備順位につきましては住民の要望や道路建設に伴う内水対策や周辺整備、財源等の調査、検討を行わなければなりません。具体的な次の実施計画につきましては、未整備路線の中で投資効果や条件整備に掛かる経費など総合的な比較検討をし、できるだけ早い時期に決定をし、お知らせしたいと思っております。また、蛇崎門前線につきましては、全線改良延長が、これは未改良の延長でございますが、新稲垣橋240メートルを含む2,500メートルございます。総事業費が、議員も先ほど申されました約50億円程度と見込んでおります。また、広小路下城線につきましても番匠川に架かる橋梁整備が伴いますことから、多大な財源を必要といたします。大変重要な路線という認識ではございますが、慎重に整備計画を立てた上で順次着手をする計画を策定したいというふうに考えているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） それでは私の方から少子化対策についてということで答弁させていただきますが、まず1番最初の児童クラブについてでございます。現在市内には21の児童クラブがございます。御存じのように、児童クラブにはそれぞれ歴史がございまして、児童健全育成に対する熱意を持った地域の方々が中心となって設立していただいた児童クラブが多くございます。設立時の状況等がそれぞれ異なっていたことから、指導員の賃金や会費等の運営形態も各クラブ様々で統一されておりました。合併後徐々に調整をいたしております。20年度からは直営の児童クラブはなくなりまして、すべてが指定管理又は業務委託で運営を行っております。また、児童クラブ運営協議会というのがございまして、この連絡協議会に全クラブが加入をいたしており、情報交換等を行いながら運営形態等についても統一できる部分から取り組んでいくよう協議をしているところでございます。施設や環境面の改善につきましては、積極的に整備を行っているところでございますが、御指摘のように、今後整備が必要なクラブも多数ございます。学校の空き教室等の公の施設の利用を基本としまして計画的に整備をしていく予定でございます。次に、無認可保育所に対する補助等でございますが、現在第3子の3歳未満の保育料を無料化にします、大分にここ保育

支援事業というのがございまして、この事業については他市に先がけて取り組んでおります。また、児童・職員の検診、それから調理職員の検便代等に対する補助等も行っております。今後におきましても市としてできる限りの助成はしていきたいというふうには考えております。次に、4番目の育児休業制度の定着向上に対する大分労働雇用均等室への要請についての質問でございますが、少子化対策の中における子育て支援策においては、仕事と家庭生活の両立の支援も重要な課題の一つでございます。20年6月に育児休業制度の規定事業所数について、大分県がアンケート調査を実施いたしております。これによりますと、規定を設けているのは回答事業所中69.3%、約70%近くですが、前年度よりか若干2ポイントほど低くなっているようでございます。こういった状況でございますので、働き続けやすい環境づくりの整備を進めていくためにも、制度の規定事業所数の増加について、大分労働局雇用均等室への要請の機会をつくっていききたいというふうに考えております。また、小項目5番目の若者の就職や奨学金の充実についてでございますが、若者の中での高校新卒者に対しての就職につきましては、6月に佐伯市、商工会議所、ハローワークが連名で市内事業主に早期求人募集の提出を求め、高卒者の地元就職を促し、市外への就職を食い止めるようにしているところでございます。また、中途就職を求めるおおむね35歳未満の若者につきましては、大分県と共同で佐伯商工会議所に委託して、ジョブカフェおおいた佐伯サテライトを開設し相談にのっております。新年度からは就職を希望する若者の中で事務職を希望する方が多くおられますが、この方たちを対象としましたパソコンによる文書作成や表計算ソフトであるワードやエクセルの入門的な使用方法の指導、インターネット検索の方法などを指導する事業を開始する予定にしております。また、奨学金につきましては、佐伯市においても経済的理由などにより就学困難な者に対して、学業に必要な資金を貸し付けることにより就学のみちを開き、有用な人材を育成することを目的として無利子で貸し付けを行っております。小さい2番の地域の子育て支援の拠点整備についてでございますが、御案内のように、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題が生じています。このため、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、地域子育て支援センターや集いの広場の設置を進めており、昨年度はみなと保育園に、今年度は大日保育園にひろば型の拠点を整備をいたしております。現在は合わせて5か所の拠点が整備されており、地域における子育て支援機能の充実を図るために取り組んでいるところでございます。少子化対策としての考え方につきましては、就業の場所の確保、それから仕事と家庭の両立、経済的な支援、保育所や放課後児童クラブの運営等、様々な分野での取組が必要と思いますが、関係部署との連携を取りながら子どもを生み、安心して育てられる環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） それでは再質問を行います。橋のことについてお尋ねをいたします。新稲垣橋についての考え方については、先ほど御答弁がなかったように感じましたので、若干あとからでも説明をしていただきたいと思います。私はこの河口橋も極めて重要であると思っておりますが、新稲垣橋についても交通渋滞解消とか、あるいはまちづくりという立場からも極めて重要であるというふうに思っております。そういった意味から、この三つのことについて、先ほども冒頭に申し上げましたけれども、やはりもう少し腰を入れていく必要

があると思いますよ。で、まずこの河口橋について、あるいは大入島についても御承知のように、これは一番初めは昭和54年だったんですね。私が議会に出て6月議会でこのことを議会として取り上げましたね。でありますからもう30年たっておるわけですね。けれども御承知のとおりなんですよ。でありますから、やはりそういったこともありますので、先ほど私が執行部の取組がという言い方をしたわけです。さらにはこの河口橋のことについてみれば、鶴見出身の議員さんもいらっしゃいますけれども、これも鶴見の時代からですね、取組をしているわけですよ。けれどもこれも全然表に出てないという状況、さらには最後の一つの稲垣のことについては、これはもうあえて私が申し上げるまでもなく、一番交通渋滞を来しておる。宇目の方から来る佐保さんたちもいつも悩んでいるというふうに思いますね。そういったことなんですよ。この三つのことが全く解消をされてないわけですよ、でありますから、やはりふんどしを締め替えてやらんことにはなかなかうまいこといかんと思いますね。これは今合併をいたしまして、大分県は14市になりました。それぞれの地域では地域の要望を県や国に積極的にやっておるわけですね。で、私も先ほど申し上げましたように、もうかなり議会に出ておりますけれども、西嶋市長も知っておると思いますが、どの時代の市長が頑張っておったかということはあえて申し上げませんが、やはりそれぞれの市長さんの時代によって、この架橋に対する運動というのは高低差があるわけですよ。でありますから、やはりそういったことを踏まえながら積極的にやっていく。その腹づもりについてお尋ねをしておきたいと思います。

それと次にお尋ねをしますけれども、知事を会長とする日豊本線の関係、さらには延岡との関係ですね、ではじゃあ具体的に、延岡ではどの区間とどの路線をどうしてほしいという話を佐伯市がしておるのかですね。じゃあ大分の場合の知事の場合については、佐伯市のどこどこをしてくださという言い方をしておるのかですね。例えば、上りの場合で言えば、現在県で話をしておるのは中山香の単線区間をやってくれというのは県は力を入れておるわけですね。では佐伯の場合はどこをやってくださいという言い方をしておるのでしょうか。延岡の場合は申し上げましたけれども、どういったことなんでしょうか。延岡市の場合は、延岡から宮崎の間について力を入れましてね、旭化成を中心にしながら。では佐伯の場合はどうなのかということ具体的に説明をしていただきたいと思います。それと大分空港と佐伯駅間の高速バスの試運転のことについてでございますけれども、まだ確定をしているわけではありませんということで、御答弁はあったというふうに思っております。私と若干の見解の相違があるようですね。これは大分バスさんと大分交通さんがセットになって、この佐伯から大分空港に掛けての1日6往復ぐらいの運転をしたいなあとということで話をしているというふうに思っておるんですね、でありますから、執行部の皆さんについても私は多く申し上げませんが、ありましたら御答弁をしていただきたいと思います。

それと建設部長は余りよく答えてなかったと思いますけれども、都市計画道路の関係ですね。これについては私が上堅田で部長もそうでございますけれども、部長方の前の道を通ってる県道ですね、さらにはその川原教育次長の所のちよいと向うに行った所、手前の農協の所からずーっと走っている道路ですね、この2本ですよ。このことについて申し上げましたように、9年の10月に16・17・18というそういった16・17・18ですかね、14日、この3日間に分けてそれぞれの地区で説明会をしておるんですよ。その後12年たったけれども私はなし

のつづてという言い方をしました。その間全く地域での話をしてないんですよ、12年間。そして先ほどの答弁は何ですか。慎重に整備計画を立てた上で順次着手しています。何、12年たって今ごろそういうことを言うの。そうげなことじゃあ話にならんじゃない。それはちゃんとね、そこが行政が以前、市長も知ってると思うんですが、すぐやる課という言葉がはやった時期があるんですよ。すぐやる課、行政はもうすることがぬりいの、ということで、それじゃあいかんじゃねえかと。まちっと住民要求をてきばきとやってくれんじやろうかという言葉がはやったんですよ。それから見たら今建設部長の御答弁は私はちっとう、私は100メートル速いときは12秒ぐらいでは走りませんでしたけれど、そういうことでありますから、その点についてですね、御答弁をしていただきたいというふうに思っております。

それと児童クラブについてはもう率直に言って、認可も無認可もあんまりぴんときませんね。認可保育所の職員の賃金は何ぼですか、分かっていますね。あんまり私が言うと笑われますから、一桁ですね、一月の基本給が一桁、10万台からは二桁、けれども職員さんの給料は一桁ですね、そうですね。だからこれではどうなのかということなんですよ、児童クラブの発足をした時期はまちまちです。私もある児童クラブの運営委員というのを10何年もしちよるんですよ。でありますから、ひょっとしたら部長より私の方が詳しいか分かりませんね。多くを申し上げませんから、だからちゃんと私に分かるように、さらには児童を預ける親御さんや指導員の皆さんにも分かるような御答弁をしたいいただきたい。もういろいろ申し上げます。少子化対策ですね、この少子化対策というのは大変よい御答弁をしていたと思いますよ。答弁の中身ですね、大変いい答弁であったと思います。もうそれはもういろいろ言いませんけれども、就業の場所の確保の問題とか、仕事と家庭の両立をしていく問題、さらには経済的な支援の問題、そして放課後児童クラブの運営の問題などについて説明があったと思いますね。では、御答弁をしたようなことをやってもらおうじゃないですか。答弁をしたようなことをしようじゃないですか。してないじゃあないですか。そのことについて、そして特に無認可の保育所ですね、無認可。これは市は関係ねえぞとは言っちゃあいかんわけですよ。ここにも子どもさんが100名近く行っておるわけでございますから、そのことについてもいろいろもう申し上げますよ。これも私も世話をしておりますから、中身はある程度知っておりますから。そういうことでまずお尋ねをしておきたいというふうに思っております。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員の公共交通についてで、先ほどある程度言ったわけですが、一つは日豊線下りの列車の増発ということですが、これについて今年の2月だったかね、2月にですね私どもと延岡市で構成する大分県・宮崎県境地域開発促進協議会で議長も一緒に延岡市議会議長、両市の議長が一緒になってですね行きました。延岡市の場合はJRの貨物ということでありましたので、北九州も行きました。私の方はこうした問題が、佐伯と延岡の問題という形で、私ども高速化も一応挙げたわけですけど口頭でこの間ですね、一体となった延岡との交流の中で挙げさせていただいております。特にこれの場合は、いわゆるJRとしての費用、要するに経費がどれだけ出るんかということが大きな課題であるし、私の方もさっき言った秘境、全国で2番目だと、その時の記事によれば佐伯に来るのに延岡に下りで行ってにちりん来て、そして佐伯で用事をして、またにちりん戻って延岡から来る。それが時間的に都合がいいということになってます。佐伯からはなかなか直接病院等へ行っても

通えないと。そうした中での解消ということもお願いしておりますが、これについて非常に利用者が少ないという、私どもにとりまして民間会社ですので、そうした部分についてはできるだけ解消ということでやっております。先ほど言いました知事を会長とする場合は、これは高速化です。佐伯と日豊本線の高速化、それから在来線型の新幹線ですね、軌道が変わる。その関係の方面にも一応そうした中で要望をしております。非常に佐伯市までがなかなか佐伯市以南ってというのが列車の数が少ないということですけど、そうした利用度を盛んに言われますし、また議員も御存じのとおり佐伯のJRの乗降客も年々少なくなってきております。そうしたことを考えながら、佐伯市における高速化もお願いしてるわけですけど、歯切れの悪い向うの私どもの要望でございましたけど、とにかくお願いするしかないということです。それから、もう一つ大分空港との間はですね、一応10月からということできさき言いましたですね、値段の問題とか、負担の割合とかですね、そういうのをですね今調整に入って、10月からやろうということは方向づけをしております。そうした中で関係機関と現在協議中でありまして、決定が10月にはやるだろうということですが、料金も決まっておりません。これぐらいがいいだろうと。そうすると市の負担がどれだけだろうか、県の負担がどれだけだろうか。そういうことをするために今やっているわけで、やるっていう方向は県とは協議をしております。そういうことで、10月ということがございますので、実現ということでこれでまあ確定をしてないというのがそういう諸問題等が詰めておりませんので、そういう答弁にさせていただいてます。他ににつきましては、部長より答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 戸山議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。一部答弁が重複するかも分かりませんが、お許しいただきたいと思っております。まず、架橋対策について、要望が手ぬるいんではないかという御指摘をいただきました。まず、大入島の架橋につきましては、ずっと以前から要望してきた経緯がそれは議員も御存じのとおりです。しかし先ほども申しましたように、多くの事業を県に対して要望しております。しかも昨今の財政状況から大分県においてもですね、費用対効果等々の審査が非常に厳しい中で、巨額の費用の掛かるものについて、特に大入島の架橋については現時点でその着工ということの見極めは非常に困難であるという回答をいただいております。さらに河口橋につきましては、繰り返し御答弁をさせていただいているとおり、昨年の段階で今年度及び来年度に費用対効果の調査をするということですので、今年度と言いますか今年ですね、昨年のお話で20・21年度で調査するということですから21年度、できたら年内にはですね県の方からこれについて何らかの見解が示されるのではないかとこのように考えているところです。余談ですけども、これは県事業につきましては、私ども多くの要望をしております。合併支援道路としてですねほぼ20路線ほどやっております。県も非常に財政の厳しい中で、これまではあれもこれもということが可能であったんだけど、いやもう今違うよと、あれかこれかしかやれないよという回答しかいただけておりません。そういう中で、先ほどから言ってます河口橋については新規の事業としては佐伯市は最優先事業として取り組んでいるということをもうしっかりと県には伝えております。その回答を、先ほど申しました年内の吉報を今待っているところです。それから稲垣橋につきましては、先ほども申しましたように、稲垣橋の橋だけができたからといって、その橋梁の事業効果が上がりません。少なくともですね、現在の佐伯蒲江線から脇津

留の^{こせんきょう}跨線橋の所までですね、あの間が繋がらないと、いわゆる河口橋としての機能と申しますか、事業効果が上がったということにならないと思います。全長が先ほども申しました2,500メートルありまして、これはむしろ新設道路に近いものですから、小さな事業費でちよくちよく、ちよくちよくやったら、いわゆるその事業効果が上がりません。着手する思い切って集中投資をしないとなかなか事業は上がらないというようなことから、しかもこれは現時点では県の事業ということの位置づけにはなっておりません。やるとすれば市が事業主体としてやらざるを得ない。そうしたときに、大きな巨額の費用を見込まれるものについてですね、財政的なものも含めて着手する路線やその時期については入念な検討の上で着手をしなければならぬと思っております。今一つの要因といたしましては、先ほどから申しまわっているように、例えば、臼坪女島線あるいは国道217号バイパスの1工区の開通、あるいは2工区の開通、あるいは東九州自動車道の佐伯以南の開通といったようなものがある程度視野に入ってまいりましたので、そこらの整備状況と勘案してですね、次にどの路線にかかるかという見極めをする必要が大いにあるのではないかとこのように考えているところです。以上です。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 私の方からは再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず児童クラブの件でございますが、児童クラブと議員、認可保育所の賃金の比較をされたようでございますけど、児童クラブの勤務形態は午後2時から6時までと、土曜日は8時から6時までというふうになってございます。これも常勤の方と非常勤の方がおりまして、これも月額と日額で決まっておるようでございます。ただ、賃金につきましては先ほど言いましたように、ばらつきがございまして、これにつきましてはそれぞれ児童クラブの中での情報交換の場として連絡協議会を持ってございますので、今後はその中で皆さんが適した賃金、そういったものの体系ができてくるのではないかなあというふうには思っております。それから少子化対策でございますが、その中でも無認可保育所ということでございましたが、現在市内には企業内の無認可保育所が4か所ございまして、民間の無認可保育所が2か所でございます。企業内にあるのは企業の福利厚生施設として造ってございますので、この民間の登録されております2か所について市が一部援助させていただいているということでございます。それと経済的な支援と含めた少子化の対策でございますが、例えば、子どもたちの医療の無料化とかですね、児童手当・児童扶養手当、そういった各課をまたがった制度がございまして、今後はそういった連携をしながらですね、子育てしやすい環境づくりを整えていきたいというふうには考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） 時間ございませんから、具体的には申し上げません。今部長が言った問題ですね、これについて若干私と認識の違いがありますね。ですからそれはそれといたしまして、何か部長さんも今回勇退をされるのかなあと思っておりますけれども、何とかみやげにですね、残った日にちでこのことについてもう少し力を入れてですねやっていたきたいなあというふうには思っております。最後に言いましたように、子育てしやすい環境を整えるということですね。ですから、現実にはこの子育てをしやすい環境は十分とは言えないわけですね。特に無認可の場合は、さらには企業内の4か所ありますね病院の関係で、そこに私もたまには行って見るんですよ。でありますから、そのことにとやかく申し上げませんが、

無認可の問題と認可の関係、認可の場合についてもやはり民営化の問題が出てますからね。そういったことを踏まえて取組をしていただきたいというふうに思います。

それと市長が御答弁をいただきました日豊上り・下りの関係はそういうことで、今後も頑張っていたきたいというふうに思います。

それと建設部長が御答弁をしていただいた三つのことですが、これもかなり先ほどお金のことからかなりお話をしました。それはもう分かっちゃうわけやから、10万や20万じゃあできんわけですよ。でありますから財政的にも大変なお金が掛かると、単費も掛かる持出しが、さらには大分県下14市と言いましたけれども、それぞれのところもこういった大型の予算要望をしておるわけです。その中に打ち勝つのかというのが建設部長の腕の見せどころでございますから、是非負けないようにですね、やっていただかんことにはもう何十年も20年ね30年も掛かっておるわけですから、日の目を見ないと、先ほど申し上げましたように行政不信と。建設部長はいい人やけど、もうだれやろうか隣の教育次長が何か教育の方に銭をくれっちいうて足を引っ張りよるんじゃねえんじやろうかと思われぬようにしていただきたいというふうに思っております。そういうようなことで、少しもう時間がありませんから、私がそれぞれの部長さんや市長さんにお尋ねをいたしましたけれども、是非私の気持ちはですね、市民の声とも聞きながら是非これからの行政に、市政に反映をしていただきますようにこい願いまして、質問に代えさせていただきますというふうに思います。どうもありがとうございました。以上です。

(拍手)

議長(児玉忠義) 戸山議員、御苦労様でございました。

以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

次に19番、村尾清一君。

19番(村尾清一) おはようございます。19番、米水津選出、あまべの会、村尾清一。通告に従い、一問一答方式により大きく3点について伺います。合併後新市の最初の市会議員として任期を迎える最後の定例会となりました。次期に立候補する人、引退していく人と様々な思いを巡らせながらの定例会だろうと思います。今期は地域割りの中、米水津選出議員として地域の人たちが直面している身近な課題を中心に一般質問を行います。これに関連する質問は以前、村松、児玉両議員が行っておりますので、重複する点があるかと思いますが、明確な答弁をお願いします。大きな1点目として、全市統一の通学費の補助制度について、通学方法検討委員会を設置し、市内全域での通学にかかわるバス利用や公費負担について統一方針を定め、保護者に対し理解と協力の説明を行ったと言っていたが、小さな1点目のアについて伺います。対象の学校地域の保護者には十分な説明を行い、4月1日より実施するというのが承諾は得られているのか伺い1回目の質問を終わります。

議長(児玉忠義) 川原教育次長。

教育次長(川原弘嗣) 村尾議員の質問についてお答えします。先ほど村尾議員も言いましたけど、去年20年度中で村松議員、それから児玉議員に一応答弁をしております。今回、村尾議員の全市統一の通学費補助制度についてということで、これまで蒲江翔南中・米水津中学、それから鶴見中・宇目緑豊中学などでPTAの役員やPTA会員への説明を行ってきました。これまで地域として当たり前であった行政サービスが受けられなくなる地域もあり、出席者から厳しい意見もいただいておりますが、新市全体の子どもたちや保護者の負担等を理

解していただくよう協力のお願いをしているところであります。意見としては、統一することについて理解はするが、これまで実施されてきたサービスが当該地域からなくなることについては当分の間残してほしいという要望があります。この制度導入について本年4月からの通学補助等を実施するため、関係する学校や保護者に対して御理解・御協力の説明等をずっと行ってきました。しかし、米水津中学校の生徒に対しては、これまで受けていたバス利用と自転車補助の二つのサービスが4月以降受けることができなくなることや、荒天時の通学について生徒・保護者が不安を持っていることから、教育委員会としましても今後試行的な対案ができないか今現在検討中でありまして、以上です。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 次長の言うことも分からないことはないのですが、米水津の問題を中心に伺っていきたくと思います。ただ次長の言われるように説明を行ってきたと言いますが、米水津の保護者はまあ言えば、教育委員会の方は7月か8月ごろの役員会でスクールバス廃止について口頭で説明があり、その旨をほかの保護者に伝えるように言われたが、後日改めて説明を開くということで、資料も何もないのでほかの保護者には説明が難しかったということです。その後、10月28日教育長以下3名の方が来まして説明会が開かれ、事前の協議もなく説明会と言いつつ、これは決定事項で修正・異議などは一切受け付けないということ。説明会というより報告会ということに保護者は憤慨しており、今回のような決定の方法、説明には全く保護者は納得できていない。どのように考えているのか。また、保護者が納得できていない全市統一の通学補助制度を今年4月から実施するのか併せて伺います。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） お答えします。米水津地域にはかなり説明会はですね、学校をまず最初に行って、それから今言った10月28日も行ってます。それからその以前7月8日にも米水津の地区に行きまして、小学校・中学校役員に説明をしてきてはおります。学校の方も父兄に対しては説明を行ってきております。それで今、先ほど答弁をしましたように、なかなかいわゆる今まであったサービスが受けられなくなるという。全市統一いわゆる佐伯市1市8か町村合併してもう4年たつんですけど、まだいろんな地域によってバランスが違っております。それで教育委員会としましては2年前から検討委員会を立ち上げて、何とか2年かけてやっとここまでということで4月1日からを目標にしておりますけど、まだ一部地域でそういうなかなか理解できてないというところがありますので、今後ですね、一応そういう不利になる地域、米水津、特に米水津と上浦地域もありますけど、まだ今からまた協議を行っていきたくたいというふうに思っております。それで3月になりますけど、1学期間ぐらいをめどになんとか協議をしていきたくたいというふうには考えております。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 7月ごろ行ったのは役員だけで、今申しましたように、資料も何もなく口頭だったため皆さんに説明ができなかったということは一番問題になっているようでございます。次長、大変御苦労とは思いますが、これだけ多くの学校があれば、いろいろと条件も異なり全市統一となると多くの問題点がありますが、それぞれの地域の実情を加味しながら検討を重ね、より良い対応を要望してアについての質問を終わります。次に小さな2点目について伺います。現状のままで全市統一の考えについて、ほかの地域に比較すれば通学補助に関して米水津は恵まれている。それは中学校統合が行政より提案された時、賛否両論が激し

く対立しまして、当時の米水津村議会は解散するという大きな問題が起こり、その解決策として行政が提案した条件の一つであり、これまでの経緯を加味しながら、ただ条件がよいため、地域間の格差をなくすために削減をするのではなく、最もよい通学補助制度に準じた方法で、現在問題になっている少子化対策の一環として、これからの佐伯市を担う優れた子どもを育てるために、他市にない優遇した全市統一の通学補助制度は考えられないか伺います。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） お答えします。全市統一の通学費補助制度についてということと、現状のままの全市統一の考えはということでお答えしたいと思えます。通学に係る現状について説明をいたします。まず、旧佐伯市の一部、それから本匠の地域では市直営のスクールバスを運行していますので、保護者からの負担はありません。それから、蒲江・宇目・鶴見・米水津の地域では、大分バスを借り上げスクールバスとして利用しています。しかし、蒲江地域のみ保護者負担、月額2,000円ということで負担があります。また直川・上浦・弥生の地域では、定期運行しているバスを通学に利用しています。それぞれの地域で保護者がバス料金の5割から1割を負担していただいている状況であります。また、自転車通学に対する補助制度も地域によって違います。自転車通学に対し補助をしていない地域が弥生・本匠・直川・上浦・鶴見の5地域がある一方で、自転車購入時のみ1回補助金を支給しようとしている米水津や距離に応じて年額補助をしている佐伯・宇目・蒲江というように、支給金額や支給対象にも違いがあります。このように市立の小・中学校の通学に係る制度が一本化されず、地域ごとの補助制度が合併後の今日まで残っていることは非常に大きな問題ととらえて、統一に取り組んでいるところであります。何とか御理解をお願いしたいということでもあります。以上です。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 次長も大変だろうと思うんですけど、なかなか保護者としては納得いかない点が多いようでございます。ただ米水津中学校の保護者は、通学補助や方法の統一は必要であるということ。また、地域に比べて優遇されているという今の状況は十分認識していると言いつつも今回のような決定の方法、説明のあり方では今後何か問題が起きたとき、同じような方法で解決されるのではないかと不安を抱いております。今後このような説明、決定の際にはもう少し慎重に取り組んでもらいたいと思えますが、その点について伺います。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） お答えします。説明の仕方というんですか、資料は恐らくそんなに厚くはないですけど何枚かその都度持っているとは思っております。それと一方的な説明っていいですか、どうしてもやはり行政としては全体を考えるもので、やはりそこを理解してもらいたいという説明は行っておるんですけど、どうしてもやっぱり今まで、こういう言い方悪いんですけど、かなりよその地域に比べて恩恵を預かるといふ地域でやっぱそれをはぐとなるとなかなか抵抗があるといふのはもう認識しております。そこでなかなか話がつかないということもありますけど、そういうところも今議員がおっしゃられましたように、一応1学期ぐらい伸ばしてですね、またちょっとそこらは協議をしていきたいというふうには思っております。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 実はその場に立ち会ってないのでよく分かりませんが、父兄の意見を参考にしてお聞きしたところでございます。では1点目を終わります。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 次に、大きな2点目について伺います。幼稚園延長保育について、住民に後押しされ議員になった私が、子どもや若者、高齢者が住みやすい佐伯市米水津、すなわち地場産業のほか生活と教育、福祉の充実を訴えてきました。もちろん子育ては各家庭の保護者の責任が一番であり、そのような対話をこれまでしてきた上で、再度預かり保育園について伺います。小さな1点目、長期休暇の預かり保育について、現在の経済状況の中で子育てをしている若者の世代に我々はどのような支援をしていけばいいか。若者世代と直接対話をした中で、特に乳幼児を持つ保護者から保育所のない米水津に保育所をとという意見が大多数を占めました。私はその実現を目指しましたが、佐伯市の経済状況では乳幼児の人数的にも保育所施設設立は無理だということで、そのころ国が子育て支援の一環として、認定こども園制度が設立され、早速認定こども園の設立を要望した経緯があり、市長も理解を示し米水津をモデルとして認定こども園を提示していただいたが、認定こども園はいまだに実現に至っていないのが現状です。しかし2008年2月1日より、その試行期間という形で14時から18時まで預かり保育を発足させ実施し、時々預かり保育の子どもたちの様子を、また間接的に気をつけて見ていたが、職員や友だちと楽しそうに遊んでおり、保護者にも大変喜ばれている。市長を始め行政・教育委員会の御尽力に感謝しています。ただ保護者の意見を聞く中で、夏休みなどの長期休暇での実施がないことで仕事に支障を来しており、将来の認定こども園の実現より幼稚園での長期休暇の預かり保育を早急に実施してほしいというのが保護者からの一致した意見です。このようなことから、長期休暇の預かり保育を早急に実施できないか伺います。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 長期休暇の預かり保育についてということでお答えします。現在、よのうづ幼稚園で行っている預かり保育は、将来認定こども園への移行を含めて検討を加えるためのモデル事業として、昨年2月1日から平成22年3月31日までを実施期間として施行されております。議員御承知のとおり、預かり保育を始めるに当たり、米水津地区認定こども園設立促進期成会や保護者と協議を重ねてきております。その過程において、長期休暇中の開園につきまして要望がありましたが、開園日については幼稚園の開園日とし、長期休暇中は開園しないということでした。市としましては、米水津地区の地場産業に必要な労働力の確保や保育所がない状況を勘案して、子育て支援策として預かり保育を開始することを決定しました。そのため、保護者から長期休暇中の開園についても要望があることを踏まえ、現在佐伯市教育委員会からの諮問に応じて、教育行政の諸問題の審議をしていただく、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会の幼稚園部会というのがあります。そこで幼児教育の充実という観点から幼稚園の教育内容や幼稚園の適正規模、適正配置について今検討しているところであります。今後、預かり保育や認定こども園についても同様の観点で協議を行っていく予定としております。以上です。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 次長、あなたたちが答弁することはいつも同じなんです。佐伯市の幼稚園教育の充実に向けて施策を進めるとか、施設の問題、教育、保育士の確保、行財政改革の中で

それはどのように確保できるか。ほかの地域の平等性、大体このような答弁しかないんです。ただ検討するという事は、近い将来実現するという方向で理解をし、楽しみにしておきます。ただ今の景気の悪化の中で、前次長は保護者の就労支援策として実施して預かり保育をしている。景気の悪化により労働時間短縮などにより、子育てに苦勞している若い人たちのためにも保育所のない米水津地区に長期休暇の預かり保育をお願いしたいものであるという意見が大変多いのでございます。また、米水津では長期休暇の預かり保育は即地場産業の活性化につながることを考慮し、実現に向けて努力してもらいたいと思いますが、その点について答弁があればお願いします。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 先ほども申し上げましたと思いますけど、一応今よのうづ幼稚園の預かり保育をやっているのはあくまでも将来認定こども園の移行を含めた検討を加えるためのモデル事業ということで、あと1年まだ2年間ありますんで来年の3月31日まで実施期間として今施行しておりますということで。それと最後の方に申し上げましたけど、そういうことを含めまして幼稚園のいわゆる佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会の幼稚園部会で検討していくというふうに答えたと思っております。そういうことでいいでしょうか。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） どうもありがとうございます。次に大きな2点目のイについて伺います。降園時のバス利用について、色宮・向陽両幼稚園、色宮方面は登校時は定期バス、降園時はタクシー、小竹方面は登園時は中学校スクールバス、降園時はタクシーで送迎されてきました。しかし、2008年2月1日より預かり保育が発足し実施されてから降園時には保護者が迎えに行っておりますが、急用ができたりまた車が1台しかない家庭では大変不便をしているという意見が聞かれます。幸いにして預かり保育が終わる時間には色宮方面は定期バス、小竹方面は中学校スクールバスが運行しているが、これは利用できないか伺います。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） お答えします。降園時のスクールバス利用につきましては、預かり保育は幼稚園が終了したあと、別途行うものという位置づけであります。それで現行の幼稚園のスクールバスは利用できないとずっと御説明して承承していただいております。したがって、現在預かり保育後の降園については、保護者が直接迎えに来ていただいております。スクールバスの利用につきましても、先ほど御説明しました佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会というものがもう今既にずっと開いておりますけど、その幼稚園部会において協議結果を踏まえて判断していきたいというふうには思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 次長、子どもたちの安全を見守りながら利用できるものは利用し、保護者の負担を少なくしていただきたいことを要望し、大きな2点目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 次に大きな3点目、ふるさと納税の推進について伺います。ふるさと納税の状況について、昨今の経済情勢から市税が減収となることが予想される中、ふるさと納税制度が導入され、市税歳入の少ない地方自治体にとっては正に恵みの財源でもあるが、まず伺います。佐伯市は現状ではふるさと納税の申込み件数は何件ぐらいあり、また金額は幾らくらいなのかお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村尾議員さんから、ふるさと納税についての御質問をいただきました。このふるさと納税、昨年10月から受け入れを開始しておりますが、その間これが始まるという形で私の方も佐伯人会、各いろんな関係の方々を上京した時、また大阪、東京等で同窓会があった時と色々な方々の中でお願いをしてきました。それぞれがいろいろ賛同していただいておりますし、第1号が私の同級生が第1号としてこれをさせていただきました。そうした中で現在はですね、県外の方々から12件、そしてまた159万円のこのふるさと納税の寄附という形でいただいております。詳細についてはホームページなどでしておりますが、まだまだそうした中で状況でございますが、こうしたことに賛同いただきましたことをこの場を借りてお礼を申し上げ、今後とも佐伯市の状況を財政的に厳しいということと話しながら、地域におけるふるさと納税の促進に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 佐伯市は12件、159万だそうでございますが、ちなみに臼杵は21件、240万円、津久見は3件、18万、豊後大野12件、96万、まだ始めたばかりなので当然かも分かりませんが、これからはどこの市町村も増額するのではないかと考えております。次にイについて伺います。啓発についてはこれからの取組について、これまでにどのような啓発を図り、また他市にない特色ある勧誘は行ってきたか。今後の取組はどのように進めていくのか伺います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ふるさと納税の啓発についての取組ということですが、現在行っておりますのは市報や公式ホームページへの掲載、こういった形でホームページに掲載されております。そのほか関東・関西における佐伯人会ですとか、市内高校の同窓会などでのリーフレットの配付、県事務所これは東京・大阪・福岡にありますけれども、各事務所へリーフレットを設置しております。それから市の職員を通じての親族・知人等への寄附の依頼等を実施しております。ちなみに掲載を希望されない方もおられるんですけども、寄附をされた方は福岡・東京・千葉・東京・東京・兵庫・東京・兵庫と大都市圏に集中しております。寄附をしていただいた方には、啓発のほか再度の寄附のお願いの意味も兼ねてお礼として本市にちなんだ品を贈呈することとしておりまして、現在は伊勢正三氏の作詞・作曲による佐伯市歌のCDをお贈りしております。今後の啓発につきましては、現在の取組を継続していきたいと思っております。また根本的には今後一層多くの方から佐伯市に寄附をしたい、または帰りたい、訪れてみたいと思えるようなまちづくりを推進し、あわせて広くPRをしていきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 次に、大分県も進出企業の好調な業績を反映して税収は伸びていたが、景気の減速でここ数年、県財政を支えてきた税収の伸びが期待しにくい状況で税収不足は地方交付税などにも影響を及ぼし、地方自治体の財政は苦しくなるばかりで、このようなときこそ多少なりと税収の増すふるさと納税の啓発を職員が先頭になり、そして市民にもお願いしながら大きく税収も伸びると思っておりますが、そのような点は考えはないか伺います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） こうした寄附行為といいますのは、景気の動向にかなり大きく左右されるかなあというふうに思っております。そういったことも勘案しながらですね、広報については十分これからもですね留意して行っていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 村尾議員。

19番（村尾清一） 佐伯市の財政のためにも頑張っていたきたいと思います。最後に、当初予算の中にもふるさと納税者に対して、佐伯市にちなんだお礼の品の予算も上げられており、大変良いアイデアだと思っております。また、納税者名簿など市報に記載すれば多くの市民も知り、それなりの効果が生まれるのではないかと思います。これは要望して私の一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、村尾議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に36番、浅利美知子さん。

36番（浅利美知子） 皆さん、大変お疲れさまでございます。36番議員の浅利美知子でございます。今回総括質問で質問させていただきます。まず初めに、定額給付金について3点お伺いをいたします。2008年度第2次補正予算の財源特例法が3月4日に成立し、国民が待ちに待った定額給付がスタートいたしました。100年に一度と言われる金融危機、定額給付金は景気の悪化と物価の高騰に苦しむ国民生活を支援するとともに、国民の消費を喚起し景気を下支えすることが目的とされております。1人当たり1万2,000円、18歳以下と65歳以上の方には2万円が支給されます。この定額給付金については、様々な意見があり、ワイドショーなどでも取り上げられ賛否が問われましたが、佐伯市の定額給付金に対するお考えをお聞かせください。次に、第2次補正予算案の編成を受け全国のトップを切って青森県西目屋村、北海道西興部村で給付が始まり、テレビでもその喜びの様子が放映されました。大分県においても年度内支給が姫島村、九重町、そして佐伯市の3市町村で、他市は4月上旬又は5月下旬の支給となるようです。姫島村では7日に早速給付がスタートいたしました。先の全員協議会で佐伯市は昨年12月総務部総務課に定額給付金準備室を設置し、年度内支給に向けて準備していると説明がありました。市長の素早い対応に大変感謝を申し上げたいと思えます。これから申請から給付までの事業が始まるわけですが、佐伯市の取組の状況をお聞かせいただきたいと思えます。次に、佐伯市の定額給付金は約12億6,000万円になると聞いております。この12億6,000万円を地域の商店街で活用してもらうことにより、地域経済の活性化に大きな効果があると思えます。給付に合わせ全国の698市区町村や商工会の団体がプレミアム付の商品券を発行したり、117市区町村が地元での買物で豪華賞品が当たる抽選会などの消費拡大セールを実施予定したりとか、定額給付金を地元経済の活性化につなげる取組が大きく広がっております。佐伯市では定額給付金を活用した地域経済振興策をどのように考えているのかをお聞かせください。

大きな2点目といたしまして、子育てにやさしいまちづくりについて3点お伺いをいたします。まず、妊婦健康診査について、一度も妊婦検査を受けずに陣痛が始まって初めて産院

に駆け込む、駆け込み出産の事例が年々増加し、社会問題化されております。死産や未熟児、感染症などのリスクを抑え、母体・新生児ともに安全な出産ができるようにするには14回程度の受診が望ましいとされております。しかし、検診費用は1回に5,000円から1万円程度掛かり、負担軽減が必要と指摘されておりました。佐伯市においては2007年10月から妊婦健康診査受診券を2回から5回に拡大し交付がされております。2008年度第2次補正予算で妊婦が検診費用を心配せず、安心して必要な14回程度の妊婦検診を受けられるよう公費負担が大幅に拡大されたことにより、佐伯市平成21年度当初予算に14回分の受診券の交付が計上されております。しかし、この妊婦健康診査臨時特例交付金は2年間、2010年までの措置となっております。そこで佐伯市はその後、このまま14回分の受診券交付をしていくのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。そして現在、この受診券は助産院では使えないところも多く、日本助産師会の調査によりますと、出産できる有床助産院のある39都道府県のうち16府県内の全市町村で助産院での検診に助成がありません。大分県も使うことができません。現在大分県には出産できる助産院が4か所あり、その1か所は佐伯市にあります。助産院でも受診券を使えるようにしていただきたいと思いき、このような通告をさせていただきましたが、通告後に助産院でも使えるようになったというふうにお聞きしました。その後の経過などをお聞かせいただきたいと思っております。次に、ひとり親家庭の医療費受給について、佐伯市ではひとり親家庭が852世帯で、母子家庭が820、父子家庭が32あるとお聞きしております。一人で働きながら子どもを育てられている方の御苦労は計り知れないものがあると思っております。ひとり親家庭には医療費助成の受給資格証が交付されており、医療費の助成は1か月を単位とし、医者^の証明や領収書などを添付して窓口^に宣誓書を提出する償還払いとなっております。医療費助成の目的は生活の安定、福祉の向上を図ると条例には記されております。負担が少しでも軽くなるためにも、この医療費を現物給付にできないかとお伺いをいたします。次に、赤ちゃんの駅^の設置についてをお伺いいたします。赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れ^たお母さんたちが外出中に気軽に立ち寄っておむつの交換や授乳ができるスペースが確保できている公共施設などをいいます。これも子育て支援事業の一つだと思っております。高速道路の開通に伴い、道の駅などに来られる方も非常に多くなり、売上げもアップしているようです。県内外から来られる方々の中には赤ちゃんを連れて来られる方もいらっしゃると思っております。ちょっとほっとする場所を提供することが子育てにやさしい佐伯となるとも考えられます。今ある施設を有効活用して環境を整備すれば低予算でできると思っております。赤ちゃんの駅の設置をしていただきたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんより、定額給付金についてということで、総体的な答弁をさせていただきます。まず、定額給付金に対して市としての基本的な考え方を私から述べたいと思っております。今回の定額給付金事業に対しては様々な考えがあるかと思っております。未曾有^{みそ}の不況にあえぐ国民の生活対策として国を挙げて決められたことでありますし、当然のことながら地方公共団体としては真しに受け止めて積極的にその利用、そして地域にとってもこうしたことが大きく普及することによって活性化になるということを考えております。また、議員から言われましたように、その準備につきまして私どもできるだけ早くということでスピードをもって早く給付できるように最大限努力させていただいております。県下でも議員が御質問でありましたように、3月中に給付を開始するというのは市としては私ど

もが最初で九州でも早い方ではないかと思っております。そのため職員は1日でも早い給付をするため昼夜いろんな形で研究し努力しております。これだけの人口の多い所ですので、人以上の私たちが言えないような体制づくりもさせていただきました。そういう中でも職員の努力があったものと思っております。また、こうした給付金が一日でも早い交付することによって地域経済の振興策は4月にいろいろやっぱ物入りがありますので、間に合ったかなと思っております。またよく言われておりますのが、プレミアム商品券の発行ということで、1月30日、31日の新聞では129か所ありましたし、また現在議員が言われますように698ということですが、こうした中で私の方も議員からの方で要望が出ておまして、会議所またそうした中でお伺いいたしましたけど、その当時ではどうしてもちょっと無理だということがありまして、私どもその財源といたしましては、今議会の臨時におきました活性化資金の中の臨時交付金10億を超しておりますので、それから必要であればという形で予算化も考えておったわけですが、そうした要望がなかったもんですので、先般議決いただいておりますように、その他いろんな形の公共事業また直接要る事業に振り分けさせていただいております。詳細等につきましては、部長の方からその他についても御答弁させていただきたいと思っております。

もう1問の子育てに関しまして、妊婦健康診査については現在5回を公費負担しております。これも議員の質問等でこれも私ども市としては増やさせていただいておりますし、今回の国の緊急対策の生活支援事業として、妊婦が検診費用の心配をせずに14回程度の必要な回数を受けられるよう公費負担を拡大するとしております。平成22年度までの時限措置として9回分の追加措置がされます。国が2分の1補助を行い、残りの2分の1は地方交付税措置により支援するものであります。佐伯市といたしましても平成21年4月から実施に向けて準備をしております。議員の言われるように、22年までの時限措置ですが、国は平成23年度以降については市町村における妊婦健康診査事業の実施状況を踏まえつつ検討することとしています。大分県から国に対しての要望はもちろん、大分県全市町村総意の下、全国市長会から国への財源措置の継続について要望を提出しております。今後の国の動向をかんがみ検討していきたいと思っております。また、助産院での受診券の使用につきましては、平成21年4月から血液検査のない12回については使用できるように準備を進めております。ひとり親家庭医療費の助成事業につきましては、大分県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱に基づいて交付されております。この要綱が現物給付を想定したものでないため、現在の状況では現物支給を行うことは困難です。今後県の補助金の動向を見極めながら検討していきたいと考えております。赤ちゃんの駅につきましては、平成18年度に東京都板橋区が開設したのを皮切りに、平成20年度から埼玉県本庄市・新座市・深谷市、福岡県北九州市が始めております。また、福岡市も来年度からスタートすると聞いております。この事業は乳幼児を連れて外出した保護者におむつ替えや授乳の場所、ミルクを作るお湯を提供するもので、それらを提供できる施設を公共施設に限らず、赤ちゃんの駅として登録し、ステッカーやパンフレットなど広く広報しております。子育て中の家庭には大切な情報であると思われれます。本市といたしましては先進事例を参考にしながら、まず公共施設への設置について検討していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは私の方から、定額給付金に関する御質問の中で、アとウに関し

ましては市長の方から申し述べましたので、イの取組状況についてお答えしたいと思えます。現在、対象市民全員に少しでも早く定額給付金を給付できるようにきめ細かな窓口受付体制で対応していこうと精力的に準備を進めております。国は定額給付金の申請に関しては、その事務の膨大さから受付事務の軽減を図るために、基本的には郵便での申請を想定しております。ところが申請には振込口座や運転免許証等の本人確認書類の写しが必要となっているために、コンビニなどコピーの撮れる場所が少ない佐伯市民にとりましては、非常に申請しにくい制度となっております。そこで佐伯市では、基本的な申請方法であります郵便申請だけに頼ることなく申請ができるように、本庁管内、振興局管内ともに受付開始から一定の期間を集中受付期間と位置づけまして、その期間におきましては各地区公民館で受付を行うことができるように計画しております。このように身近なところで受付場所を提供することで高齢者や周辺地域にお住まいの方々の方がより早く、容易に、確実に、安心して申請できるのではないかと考えております。現在の取組状況についてですが、まず昨年12月初旬に総務部総務課庶務係に定額給付金準備室を設置し、職員2名を業務援助という形で配置いたしました。今年の2月にはさらに1名の職員を同じく業務援助で追加配置いたしまして、現在3名の職員が中心になって準備に取り組んでいるところです。ところが、テレビや新聞などに報じられていますように、国会の情勢が不安定というような部分もありましたことから、非常に短い期間での準備を強いられることに加えまして、国からの具体的なスケジュール、事務事業の取扱い、手順などがなかなか完ぺきには示されてきませんので、多くの課題を抱えながら現在準備を進めざるを得ないため、担当者も非常に今困惑した状況でやっている状況でございます。こうした中、準備作業は困難を極めながらも電算システムの開発や申請書等を各種帳票の作成もなんとかめどが立ちましたし、振興局担当職員との調整や国への補助申請とか、関係規則等の整備など慌ただしく行ってまいりました。その結果、3月の下旬までには申請書を発送いたしまして、この年度内、つまり3月31日には第1回目の給付ができるように現在努力をしている状況でございます。3月中旬、もう間もなくですが、さらに業務援助の職員を追加増員いたしまして、臨時職員も採用して受付事務に対応する予定でございます。そして4月1日からは、定額給付金準備室を定額給付金対策室と名称変更して万全の体制で事業に取り組む手はずとなっております。さて、佐伯市の給付金の総額は約12億円ということで、これが消費に回れば当然大きな経済効果が期待できます。定額給付金に関する十分な広報を行うことにより、より多くの方に定額給付金が完ぺきに行き届くように努め、生活対策に役立っていただくことはもとより、市内の消費拡大につながっていければというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） 市長から直接御答弁いただきまして、ありがとうございます。まずは、やさしい子育て支援まちづくりについてということで妊婦検診の14回分ですね、この分においてはですね、市長から御答弁がありましたように、全国の市長会でも国に要望していきたいという御答弁がありましたので、さらにですねこれはお願いしていきたいと思えます。そして、助産院の件ですけれども、これも先ほど御答弁いただいたように、助産院での使用ができるってなったことで妊婦さんがですね、自分の希望でっていうかですね、好きな場所で自由に生む場所を選べるというような環境ができたのではないかと考えております。それとひとり親家庭の医療費の受給についてでありますけれども、これは現物支給については検討し

ていきたいとの御答弁がありました。これはさらにですね、是非検討を進めていただきたいと思います。実は私がこの質問に当たりまして、あるひとり親家庭の方から御相談を受けました。その方はですね子どもさん1人いらっしゃるって、もちろん仕事をしながら子どもさんを育てていらっしゃる方なんですが、仕事を休んでですねこの申請書を窓口へ提出しなければならぬと。そうすると仕事を休めばその分ですね、お給料が減りますということなんですよね。結局、全く仕事を1か月休まないで出勤するというかですねすれば、その分ですね手当が別に4,000円ほどその方のお勤めになってるところから付くそうなんです。そういうのを思えばですね、やっぱり少しでもですね現物給付にさせていただければ、こんなに一生懸命働いていらっしゃる方々がですね助かるんじゃないかと思います。これは本当に決して1人の方の意見でしたけれども、母子家庭なり父子家庭の方本当にたくさんいらっしゃいますと、多くの方がこれを望んでいらっしゃいますよってというお話でしたので、これはですね是非県の方にですね現物給付を呼び掛けていただきたいと思います。そして、赤ちゃんの駅の設置についてであります。その前にですね、今のひとり親家庭の医療費の支給についてですが、現在佐伯市では窓口の申請になっているようですが、一部郵便でもですね受付もしているというふうにお聞きしております。しかし、今言いましたようにこの御相談者はそういうことは一切知らずいらっしゃいませんけれども、どこまでですね郵便の受付がですねできているのか、ほかの方たちがですねどこまでそういう郵便で受付ができるのかを知らずいらっしゃるのかですね、そのところをですね今一度お伺いしたいと思います。そして赤ちゃんの駅の設置についてはですね、検討していただくということですので、少しでも佐伯を訪れる方、また佐伯に住んでいらっしゃる方たちがですね、例えば市の庁舎だとか、そしてまたスーパーだとか、例えば銀行、そういう民間の施設もあります。そういうところでですね、市の方からでも呼び掛けられて是非ですね、そういうほんの少しのスペースでいいと思うんです。ちょっとベッドを置いて、ちょっとイスを置いてですね、くつろげるというか、おむつ交換できたりするような、そういう場所がですね必要じゃないかと思えます。日田の方からですね、こちらに転勤で来られる方がいらっしゃいまして、その方が日田の方で佐伯に来られる前にですね、日田の方にはそういうのが赤ちゃんの駅があるんだけど、佐伯はあるんでしょうかというのを聞いたことがあります。そういう意味からですね、是非必要なものではないかと思えます。安心して気楽に寄れる場所、そういうのを設置をですね、是非よろしくお伺いしたいと思います。

それと定額給付金の件でありますけれども、今大変にですね市の方も一生懸命努力されて県下の市ではこの年度内にですね支給されるということで、本当にその努力にですね本当に心からありがたいと思っております。その中でいろいろな問題が生じてくるのではないかと思っておりますが、例えば、ひとりでですね暮らしている高齢者の方々とか、申請の方法とかですね記入の仕方とか分からない部分、問題点がいろんな部分が出てくると思うんですけれども佐伯市としてはですね、そのような方々のために専用のですね相談の電話というか、コールセンターですね、そういうのを設置の予定があるのかどうかですね、まずはお聞きしたいと思います。これも恐らく申請書がですね送付されればそういう問い合わせがかなり来るのではないかと思いますので、是非そういう専用の電話、窓口がですね必要になるかと思えますけれども、その点何か御準備されているのかどうかをお聞きしたいと思います。そしてまた、本当に今社会で問題になっております振り込め詐欺ですね、もう今日の新

聞にも載っておりました。50代の方でしたかね、大分県でも2件あったと。定額給付金には関係ないと思うんですが、そういう若い方たちでもうまい手口にのせられるっていうかですね、だまされて実際振り込んでしまうっていう例が本当にあります。また高齢者の方々でしたらなおさらですね、それを本当信じきってしまって、そういう詐欺にあってしまう可能性が大にあると思います。それで今回のこの定額給付金が支給されるに当たってですね、振り込め詐欺の防止対策もですね、これも強化していかなければならないと思いますけれども、何かこの対策は考えていらっしゃるのかどうかですね。その点を2点お伺いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 御質問にお答えいたします。定額給付金の高齢者のひとり世帯の人とか、そういう人たちが非常に申請の方法等に戸惑うんじゃないかということがまず1点ございました。そういうことも含めてですね、先ほど私が申しましたように、公民館で受付をしていくということ。また、振興局管内ではかなりきめ細かい体制でそういった戸惑わないようにきめ細かい申請のやり方を今考えているところでございます。電話でなんですけども、早速、国の方の予算が通過してからというもの、準備室にですねひっきりなしにこの1週間ぐらい前から電話が鳴りっぱなしです。その都度、丁寧に説明をいたしております。間もなく申請書が今月中には各家庭にですね、全戸に配付されますので、その部分の分からない所がもう自由にですね電話を掛けていただければ御説明いたしますし、実は本庁の一番中心となる事務局が今では手薄ですので、今、東玄関前の駐車場の所にプレハブを造ってですね、そこで対応しようということで、早速今準備に入っております。そこにはもう電話を何台も設置しまして、そういった相談のコールセンター的な役割をそこで果たしていこうということで、とにかくお困りの点は何でも聞いていただきたいというふうな体制でやっております。基本的には郵便申請が基本なんですけども、やはり郵便ではなかなか分かりにくいので、とにかく出向いていただきまして、そこで丁寧にですね説明しながら申請をしていただく。そういったやり方でいきたいというふうに考えております。それから、振り込め詐欺の関係なんですけども、特別にこの防止策は考えてないんですけども、今我々が佐伯市が考えるこういったやり方でやっていけばですね、こういったのはかなり防止できるんじゃないかというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 私の方から再質問を答えさせていただきたいと思いますが、まずは、ひとり親家庭の医療費助成の件でございますが、現物給付につきましては、隣の宮崎県はですね、全市町村賛同の下でですね、入院のみ現物給付を行っております。というのが、これは大分県下でありますと今県の規定の中にはないということで先ほど答弁させていただきましたが、全部の市が、うちは償還払いでいいよと、いや現物でいいよというわけにはいきませんので、まず足並みを揃えるということと、それから医療機関でもそれはできるという。そこ辺のですね調整をしていただかないといけないという条件がございます。そういうことも含めて今後は県の方にも働き掛けをしてみたいというふうには考えております。それと郵便請求についてでございますが、原則、現在窓口でさせていただいてるのは、非常に手続き上ですね、書類の不備等もございまして、また郵便にしますと郵便でやったり取ったりとそういう手間が掛かりますので、原則は窓口としておりますが、議員おっしゃられます

ように、非常にそういう職場の環境にある方についてはですね、郵便請求でも受付はできませんので、そういうときには間違いのないようによく打合せをしながらですね、郵便請求も可能だということで御理解いただきというふうに思います。それと赤ちゃんの駅でございますが、先ほど市長の方が公共施設を中心にして考えたいということでございますが、今大分県です、大分子育て応援団というのがございまして、これで、例えば授乳スペースがある所、それからおむつ替えスペース、それと親子で入られるトイレ、それとキッズコーナー、遊び場ですね、そういったものを持っておる所を登録している所がこの応援団の中にですね、佐伯市内で14か所ほどございます。例えば、佐伯市図書館とか和楽とかですね、保健センターとかですね、そういった所が、多分これ皆さん知られてない部分が多いかと思われまので、こういったことも広報していきたいと。またこの中からですね、そういった例えば、授乳室はあるけどミルクを作るのが難しいというようなものにつきましては、そういうことが可能であるかどうかということも検証しながらですね、今後はこの赤ちゃんの駅も検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） 定額給付金の件についてはですね、しっかりとその相談体制もできているということで、皆さん本当に待ちこがれていらっしゃると思いますので、事業を本当に進めていくためには本当に大変な作業が続くかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。そしてまたこれとともにですね、余り良く知られてないっていうかですね、知らない方が実際多いんじゃないかと思えますけれども、この2008年度第2次補正予算にですね盛り込まれているのがですね、子育て応援特別手当っていうのがあります。これが対象の方が限られておりますけれども、実際1人当たり3万6,000円ですね一時金としてこれが給付されます。まだ定額給付金はもう報道などでされておりますのでかなり知らない方がいらっしゃるっていうぐらいですね知っていらっしゃるんですが、この子育て応援手当の件についてもですね、皆さんにですね十分承知していただいて、もちろん市報等でですね、これから定額給付金と一緒に周知徹底されていくと思えますけれども、この点もですねよろしくお願いをしたいと思います。漏れのないようにですね、お願いをしたいと思います。

そして、赤ちゃんの駅の件ですね、市内に14か所ぐらい赤ちゃんの駅っていうかそれに類するようなものですね、14か所ぐらいあると今お聞きしましたけれども、確かに和楽にありますよね授乳室が、でも正直分かりませんね。ドアには何か書いてありますけれども分からないと思います。ですから、何か分かるような表示ですね、例えば和楽の入口の辺りにそういう部屋がありますよみたいなですね、そういうステッカーなりしてあげればまだ利用も増えるんじゃないかなと思いますので、是非ですねそういう目印的なものをですね、是非お願いしたいと思います。

戻りまして、定額給付金の件になりますが、佐伯市ではそういう例えば商品券だとかですね、そういうのは実際実施はされないっていうような市長からの御答弁がありました。例えば大阪の方ではですね、市民からいろいろアイデアを募ってですね定額給付金を受給した市民の方から寄附を募ってですね、参道のライトアップや植樹に活用するという寄附をするとかですね、それとか学校設備の充実に何かつなげるようなですね寄附を募るといったようなですね、そういう対策も取られてるようなんですけれども、もしですね佐伯市の市民の方で寄附をしたいと。そういう方がいらっしゃる場合もあるかもしれませんが、そのような場合

は寄附の受付っていうのはされるのでしょうか。その点をですね1回お聞きしたいと思いません。

それとすみません。何度もちょっといたり来たり戻りますけれども、ひとり親への医療費の受給の件ですね、郵便でもできるっていうふうにですね今お伺いいたしました。先ほどもしも言いましたように、大半の方は知ってらっしゃいません。窓口の申請の方が多いと思いません。先ほど部長が言われましたように申請で不備があった場合ですね、やり取りがまた大変なんじゃないかと思えますけれども、できればですね、そういう郵便でも申請ができるんだよということをですね、こういうひとり親家庭の方々にですね、お知らせを是非やっていただきたいと思います。少しでも申請がですねしやすくなるようなですね体制をですね、是非ひとり親家庭の方を応援する立場からですねとっていただきたいと思いますので、そのところは要望しておきますので、よろしく願います。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 御質問にお答えします。寄附の受付はするのかということだったですね。そもそもですねこの定額給付金が国民、市民の生活対策ということで給付されるというふうに我々認識しておりますので、寄附をしてくださいということを余り全面的に言うのもどうかと思いますし、それでも寄附していただける方がおればですね、それを受けないという手はありませんけども、積極的に進めるということは今のところ考えておりません。

それから申請の件なんですけど、これは基本的にですね国が示してるのは郵便申請なんです。だから本当は皆さんが全部郵便申請をしてくれれば相当シンプルになります。でもそうはいかないだろうということでですね、やっぱりなかなか申請書、特に書きにくいですから、それで受付をやっていこうと、きめ細かくやっていこうということになっております。先ほどちょっと言い忘れましたが、やはり本人確認をきっちりやっていきますので、そういった意味でいろいろ詐欺の問題とかいうのはかなりそこでクリアできると思えますので、基本は郵便なんですけども、郵便申請ができますっていうことはこれからもきっちり広報していきたいと思っています。

議長（児玉忠義） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 8番議員の後藤幸吉です。とことん発言して市政を厳しくチェックしてまいりました。今日は議会事務局長からも通告に従ってちゃんと発言せえと励ましていただいております。まちづくり、中心市街地活性化計画について質問いたします。この件は、17人の議員の中で重複する部分もありますので、もしダブる部分があったら結構です。まず、全体的なまちづくりについてお尋ねしたい。前回も質問は、しとるんですが、どうも中心市街地活性化にのっとった建物、そういうものが計画どおりに進んでいないようにあります。構想はどのような構想を持っているのか。まずそれをお尋ねします。それでは続けます。前回に続いて質問しますが、市庁舎、文化会館大ホールの建設はいつになるのか。財政が苦しいということで11月ごろから市役所の建物を、例えば41億6,000万円であったものを先延ばしをすると、先延ばしせざるを得ないという発言がっております。それでは、この市役所はいつ造るのか、2億円の補強をして仮に何年後に造るのか。合併特例債が使える時点であればかなり有利なわけでありましたが、仮に平成29年には7万3,000人、2030年には5万人の人口

があります。合併特例債が効く平成26年の3月までに造らんとすることは、今から15年後に造ったときには後数年で人口5万人の佐伯市になるわけです。そのようなときにもまだ本庁舎に550人を収容するような建物が必要なのでしょうか。いつごろ市役所は造る予定なのかをお尋ねします。それと文化会館大ホール、文化会館の中ホールは三余館の機能を持ったコンベンションホールを壽屋の駐車場に造るというコンベンション計画があるようですが、それなら大ホールはいつごろ、どの場所に移すのか。現在の三の丸には毛利家に対して1,150万ですか払っております。24年3月までの契約になっていると思います。それを文化会館はどうするのか。この間、先だつての市長の答弁では過疎債の利用もあり得るように発言されておりました。どの位置にいつごろ造るのかを答弁していただきたい。それとコンベンションホールは計画では、壽屋の駐車場であります。壽屋の建物があった地域、あの地域は実際にはどのように話が進んでいるのでしょうか。これは佐伯市の土地であります。それと何軒が民間の店舗があります。私も不幸な火災があったあと、中心市街地の事業に使うのであれば、今のうちに譲っていただけたらどうかということを経営開発の委員会の席上ははっきり申し上げておりましたが、最近の委員会の報告では、まだ交渉はしていないということでありました。民間のディベロッパーに買わせるのか、佐伯市が土地開発公社で抱え込むのか、そここのところの答弁をお願いします。それと前回やはり言うたんですが、合併特例債、まちづくり交付金の利用はどの程度になるかということです。これは地域開発特別委員会の委員長報告で、例えば市役所であれば県と相談をして、民間のローンで言えば長くしたらどうかという提案もしております。このことに対してはどのように考えておられるのか。報告は3月2日ですから、まだ研究はしていないのかもしれませんが、こういう欄があります。佐伯市の都合でこの年限を設定しているに過ぎない。例えば償還期限を30年ないし40年とし、県知事の同意を得ることが必要であるというようなこと。こういうことは検討する価値があるのかどうか。検討すれば合併特例債が効く間に建設も可能なのですが、そこはどのようにお考えになっているのでしょうか。それと五つめ、東校区の公民館、それと消防署が移転した跡に消防の分署を置いてもらえないかという地域の要望書を執行部は受け取っていると思います。大きな項目で幾つかありますが、公民館をいつごろ建てる予定なのか。それと消防分署、私が消防分署というのは東校区、西校区、渡町台校区で約2万人の人口がおります。この地域は先日の報道のように、警察署も郊外に行くような話になっております。警察署はリスク管理というんですか、災害が起こった後に今の位置では指揮系統が発揮できない。それでももう少し高い所に行くんじゃないかというようなことのようにあります。これは地域の住民にとっては消防署は持っていかれるは、警察署も持っていかれるは、そして自分たちは警察が崩れるような状態の所に住んでいるのかということで、大変不安であります。したがって、公民館の規模もそういうことにも関係してくると思いますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御質問の内容が各部局に分かれますので、私の関連するところから拾ってですねお答えしていきたくと思います。まず最初にですね、中心市街地の全体的なまちづくりについてということですね、これは去る2月10日、全員協議会において御報告したとおりでございます。現在のところ中心市街地活性化基本計画の策定を急いでいるところです。その中では、核事業であります大手前開発計画について、これはあとの設

問とも関連してまいりますけれども、ここは特に民間事業を中心にしようという所であります。その事業の目途が立っていないということですか、駅や港方面についてですね、今後事業の整理を行う必要がある。もう少し厚くしたいという思いがあります。そういったところが課題となっております。これらについて早急に詰めを行いまして、平成21年度の早い時期にその内容を公表していきたいというふうに考えております。それから次にですね、これはC街区のことですけれども、旧壽屋跡地ですね、建物の建ってあった所ですけれども、その利用や構想につきまして、これは昨年12月にですね、3月に説明はいたしましたけれども、その時に、文書的にはお配りしておりませんでしたので、12月にお配りして構想を明らかにしたところです。これは機能面や実現面などについて更に検討を行っているところです。中心市街地活性化協議会準備会ですか、地元関係者との協議を重ねて今後まちづくり協議会なども開催しまして詰めを行っていききたいと思っております。それからちょっとその後の問題でありますけれども、合併特例債やまち交の補助ですね、その利用はどの程度になるかということですが、これは事業費が未定なものですから、現段階ではまちづくり交付金と合併特例債、これは最大限に活用していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 後藤議員の御質問のうち、市庁舎の建設時期はいつになるのかとの旨の質問にお答えします。議員も御出席されておりました2月18日の地域開発特別委員会で報告をしましたように、財政シミュレーションを行った後に内部の建設検討委員会で協議したところ、庁舎建設の必要性につきましては従前のとおり全員で一致しておりますが、その時期につきましては様々な意見が出されておりました。例えば、合併特例債の期限内に建設した場合、庁舎建設が他の事業を圧迫することが推測される。あるいはまた、同期間に事業が集中した場合に公債費が増加し、財政悪化の要因になるのではないかと。そういった意見と、また一方では、先送りした場合に、大地震等の発生時に災害拠点の機能や安全性を確保できるのかということ。あるいはまた、合併特例債に代わる有利な充当財源を確保できるのかななどの意見がございました。ここまでは先ほど言いましたように、特別委員会で報告したとおりでございます。そのあとの出来事といたしますか。その後、2月20日に財政シミュレーションの結果を踏まえて新庁舎建設審議会を開催し意見をお聞きしたところでございます。その際にも、ほぼ同様に合併特例債の期間内に建てるべきだという意見と、あるいはまた財政状況から見て慎重に行うべきだなどの様々な意見が出されたところでございます。現在それらの意見等を参考にしながら時期等も含めましてですね、更に検討を進めているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 後藤議員の文化会館大ホールの建設はいつになるのかということでお答えします。12月議会でも市長の方からも検討するというような答弁があったと思っておりますけど、一応ですね、文化会館の建て替えについて一応必要だと市民の意見も多いということと、長期総合教育計画の中にも市民の文化活動の拠点となる市民会館の建設を促進するというふうに明記しております。しかし、建設場所や規模など具体的な内容になるとまだ意見の一致が図られていないということが現状であります。それで教育委員会としては、他市の資料収集や課内会議を行っておりますけど、まだ具体的な場所や計画が協議されるようになれば検討委員会や構想委員会などを設置して協議を重ねていきたいというところでありま

す。

議長（児玉忠義） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 私の方から消防分署についての質問でございますが、過去に答弁いたしましたように、交通アクセス等を考え、脇津留の本庁舎で十分対応できると考えておりますので、現時点では分署の配置は考えておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） どうもすみません。一つ漏れておりました。東地区の公民館、一番最後にありますので答弁いたします。東地区の公民館の設置につきましては、先ほど後藤議員がおっしゃられましたけど、幾度となく設置に関する要望が出されております。また、平成18年には佐伯市東地区公民館の早期建設についての請願が提出されて、同年第4回市議会定例会、9月議会において採択されており、大変重く受け止めておるところであります。これらの要望・請願を受け、教育委員会といたしましても、佐伯市長期総合教育計画の中で社会教育施設整備の目標指標として掲げ、最優先課題として取り組んでいるところであります。現在、庁舎等建設内部検討委員会でも協議がなされております。それと関係各課との調整も図りながら具体的な施設の規模・設置場所などを決定していきたいというふうに考えております。それとまずはずですね、平成21年度中に設置場所選定などのための調査費を補正予算に計上するように、その方向で進めております。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 消防の分署の件、旧郡部の場合は地元の消防団の方も減ってるんですけども、やはり距離を考えれば地元の消防団が一番頼りになる。佐伯市内の場合は普通、日ごろの場合はやはり消防署の車の方が速い場合がありますほとんど、ただ水が出らんじゃったりしたことはあるけども、そういうことを考えると是非置いてもらいたいという気持ちが強いのと思います。なしかと言うと、市の職員の中にも消防団に所属しとる人がおると言うことは聞いております。造船所なんかにも郡部の消防団に市内の人も入っていると思います。その人たちを体系的に組織すれば、常時消防署に4人も5人もおらんでもいいわけで、市役所から飛んで行って応援をする方法もあると思うんです。もちろん日ごろ訓練をしとってもらわないけんけども、そういうことを考えて、そうすれば何ぼか人件費については安づくと思います。私はちなみに消防職員を減らせなんて言うたことは、こないだも言うたけど1回もないな。そういう機能をまちの中、人口が2万人おるんじやから、やはりそこは考えていただきたいと思います。一応希望としてしてます。それから東校区の公民館、これは21年に検討するということは今までは検討しちょらんじやったわけ、完成するのはいつごろじやろうか。ということと、やはりこの要望書の中にあるように、水害が発生した場合にやはり避難する場所にもしてもらいたい。そういうことの検討も十分にさせていただいて、これは消防署が移転するのが22年かな、その関係で22年度中には造れると理解してもいいんじゃないだろうか。それから先ほど答えていただけてないのが、市庁舎の地域開発委員長からの平たく言えば県と相談をして合併特例債のそれを延ばしてでも26年3月までに造ったらどうかという一つの案じゃったと思いますが、それはどのように考えるのか。通告したあとの2度目の質問じゃあから質問はそいつは書いていません。これにお答えいただきたい。それと文化会館大ホールの建設の場合ですが、どの程度の規模を考えておられるのか、場所は26年3月までは今のままでするにしても、例えば同じ所に建て替えるのであれば2年ほど文化会館を佐伯市には

なくなるわけですか。2年も文化会館が要らんのじゃったらずっと要らんのじゃなからうかちいうようなことなりかねん。だから、どのくらいの規模のものをどの位置にということはお早く検討しちよかないけんじゃなからうかと思ひます。それと先ほど答えてくれとらん旧壽屋の周りにある民間の土地を私どもは再々言うように、早う対応して譲ってもら方がいいんじゃないかと、その場合は土地開発公社でしようが、それに1回も話をしてないという報告が前回委員会であちよります。火事のあとには交渉してお願いせえと言うたときには、はいしますという返事やった。1年ほどほたつちよる。ほたつとればその所有者の人は店を造るなり営業せないけんですから、店を造った人もおる。ちよつと役所の対応ちいうのは遅すぎるんじゃなからうか。今の点についてお尋ねしたい。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 東校区公民館からお答えします。完成はということなんでありますけど、東地区区長会長から東校区公民館の建設についてという要望が21年2月23日、先月出ております。その中で東校区の方としては、九電跡地及び消防署の移転後の跡地ということをお願いしますと。それと公民館としての機能、それから避難場所、これはもう公民館としては当然になると思ひますけど、消防署が移転するのはさつき議員がおっしゃったように22年7月ですな。だから当然その場所にするとなると22年度では無理じゃないかということで、できるだけ早急にそれはもう東校区、佐伯市の19地区の中の1地区が地区公民館がないというのは、これはもう昔からあることですので、当然早急にしていくということを今申し上げて答弁といたしたいということなんです。それから文化会館の規模と言ひますけど、これも先ほど答弁しましたけど、まだ今、うちとしては歴史資料館というのをもっておりますけど、いわゆる懸案事項として建設の方に取り組んでおりますけど、文化会館もということになると、教育委員会としてはそれは文化会館も欲しい。それは立場としてはそう思ひますけど、やはり佐伯市全体を考えたときに、やはり財政とかそういう規模を考えながら検討していくということで、先ほど答弁したつもりなんですけど、一応そういうことでいつというのはちよつと今私の方からは申し上げられませぬ。規模ちいうのもあくまでもいわゆる検討委員会、あるいは構想委員会などで立ち上げて、場所が決まらないとどんだけの規模ということも分かりませぬし、どのくらいの規模によってまた場所も決まっていくというふうになると思ひますんで、今のところは取りあえず検討するとしてしか回答できないということになります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 庁舎等、庁舎に限らずかもしれませぬが、合併特例債を借り方で恐らく先般の特別委員会の提言にありました償還の年数を10年に限らなくていいんじゃないかという、こういった御質問だったと思ひますが、おっしゃるように地方債の場合ですな、政府系の資金と民間のいわゆる縁故債と呼んでる銀行等から借りる資金が大きく分けて二通りありますが、政府系のございますと20年だとか30年だとか、あるいは短いのもありますが、年数は一応決まっておりますが、民間から借りる縁故債につきましては、特に法的な規定はありません。ただ現在、通常借りておる民間からの借入れにつきましては、銀行サイドの方がですね、やはり当然長ければ利も高くなりますし、特に変動金利制が導入されますので、固定で私ども借りる立場としては、やはり先の見通し等を財政の将来の償還を見通しを当然立てなければなりませんので固定でより利の安い方がいいわけなので、そういったことを今

基本においてますので、どうしても10年という短い期間が設定されているのが現在通常の習わしです。合併特例債というのが民間から借りなさいということになってますので、その償還としては今先ほど申し上げたとおりになってます。そういうことでまあ10年という償還期間が設定されてるわけですが、これは10年というともう一つのことでおっしゃりかけた使用期限といいますか、それが合併後10年という、これもたまたま10年ですが、この10年とは別な話でございまして、もう合併後ですからあと6年、7年以内でございまして、それとは別の償還の年数のことで多分御提言があったかと思えます。それはそういうことになってます。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大手前のC街区の民間所有地について、これはまあ買わないのかということですが、2月10日の全員協議会の時にですね、私の方で説明したと思っておったんですけども、当方の説明が至らなかったのかもしれない。ここにつきましてはですね、基本的に民間の開発を前提としているということです。ですからその方法論としましては、例えば大手のディベロッパーがですね、民間の土地を購入して事業に取り組むということも一つあるでしょう。あるかも知れません。またはですね、地元の地権者また家屋を持っている方、それから営業の権利を持っている方、そうした権利者がですね自分の土地や家を持ち寄って組合を結成しまして、再開発という手法でやるかもしれない。このところははまだ決まってないわけです。ですから、これをどうするかということをお話し合うために先月権利者会が発足したということも報告したと思っております。その第2回目の話がですね、今月にまた開かれますので、どうやっていくかということをお話し合うために先月権利者会が発足したということも報告したと思っております。その第2回目の話がですね、今月にまた開かれますので、どうやっていくかということをお話し合うために先月権利者会が発足したということも報告したと思っております。その第2回目の話がですね、今月にまた開かれますので、どうやっていくかということをお話し合うために先月権利者会が発足したということも報告したと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） そうするとああいう火事があった後、地域開発の委員会では分かりましたと言うたあとで、もうこれはディベロッパーには任せたい方がいいんじゃないかな、市役所は買うのはやめて、ディベロッパーに任せていいんじゃないかな、民間の人たちの今の制度にするちゅうことを決めたいんじゃないかな。その先ほどの話では、私も中心市街地っていうから市がはようこうとけて言うたんですよ。委員会の時に。そんな時にははい分かりましたって言うた。それが今の返事ではディベロッパーに買わせるちゅうような方法も一つはあると。一つは地権者の人たちが自分たちで利用する方法もあるちゅうような答え方をしたけども、それは本当かな。そのぐずぐずぐずぐずしちよるからそういうふうになっちゃうんじゃないかな。なんである1軒の店は造ったが、またあれ崩すんか。その後そういうことが、あなたたちが確認しとればいいよな、どうかそのままですっていきような気がする。私はそういう気がするから、時期が時期じゃから言葉は気をつけてものは言いよる。質問も優しい質問もしよる。佐伯市がよくなるための質問をしよるつもり。そういうときにはやはり職員の人たちはしゃんとしてもらわんと困ると思うからな。あっこはほとんどある程度壽屋の所でまとまってるから、今日私が質問するのは本当は葛港から中心市街地全部をしたのよ。ただ市が持つとる土地があるから第一ディベロッパーがあればいいよな、進出してこん限りは中心市街地の基本計画これが出されんでしょ、あそこを消化せんことには。その作業も遅れとるはず、これは役所だけの責任じゃないけど、基本計画を出すのは市役所が国に出すんでし

よな。出すのは佐伯市が出すんじゃろ、それについてそういう研究会を立ち上げて準備会やなんじゃするのは商工会議所ともう一つはまちづくり会社な、まちづくり会社の方がトップが決まりかかったんじゃけど辞退しとるという話になっちゃんな。そこに大体1,500万ぐらいの資本金でまちづくり会社を作るんでしょ。さっき言いよった5月か6月に作るち言いよったな、あなたはな。計画より1年遅れとるわけじゃな。私どもがせくのは今の景気のわりいときにそういう計画ができれば地元の業者たちにも仕事ができるし、土地を手放す人たちが金回りが良くなるから少しでも良くなるけえ急いでくれちいう話を今しよるのよ。そこのところの確認な、部長はな。それと財務部長のあれは分かったけども、そうしたときに、合併特例債より有利なな、あれはそのさっき言うたが、市役所建設にいつごろかって私が言うのは、15年後には人口がかなり減とるからそげえ言よるんよ。いつ造るかぐらいのめどもねからいけんと、そうでねえでん先延ばしちゅうのはちょっとおかしいような気がする。その質問と、もう1回言いますが、文化会館はやはり今のうちにどの程度の規模、どういうものちゅうことはもう今並行して作業を進めとっていいんじゃないかな。ほて今の土地かよその土地かちいうのはあとで考えりゃいいじゃあ。大手前ん中心地に五、六百席のコンベンションホールを造る、和楽は300席じゃあな、弥生にゃ800席がある。文化会館、さあどこに造るかちゅうことになるよ、ただどういうものを造るかちいうことは方向付けでしちよっていいんじゃないかなろうか、市民からでも意見聞きなさいよ、と思います。以上です。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 中心市街地の活性化には、市を始め民間企業、そういったものを含めましているんな事業を持ち寄ってきまして、まちの活性化を図っていくわけです。で、先ほどのお話のC街区ですけれども、ここは市は最大の地権者としてこの計画に参加していくわけです。C街区についてですね。お話に出ておりました新しく店舗を構えた方、あれにつきましてもですね、焼けた時から一応話をきてきておまして、計画はですね実現するまでに幾らかの年限が掛かるだろうと、その間の生活のためにはどうしても店舗を建てなくちゃいけないので建てますよと、ただこの土地と建物、それを持って計画に参加してくるということでもあります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 後藤議員まだあと幾つかかなり質問を予定されておるので、手短にお答えします。いつ建てるのかということですが、正に特別委員会でもですね、御説明しましたように、この期間内に建てるということを考えれば当然財源的には有利でありますし、ただ事業が重なってどうかという両面から考えなくちゃなりませんので、正に今その詰めを進めておるところでございます、当然これもし期間内に建てるということを想定した場合には、当然いつまでに何を決めなきゃならないということで、いつまでもこれはほたっておかれませんので、また新年度早々の早い時期には何らかの動きなり当然方向性を見せなきゃならないと思いますので、その辺に向かって鋭意検討しているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） お答えします。先ほどの答弁の中でですね、一応具体的な場所や計画は協議されるようになれば検討委員会や構想委員会などを設置して協議を重ねていきたいということと。その前にですね教育委員会としては、他市の資料収集や課内の会議を行っておる

というふうに答弁したと思います。実際18年5月15日からですね、ある程度検討を重ねてっております。それと日田、筑後、宗像、米子、岡山とか18年、19年当時こういう所視察に行ってますね、資料はかなり収集しておりますので、それとそういう準備はしております。ただ、先ほど申しましたように、教育委員会だけでこういう文化会館の財政的な面もありますので決められるものではないということで、全体的な構想とかそういうのを見ながら並行して準備はしておりますということでお答えしときます。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 先ほど教育次長は歴史資料館の話もあるって言うたけどな、私たちは議員になりだちの時には、市役所と文化会館が先やった。歴史資料館は去年の3月ごろから出てきた話なんで。だから前回は優先順位はどうかって言うたら、優先順位はありませんと。事業が確定していないので、合併特例債を使う金額も分からなくて財務部長が言うたわ。そういうふうな答えになる。だから一番初めに全体的なまちづくりについてという質問をしました。この件はこれで終わります。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 2番目、子育て支援について、先ほど村尾さんが質問されたのは、教育委員会の関係で米水津のことじゃったと思います。上浦の方もやはり話はあるわけです。旧自治体がやりよった条件よりも親の負担が多くなる。これはやっぱり合併したらいいことはないという代表的な例、私などに言わせると大分バスそれを利用すりゃあいいんじゃないかと、しますよと、親が言うてくれるだけでありがたい話で、スクールバスじゃあなんじゃとは違うんじゃないから、そこを十分に考えて判断していただきたい。何か1学期には決めるち言うけん、1学期にそんなとき私がおったらちょっとうるさいぞ。教育委員会は改善せないけん面が自分たちは何ぼでもあるんじゃないから。子どもは宝じゃ、子どもや親に負担を掛けるようなことをする前に教育委員会自体がせなあいいけん。そこを武田教育長どげえ考えちよります。答えとねえか。それともう一つ、これは若い母親などが働いている場合に、親一人子一人、そういう場合に子どもが病気になったときに働きに行かれんと、そういうようなことがあったもんですから、担当の方に言ったところ、担当の係の女の子が、よその地域のことも調べてくれました丁寧に、それで調べていただいたので、これを今度それを聞くのは私、市会議員の仕事ですから、今後そういう計画がよその市並みの対応をする気があるのか、どういう計画になっておるのかをお尋ねします。

議長（児玉忠義） 川原教育次長。

教育次長（川原弘嗣） 村尾議員に引き続きまして同じ質問でありますけど、子育て支援の中のいわゆる通学補助制度ということで一応答弁します。村尾議員の時にも言いましたけども、村松議員、児玉議員、それから村尾議員という答弁をしてきましたけど、同じような内容になるとは思いますけど、うちの方向は一緒なんで、一応市内にはですね、小学校が33校、中学校が14校ありますが、その学校への通学に際して無料でバスを利用している地域がある一方、バス代の半額を保護者が負担している地域や自転車通学に対して補助金のない地域、これが弥生・直川・本匠・上浦や、補助金はあるものの支給基準が違う地域、佐伯市の一部、宇目・米水津・蒲江、またバスを利用できる児童・生徒の距離的な条件が違ったりしている状況であります。このように通学に対する行政サービスの地域間の格差が残ったまま現在まで実施されている状況であります。市教委では通学方法検討委員会を設置して統一方法につ

いて協議し、これまで各地域で実施されてきた制度を廃止し、新たに小学生では通学距離が3キロ以上、それから中学生では6キロ以上のバス通学に係る経費を無料にすることにしました。特に小学生においては文部科学省の遠距離通学費補助対象となる通学距離は4キロ以上という基準があります。低学年の体力を考えて3キロに短縮をしております。今の状態でいくといわゆる米水津の関係で見ますと6キロ未満、一番遠い所で6キロ未満ということで、バスの運行が廃止というふうに一応なります、基準から見ますと。それから上浦は2.2キロ以上で今バスを使っておりますけど、これも3キロという基準にいきますとその地域はバスが走らないというふうになります。それで上浦地区については対象者が小学生であることということで地域が徒歩通学に対する十分な対応ができてないと。もうずっと昔から今の親もかなりバスで通学しているような状態で上浦はありますんで、どうしてもなかなか理解できないというところで、小学生の3キロ未満のバス定期券補助打切り実施についてはですね、今年度7月まで延期して、今後も地域と協議をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 私の方からは、病児、それから病後児保育ということでお答えさせていただきたいと思いますが、この制度につきましては、働きながら子育てを行っている保護者の方に支援を行うためにもこの事業は必要であると佐伯市としては考えております。市が策定をしております、さいき子ども育成支援行動計画という計画がございますが、この計画を21年度中に見直しを行う予定です。この計画の見直しの中で、私ども今回このものについてどうするかということは医療機関代表の方も入れて検討したいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 子どもはどっかだれか母親が教育環境のいい所に連れて行ったちいう例もある。だからやはり子どものことはあなたたちが、まだ小せえ子はあなたたちが、どうぞよろしくお願いします。これは質問これでいいです。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 次に、地域へのやさしさについて、私どもが限界集落のことで今まで質問された方がたくさんおられます。やはり郡部は大変じゃっちいうことで今度市長も本匠と宇目に試験的にやるんじゃということでありますが、私どもが考えるのは今までは上浦も宇目も鶴見も地元の職員を採用しとったと、ところが今後佐伯市一本ですると宇目が2人、直川が1人とかというような採用の仕方はできんから、将来採用される職員が片寄る可能性もある。そうした場合に郡部に地元の若い人、私はちょっと書いたのですが、地元の若い人を雇用を兼ねて身内にはなれんでも遠い親戚ぐらいのサービスができるような組織を作ったらどうであらうかというふうに思っております。そうせん今のように、職員の人たちが、人口が減れば比較的減らさないけんわけですから、そういうふうな組織を作れば、振興局の一部をつこうてもいいじゃないですか、そんな人たちが何人かすりゃあ大体年間300万も払えば何ほでもおるわけですから、そういう組織を作ったらどうじゃろうかちいう考え方をもっとりますんで、そこのところの答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 通告内容と若干違うなあというふうに思っておりまして、職員

の採用につきましては私の範ちゅうではありませんので、そのこのところの回答は避けさせていただきたいと思えます。こうした地域、一般論ではありますけれども、こうした地域と言いますのは特に高齢化が進行している地域でもありますので、地域レベル等での解決は難しいというような場合もいろいろ考えられると思えます。市としましては、そこに住む皆さん、そうした方々がですね安全・安心に日常生活を送ることができるよう、可能な限り支援をしていくことにしております。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） ちゃんと頭がいいもんじゃから答えを先に言うたもんじゃけえ。これらにどのように対応するのかというやつを、私はこういうふうにしたらいいんじなからうかて、先に言うたもんじゃから、ちょっとあなたが答えにくかったわな。少しでも地域にサービスができりゃあいいがなあと、それらを具体的にこないだ市長は二つの地域に対してな、囑託を雇うってちいうことをしたでしよ。ところが囑託の人の働く日数は決まっちゃうのよおな。そりゃお年寄りにはその都合はないのよな、そげなんを地域地域に雇用のつもりで、職員じゃないよ、そういうふう雇うて何かサービスができんじやろうかて思うたわけな。それを何かどげえかして、今どげえせって言うわけじゃあないんじやけど、役所の職員さんたちが現場にそれぞれおられるわけじゃから、そんな人たちがどのようにしたらいいかなあと方法を考えてくれんじやろうかちいう話じゃ。かなり丁寧に言いよるやろ。その努力、考えるかどうか。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 高齢化に悩む周辺地域では、これから先いろんな問題が出てくるだろうと思っております。これは佐伯市のような小さなまちではですね、特にまた重要な問題だと思っております。その中で、ゆうゆうサポーターもその一つでありますし、県と市と一緒にになりまして小規模集落・里のくらし事業というものにも取り組んでおります。こうした活動を通していく中でですね、地域が抱える課題、それから解決に向けての方法論、そういったものが集積されていくだろうと思っております。その集積を待ってですね有効な対応策を重ねて打っていきたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 努力をしてください。これで今の質問を終わります。

議長、都合で5番に飛んじゃあいいませんか。一つ時間がありませんから、一つ飛ばします。すいません。私どもがよく聞くんが、窓口の職員のごことはよく聞くんです実際、当然私たちが通るときにはいいのは当たり前じゃあ、やはり電話で掛かってきたりするのが、あっここで大声を出したんじゃ、叱りつけたんじやちいうようなことを言います。ただ、それだけが窓口業務だけがサービスじゃあありません。一番ずついなあいいけんのじやろうけども、やっぱり職員の一つの教育、それとどうしても数が多いように感じるようにあります。1階に行った市民の方から見れば、それと逆に郡部の方に行ったお年寄りは知った人間がおらんごとなつた。前のごとないちいう言い方をします。そういうことについての教育ちゅうんかなあ、先々のことをどのように考えとるか。お答え願います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 職員の接遇に関しましては非常に重要な課題でございまして、実は本年度は全職場で接遇についてのミーティングを開催いたしました。その結果、A4の紙で110

ページぐらい、もう1冊の本ができるぐらいの報告があったところでございます。待遇とは何か、過去の反省点、ほかの職員に見習いたいところなど、それぞれの職員が自らの行動を振り返りながら待遇について真剣に問い直す場となることができました。合併から4年が経過しましたが、職員の待遇につきましては、言われるようにまだまだ十分でない面があると理解しております。引き続き定期的実施する部局長会や朝礼、さらには職場ミーティングなどを通じて待遇に関する喚起を常に促しながら職員の待遇の向上に取り組んでまいりたいと考えております。それから、職場の環境に目を向けまして、相互のあいさつ運動を実施していくことで更なる改善を図ってまいりたいというふうに考えております。それから職員の自覚の問題についてですが、職員の自覚を促し資質の向上を図るためには、職員研修の充実を図るとともに、総合的な育成策を検討していかなければならない時期が来ていると考えます。様々な職員研修を積極的に行っておりますので、今後も引き続き職員研修を核としながら職員の自覚についても更に喚起を高めていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） これは余り難しい話じゃなしに、私たちも含めてようならないけんことですから、ただな、電話が私たちに掛かってくるのは上から掛かってくるのよ。ほたら自分かたん息子は40万円ももらいよらんち、ほてよう働きよらんち言うんですわ。ただどここん組は働きよらんどちやっぱあ言う。内部告発ん一種みたいなもんで、そら名前は具体的にも出しませんけども、やはり私4年間議員を4月16日までが私たちの任期じゃと市長も心得ております。いわゆるその間は一生懸命働かなあいいけんわけで、あと5分あります。大変すいませんなあ。そういうときに一生懸命市の職員が一生懸命やりよらん、あの子は良い子じゃあ市の職員は本当働くのうて言われりゃ私たち一つも文句はねえんじゃわ。ただ、それに対してやはり給料が高けえ割にとか、文書できたもんを一々言うわけにはいきませんが、匿名で特定の間が裏口で入ってるようなことをやっぱ言う人がおるんです。ただ、言われるような人がしゃんとして働きよらんちだれも文句は言わん。そういうことでまあ総務部長ももうあと、今まで御苦労じゃったけど、ちゃんと辞めるまでに指導をして、お願いします。これで一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時33分 散会

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 3 月 1 2 日

第 1 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 6 号)

平成21年 3月12日 (木曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

2 番	高 橋 香一郎	3 番	川 野 紀久雄
4 番	曾 宮 司 好	8 番	後 藤 幸 吉
9 番	江 藤 茂	10 番	清 家 好 文
11 番	矢 野 精 幸	12 番	矢 野 哲 丸
13 番	河 原 修 仁	14 番	宮 脇 保 芳
15 番	佐 保 曉 司	16 番	小 野 宗 司
18 番	梶 田 穂 積	19 番	村 尾 清 一
20 番	井野上 準	21 番	河 野 豊 生
22 番	下 川 芳 夫	23 番	柳 井 二 博
25 番	菅 原 忠 己	26 番	和 久 博 至
27 番	日 高 嘉 己	28 番	渡 邊 邦 壽
29 番	染 矢 玉 夫 彦	30 番	児 玉 忠 義
31 番	甲 斐 迪 彦	32 番	狩 生 寿 一
33 番	廣 瀬 精一郎	34 番	吉 良 栄 三
35 番	高 司 政 文	36 番	浅 利 美知子
37 番	河 野 周 一	38 番	玉 田 茂
39 番	村 松 講 一	40 番	児 玉 輝 彦
41 番	松 田 清 德	42 番	戸 山 盛 喜
43 番	寺 島 清 孝 幸	44 番	土 師 辰 英

欠席議員の氏名

1 番	三 浦 涉	17 番	肥 後 四々郎
24 番	泥 谷 和 喜		

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	長長長長長長長長長長	西木塩武大久魚田坂酒河	嶋許月田鶴住崎本井野	泰政厚隆直成慎修伸	義信博己太治誠一実生	上教上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目水江	水育振振振振振振	道次防興興興興興興興	部長長長長長長長長長	戸川伊白山曾河甲江	高東田洗田宮原斐藤高	公弘宇三茂隆健盛滿幸一	人嗣実達二一清喜義一德
-------------	--------	------------	-------------	------------	-----------	------------	------------	----------	----------	------------	------------	-----------	------------	-------------	-------------

議事日程第 6 号

平成21年 3月12日(木曜日) 午前10時00分 開 議

- 第 1 一般質問
 - 第 2 議案質疑
 - 第 3 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
 - 日程第 2 議案質疑
 - 日程第 3 議案等の委員会付託
-

午前10時00分 開 議

議長(児玉忠義) おはようございます。本日の平成21年第 1 回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第 1、一般質問を行います。前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1 番、河野周一君、2 番、児玉輝彦君、3 番、高司政文君、以上の順序で順次質問を許します。

37番、河野周一君。

37番(河野周一) おはようございます。37番議員の河野周一でございます。初めに、今回は最後の一般質問になります。4 期14年間議員活動ができましたのも、ひとえに市民の皆様の御支援・御協力があったればこそだと思っております。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、今回は総括で 2 点質問いたします。最初が耕作放棄地対策について、バイオエタノール等による自動車燃料等の代替、替りのものですねこれ。食べ物との競合が世界的に問題となっているバイオ燃料であるが、そのバイオ燃料用作物として非食用植物ジャトロファ、日本名ナンヨウアブラギリが浮かび上がってきております。日本では観葉植物として室内で用いられてきたが、これを燃料作物として育てようという動きが活発に広まっております。寒冷な気候には向かないが温暖な気候には適しているという点では正にここ、佐伯はうってつけの場所ではないかと思えます。ジャトロファはアフリカ中近東、そしてインドを主とする東南アジアにかけてバイオ燃料の原料として広く生産・拡大の動きをしている。現に2003年にドイツの自動車メーカー、ダイムラー・クライスラー社がインドの会社と手を組み、バイオディーゼル燃料の原料としてジャトロファを栽培する事業を始めたことから、ジャトロファプロジェクトがインド、そして国外に広がっております。同プロジェクトは 5 年間計画され、予算60万ユーロ、日本円にして約7,440万円のうち、ドイツ政府が20万ユーロ、約2,4

80万円を払い、ダイムラー・クライスラー社が残りを支援して実績を得ている。また、中国も大規模な作付けの計画が進んでいる。日本では東京都の八丈島を皮切りに、長崎市、佐世保市が21年度ジャトロファの試験栽培を行うことになっている。背景には耕作放棄地活用策と化石燃料、これはガソリン等の高騰不足偏在、片寄っているという偏在の諸事情によることがあります。バイオ燃料は化石燃料に比べて二酸化炭素量が少ない上、ジャトロファの実には毒、クリシンて言うんですが、がありトウモロコシ等の食用のバイオ燃料と違い、穀物価格の影響も受けない。しかも雑草を抜く程度の手入れで育つので高齢者農家でも簡単に栽培でき、毒があるため野生生物の被害にも遭いにくい。野菜畑を囲むように植えると猿、シカ、イノシシ等の獣被害に対する自然の防護策になるかもしれない。また、1リットル当たり50円から60円の安定した価格で販売でき、漁業者などの漁船の燃料コスト削減につながる。他のバイオ燃料に比べ製造が簡単で施設整備費も安く済む点などを踏まえると未来に向かっての可能性は大である。戦時中は戦車や飛行機に利用したということである。現在の用途は船舶やハウス栽培ボイラー燃料、農業機械等である。エネルギー資源の乏しい日本において大いなる産物であると思う。それで質問は1が、耕作放棄地の現状をお尋ねします。2番目が、耕作放棄地の増えている原因をお尋ねします。3番目は、耕作放棄地の解消に非食用植物油樹木ジャトロファ、ナンヨウアブラギリ導入に向けての取組はどうだろうかお尋ねします。利点は1が、食用に不適、有害だが人には影響なし。2番目、油分の含有量が多く品質がよい。3番目が、資源投入が少ない、肥料や農薬投入が少なくすむ。4番目が、成長が早く3年で成木になる、収穫が安定している。寿命は約40年。5番目が、長時間の日照りも耐性がある。6番目が、有害植物のため家畜等が食べない。7番目、農家の新たな収入源となることも期待。8番目が、干ばつや害虫に強くやせてしまった土壌にも植樹することが可能。9番目、砂地や塩分を含む土地でも栽培可能である。10番目が、農業機械にも活用できる。11は、船舶や重油ボイラー用のバイオ燃料のコスト削減、先ほど言いましたように。12番目が、3から4キログラムの種子から1リットルの油が採れる計算で、大豆の約5倍、菜種の約3倍もの油が採れる。13が、栽培して搾油、油を搾ってそして燃料化を一貫して行えばバイオ燃料の地産地消による地域活性化につながるのではないかと。大きな4番目、試験栽培を行う考えはないかお尋ねします。5番目が、非食用植物油推進協議会、NPO法人等の設立はどうだろうかお尋ねします。

次に、大きい2番目の地域農業の課題について、これは農業従事者の高齢化と後継者不足、昔は3ちゃん農業と言っておりました。じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんが一生懸命やっていたけど、今は2ちゃんとか1ちゃんとか、そういう農業もあつたらしいですね。2ちゃんというのは、おじいさんとおばあさん、1ちゃんと言うのはその3人のうちの1人が農業をしていると、そういうようなことを言うらしいです。そういう具合です。だから現状ではそういう2ちゃんとか1ちゃんとかね、そういうようなことで高齢者、後継者不足とそういうようなことが多分にあります。そういうことで、地域農業の実態を踏まえ、市としては将来どのように考えているのかお尋ねします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日がもう5日目ということでございますが、河野議員におかれましては4期14年という長きにわたり、私にとりましても市議会時代が8年、また市長になりまして議員として4年ということで12年近いお付き合いをしていただいた

中で、いろんな中で御提言をいただきましたことをお礼申し上げます。また、今後とも議員におかれましてはいろんな中で、友人としてのお付き合いもお願いしたいと思っております。

議員から耕作放棄地対策についてと、2点目であります地域農業の課題についてということと御質問を伺っております。その中で私の方からは、地域農業の課題について答弁を申し上げたいと思っております。佐伯市は中山間地域から海沿いまでの幅の広い地域において温暖な気候を利用した農業が行われております。耕地面積が狭いことから、米・麦・大豆等、土地利用型作物の代わりに、イチゴ、ニラ、アスパラガス、ナス等の野菜や電照ギク、ホオズキ、スイートピー等の花きの施設栽培が拡大しております。その他の作物としては海岸部を中心にハウスミカン等の柑橘類が栽培されているほか、水稲では海岸部で早期コシヒカリ、内陸部ではヒノヒカリが栽培され、近年は特別栽培米の面積も拡大しています。また地域特産物としては茶、ツワブキ、ソバ、マリンレモン、宇目^{ぶどう}葡萄等の産地化も進んでいますが、畜産では肉用牛、酪農、養豚、養鶏が盛んになってます。今後はそれぞれの規模拡大ということを考えておりますが、収量、品質の向上や新規作物の導入等を視野に入れた生産振興を図っていくほか、今地産地消という安心・安全という中で流通分野をいろいろな中でした中でこれは水産も同じなんですけど、全体をどうした形でさいきのブランドという形で、ブランド化をしていく方向も一つだと思っております。特に、佐伯市の場合は海拔ゼロメートルから1,600メートルというので、四季折々の農作物ができてはいるわけですが、例えば昔、宇目ではタマネギ等も作っておりました。そうした高地型の野菜とかいろいろ考える部分があります。私も佐伯市の場合は、これからの場合の農業、耕作地と遊休地が非常に多いもんですから、それをどう活用するかとなったときに、大量に作るということができません。それぞれが地主が違っておられますので、そうした中では機械化組合を利用しながらやっていく方法もあると思っております。また、狭あいの面積が逆に多品目少量という形で手作りで安心・安全でという形のそれぞれの特色をもった農作物の生産もできるのではないかと思います。非常に高齢化がっておりますので、そうした中で高齢化に対応するために農業公社とかいろいろな団体を使った中で、大量的な農作物をどうもっていくのか、非常に産地としての性格が弱く、逆に1品が非常に有名な作物を作るということもありますので、そうしたことも見極めながら、これからの農業指導はやはり地域に合った、それぞれの状態の中であつた農業もする必要があると思っております。また、冒頭でありました議員の中で、ジャトロファですかね、そうしたものの以外に菜の花とか、またソバ、ゴマとかですね、ゴマなんかは特に作ってるのが少ないということですが、そうしたものも今後の必要ともなっておりますし、また先般私どもバイオマスタウンの指定をですね受けておりますので、そうしたいろんな中の角度を見ながら、これからの行えるそして高齢化が進んだ中、用地を利用した農作物、今、元を基準としながら幅の広い農業経営をできるような作物選定をしていきたいと思っております。まだまだそれぞれの地域が地域で一体化でない部分がございますので、そうした中で佐伯市のブランドの確立に向けてやっていきたいと思っております。他につきましては、部長の方から答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 河野議員の御質問についてお答えする前に、大変申し訳ございませんが、去る3月10日、矢野議員及び佐保議員に御答弁いたしましたシカの捕獲頭数について訂正をさせていただきます。まず捕獲強化月間の頭数について、矢野議員には1,126頭、佐

保議員には1,196頭とお答えをいたしました、いずれも1,131頭ということで御訂正をお願いいたします。次に、2月末日現在の捕獲頭数について、佐保議員に2,252頭とお答えをいたしました、2,255頭ということで訂正をお願いいたします。どうもすみません、よろしくをお願いいたします。

それではまず、耕作放棄地の現状についてお答えをいたします。平成19年度に実施された農業資源調査の統計によりますと、管内の遊休農地は耕作放棄地面積576ヘクタールのうち、田が49ヘクタール、畑が40ヘクタール、果樹園が487ヘクタールとなっており、海岸沿いのミカン園の荒廃園が大半を占めております。田や畑については日照が悪く、シカやイノシシの被害を受けやすい場所のほか、ほ場条件や既存施設の老朽化等により耕作地としての機能が低下している箇所が多くなっております。次に、耕作放棄地がなぜ増えているかということでございますが、耕作放棄地が発生する原因としましては、高齢化による労働力不足や作物単価の低迷のほか、生産性が低いことや鳥獣害の増加による耕作意欲の低下などが考えられております。続きまして、ジャトロファ導入への取組に関してお答えをいたします。昨年9月議会の一般質問では、吉良議員からキャッサバに関する提案がございました。現在、佐伯市エコプロジェクトでは菜の花の植え付けを推進しているところでございますが、ジャトロファについても関心を持つ生産者がいれば生産に対する費用や販売先、またどの程度の収入が得られかなどについて研究していきたいと考えております。また、試験栽培につきましては市内で栽培を引受ける方がいらっしゃれば、市としても共同で研究に当たるなど、一応いろいろな対策は検討してみたいと思います。最後に、非食用植物油推進協議会を設立してはどうかというような御質問でございますが、市としては新たな協議会を設ける考えは今のところはありませんが、民間でそのような組織ができた場合には、現行の菜の花エコプロジェクトの組織取組と積極的に連携を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 最初に、耕作放棄地にジャトロファをとということで再質問させていただきます。いろいろと資料があります。これ八丈島でしたこととかね、八丈島で漁船の試験運転をしたこととかですね、そして佐世保とか長崎で試験栽培をしてることとか、そういうふうな記事が載っているわけですよ。それで非常に漁船のね走行試験なんかには大成功だったというふうな記事を書いています。そのジャトロファを使った実ですね、油で。ですからこれはそれぞれの記事であります。そしてジャトロファの実というのはどういうのかと言いますと、ちょっとこれは資料というわけではないんですけど、ちょっとほんの一部を切った実ですけどね、ちょうど栗の実のこんな感じのですね実になるんですけどね、それをこういうふうな畑に植えてですねするわけですが、作るわけですね。そういうのがジャトロファの実ということになります。ですからこのですね、これは先ほどもいろいろと最初に質問しましたように、佐伯の方では温暖で寒くないですからね、温暖気候ですから意外とこれもいいのじゃないかなあと私も常々思うんですね。そして耕作放棄地の菜種も先ほど植えてますけどね、菜種は景観上は非常に美しいです。このジャトロファというのはまだ緑だからきれいなのはきれいですけどね、獣被害というのはなかなかもうないと思います菜種のように、菜種はまた菜種油を作りますからね、そういう面では競合するのではないかと思うんですけど、それはそちらもいいですし、こちらもまたいいんじゃないかなあと私は思っております。それで

先ほど、私の提案ですこれはね。だからこういうのは佐伯市に適するのではないかなあというふうなことで今これは提案として質問しております。

それとさっきの地域農業の課題について、これですね、これはですね私の提案で集落営農ってというのが今度いろいろ浮かび上がってくるんですけどね、これはどういうのかと言いますとね、一つの農家では解決できない地域の農業のいろいろな問題を集落のみんなの知恵と力を合わせて解決し、農家も集落もみんなが良くなる農業を進めていくこと。そしてより豊かな集落づくりにつなげていくことっていうふうなことであります。利点はですね、農業に掛かるコストが下がるんですね。機械を共同で使用すると、農作業が楽になると、それはまあ集団で行う農作業ですけどね、効果的とか時間と心のゆとりとか、そういうのがありますし、そしていつまでも農業ができるとこれはですね、高齢者や女性とか、兼業農家ですね。それぞれ特技とか適正に応じて役割をね発揮できるというふうなことがありますし、また転作問題の解決とかね、特産品づくりをしたりすることもできます。集落の農地が守られるんですね。より住みよい集落になると、そういうふうなことがいろいろとあります。ですから再質問としまして、今弥生の方にですね、これはもう市報の一部ですけどね、弥生の方に集落営農の例で王冠という所があるんですね王冠、そしてここに書いてます市内で12の集落営農って言うていいのがあります、そのうち4組織が法人化しているということがあります。ですから、質問としましては集落営農の効果ですね、効果、どういうふうな効果があるかということと、そして市内に12の集落営農組織が活動しているという、その集落営農の12の組織をですねちょっと教えてもらいたいなあとと思います。そして4組織が法人化していると。これも教えてもらいたいなあと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 河野議員の再質問にお答えいたします。集落営農に対する利点と言いますかメリットの御質問が主だったと思いますが、この件につきましては、先ほど河野議員の御質問の中にありましたように、3ちゃん農業という言葉がでましたが、それぞれ今家族経営というのがほとんどになっていると思います。それぞれの個々の家族でトラクターを持ち、田植機を持ち、コンバインを持ち、それがすべての集落の中にあるという形が今まででありました。その辺の非効率な面を効率的にしようということで集落営農という形を今県も市も進めているところでございます。先ほど言われましたように、法人化まで持っていったところの4か所と言いますのは、農業法人の城村ですね、それから先ほど言われました弥生の王冠、それから直川のほたる、ほたるといわれます。それと本匠のきらりですね、あと法人化に向けて任意組織として取り組んでいるところが須留木地区ほか11ありますが、ちょっと多いんで申し上げますが、その組織が法人化に向けて今取組をしているというところでございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 先ほど法人化した組織の答弁をしていただきましたが、豊後高田市という所がありまして、そこはやっぱりこういうふうだね、冊子ですけどこういうふうな法人化してですね非常に集落営農のね、すばらしい姿をつくっておるんですね。ですから集落営農をどんどんしていけばね、非常にもう生産から販売まですべて、そしてグリーンツーリズムっていうんですかね、そういうのも全部ねこの中に入ってくるわけですね、そういうふうな形で今、先ほど4法人のところがありましたけど、やっぱりそういうふうなことを目指しているの

かなあと思うんですね。そして集落営農をする非常に今厳しい農家の状況でありますけど、これに対するですね推進の説明会っていうのを今しているのかどうかですね。佐伯も30%ぐらいですかね高齢化率が、なっておりますんで、やはりこういうのを進めてですね早く安定したそういうふうな農家にですねしていただきたいなと思うんですよね。それでもう一つお聞きしたいのはですね、やはりこういうふうに4組織の法人がありますよね、これがですねやはりどういうふうな形でそういうふうにいるのかですね。豊後高田市のこのような感じですね目指して、また市としてもそういうふうに指導しているのかどうかですね、そういうのもお聞きしたい。そして集落営農推進の説明会っていうのをね、やはり農家の人はなかなかやっぱりこうしてくれっていうふうに向うからは進言してこないと思うんですよね。だからこちらからやはりそういう過疎地域、限界集落とかありますけどね、そういう地域に行って、こういうふうにしたらどうですかというような意見を言ってるのかどうか。そこら辺りも、その説明会をしているのかどうか、また今後する計画があるのかどうか、そういうところをお聞きします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 河野議員の再々質問にお答えをいたします。集落営農を推進するための説明会をどのようにしているかということ、やっているかということでございますが、これまでは県・市合わせて各地区にかなり説明会を進めております。県においても市においても集落営農の方向に持っていきたいということでかなり地元に入って強力に説明会はしておりますが、ただ私どもが、気をつけていただきたいのは、集落営農をすることによってすべてメリットがあるかということ、そういうことだけでもありません。やっぱり集落営農にしたことによってデメリットの部分もあります。今一番集落営農をされたところの一番大変なところと言いますのは、オペレーターと言って機械を操作する方をなかなか確保できないということもありますし、それぞれの法人化したときに、土地をその法人に一応使ってくださいということで全部法人で使うようになりますので、今度は個人的な扱いができなくなる。そこら辺の兼ね合いもありますし、収支、経営が問題になります。そういった経営も安定するかということもありますので、集落営農に移行する場合には、地元の方が十分その辺を協議をして、はっきり意思を固めた上でやっていただかないと、途中で集落営農にしたのにある面ではやって崩壊をするような事例まで出てますので、そういったことにならないように十分説明をした上で、意思固めた上でやっていきたいというふうに思ってます。そういったことであれば集落営農の効果は十分出ると思っておりますので、その辺も考えながら説明会を行っているところでございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 最後にですね、今後、議員・執行部の方々の御活躍と御健康、そして佐伯市のますますの発展を御祈念申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

議長（児玉忠義） 河野議員、御苦労さんでございました。

以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に40番、児玉輝彦君。

40番（児玉輝彦） 皆さんおはようございます。さて、一般質問も最終日となりました。早いも

ので合併をして1期4年が過ぎようとしています。今回で議員活動を引退する諸先輩方の皆様、職員の方々、長い間市政の発展に御尽力いただきまして誠にありがとうございます。残された人生を有意義に過ごしていただきたいと思っております。

40番、あまべの会、児玉輝彦です。通告に従い質問をさせていただきます。今回私は17年9月定例会に質問いたしました、あれから4年、上浦から海崎間の道路整備は全くあれから手がかずにいます。そこで再度伺います。大きな1点目、国道217号八幡・狩生間、戸穴バイパスの早期実現について、ア、狩生・海崎間の通学路と八幡トンネルの今後の計画について、私は平成17年9月定例会で通学路と歩道、八幡トンネルについて緊急な整備の必要性を伺いましたが、その後の工事計画を伺います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。議員の国道217号八幡・狩生間、戸穴バイパスの早期実現について、その工事計画はとの御質問にお答えをさせていただこうと思います。国道217号八幡・狩生間における道路幅員が狭く、カーブの多い特に現八幡トンネルの改善要望等については繰り返し、これまでも国道217号等整備促進期成会を組織し、県に対し要望してまいりました。議員も御承知のとおり本期成会は市長を会長に上浦・西上浦・八幡地区自治委員会で構成をされ、また地域出身の県議・市議にも顧問として参加をいただいているものです。先の河野豊議員にも答弁させていただきましたとおり、本年度においてもこれは昨年ですが、6月に本期成会の総会を行いまして、佐伯土木事務所長よりじかに実施見通しなどの説明を受けたところです。また7月には戸高副会長にも御同行いただき、大分県土木建築部長に要望を行ったところです。現時点で県から得られている回答は、現在施工中の国道217号バイパスの進ちょく状況を見極めながら実施に向けた計画に着手をしたいという内容でございます。具体的なその本戸穴バイパスについての実施時期等については回答としてまだ伺っていない状況でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） これはまあ河野豊議員も質問いたしましたけど、また全く同じですけど、これは4年前にもまた全く同じ回答をもらいました。その後やはり住民としては、明確な答弁を望んでいるんですよ。もうこれが今4年たっても一つも前に進歩がない。そして計画もまあ計画をしています。要望していますと言いよるだけであって、やはりその間、私は今回また佐伯署に行ってから、その後の事故の件数をちょっとお聞きしたんです。そしたらやっぱ10号線、217号線、388と、そして326最も件数が多いんです。やはり今この統計を取って4年、5年間ですかねえこれ、5年間の統計を取った中で件数が316件、国道10号線の場合が168件、そして国道388が155件、326の場合はやはり整備が進んでおるお陰で30件、やはりどれだけこの事故の件数を見てやはり217の整備状況が悪いかという、やはりこれ何をそのこのこれはその先ほどにもその第1、第2とかその今どこをその第1とか第2で基準にするかと言われたら、私はやっぱこういうふうな事故の件数とか、やっぱその状況やはりカーブが多いとか、道が狭いとか、やはりそこでその住民、また生徒たちが、子どもたちが通学している。そういった中の状況とかを把握しながら、やはりその順位を決めていかなければならないと思うんですよ。それが今まで私はこの前もこの事故の件数を調べた時に、やはりここが一番多いんです。だからやはりこの重点、何を重点にするかち、そこをやはり考えてこれからやはり計画を練ってもらいたい。そしてやはりこの住民そのものがやっぱ今から安心し

て安全な生活をするためには、やはり1年でも早くこういったその計画を練ってもらい、その何年先というのをやはり決めるといふか、そういった計画を立ててもらいたいと思うんですけど、そここのところはどうでしょうか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。数年前の回答と一切変わってないではないかということですが、私どももそういう意味では歯がゆい思いをしております。ただ今までずっとお答えをしましりましたように、国道217号佐伯弥生バイパスはこの4年間で大きく進展をしたと思っております。あとの御質問でも出てくると思うんですけど、第1工区、第2工区等の完成のめどもある程度視野に入りましたので、このバイパスの進ちょく状況を見極めながら次に戸穴バイパスというふうに繰り返し回答をいただいておりますので、これはまあ遠からずですね、そういう具体的な話は出てくるであろうと私も期待しています。ただ、これはもう国道でございます、私どもの回答にもある程度限界があるというのはもう御理解をいただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） なかなか難しいところでございますけど、これは1点目はそれでもう終わります。2点目もまあこれも河野議員が聞かれたんですけど、国道217号線佐伯弥生バイパスの進ちょく状況について、国道217号線佐伯弥生バイパス小田・佐伯駅前間の早期完成に努めることを第1とし、進ちょく状況を見極めながら通称戸穴バイパスの整備をと答えています。これももう4年前こういうふうに答えたんでしょ。それから3工区それぞれの進ちょく状況そのものも河野議員に答えたことですので、もうそここのところもそれでいいと思っておりますので、このウに移ります。優先順位について、子どもたちの安心・安全が第一と考えられ、戸穴バイパスの早期完成が第一ではないかと思っておりますが、いかがですかということももう、これももう今私が先言いましたから、もうこれもいいです。今後の計画と取組について、路線の地域住民は戸穴バイパスの早期完成を期待しています。その後の今後の明確な取組をお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 答弁はいいということでしたがけれども、ウのですね国道217号の優先順位について、子どもたちの安全・安心が第一と考えたら戸穴バイパスの早期完成が第一ではないかということについてですけれども、おっしゃるとおりでございます、ただ戸穴バイパスの早期事業化の必要性についてはですね、道路管理者の大分県もまた市も十分認識しておりますが、状況については先ほどお答えしたとおりです。しかし、本路線におきましては、児玉議員のお力添えをいただきまして、海崎工区ですね未改良区間の整備については地権者の御理解もいただきまして、もう既に着手してございまして、早期の完成が待たれているところです。そのほか本路線におきまして交通安全対策事業として、坂の浦地区における歩道の未整備区間、これにつきましては来年度、来年度と申しますのは、平成21年度つまり今年ということとを考えていただいていると思うんですけど、来年度着手いたしまして、22年度には完成予定というふうに聞いております。また、かねてから御要望を受けておりました狩生駅前の歩道の未整備区間につきましても、来年度着手をするというふうに聞いております。こういうふうに順次、交通安全対策もですね、戸穴バイパスは大事業でございますけれども、やれるところから整備は進めておるといふことの御理解をいただきたいと思いま

す。それから今後の明確な計画と取組ということについてでございますが、これはもう先ほど申しましたように、私どもが暫定的なお答えをする立場に今ないんで、一々県に計画等をお聞きをした上でお答えをさせていただいておりますが、引き続きこの国道217号整備促進期成会を中心にですね、217号バイパスの早期の事業促進、早期の完成、これが一つの戸穴バイパスの着手をする一つの前提ということで繰り返し回答を受けてまいりましたので、この事業促進と併せ戸穴バイパスの早期事業化に向けてさらなる要望活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） まずこの地図を、この前の計画の時にもらいました。一応期成会の、そしてそのこれからその戸穴バイパスのこの間です。この区間そのもの間、路線そのものは大体今地図に一応路線は大体決まるとるでしょこれは。決めてますか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 通称、戸穴バイパスという言い方をしておりますが、まだルートそのものがですね決定したものは決してございません。これは当然のことながらルートを決めるということになりますと、地域の方々とりわけ地権者の方々の御理解がいただけない限り事業を幾ら予算化しても事業は前に進みません。今、余談ですけども公共事業を進める上で一部の方の御理解をいただけないことによる事業の中断であるとか、あるいは延期であるとかいったようなことが至る所ですと言ったら言い過ぎでしょうか。ございます。ですから、この戸穴バイパスについてもルートを選定をいたしまして、それが事業が実施できるかどうかという見極めをですね、当然着手に当たってはさせていただかなければいけないというふうに私も思っています。是非ルートを選定に当たりましてはですね、地域の方々、特に地権者の方の絶対なる御協力が、これは絶対必要要件というふうに考えています。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） この戸穴バイパスはやはりこれが完成すれば朝夕の通勤時、あるいは通学路やはり子どもたち、やっぱ地域住民が安心して暮らせる地域づくりができると思います。その点でやはり地域住民としてはやはり1年でもやっぱ早い早期完成を願っている人たちがやはり数おると思うんですよ。そうした中で工事の計画を立てる。それから路線も先に決める。そして決めてそれからやはりその土地がそこに掛ければ掛かったような、その計画を地域住民に説明を先にするといったことを、それからその土地の確保ができ、そして県に要望するということをすれば、すぐその工事が着手できるような方向性ができるんじゃないかと思っておりますので、今県のやり方としてはやっぱ先に予算を組んで、そしてまだ土地の買収をしてないうちに予算を組んで、そしたらここを通ります。それからその住民、地域の人たちにあああの方通ります、ここ通りますといったその説明で、そしたらそこで土地とのいざこざがついてきます。そのままできなかつたとなる状況が今続いています。だからじゃあけ、もう少しそのその土地を買収するとき、路線を決めるとき、やはりその地域住民に説明をして、やっぱやはり納得がいった上のやっぱ工事計画を立てるということもこれからは私は必要じゃあないかと思っておりますので、そのところ重々その検討をしながら、私たちもこの期成会に入ってますけど、やはりそういった面でやっぱ地権者がやっぱ納得しなければ工事に掛かれない状況が多々見られますので、そのところを今後検討しながらこういったその課題を一つずつやっていってもらえば地域住民も助かりますので、1年も早くこの戸穴バ

イパス完成に向けて市と我々も行政と市と議員さん、皆さんで協力しながら1年でも早い早期完成を願いたいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、児玉議員の一般質問を終わります。

次に35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員の高司政文です。ちょっと予想以上に早い時間が回ってきました。任期ですね、最後の質問者になりましたので、よろしくお願ひします。私は今回ですね大きく3点について一問一答方式にて質問します。最初に、高城トンネル開通以後の諸問題についてお伺ひします。高城トンネルは檜野と上城を結ぶ堅田地区農免農道にありますトンネルです。このトンネルは217号バイパスの開通が遅れている中で弥生方面と堅田、蒲江方面を結ぶ最短ルートとして期待されておりました。そして予想通りたくさんの車が檜野橋を渡る事になり、また反対側の上城・下城方面の交通量も増加しました。上城・下城側の県道は狭い上、歩道がないため民家の玄関先を昼夜を問わずひっきりなしに車が走る事になりました。この結果、沿線の住民は交通事故の危険と隣り合わせのうえ、夜でも大型のトラックが通行するため騒音と振動に悩まされる事になりました。そこで小項目アとして、上城・下城・岸河内地区の交通量増加対策についてお聞きします。まず、高城トンネル開通により上城側を走ります県道赤木吹原佐伯線の交通量が劇的に増えています。この状況と開通効果、問題点をどう考えているかお聞きします。またこの間、地区の住民より対策として、県道の付け替えが提案されています。これは今、檜野からの道路が県道と丁字路になっていますけど、そのまま交差をして田んぼの中を走ってですね、排水処理施設の横を走って大越川に沿って上城地区の岸河内に近い所で再び県道に合流するというものです。この結果、蒲江・大越方面に行く車は区内を通らずに走れますので、地区の人も安心して生活できます。その方向で県と相談してほしいと思いますが、市の考えをお聞きします。以上です。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。高司議員さんの高城トンネル開通以後の上城・下城・岸河内地区内の交通量増加状況と開通効果、問題点をどう考えるかとの御質問でございますが、まず開通効果につきましては、議員御承知のとおり、慢性的な交通渋滞を起こし多くの苦情や要望を受けておりました、現国道217号、上岡・鶴岡地区の通行量が本トンネルの開通によりまして分散されました。これによりまして、かなり渋滞が緩和されたというふうに認識しております。しかしその一方で、議員御指摘のとおり上城・下城・岸河内地域は交通量が増加をいたしております。そのため、安全対策として現在、県道赤木吹原佐伯線に地権者の方々の御協力もいただき自歩道設置事業に既に着手をしております。次に、地域住民より対策として県道の付け替えが提案されている。その方向で県と相談する気はないかという御質問でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、現在地域からの御要望による自歩道設置事業に着手をしております。この事業の早期の完成をひとまず要望していきたいというふうに考えているところです。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 地区の方からまだということですが、地区の皆さんで話がですね行われています。中からですね先ほど言った県道ですね付け替えって話がね出てまして、地区の皆さんかなりですね、それはいいということで話になってるようです。正式にですねまだ要

望は出てませんので、それはじゃあ改めてね話をしていきたいなあと思いますが、また地区の方も考えておられるんじゃないかと思います。それはそれとしてですね、交通量の実態、増加の実態なんですけどね、市の方がですね、部長御存じのとおり昨年10月22日に、2月に開通をして半年ちょっとたって、10月22日に午前7時から午後7時まで12時間交通量の調査を行ってます。それを見ますとですね、市内方面から榎野橋が732台という、これ榎野橋の所で調査ですけど、これ初めてですね4方向になりますね、こっちから行って榎野橋の先が二つに分かれてますけどね、合わせるとですね4,536台の車が通過してます。これはそのまま榎野橋、高城トンネル通ってですね上城・下城地区へ分散していくわけですので、それまではですね余りね、まあ御存じのとおりあんまり通行ありませんでした。しかし、これが一気にですね12時間で4,500台ですからね、1日でですねかなりの5,000台をこれ超えるね車が通行するようになったと思います。それが実態であります。ですから市としてですね、そういうふうな交通量の調査ですね、このくらいの予想がされるんじゃないかということを多分事前にですね考えて当然このトンネルを掘ったり、道路を付けてきたと思いますから、その対策というのをですねやっぱり事前に考えておくべきだったと思うんですね、その辺をどう考えてるのか。それから特にですね住民の方の一致した声ですけど、とにかく朝の通勤・通学の時間帯のね交通量も多い、子どもさんたちも道を通って通学するわけで非常に交通事故の危険が高いしね、それから日中はほこりとか振動、それから夜ですね、特に朝方ですね大型トラックがよく通ります。その振動とか騒音でね本当眠れないというふうな訴えも出てます。昨日もですねちょっと地区の方と話をしましたけど、本当我慢できんともうこれ以上ね、何か行動起こそうかというような話が本当に出てます。それだけですな深刻だということをですね受け止めてもらってほしいと思います。この事態をですね市として本当予想してなかったかどうかですね、その点をちょっと先にお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。まず、この高城トンネルの開通が視野に入ってまいりまして一番先に地域から御要望をいただきましたのは、通学時の子どもの安全をどう確保していただけるのか。現県道には歩道が設備されておりませんので、そのためにその歩道設置をしてほしいという要望を受けまして、それが現在、先ほど申しました事業化をしているところです。大型車が非常に多いというお話してございましたが、確かにおっしゃるとおりでして、その一つの要因としては東九州自動車道の建設用の車両も確かにかなり通っているなあ、これはまあ一時的とは申しませんが、これも時期的なものもかなり、そういう要素もあるのかなあというふうに思っています。沿道の方々からまあいろいろな御苦情等をいただいているというのは県を通じて一部には聞いております。ただ正式にどうだ、こうだという御要望・苦情等は私どもはあまりじかには受けていないところでして、今議員が言われる詳細についての全容は把握はまだできておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） それではですね、当面ね例えばスピード制限とかね、対策もしあればお願いしたいと思います。ただまあそういう先ですね、開通したあとにどういう影響をね地元の方が受けるかということまでですね是非思いやるようなね、そういうふうなまあ市政でねあってほしいなあというふうに思います。市長是非ですねそういうね何かいろんな事業があるときには、その後ねどういうふうな影響を市民が受けるのかということにですね大いに職

員の皆さんね頭を使っていただいて、市民のためになるですね事業としてやっていただきたいと思います。特に今後の問題としてですね、地元の人とねもし要望が出てきましたらですね是非よく話をしていただいて、解決策をね県の方に提案してほしいと思いますので、最後にその辺だけちょっとお願いしたいと思います。どうでしょうか。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。先ほど今議員からもお話がありました、県道のう回路というんでしょうか、バイパスというんでしょうか、そういう提案が地域からあつてるといようなお話もございました。こういうものが県に確認をいたしましたけれども、県にも正式なそういう御提案というのはまだいただいたという認識ではないということでございます。こういうものが出来まいますと、当然地域の方々にですね自治委員さんを通じて実情等の調査をまずさせていただき、その上で検討をさせていただこうというふうを考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） それをお願いして、次の質問に入ります。イとしてですね、榎野入口交差点の問題についてお聞きします。この道路の榎野側がですね、榎野橋を渡って右・左に分かれてですね、一方は弥生方面に行く。一方は市内の方にね行くということであるわけですが、これは地元の方以外にですね、やはりここを通る方からも要望が出されてるんですが、非常にですね国道にぶつかる所の交差点がですね見通しが悪いと、よく私も通りますけど、急ブレーキをかける車とかですね、クラクションを大きく鳴らして走る車がよく見られます。この辺のですね交差点の対策を何か考えてるかということの一つ。それから朝夕、弥生方面からですね高校生が堤防を通過して通学しております。これがですね一番朝の車の多い時にここを通りますのでね、非常に交通事故の危険があるということで、見に行つてですね川側ですけどね、私はこれ一つ聞きたいんですけど、榎野橋の下を通るような形でね、堤防の脇を臨時的にですね通るような自転車道ですか、そういうのが設置できないかどうかですね、そういうふうな対策をとれないかどうかちょっとお聞きします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 榎野の入口の交差点の問題について、見通しが悪くて危険であると。その対策を考えているかという、こういう御質問でございますが、現在交通量の増加対策に伴う交差点の改良を自転車・歩行者の安全対策も含め検討はいたしております。特に、榎野橋の左岸側の交差点、橋のたもとをですね、あの橋のたもとを大型車がう回をする時に、大きく半径を取らなければいけませんけれども、その形が現地にはまだ整備されておられません。つまり大きくいいますと、大型車が通行するときには反対車線を犯さなければ通行ができないような、いわば交差点の状態になっております。この点も含め国道217号との取り合いについて、どういう方法ならとれるのかということの検討は今しているところです。また、川側に自転車の専用路を付けて設置するなどの対策は取れないかとの御質問でございますが、これは昨年度ですけれども市内の小学校・中学校・高等学校の関係者に堤防の内側にそういう自転車・歩行車道を作ることについての相談をいたしましたところ、堤防の内側にそういうものを造るといことは、子どもの姿が、例えば橋やあるいは堤防の下で、いわゆる死角になってしまうので、防犯上安全が保てないといったような回答もいただいているところです。この自転車・歩行車の安全対策につきましては、先ほど申しました交差点の改良の中でいい

方法がないのかということの検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 217号との取付が二つに分かれてるからですね、本当はもうこれ一つになるのがいいんでしょうけど、間にももちろん民家もあるしね、堤防との絡みがありますので、なかなか難しい交差点だとは私も思います。ただ今言うようにですね、問題があってですね本当、今大きな事故がまだ起きてないのかも知れませんが、必ず起きるんじゃないかと私は思ってます。それだけですね交通量が今多いというのが実態でありますので、是非ですね今部長、いろいろとあっちこっちから今回もですね、この道路あの道路と言ってですね非常に言われてますけどね、さっき児玉議員も言いましたけど、安全上の問題からですねやっぱり入っていくということが非常に県とのですね交渉の上でもやりやすいと言うかな、ことだと思います。ですからその点をですね強調してもらってね、県と交渉を是非進めてほしいと思います。じゃあ次にあとうの問題がありますが、これはですね高城トンネル内の問題です。これはどういう話かということですね、あそこは地元の方も歩いたり、自転車で通ったりですね、それから通学、通学っていうか、夕方ですね部活動が終わったりした子どもたちがですね通ったりするのをよく見かけます。そういう人たちからですね少し寄せられている要望というのは、要はあそこは農道でできてるもんですからね、ちゃんとした歩道や自転車道というのがですねできてません。ですから狭いですねちょっと一段上がった所をね走るか、あるいはもう本当道路に沿ってですね走るかしかも手がないんですね。非常にあそこはスピードを出して車が走るもんですから、もう見とって怖いんですね本当実際に。一段上を走るとちょっとねバランスを崩すと道路に倒れるというふうな危険性もありますので、何かですねトンネルをこれ以上大きくすることできないわけですから、今の現状の中で何か対策ないかですね、考えてないか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 高司議員の高城トンネル内の問題についてお答えをいたします。高城トンネルは県が実施した事業によりまして、昨年度に全面開通したのですが、現在は県との委託協定によりまして市が管理を行っております。延長は947メートル、車道の全幅員が6.5メートル、その両側に0.75メートルの管理用歩道が確保されております。自転車の通行が危険との御指摘でございますが、トンネル内の歩行者や自転車には十分注意を払うよう喚起する看板を設置することで運転者に一層の安全運転を心掛けていただきたいと思いますと考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） じゃあ看板を設置、これも一つ大事なことだと思いますが、あと手としてですね、車道とそこのですね今管理歩道とおっしゃったですね、その例えば光がね反射するような蛍光塗料でラインを引くとかね、何かですね少なくともそこで歩行者とか自転車がですねはっきり分かるような対策をですねほかにとれないかですね、その辺をちょっとお願いします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） お答えいたします。高城トンネルを私も住んでいる地域がらよく通っております。確かに歩行者とか自転車に遭遇することは余りないんですが、そういう事態になればやはり運転者としても十分気をつけないといけないというふうには認識しております。

すし、歩行者の方、また自転車の方も逆に車にも気をつけていただきたいと思います。その辺の注意を喚起する看板については、先ほど申しましたように何らかの対策を考えていきたいと思いますし、中の反射板等のそういった標示についてもトンネル内の安全を十分確保できるようなそういった方向で検討していきたいと思います。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） じゃあ大きな2番目ですが、市営住宅の制度改正についてお聞きします。これは、平成18年8月付けですね、国土交通省の方から公営住宅法の施行令が改正になりまして、来年度、来年度というのはつまり今年の4月1日からですね実施されます。その後ですね改正点の主な内容とね問題点を簡潔に説明してください。問題点があればですね、何か市としてですね独自の対策を考えているかどうかをお聞きします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 高司議員さんの公営住宅法施行令の主な改正点の内容を説明せよということでございますが、入居できる収入基準額、これは入居申し込み可能な収入の上限でございますが、平成8年に設定されて以降、10年以上見直しをされておりませんでした。この間、世帯所得の変化や高齢化世帯の増加など社会環境が大きく変化をいたしまして、真に住宅に困窮する多数の入居希望者が入居しにくい状況になってまいりました。このため入居できる収入基準額、現行20万円を15万8,000円とハードルを下げ、収入の低い方によりの確に入居していただけるように改正をしようとするものです。また経過措置といたしまして、既に入居している方については制度改正後の新制度家賃が20年度月家賃額を上回る場合は、急激な負担を避けるため、5年間かけて新制度家賃に移行することとしており、また15万8,000円を超えていても即収入超過者という認定は行わないこととしております。しかし5年経過後、収入超過者に認定されることとなりますが、この受け皿として特定公共賃貸住宅等の活用ができるものと考えております。なお、経過措置期間中でも月額所得が旧基準を超えた場合には収入超過者の認定をされることとなります。次に問題点は、またその対策はとの御質問ですが、先にお答えいたしましたように、5年間の経過措置を設けたり、あるいは5年間の猶予期間を設けるなどの対策を講じることとしておりまして、現時点で大きく問題があるというふうには考えていないところです。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 市営住宅の問題はですね、2006年かな12月議会で私1回取り上げてですね、その時も施行令改正というのはたびたびあるもんですからね、その都度こういふところが問題じゃないかということでやってきてますが、本来ですね全国的に見たときに、公共住宅っていうのはね不足してるということで、本来はですね国が、やはり国の責任でね住宅建設をするべきだというふうには思いますが、現状なかなか佐伯市ではね難しいようでありますけど、しかし国土交通省の考え方自体がね、そういうふうなことを抜きにですね、取りあえず入居者をね追い出して、競争率を下げるといふことで低所得の方がね入れるようなことちゅうような形になるわけですが、しかしですね、今確かに競争が激しいと思います。特に市内はですね住宅は激しいと思いますけど、社会情勢はですね今不況で派遣切りとかですね、リストラ等々が行われる中でね、例えば4月1日からじゃあ改正になって、そういう今度人たちがですね低所得者となって住宅を求めてくるということになればですね、また同じようにですね競争率が上がるというふうなことがね、これ大いに考えられるんですね。ですから

国土交通省がそういうふう考えたあるいは市もね、部長も国がこういうふう考えてるんだから確かにそうだなというふうに思ってやってるんでしょうけど、しかしそういうふうなですね思い通りになるのかどうかね、私はそうならないんじゃないかと思うんですよね。結局公営住宅やっぱり求める方は多いわけですからね、やっぱりそれでも多くの方がですね求めてくるという形になって、実際にはもう今度低所得者の方ばかりになってね、なかなかコミュニティがうまくいかないとかですね、いろんな問題が逆に出てくると思いますので、その点ですね、今おっしゃった部分が競争率ちゅうんですかね、入居しやすくなるということがね、果たして本当にそうなのかって、根拠は何なのかというのがちょっとまあ取りあえずお聞きしたいんですが。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 公営住宅の設置の目的というのは、いうまでもなく比較的低所得者で住宅に困窮する方々に手当をしようというのが公営住宅であろうと思いますね。これまで条件が20万円までの収入の方は入居できるよという比較の間口が広がったんです。しかし、実態はその収入が先ほど申しましたような社会の状況からですね、低所得者が非常に多くなった。真に困っている低所得者の方が入居できにくいという状況をカバーするためにですね、入居基準額を15万8,000円まで下げると、そのことによって先ほど申しました真に低所得者が入居しやすい環境をつくろうという趣旨であるというふうに私は理解しております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 今回の改正がですね、1年延びて4月1日からになったのを御存じですかね、本当はね昨年の4月1日が実施予定だったんです。それがね1年延びました。なぜ延びたかというね、居住者の団体ですね公営住宅協議会始めですね、諸々のそういう住んでる方のね反対が強くて1年延ばしたんです。なぜ延ばしたかというやはりそういうね、入居者を追い出すことになると、それから家賃が上がっていくということが大きなね、反対理由でありました。それで話をどんどん進めていきますけどね、どのくらいのね方が負担増になるかと、いわゆる家賃がね、上がるかということがこれ一つの問題だと思うんですけど、市の方ですねどのくらいの割合があるのかつかんでますかね。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。新年度家賃を適用したときに、今入居されている方々の家賃が下がる見込みの方が462世帯、割合にいたしますと30.7%の方が現行家賃よりも下がります。変わらないであろうという方が680世帯で45.2%、約半分の方々はこの制度になっても家賃はそう大きく変わりません。しかし、24%の360世帯の方は家賃が上がるであろうというふうに試算はいたしてあります。しかし、家賃の上がる方についても先ほど申しましたように、急激な上昇を避けるために5年間を掛けて暫定的に家賃を上昇させていただいて、5年後に正規の家賃とさせていただきますという考え方の下に施行することといたしております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 24%上がると、国の試算でも約3割と言ってますのでね、ほぼ低所得者が若干こう佐伯市は多いかもしれませんが、大体ほぼ同じような数字だと思います。それでねちょっと私も独自にですね市内の10団地を中心としてね、10か所の団地、女島団地とか中江団地とかね、そして大方の所得ですね、ゼロ所得を始めですね15万、18万、21万、26万とい

うですね、これは政令月収いわゆる基礎控除とかね引いた年収から引いた分の12で割った数字でありますが出して見ました。それで昨年からですね上がると思われるところがね、大体収入がですね10万4,000円超えるとですね値上げになるというふうな傾向です。それで特にですね15万円前後とかですね、それから26万前後ですが、この付近になるとね一番多い方でやっぱりね木の瀬団地なんか1万円上がりますね家賃が。それで18万とか20万このくらいところは上がるけどね数百円の単位ですからそんなに大きなあれはありません。逆に下がるところはですね、確かに低所得帯は下がるんですが、下がってもですね二、三百円でなんですねこれが、あるいは減免がありますから実質的には100円か200円ぐらいのね家賃の値下げにしかならないんですよ計算するとですね。そういうふうな中で経過措置がねあるといいんですけど、それはまあ国が決めたことであってね、やっぱり市が独自で私は何かしなきゃいけないと思ってる。というのはですね民間の場合ですね考えたときに、何もですね設備も何も条件変わってないのにね5年間掛けてねどんどん家賃が上がっていくということはね、普通民間ではやっぱり考えられないですね。それで公営であればあるほどですね、やはり市民の入居者の要望はもちろん家賃が安いとかね、公営だと安心、これは平成18年度私たちがアンケートを取ったときにね、どうして市営住宅に入ってるんですかち言うたら、半分の方がですね52.8%の方が家賃が安いからとかね、21.3%の方が公営だと安心だからと答えてますからね、そういうふうなのがやはり安い家賃でね安心して住めるということが前提になってるのが市営住宅でありますから、そこを上げるということはねやはりよくよくね考えて対応してほしいなあと思います。さっき特公賃の話が出ましたけどね、もちろんそういうふうなことで受け皿はもちろん必要と思いますが、やっぱり中にはですねこだけ家賃が上がるんならもう民間にちいう方もおられると思います。ただそういうねそもそもが低所得者のね方たちが引っ越すとなると当然敷金・礼金とかね引っ越し費用とかも出てくるわけですから、そう簡単には市が思うようにはいかないと思いますし、大変だと私思うんですよ。その辺の対策というのは今ぼっとね出ないかもしれませんが、やっぱ改めてですね、4月1日からだどどっちにしても間に合わないと思いますけどね、やはり考えてほしいなあというふうに思います。それともう一つね、一つ聞きたいんですけど、あと家賃の関係で言うとね一つ方法はもう利便性係数をですね、これ家賃の計算方法の一つになってますが、下げるしかこれ手がないんですね。国もですね通知の中で利便性係数を下げるちいうか柔軟にですね対応してくださいという自治体にここだけ胸張ってますよね、裁量性の拡大ということでね述べてます。ですから、佐伯市がその割合をですね1.3という上限をですね0.9にしてくれてるというふうなことを聞いてますが、ここをですね何とかうまく操作してね家賃の値上げを可能な限り抑えてほしいなあというふうに思ってますので、その辺ちょっとお聞きします。

議長（児玉忠義） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。利便性係数につきましてはですね、ルール上からいきますと0.5から1.3の範囲内で事業主体の裁量により定めるということになっております。市におきましては0.5から1.0の範囲内です。ここは柔軟に今のところは考えた上で運営をしておるところです。これを更にとということにつきましては、その必要性等を内部でもう一度検討はさせていただこうと思いますけども、ここでそうしましようという回答はいたしかねます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 私0.9と聞いてたけど1.0ですね、その辺はあとで確認します。では最後ですね、この問題ね実はね条例改正がないんですね、条例を改正しなくてもいいというふうになってるみたいで、だから議員もですね多分一般市民もそんなことが行われるのかというのをね知らないんじゃないかと思います。ですから入居者にはですね通知はしてると思いますけど、一般の市民の方ですね、これから市営住宅を利用しようかなあと思ってる方もですね、こんな事態になってるんだちゅうことを知ることが大事なことだと思いますので、市報等でですね何か市民に知らせる措置をですね考えてもらいたいと思いますので、その辺を要望してですね、この2番目の質問を終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 時間があと27分しかありませんので、大きな3点目、第四期介護保険事業計画の問題についてお聞きします。介護保険制度が始まって来年度で10年になるわけですけど、これから2009年の4月からですね3年間で第四期というねことになります。今回は保険料がですね介護給付費の準備基金とか、それから介護報酬のね値上げを保険料の値上げにつながらないようにということで、国の方が介護従事者処遇改善臨時特例基金というのを措置していますが、これを利用して保険料の値上げを抑えていただいています。現在4,300円の基準額を来年は取りあえず4,100円、それから再来年度はですね4,200円ということやっていただいているということで、この点はですね非常にお礼を申し上げたいと思いますが、以前の3,000円に比べるとねやはり高いちいうのはこれは事実であります。それでですねまずアとして、4月からの認定システムの変更についてお聞きします。この事業計画1期・2期・3期・4期と進むに従ってですね、国の方も認定システムですね、要介護が1なのか2なのかとか、要支援1なのか2なのか、こういうふうなですね認定をするためのマニュアルというんですかね、システムがあるわけですね、それを今回実は変更をしております。この点についてですね問題点がないのかどうか、あればどこなのかということをお聞きします。それから、私たちはですねこのシステムを見ると、軽度ですね今以上に、今例えば要介護1の人がね、要支援になってしまうとか、あるいは要支援の人がもう該当外とかね該当しないというふうになるとかですね、そういうふうなですね軽度に判定される方が続出するんじゃないかというふうに思ってますので、その場合にですね何か上乘せするようなね施策をもっていないのかどうか、それをお聞きします。それから判定の問題ですけど、第3期はですねケアマネの判断、現場の判断ということですね、それなりに総合的に勘案するということになってましたので、ある程度ききましたし、佐伯市もですねその点考えていただいて認定審査会の中でね条件に応じた判定をある程度ですけどしていただいたと思いますが、今度ですね認定システム変更の中でどれだけねその点ができるか、どうかその点ですねお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） 最後の最後の答弁になりましたが、お答えさせていただきたいと思えます。高司議員からまず最初に4月からの認定システムの変更ということについての御質問でございますが、現在の一次判定の基礎となるデータは、平成13年度当時のものでございまして、これは平成19年度に実施しました高齢者介護実態調査の最新のデータを基にシステムの見直しを行います。また、佐伯市におきましてこの変更後の新システムのモデル事業を今年度の昨年9月、10月で15のケースで実施をいたしております。現行システムと比較し

まして3ケースの方が軽度になったということと、逆に4ケースの方が重度になっております。8ケースの方が変更なしとのいう結果でございますが、これは一次判定のソフト同士の比較をしまして、それを二次判定まで持ち込んだ後の比較でございます。したがって、軽度の判定が増えるのではないかと御懸念がございましたが、佐伯市におきましては軽度判定の大幅な増加はこの時点では出てないというふうに思っております。入力ソフトが82項目から74項目に減っておりますが、現時点ではこの結果に基づいて問題はないのではないかなあというふうには考えております。2番目の上乘せの施策でございますが、介護サービスは認定結果に基づいた介護の区分に沿って提供されるものでございまして、今言いましたように軽度に判定されるということもこの結果では少ないということございまして、現時点では上乘せをする考えはもってございません。3番目のケアマネなどの現場の判断ということでございますが、高司議員、今話していただきましたように、一次判定と二次判定によってこの介護認定は行われております。一次判定は今言いましたように、一律に機械で判定をするもので全国これは統一でございます。二次判定につきましては、地域の医療・保健・福祉の各分野から医師や歯科医師、薬剤師、それから看護師やケアマネージャー、社会福祉士、それから福祉施設関係者などによって構成をされております要介護認定審査会、これは合議体ということでつくっておりますが、現在この16の合議体がございまして、1合議体が5名で構成されておりますので、必ずその中には医師が2名、医師・歯科医師・薬剤師で2名、そのほかの職種の方で3名、5名体制で実施をいたしております。介護保険財政は国庫・県費、それから全国の第2号の被保険者からの拠出金によって賄われていますので、認定は全国一律かつ第三者による客観的な判定を求められますので、現場だけの判断ということではなく、そういった現場の人も取り込んだ二次審査というところで認定を行うということで考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） モデルケースで15件やったということですけど、実はですねその時やった認定ソフトですね新しい、その後ですね調査員のテキストというのを厚生労働省ですか改正してます。これがですね2006年の版から2009年版に変わってですね、御存じないかもしれないけど、とりあえず聞きたいんですけどね、その判断基準が大きく変わってます。ですから認定ソフトでは確におっしゃったとおりかもしれません。それでも3ケース軽度がね判定されるちいうことになったこと自体が問題なんですけど、それ以上にですね軽度に判定される可能性が出てきてます。それをちよっとその点ですね、そのテキストが出た後にモデル事業をやってないと思いますからね、それでもね判定が変わらないのかどうかね、新しいテキストに基づいてやったときに、その辺ちよっと先にお聞きします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えいたします。テキストの内容が変わったということは私も具体的なことは聞いておりませんが、認定審査に関する部分については今回82項目から74項目に調査項目が減っておりますですね、この部分については主治医の意見書、それからまた調査員の特記事項によってクリアしてくださいということになっております。テキストの中身が変わられたということなんですけど、例えば、全く寝たきりのお年寄りで移乗を必要とする方でも、それを利用しなければ自立という判断がされるんだと思いますが、この調査員の特記事項の中に、全く使っていないために自立としたということを書くようになっておるようで

ございます。これに基づきまして二次審査で医師、主治医の意見書、それからそういった調査員の特記事項が参考としてなってくるようになりますので、私どもの方とすればですね、結果を見てみないと分からないですが、現時点ではそうたいして出ないのではないかなあというふうには考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） そう甘いもんじゃないと私は思います。というのが特記事項は2006年度版というのは特に大きく書いてないんですね具体的には、これは今回の2009年度版はね、具体的に書いてます。こういうふうにしなさいちいうようなことで、例えば、介助が行われていないという話であります、例えば薬の内服のもんとかね、金銭の管理とか買物とかね、場合によってはほらほかの人が家族がするとかいうケースがありますね、そういうのはですね本当はその方はできないんですね、できないんだけど、ほかの方が代わりにするということになると介助が行われてない自立という判断をされるんですね。そのほかですね、例えば福祉用具、補装具、車椅子とかねそういうものを使ってる場合の方の基準をですねこういうふうにしなさいとなっております。歩行はできなくても車椅子を自分でね操ってるという場合は、もう移動についてはね自立を選びなさいというふうになってるとか、それから調査の行為自体が発生しない。例えば、髪の毛がない人が整髪、整髪って項目があります。それは髪がないから整髪すること自体がないから自立とねいうふうにしなさい。あるいは食事の摂取が体調がいいときは自分でできるけど、もうそうじゃないときは全介助が必要ですよというケースなんかのときには、回数が多ければ、多いちゅうかな自分で食べれるときが多ければ、もうそれは自立にしなさいというふうにですね、具体的にですね、そういうふうなもう軽度で判定されそうなねことが書いてあります。ですから、このままですねこのテキストを純粋に調査員の方が判定してしまうと明らかにですね、これまで要支援だった人がねもう該当しませんとねいうふうなことになるケースもあるし、要介護2の方が要支援になる可能性も出てくるわけです。実際にこれを使ってやった団体はですね、そういうふうなことで警告を發します。ですからね、これは部長後でいいですから、よくですね部内で検討していただいて、速やかにですねこの対応を考えてほしいというふうに思ってますので、その点ですねちょっとお聞きします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えいたします。今高司議員が説明されております自立で判定する部分についてはですね、一次の今言う74項目の中の一次に入力される部分でございますよね、それを最終的に判定するのは二次審査がございまして、結局今まで判定されてるケース、例えば要介護1なら要介護1で判定されてる。それは主治医の意見書に基づいた部分もございまして、そういったところがですね二次判定の中でどう生かされてくるかということにつきまして、また私の方も担当部署とは協議をしてみたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） そういうふうをお願いして、次のイの方に入りたいと思います。介護現場の人材不足の解消について、御存じのとおりですね、介護現場は本当に条件がですね悪くて不足しているということで、国の方がですね、介護報酬単価3%、これはまあ全部3%上がっているわけじゃあないんですね。引上げるということですが、その効果があるのかど

うかということ。それから市としてですね人材不足の原因をどう考えてね、どういうふうに対策を考えているかということをお聞きします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えいたします。介護報酬単価3%の値上げ効果があるかということですが、今回の介護報酬単価の引上げにつきましては、介護従事者の処遇改善を目的としたものでもございますので、一定の程度の効果が認めると私どもも期待をしているところでございます。人手不足の原因と対策についての考えについてでございますが、人手不足につきましては様々原因が考えられると思います。ただ単純に私どもが考えてみますれば、大きな理由とすればきつい仕事にもかかわらず、それに見合う対価、給料が安いということが大きな原因かなあというふうには思われますが、これ対策となりますと国レベルでの対策が必要じゃあないかというふうには思います。今回のような介護報酬の引上げる介護労働者の処遇改善、それから労働条件の見直し、こういった施策が必要ではないかなあというふうには考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 根本的にはもちろん国の問題が大きくあります。今回事業者の方にですね何箇所かお聞きしてきましたけど、マスコミの報道でもですね今回のアップは賃上げ期待できないという回答がかなり圧倒的というかな多数を占めてます。専門の教授に言わせてもですね良くて数千円程度というふうなことで、待遇改善にはつながらんとするのがですね、大方の見方であります。現場はですね今回ですね実はね問題が幾つか発生をするんじゃないかと思ってます。何かということですね、一つは報酬をアップするとですね加算方式といって1単位ですね、1単位で10円、10掛けるから10円ということになりますけど、いうふうなですね考え方でいくとですね、例えば訪問介護で身体介護30分すると、今までが231単位が254単位になると。要は2,310円が2,540円になるわけですね、これの1割負担が御本人になるわけですけど、そうするとですねこれそのままいわゆる介護利用料の値上げになるんですね利用者にとっては、これで今までですねこれだけの限度額の中でねやろうと思ってた人たちが値上げされることに、もうこれくらいしかできないというふうなことになる可能性が出てくるわけですね。そうすると当然それだけ今度は事業者が収入が減るということが一つ大きな問題がある。それから加算がですね取れる事業者と取れない事業者がありますね。これは事業者の中にですね介護福祉士を抱えてるだとか、いろいろ条件があって小規模な事業者ほど恩恵を受けません。逆にですねそれが加算が取れる事業者と取れない事業者が同じことをやってもね、今度は利用者の金額が変わってくるわけですねえ、そうでしょ。そうすると安い方がいいわというてね、利用者がそっちに流れる可能性がある。だけどそれでいいかというてね、これ質の問題になりますけど、分かりませんよね。安い方がいい介護するとか限らんわけですね、そういうことがですね実は事業者間の中で起こってくるというのが二つ目の問題。それからさっきの認定のシステムの変更で今までは要介護4でやりよったものが要介護3になったとかね、2になったとかなったら当然そこで限度額も変わってくるわけですし、介護の利用も変わってくるわけですからね、減ってくるわけですから事業者はまたまたこれで影響を受けると、重度ほど事業者の影響が大きいということですね、今回の3%アップというのが、もう逆効果になるというおそれが非常に事業者の中でまん延してます。私たちはですねもう直接3万の報酬アップしなさいというふうな国の中で要求してます。だいたい3,600億円掛

かるんですね、その利用料を上げるとかなくてね。これ例えば、変な話ですけど、イージス艦が2隻で3,600億円です。そういうふうなですねことでお金をどうかしてですねその辺まわせばね国の姿勢次第ですけど、できると思います。しかし、いずれにしてもこういうふうな事業者がですね実態というのがですねつかんでるかどうかですね。その辺が大事になってくると思うんですね。時間がないので、つかむ努力をしてほしいということ、それからですね事業者同士の情報交換がほしいということが出てます。忙しくて手が回らないわけですね、ほかの事業者はどげんことしよるんかなあとかねいうことで、介護サービスですね技量のレベルのアップにもつながりますし、それから市とですね交流の場とか、そういう場ということで研修会ですね、市の方が主催で研修会なんか持ってもらって勉強するとかね、事業者同士が交流するとか、こういうことをですね是非市の独自の施策として取り組んでほしいなあというふうに思ってますので、ちょっと時間がないので今言った部分ですね、ちょっと何かあったらお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えさせていただきます。先ほどの件でございますけど、システムの変更につきましてもですね、国は今朝の一番の担当から聞いたんですが、今年の7月には検証したいということも出ておるようでございます。それによって軽度になる方がどれくらい出るかということも私どもも見させていただきたいと。それと介護報酬の改定による賃金への影響につきましては、これは国が責任をもって検証をするということでございますので、私どもはこれがある程度介護報酬を上げることによって賃金が上がっていただければというふうには、先ほど言いました期待しておりますので、ただ事業者間の連携等につきましては、また担当等も打合せをしながら、そういった状況を作り上げていきたいというふうには考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） じゃあ続いてイの方はこれで終わって、ウのですね保険料・利用料の減免制度の導入についてお聞きします。要は所得の少ない方を中心にですね、介護制度を利用できないというね事態をなくすためにですね、保険料あるいは利用料の減免規程を作ってほしいことをもう何年も前からですね言い続けてきてますが、なかなか市の方がやろうとしておりません。具体的には段階を引き下げるだとか、金銭面の補助するサービスの一部を負担するとかね、いろいろ方法が考えられるわけですけど、その点お聞きします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えさせていただきます。独自の減免制度ということでございますが、第4期の計画期間におきましては、先ほど高司議員がおっしゃられましたように、介護給付費準備基金や介護従事者処遇改善交付金の活用によりまして、被保険者の負担の上昇を抑制いたしております。これは平成21年から21、22、23の3年間の3%報酬改定を上乗せした部分で収支を見まして介護保険会計を見ておるものでございまして、それによりまして、平成21年度につきましては現行4,300円の保険料を4,100円、それから22年度には4,200円、そして23年度で4,300円という基金等導入を入れましてこういう体制をいたしております。そういう現状でございますので、現時点では独自の減免規程というのは考えておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 理由が少し今までと変わってますね。今までは先に読まれたのかもしれませんが、3原則と言ってました。一般財源から繰り入れをしないと、一律減免をしないと、かね、財産調査なしに減免しないと、そういう3原則があるからしないとってたんですね市は。ところが今回国がですね、さっきおっしゃった保険の値上げにつながらないということなので予算措置をしたのが1,154億円です。これは保険会計ね介護保険会計に入れましたが何から取ったかという一般財源からとったんです。国が今まで三原則でね市に対してしちゃあいきませんよ、減免制度作っちゃいきませんよちいいよったね一つが国が変わって今度やってしまったね。だからもう理由が崩れたんです。だから市の姿勢次第でねこれではできるんです。いいですか、そこをはっきりしておいてほしいと思います。それから全国のですね保険者を見ても今ね保険料の減免がもう3分の1、33%がやっています。利用料の減免も5分の1、21.3%がやっています。だからもう全国もですねそういうふうな方向になるわけですからね。それから市民のアンケートを私たちも今取り組んでますけど、大体半分の方がですね保険の利用料の減免をしてほしいと答えています。市民もそういうふうな世論がある。それからそういう利用料が大きいもんだから自宅でみなきゃいけない。これが1年間にですね2006年度に14万人以上いるんですね全国で、これだけの方がですね職をなくしてでも介護しなきゃいけないという事態になっている。実際に佐伯市のですね聞きましたけどねそういう方の、もう体動かせないからね介護する。24時間目が離せないそうです本当に、もうたんがね出て吸引をしなきゃいけないとかね、トイレに行くとかいうことになったらもうそばでね24時間本当仮眠をとってね介護するというのが本当実態なんですよ。これがヘルパーさんが来た時だけ本当唯一の休息で買物に行こうかなとかね、自分の時間がとれるなあちいうのがこれ実態です。ですからさっきの認定の問題にかかわりますけどね、これがまだ大きな問題になってくると思いますし、そういうですね利用料の負担に耐えられないね、本当は限度額使いたいんだけど使えないとか、保険料をこっだけ払ってきたのにね、もう利用しようと思ったら利用料が高いから使えないとかね、こういう人たちをなくすためにね、是非減免制度部長最後にね、次の方のためにやろうというふうな方向でちょっと答弁してください。お願いします。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） お答えさせていただきます。確かに高司議員おっしゃられますように全国では33%の自治体が独自の減免制度を持っておりますが、この独自の減免制度の中身を見てみますと約9割を超える自治体が3原則を遵守しながら減免しておりますよね、そういった意味で、例えば佐伯市はこの3年間の中では階層6段階を変更しておりません。ただ先進事例を見ますと、それを10段階以上に小刻みに所得階層を分けているとか、そういった独自の施策をうっているところもございます。ただ先ほど言いましたように、介護会計につきましては、この3年間の中で収支がどうなるかということを見越して現在の体制をつくっておるわけでございます。この中でですね高司議員が言われましたように、佐伯市独自の減免制度が果たしてできるかどうかということにつきましてはですね、私今ここでそれをやれるということは言えませんが、この3年掛けた中で検討させていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 初めてですけど、検討するというのを言いましたのでね、これはひとつの前進だと思います。市長こういうね地方自治体というのはこういう時こそ発揮するべきだと私は思いますから、市長も続けて出られるのであればですね是非考えてほしいと思います。ちょっと時間がないので最後ですね、原因不明で治療方法が未確立の難病患者の問題ですけど、ちょっと時間がないのでこっちの方で話をさせてもらいますけど、例えば今ですね、法定の難病とかねなっている人たちというのはいろんな制度がありますが、制度外になっている人たちもやっぱりいるんですね。例えば40歳未満の方なんか介護保険からも排除されますし、なかなかですね本当に難病で苦勞されてもですね的確な援助を受けられないという方が多いわけです。市の方がですね、市の告示74号と151号ということでね日常生活の用具の貸与とかやってますので、それからヘルパーの支援をやってますから、これをですねこういう方にも適応するちいうことをお願いしてですね、最後もしちょっと答弁があれば。

議長（児玉忠義） 坂本福祉保健部長。

福祉保健部長（坂本修一） じゃあお答えいたします。今市でもってる要綱につきましては、国が指定しております123の難病の症状を持つての方についてはすべて対象になりますので、今高司議員が想定しておられる方ほとんどが私は該当になるんじゃないかなあというふうに思いますので、健康増進課担当になりますから、そちらの方で詳しくお問い合わせください。

議長（児玉忠義） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第32号から第55号まで、第57号から第70号まで、及び諮問第1号から第3号まで、以上41件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 26番の和久博至です。通告はしてなかったんですけども、70号についてお聞きします。コミュニティバス運行条例の一部改正についてですね。これ非常に重要な問題で、今回は大入島なんですけども、大入島だけに限らずに恐らく合併の効果を左右する非常に重要な問題点だと思ってます。それでここ今上がっているのを見ますと、もう既に10路線になってるわけですね、同じシステムでいこうとしているのかどうかですね、そこんところはきちんと把握しておきたいもんですからお聞きいたします。まず今度の件ですね、バスの自動車についてですね、佐伯市が恐らく中古を買うか今まであるのを使うのか、それはどのようにされるのかですね。そして取得したとしたら取得価格は幾らだったのかということですね。あと管理についてその方法ですね、委託の方法が指定管理なのか委託なのかそこをお答えいただきたいと思います。それと費用については委託料なりがあればですね、それが年間幾らなのかお答えいただきたいと思います。あと運行収入ですね、これが年間、この大入島に限ってでいいですから幾らを想定しているのかですね。あと運行の時刻ですね、時刻表

ですねそれがどのようになっているのか。あと代金ですねこれが全部一律なのかどうか、非常に近い所もあるかと思うんですけどね、1キロ切ってるような所が安くなってるのかどうか。それと他の地域ですね、ほかの地域との関係で同じようなシステムになっているかどうかですね。そこをお答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変申し訳ありません。資料を持っておりませんので、私の覚えている範囲でいいでしょうか。バスの所有ですけれども、これは佐伯市所有で新規に購入する予定です。それから運行の方法ですけれども、これは委託という形で運行いたします。委託料はですねまだ契約しておりませんが、予算の範囲内ですね、これから随意契約で契約する予定にしております。それから収入見込みはちょっとすみません資料を持っておりません。時刻はですね、これも資料を持っておりませんが、これも確実なところをですね後で時刻表をお渡しいたします。料金は市内一律100円です。以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） すみません。突然だったもんでね資料を持ってないということなんですけれども、所有の取得価格ですねそれが幾らだったのかも答えていただきたかったなと思うんですけど、バスの幾らかかったのかですね。それと委託なんですけれども、大体の額が分かればですね、年間幾らぐらいで委託してるんか。例えばだれか、どこに委託してるんか、バス会社ですね、バス会社とかタクシー会社とかあるかと思うんですね。そのところは分かってる範囲でお願いいたします。それとあと、運行収入がちょっと分からないということなんですけれども、非常に利用が少ないと想定されるわけですよ、利用時間の関係もありましてですね、そういう場合どのように考えるのかっていうことですね。それをお答えいただきたいと思います。そして非常に近い、600メートル近いところも同じようにやっぱり100円なのか、3キロ、4キロあるところも100円ということなんですけれども、そうすると余り近くなるとまた乗らなくなるっていうことも考えられるわけですよ、だから悪循環に陥るようなこともありますのでですね、そこをお答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） バスは宝くじの助成金を使って購入する予定にしております、10分の10で300万円です。それから委託はですね県のタクシー協会と随意契約を結ぶ方向で今調整中です。それからバスの料金ですけれども、1人1乗車100円という形で全市画的に取扱っていきたいというふうに思っております。これは長さが確かに短い、長いありますけれども、1人1乗車100円ということで当面運用していくつもりです。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 県のタクシー協会の方にとということで恐らく業者との絡みとかですね、いろいろあるかと思うんですね、これをつくるについてはですね。本当に住民が利用しやすいようなものにするにはですね、なかなか利権を越えていくようなところも必要な場面があるかと思うんです。例えば大入島なんかだったら、それほとんど入ってないですよタクシー会社もなければ、バスも入ってないという。そういう競合しないようなところでは思い切った施策が打てるんじゃないかと逆に思ったんですけどね、それが同じようにシステムを同じにするということになれば、その特性というのが失われるかなあというふうに。地域についても例えば、ほかの市なんかによればですね全部無料にするよというようなこともある

わけですよ。例えば、そこのある医療機関に利用してもらうために福祉バスなんかでもそれを無料にして福祉バスを運行するとか、そういうことも考えられるわけですね。そしてこれはまあ普通のバスですけども、例えば福祉バスとか、あるいはスクールバスとかそういう制度等を絡み合わせて安くできるというようなこともあろうかと思うんですよ。そういうような一律こういう形で決めていくんじゃないかなってですね、これから私が聞いている限りでは見直しをしながらより良い方向を探っていきたいというふうに考えてるんですけど、これが固定されると困るわけですよ。それで1年か2年か運行期間を経た上でこれから見直していかうとするのかですね、システムそのものもですね、良くしていこうとするのか、その方向性をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 交通の利便もさることながら、安全性も確保していきたいというふうに思っておりますので、バス会社あるいはタクシー会社といったようなところですね、安全を確保するような形でいきたいと思っております。ただ、市内の場合にはですね大分バスとの路線競合等がありまして、同一路線をコミバスが走ったりするものですから、その辺の話がしやすいように大分バスと委託契約を結んでおります。島はそういったものはありませんのでタクシー会社の方をお願いいたしました。これは島という特殊性とそれから大分バスでちょっと運転手の数がですね足りないという現状がありまして、タクシー会社の方をお願いしようというふうに考えたわけでありまして、このタクシー会社の方もですね、1社ではなかなか乗務員の手配等がですね、都合がつかない場合が考えられましたので県のタクシー協会の方に委託するという形をお願いしようと思っております。それから今回大入島で予定しております路線は確かに短こうございます。ただこれは将来的にはですね、全島を回るといような循環型バスも念頭に入れておりますので、そうした場合にですねほかとの差と言いますか、他地域との差はそれほどなくなるというふうに思っておりますので、他と同じような扱いをしたい。市内と同じようにコミバスは1乗車100円ですよという形で公平性を確保したいと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の質疑を終わります。

ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{いわさきひろむ}岩崎弘）、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{ふじわらしげと}藤原重人）、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{なりまつみのる}成松稔）、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から第3号まで、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案等の委員会付託

議長（児玉忠義） 議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成21年第1回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第32号	佐伯市個人情報保護条例の一部改正について	総 務
第33号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総 務
第34号	佐伯市防災会議条例の一部改正について	総 務
第35号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について	総 務
第36号	佐伯ヘリポートの指定管理者の指定について	総 務
第37号	佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について	総 務
第38号	佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について	建 設
第39号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設
第40号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建 設
第41号	佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建 設
第42号	佐伯市中心身障害者福祉手当条例の一部改正について	教 育 民 生
第43号	佐伯市中心身障がい者タクシー料金の助成に関する条例の制定について	教 育 民 生
第44号	佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第45号	佐伯市児童館条例の一部改正について	教 育 民 生
第46号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教 育 民 生
第47号	なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について	教 育 民 生
第48号	佐伯市老人福祉センター条例の一部改正について	教 育 民 生
第49号	佐伯市はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第50号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について	教 育 民 生
第51号	佐伯市介護保険条例の一部改正について	教 育 民 生
第52号	佐伯市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	教 育 民 生
第53号	佐伯市学校給食センター条例の一部改正について	教 育 民 生
第54号	佐伯弓道場の指定管理者の指定について	教 育 民 生

第 55 号	佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について	教 育 民 生
第 57 号	佐伯市食のまちづくり条例の制定について	経 済 産 業
第 58 号	佐伯市本匠もくもく館条例の一部改正について	経 済 産 業
第 59 号	佐伯市体験公園亀の甲なおかわ条例の一部改正について	経 済 産 業
第 60 号	佐伯市営第 2 駐車場の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 61 号	佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 62 号	佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 63 号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 64 号	佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 65 号	大入島食彩館の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 66 号	佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 67 号	佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 68 号	佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 69 号	公有水面埋立てに関する諮問について（上浦大字最勝海浦）	経 済 産 業
第 70 号	佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について	経 済 産 業

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 21 号	新保険業法の適用除外の意見書提出を求める請願	総 務
第 22 号	インフルエンザ菌 B 型ワクチン（H i b ワクチン）接種の助成を求める請願	教 育 民 生

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日からは各常任委員会を、17日からは予算特別委員会を開いていただき、25日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時 04 分 散会

平成 2 1 年 第 1 回

佐伯市議会定例会会議録

第 7 号 3 月 2 5 日

第 1 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 7 号)

平成21年 3月25日 (水曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦	涉	2 番	高 橋	香一郎
3 番	川 野	紀久雄	4 番	曾 宮	司 好
8 番	後 藤	幸 吉	9 番	江 藤	茂
10 番	清 家	好 文	11 番	矢 野	精 幸
12 番	矢 野	哲 丸	13 番	河 原	修 仁
14 番	宮 脇	保 芳	15 番	佐 保	曉
16 番	小 野	宗 司	17 番	肥 後	四々郎
18 番	榊 田	穂 積	19 番	村 尾	清 一
20 番	井野上	準	21 番	河 野	豊
22 番	下 川	芳 夫	23 番	柳 井	二 生
24 番	泥 谷	和 喜	25 番	菅 原	忠
26 番	和 久	博 至	27 番	日 高	嘉 己
28 番	渡 邊	邦 壽	29 番	染 高	矢 夫
30 番	児 玉	忠 義	31 番	甲 斐	迪 彦
32 番	狩 生	寿 一	33 番	廣 瀨	精一郎
34 番	吉 良	栄 三	35 番	高 司	政 文
36 番	浅 利	美知子	37 番	河 野	周 一
38 番	玉 田	茂	39 番	河 村	松 一
40 番	児 玉	輝 彦	41 番	村 松	田 德
42 番	戸 山	盛 喜	43 番	寺 島	清 幸
44 番	土 師	辰 英			

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 三原 信行

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務務部	長長長長長長長長	西木塩武大久魚田坂酒河	嶋許月田鶴住崎本井野	泰政厚隆直成慎修伸	義信博己太治誠一実生	上教消上弥本直宇鶴米蒲	下浦生匠川目水江	水育防	道次	部局局局局局局局局局局	長長長長長長長長長長	戸川伊白御山曾河甲江	高東田洗田宮原斐藤高	公弘宇三茂隆健盛滿幸一	人嗣実達二一清喜義一德
-------------	--------	----------	-------------	------------	-----------	------------	-------------	----------	-----	----	-------------	------------	------------	------------	-------------	-------------

議事日程第7号

平成21年3月25日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第4 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第4 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成21年第1回佐伯市議会定例会第24日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として、各委員会に付託されました議案56件及び請願2件、以上58件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、寺島孝幸君。

予算特別委員長（寺島孝幸） 皆さんおはようございます。予算特別委員長の寺島孝幸でございます。

本特別委員会は、平成21年度当初予算案審査のため今期定例会初日3月2日に設置され、17日から19日までの3日間にわたり委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要並びに結果につきまして御報告申し上げます。

17日は、委員4名欠席のもとに開会された委員会の冒頭、正副委員長互選が行われ、不肖私が委員長に、副委員長に江藤茂委員が選任されたところでございます。

市長のあいさつに続き、執行部から、予算編成に係る基本方針等について概要説明を受けましたので、御報告いたします。

合併後4年が経過し、平成18年度から、行財政改革に積極的に取り組み、行革プランの21年度末の目標である「取崩し型基金を20億円以上保有する」、「職員数を1,100人以下とする」という目標も大きくクリアすることになり、一定の成果が見られ、財政状況は着実に改善しつつある。しかしながら依然として地方債残高を始めとする財政指標はきわめて厳しい状況を示しており、少子高齢化の一層の進行により、社会保障費等を始めとする義務的経費の増大が予想されるなど、予断を許さない状況にあり、引き続き行財政改革を推進していく必要がある。

一方、国が策定した平成21年度地方財政計画の規模は、対前年度比1.0%のマイナスであり、地方交付税の総額は、前年度比2.7%の増額となった。また、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は、81.7%の増額で、合わせた実質的な地方交付税としては、15%の増額となっている。

こうした状況を踏まえ、本市の予算編成においては、昨今の経済情勢から市税が減収となることが予想され、引き続き行財政改革により行政コストの削減を進め、安定的な行財政運営に懸命に取り組むこととした。また、本年4月中旬には、佐伯市長選挙が予定されていることから今回は骨格予算としての予算編成を行ったが、現下の厳しい財政状況を踏まえ、経常的な事務経費はこれを抑制する一方、社会資本整備を始め市民福祉の向上に効果的である事業については、可能な限り予算を計上している。一般会計の予算規模は、406億800万円で、前年度比3.9%の減となった。

その結果、一般会計・特別会計・企業会計を合わせた予算総額は665億4,031万円で、前年度比6.0%の減となったとの説明がありました。

さらに、一般会計歳入・歳出各款における予算額の変動要因、性質別経費の動向など、詳細にわたり説明がありましたが、当初予算説明資料記載のとおりでございますので省略いたします。

概要説明に対する若干の質疑、答弁ののち、議案第1号、平成21年度佐伯市一般会計予算を議題とし、予算説明書により順次款を追って審査いたしました。

歳入・歳出各款において活発な質疑、答弁が交わされ、会議時間は長時間にわたっておりますが、本委員会は議長を除く全議員で構成され審議経過は委員の皆様御承知のとおりでございます。したがって、報告はごく簡潔に行いますので、御了承願います。

歳入では、質疑がなく、歳出、2款、総務費では、コミュニティー交通整備事業及び宿毛フェリー利用促進事業、ケーブルテレビ事業の内容、経営状況について、3款、民生費では、人権・同和問題啓発事業費及びさいきの茶の間運営事業の内容について、4款、衛生費では、^{じんかい}塵芥中間処理費の経費の内訳について、6款、農林水産業費では、畜産業単独事業及び有害鳥獣被害防止対策事業の内容について、7款、商工費では、商工会事業補助金の算定基準について、活発な質疑、答弁が交わされ、17日は7款、商工費までの審査を終了して散会いたしました。

翌18日は、委員6名欠席のもとに委員会を再開し、一般会計歳出、第8款、土木費から質疑を続行いたしました。臼坪女島線道路改良事業の今後の見通し、長寿命化修繕計画策定事業の内容、9款、消防費では、自主防災事業の現状について、10款、教育費では、特色ある学校づくりサポート事業における学校現場の状況、奨学金貸付事業の現状、スクールバス運行事業の通学援助にかかる公平性の確保等々、各款において活発な質疑、答弁が交わされました。

その後引き続き2日間の予算説明書による審査を踏まえ、総括的質疑を行いましたので、その概要を申し上げます。

一委員から、自治会の役割及び地域審議会のあり方、また地域支援員の考え方について質したのに対し、市長から、自治会については、全体が一つの統一した考え方の中で活動し、地域の活性化に大きな役割を果たしている。地域審議会については、基本的には年に1・2回の会議を予定しているが、開催回数に制限はなく必要とする予算は補正で対応もできる。

また、地域支援員の考え方については、地域と行政のパイプ役として地域の現状把握が主な役目だとの答弁がありました。

また、一委員から、農林水産業を基幹とする地場産業振興を含めたまちづくりについてどのように考えているのかと質したのに対し、市長から、海と山、川そして中心地といろんな地域性を生かしたまちづくりや一次産業に携わっている方々の特性を生かしたまちづくりが必要だとの答弁がありました。

その他、農林水産業に対する予算措置の考え方、まちづくり会社への出資についても質疑が出されました。

総括質疑を終了し討論に入り、一委員から、賛成の立場で意見が出されました。骨格予算として、大型事業や大きな市民負担もなく、債務残高を減らしている。また、乳児医療では義務教育まで補助対象を広げたいとの前向きな市長の方針という点が主な賛成の理由でありました。慎重審査の結果、議案第1号、平成21年度佐伯市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

18日は、一般会計の審査を終了して散会し、翌19日は、委員6名欠席のもとに委員会を再開し、議案第2号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計予算から議案第18号、平成21年度佐伯市公共下水道事業会計予算まで、特別会計予算15件、企業会計予算2件、計17件を議題とし審査いたしました。慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長（渡邊邦壽） おはようございます。総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算外議案6件及び請願1件、計7件につきまして、去る3月16日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し審査いたしました。また、付託案件終了後、所管事務調査を行いましたので、併せてその経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第32号、佐伯市個人情報保護条例の一部改正については、執行部から、平成21年4月1日から統計法が全部改正されることに伴い、統計報告調整法が廃止されたため、当該条例の関係規定について整備するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第32号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、執行部から、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における一般職員の給料月額を、5%減額する規定になっているが、この期間を1年間延長し、その期限を平成22年3月31日までとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第33号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、佐伯市防災会議条例の一部改正については、執行部から、平成21年度の組織改編により、総務部防災課の名称が総務部防災危機管理課に変更されることに伴い、佐伯市防災会議の事務局長を総務部「防災課長」から総務部「防災危機管理課長」に改める

ものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、課の名称が防災危機管理課となった場合、仕事の内容に変更があるのかと質したのに対し、執行部から、特に仕事の内容に変更はないが、事務分掌にうたっている防災危機管理に関する事務を課の名称に取り入れることにより、総合窓口という位置づけを強化し、体制の整備を図るものであるとの答弁があり、討論、採決の結果、議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、佐伯市税特別措置条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部から、第2条及び第8条の改正については、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正により、中心市街地区域内における新設若しくは増設固定資産に係る固定資産税の不均一課税適用期限を平成22年3月31日まで延長し、あわせて引用条文の整備を行おうとするものである。また、第4条の改正については、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令等の一部改正により、工業等導入地区内における新設固定資産に係る固定資産税の課税免除適用期限を平成21年12月31日まで延長しようとするものである。いずれの適用期限も平成20年4月1日にさかのぼって適用するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、佐伯ヘリポートの指定管理者の指定については、執行部から、指定管理者の候補者は、公募による結果、佐伯市所在の有限会社岩本クレーン、代表取締役、岩本貞子を指定しようとするものである。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間であるとの説明があり、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第33号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定については、執行部から、指定管理者の候補者は、公募による結果、由布市所在のセカンドライフ、代表者、成松武を指定しようとするものである。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、施設の老朽化に伴う予算措置に関する要望が述べられたのち、委員外議員から、市の基本的な方針について質したのに対し、執行部から、施設の設置目的は、市民の研修・レクリエーション・憩いの場としての健康づくりに努め、福祉の向上を図るとともに交流の拠点として、市の活性化の活力を促進するものであり、旧鶴見町時代から変わっていないとの答弁がありました。

これに対し、同委員外議員から、高速の開通に伴い市民が利用しやすい施設になったことを踏まえ、市民が年間を通じて有効利用することに主眼を置くのか、それとも由布市との交流を促すアンテナショップ的な位置づけに主眼を置くのか、利用面において主眼におくべき焦点がぼけている気がする。市の基本的な方向性が定まっていないことに危惧しているが、どのように考えているのかと質したのに対し、執行部から、確かに焦点がぼけていることは認識している。今後の方向性については、この3年間の指定管理期間の中でその方向性を検討し、より良い形になればと考えているとの答弁がありました。

これに対し、同委員外議員から、市としてきちっと協議して市民が納得できるような施設の有効活用を是非考えてほしいとの要望が述べられました。

あわせて一委員から、指定管理者制度に関し、施設管理の面で制約があり使いづらいとの声を聞くので、利用に当たっては指定管理者に協力し、使いやすい施設となるよう配慮してほしいとの要望が述べられました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第21号、新保険業法の適用除外の意見書提出を求める請願を議題とし、まず執行部に意見を求めました。

執行部から、保険業に関する指導及び監督については、金融庁等の国の機関により実施されており、本市の処理する事務に当たらないため、市として見解を表する立場にないとの意見が述べられました。

執行部に対する質疑はなく、紹介議員の説明を要するか否かを委員に諮った結果、請願の願意については特に疑義がないことから紹介議員の出席は求めない扱いといたしました。

質疑を終え、討論、採決の結果、挙手少数により、請願第21号については不採択とすべきものと決しました。

以上が本委員会に付託されました審査の報告でございます。

引き続き、所管事務調査として、佐伯市職員労働組合のヤミ専従問題及び職員の服務規律に関する件を議題とし、調査いたしました。

この件については、委員会開会冒頭に所管事務調査として議決するとともに、その目的については、真相を究明し、問題があればそのあり方を正していくことで意思決定を行いました。なお、本調査を実施するに当たっては、利害関係者が特定されているため、執行部及び委員の自由な発言が制限され、委員会運営に支障を来すおそれがあることから、市長から委任された職員以外の者及び一般市民については、あらかじめ傍聴を許可しない取扱いとしました。

傍聴を制限した上で、まず執行部側が行った調査結果について報告を求めました。

執行部から、去る3月10日に職員全員に対し、「市長及び市議会議員選挙における職員の服務規律の確保について」通知し、地方公務員法による政治活動の制限や公職選挙法による地位利用等の禁止に十分留意するよう指示した。また同日、職員労働組合に対して選挙に伴う組合活動が政治的行為の制限に抵触しないよう、特に勤務時間中の活動や市民から誤解を受けるような行為は厳に慎むよう文書及び口頭で申し入れを行った。

翌11日は、用地管理課長及び組合の書記長に対し、聞き取り調査を行い、委員長代行の組合活動については有給休暇で対応していることを確認したが、多少管理・監督が甘くなっている面があったので注意を行った。

また、組合の選挙活動について、その具体的な内容や職員の対応について確認した結果、その活動については有給休暇で対応しており、内容的にも地方公務員法に抵触するおそれは少ないと考えられる。しかし、候補者との家庭訪問やビラ配りについては、公職選挙法に抵触するおそれがあるため、自粛するよう申し入れを行った。職員の服務規律や政治活動については、引き続き注意を払い、執行部として調査を続行していく。

勤務時間中に行う執行委員会への職員の参加については、過去に取り交わした組合との申し合わせと地公法に基づく条例の適用によって職務専念義務の免除を認めている。しかし、改めて調査を行った結果、総務省の判断としては地公法による適法な組合活動以外の組合活

動にまで職務専念義務を認めることは適正な運用ではないとし、各自治体に改善を求めているので、今後、国の指導を勘案し、本市の取扱いについて検討していく。

なお、総務課職員係である組合の書記長については、職員共済会に関する事、職員の福利厚生に関する事、及び労働安全衛生に関する事について事務を分担しており、主な業務が共済会及び福利厚生であるので、総務課の朝礼のあと共済会事務局へ移動し、業務を行っている。書記長の組合活動についても有休休暇で対応しているが、勤務の形態に誤解を受ける面があるため、今後は勤務終了後、総務課長に1日の業務報告を行い、確認の上退庁するよう対応していきたい、との報告がありました。

質疑に入り、一委員から、組合の執行委員会で合同選対会議を開いているが、これも有休休暇で対応しているのか、と質したのに対し、執行部から、通常執行委員会は午後4時から始め、選挙に関する打ち合わせについては午後5時以降に行っていると聞いている、との答弁がありました。

また、同委員から、書記長が共済会の事務所で組合の仕事をするのであれば、市が給料を支給するのではなく、組合費から支給すべきと考えるが、その見解を質したのに対し、執行部から、書記長は共済会に関する事、つまり職員の福利厚生等の業務を任せており、市の業務がかなりのウエートを占めているため、そのような判断はしていないとの答弁がありました。

この答弁に対し、さらに同委員から、このあり方について市民が納得できるよう、きれいに整理すべきと思わないのかと質したのに対し、執行部から、確かに共済会活動と組合活動が同一視されている側面がある。今後は、こういう面にけじめを付けるような方向で検討していきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、組合が人事権に関与し、大きな影響力を持っていると聞くが、そのことは認識しているのか、と質したのに対し、執行部から、人事権について組合から介入されたという事実は知り得る限りではない。しかし、職員の中にそのような思いがあるとすれば大変な問題であるので、きちっと整理をしていきたいとの答弁がありました。

また、一委員から、総務部長が全職員に通知した「市長及び市議会議員選挙における職員の服務規律について」の中に、職員が特定の候補者を支持することは禁止されていると書いているが、ひら口で言うと公務員は選挙運動ができないと判断してよいのか、と質したのに対し、執行部から、地公法第36条の違反行為については、解説書によると告示後が対象であり、告示後に不特定多数の人に投票をお願いする行為は勧誘運動に当たり、地公法に違反するとされているとの答弁がありました。

これに対し同委員から、その答弁は職員が告示後に投票をお願いする行為があった場合は地公法第36条に違反するということになる。通知文で職員に禁止を徹底している以上、その事実があれば何らかの処分を行うことになるのか、と質したのに対し、執行部から、どのような行為が違反になるかの判断は難しい。この通知については、規範的に通知しているのみで、個別の具体的なケースに関しては答弁できない、との見解が述べられました。

また、一委員から、職員は職員団体の業務に専念することはできないとされており、この例外規定として地公法第55条の2第1項の規定において、任命権者がこれを認めたときはその限りにあらずとなっている。したがって、当時市長が着任交渉においてどのような特例条項を取り交わしたのか、その資料を委員会に開示してほしいとの資料要求があり、これを委

員会として要求いたしました。

資料配布後、執行部から、この資料は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例が施行された時に、従来から慣行で行われていた組合活動について、当時の市長と執行委員長が申し合わせを交わしたものである。その内容は勤務時間内に行うことができる活動として、自治研、福利厚生活動、また適法な交渉とその他意志集約を図る会議、さらに上部団体の会議に出る場合は特別の支障がない場合に限り認めるというもので、このような内容を歴代市長が認めてきているとの説明がありました。

この説明に対し、同委員から、申し合わせに「交渉、その他意志集約の会議は認める。」とあるが、これに加え、「ただし、選挙にかかわるものについては一切認めない。」との文言を入れれば問題がはっきりするのではないかと質したのに対し、執行部から、総務省指導の下、そのことも含めて検討したいとの答弁がありました。

さらに一委員から、今日の新聞に「ヤミ専従を組織ぐるみで隠ぺい」というくだりが掲載されているが、この佐伯市においては、絶対にそのようなことはないかと断言できるのかと質したのに対し、執行部から、組合の活動に専従しているということではなく、共済会活動を中心に福利厚生の仕事を行い、その一部に組合活動が入っていると判断しているとの答弁がありました。

その他、二重のデスクを持っている職員配置に関する事、地方公務員が選対委員長に就くことの法律の解釈に関する事、選挙期間中における職員の管理・監督に関する事など、活発な質疑、答弁が交わされました。

ここでいったん休憩し、今後の調査について協議いたしました。

再開後、本委員会としては、市民から疑惑を持たれるような行為は厳に慎み、職員の服務規律の確保に務め、職務に専念することはもとより、管理体制を含め今調査の指摘事項について、その改善に努力されることを強く望み、本所管事務調査については閉じたところでございます。

以上で、付託案件の審査及び所管事務調査に関する委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） 建設常任委員長の三浦渉でございます。

委員長報告最後になりました、後期の委員長として大変多くの皆さんにお世話になりましたことをお礼を申し上げまして委員長報告に入ります。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案4件につきまして、去る3月13日、委員1名欠席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第38号、佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とし審査いたしました。執行部から、道路占用料の減免規定及び金額を改めるほか、占用料の減免規定に国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築する応急仮設建築物で被災者の居住の用に供するため必要なものを設けるために占用するときの規定を追加するものであるとの説明がありました。これに対し委員から、附則第2の経過措置とはどういうものかと質

したのに対し、執行部から、平成10年4月1日に条例改正を行い、地価の高騰に伴い大幅な増額となり負担が大きくなった。そこで、激変緩和措置を設けて現行の占用料に到達するかそれを超すまでは、前年度の占用料に100分の110を乗じて行うとの答弁がありました。慎重審査の結果、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、佐伯市市営住宅条例の一部改正についてを議題とし審査いたしました。執行部から、城西団地B棟の1戸当たり床面積について、小数点以下の数値に誤りがあり、家賃計算の基礎と異なっているため正規の数値に訂正する。また、城西団地C棟のしゅん功に伴い、市営住宅の名称及び位置を記載している表に城西団地C棟の項を新たに追加するものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題とし審査いたしました。まず、執行部から、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、入居者の所得基準を20万円以上60万1,000円以下を15万8,000円以上48万7,000円以下に改めるほか、その他の規定の整備をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、執行部から佐伯青山地域及び本匠地域の簡易水道事業について、佐伯水道と経営統合することにより水道事業として認可を受けるとともに、蒲江仲川原簡易水道、蒲江竹野浦河内簡易水道及び蒲江西簡易水道について、3つの簡易水道事業を経営統合し、新たに蒲江下入津簡易水道を設置しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、教育民生常任副委員長、日高嘉己君。

教育民生常任副委員長（日高嘉己） おはようございます。教育民生常任副委員長の日高嘉己でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案14件及び請願1件につきまして、去る3月13日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、本来であれば、委員長が報告いたしますところですが、体調不良のため代わりまして、御報告申し上げます。

まず、議案第42号、佐伯市心身障害者福祉手当条例の一部改正については、執行部から手当の現行支給対象者に精神障がい者福祉手当を加えるほか、規定の整備をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、佐伯市心身障がい者タクシー料金の助成に関する条例の制定については、執行部から旧佐伯市と旧宇目町で実施している心身障がい者等のタクシー料金に係る助成事業を市内全域に拡大し、対象者に精神障がい者1級に該当する者を加え、さらに助成対象認定基準を緩和し、助成回数を年間24回までとしようとするものであるとの説明がありました。あわせて、執行部から経過措置として、合併前の宇目町区域に住所を有する対象者に

については、平成22年3月31日までの1年間、引き続き宇目町高齢者及び心身障害者タクシー料金の助成に関する条例を適用しようとするものであるとの説明がなされました。

これに対し、委員から全市に助成範囲を拡大することは喜ばしいが、旧宇目町の助成事業は、70歳以上の高齢者に対する交通手段確保策としても実施されていた事業である。経過措置後は、高齢者等が対象者外となり宇目地域ではサービス低下となる。広大な面積を有する宇目地域の実状を考えたとき、代替交通手段の確保が必要になると考えるが、今後の方針を質したのに対し、執行部から平成22年度より宇目・直川地区にコミュニティバスを導入する予定としているので、本事業において補完していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から助成地域を全地域に拡大した場合の予算額について質したのに対し、執行部から対象者全員が使用した場合に約2,200万円であるとの答弁があり、討論、採決の結果、議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、執行部から学校医等に対する報酬額について他市との均衡を図るために増額しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、佐伯市児童館条例の一部改正については、執行部から市内各児童館に置かれている五つの児童館運営委員会を一つの委員会に統合し、また児童館の運営について地元の意見が十分取り入れられるよう、委員に児童館が所在する地区の代表者を新たに加えようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正については、執行部から旧直川幼稚園跡地に児童クラブが新築されたため、本条例に追加しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、なおかわ児童クラブの指定管理者の指定については、執行部から以前より運営を行ってきたなおかわ児童クラブ運営委員会に管理させることがクラブの適切な管理運営に資すると認められることから、任意指定により指定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から本議案に関連して、市内には教育委員会が管理する校舎の空き教室の一部を福祉保健部に所管替えし、運営している児童クラブがある。万が一事故等がグラウンド等で発生した場合などを想定し、責任・役割分担等、今後明確にしておいてほしいとの要望が出され、討論、採決の結果、議案第47号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、佐伯市老人福祉センター条例の一部改正については、執行部から老朽化により平成8年4月から休止状態にある佐伯市直川老人福祉センターを本年6月に取り壊すため、本条例から削除しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、佐伯市はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例の一部改正については、執行部から助成対象者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を加えるほか、その他、規定の整備をしようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から精神障害者保健福祉手帳の所持者数を質したのに対し、執行部から

283名であるとの答弁があり、討論、採決の結果、議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正については、執行部から、ねたきり老人等介護手当の支給要件において、支給対象の介護者が介護するねたきり老人等が病院、診療所に入院又は介護保険施設に一日でも入所した場合は、月額5,000円の手当を支給しないとしているが、これを一月当たり7日までは、入院や入所をしても手当を支給できると支給要件の緩和をしようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から執行部としても1か月当たり7日で線引きをするのは、苦慮したと考えるが、8日になると手当ての支給がされない。この線引きについて、質したのに対し、執行部から他市の状況も調査をしたが、この線引きについては一定していない。基準の緩和については、社会情勢等も見ながらこのような線引きに至ったとの答弁がありました。

さらに、この答弁に対し、委員から8日以降については、段階的な支給の検討はできなかったのかと質したのに対し、執行部から他市においてもそういった事例はなく、検討していないとの答弁がありました。

また、委員外議員から、7日までに緩和されることはよいことだと考えるが、中には仕事を辞めて家族の介護に当たっている人もいるので、支給金額の増額を検討できないかと質したのに対し、執行部から改善の余地はあるとは考えるが、今回の改正で施設等を利用していただき、少しでも休息をしていただきたいとの答弁がありました。

そのほか、若干の質疑、答弁が交わされ、討論に入り、賛成の立場で、ある程度の位置での線引きは理解できるが、段階的な給付ができるように研究してもらい、支給対象者が納得できるような形に進めてほしい。今回の提案については、現状が改善されるので、賛成であるとの意見が述べられ、採決の結果、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、佐伯市介護保険条例の一部改正については、執行部から平成21年度から平成23年度までの第4期介護保健事業計画期間における保険料率の見直しにより、市町村民税の課税世帯に属し、かつ本人が市町村民税の非課税及び所得金額の合計額が80万円以下である者の保険料率を軽減する特例を設けるとともに、平成21年4月の介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、第1号被保険者の保険料率を軽減する特例を設けるほか、規定の整備をしようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から基金の見通しについて質したのに対し、執行部から給付費等の動向を見ながら、平成21年度決算で報告していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、介護報酬改定で3%の報酬引き上げをしても加算要件が様々ある。本当に介護従事者の給料に反映されるのかと質したのに対し、執行部から各事業所の加算要件が該当するかという性質的なものがあるので、明確には回答できない。今後、事業者から条件が厳しい等の声が上がれば、国の基準が緩和される可能性もあるとの答弁がありました。

そのほか、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、佐伯市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、執行部から、介護従事者の処遇改善を図るため平成21年4月の介護報酬改定に伴う介護保険料の

急激な上昇を抑制し、第1号被保険者の負担軽減を図るため、基金を設置しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、佐伯市学校給食センター条例の一部改正については、執行部から鶴見と米水津の学校給食共同調理場を廃止し、両調理場の供給対象校を剣崎学校給食センターとする。さらに、これまで剣崎学校給食センターの供給対象校であった鶴岡小学校と鶴岡幼稚園については、新築する弥生学校給食センターに変更しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、佐伯弓道場の指定管理者の指定については、執行部から弓道競技を熟知し、管理委託料については無償である、佐伯弓友会に任意指定で平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、管理をさせることが最適であるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定については、執行部からテニスの普及、振興に大きく貢献し、管理委託料については無償である、佐伯テニス協会に任意指定で平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、管理させることが最適であるとの説明がありました。

これに対し、委員から、南浜テニスコートの利用者実績について質したのに対し、執行部から、平成18年度5,837人、平成19年度5,288人であるとの答弁がありました。

さらに、関連して委員から市内テニスコートの使用状況についても質疑がなされ、討論、採決の結果、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第22号、インフルエンザ菌B型ワクチン（H i bワクチン）接種の助成を求め、まず、本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、H i bワクチンの有効性は、十分認識しているが、輸入ワクチンであるために納入数は1か月に病院では10名分、診療所では3名分、また佐伯市内で接種できる医療機関は3施設と限られ、対象者全員への接種は、困難な状況にある。このような状況で助成を実施すれば、医療機関等の現場での混乱が予想される。よって、ワクチンの供給状況を見ながら、助成の導入を検討していきたいとの意見がありました。

次に、紹介議員から補足説明を求め、H i bワクチンの有効性及び他市の助成状況についての説明がありました。

慎重審査の結果、請願第22号は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） 経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案14件につきまして、去る3月16日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず初めに、議案第57号、佐伯市食のまちづくり条例の制定については、執行部から、健康と笑顔と活力に満ちた「食のまち佐伯」を実現するため、食のまちづくりに関する基本理

念、施策の大綱等を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。食のまちづくりの基本理念として、「食が命の源であるという認識をもって取り組むこと」などを掲げ、市、市民等の役割、推進体制として市の体制を整備することや佐伯市食育推進会議に重要事項を諮問することなどを定めるものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から、学校給食において、行財政改革によりセンター化を行っている。1施設で作る給食数が多く、材料も大量に準備する必要があり、地元の食材を使うことが困難になっているなど地産地消、また食育という面でもこの条例とは逆行しているのではないかと質したのに対し、執行部から、学校給食において、全市一斉に地元食材を取り入れる、『^{いきいき}活き活き献立の日』を今年度は、5回実施した。来年度については8月を除き毎月1回、計11回を計画しており、地産地消を進めようと考えているとの答弁がありました。また他の委員から、食のまちづくりについて新しい取組を行うための予算は十分に組めているのかと質したのに対し、執行部から、21年度は、国また県の補助事業を活用して200万円程度の事業を計画している。また、条例第4条第3項に、食のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を積極的に講ずるものとする規定しており、これから食のまちづくりに臨む姿勢を明確に示しているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、佐伯市本匠もくもく館条例の一部改正については、執行部から、佐伯市本匠もくもく館の別館の新設に伴い、平成21年4月1日から供用開始しようとするものである。平成17年の台風で現もくもく館内の木工教室が一部損傷していた。今回、小半ふれあい広場内に木造平屋建て、床面積172.8平方メートルの木工教室を新設したので、佐伯市本匠もくもく館の別館として位置づけ、条例の一部改正をしようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、佐伯市体験公園亀の甲なおかわ条例の一部改正については、執行部から、佐伯市体験公園亀の甲なおかわの管理に関し、これまでの経緯と本施設の特性から、指定管理者による管理を取りやめ、市の直営施設とすることとし、これに伴い利用時間、休園日、使用料等所要の改正をしようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正で使用料が大幅に下げられている、市が管理することにより使用料を安くできるのであれば、他の施設についても検討する必要があるのではと質したのに対し、執行部から、現状の使用料は指定管理者が経営のことも考慮し設定した金額であり、他の施設と比べても高く、見直すこととした。またこの施設の経営という面では、貸し農園の収入が多少あるだけで、指定管理者が経営手腕を発揮して改善できる余地はあまりない。市が管理することにより充実した施設運営ができると考えているとの答弁がありました。これに対し委員から、この施設と同様に指定管理を行うことにより施設運営に支障を来している施設は無いのか、すべての施設を見直し、直営を含めた管理方法を再考してもらいたいとの意見が出されました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定については、執行部から、佐

伯市営第2駐車場の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、中部地区開発協議会、代表者、宮智一郎、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市宇目商業団地関連施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、佐伯市宇目商業団地出店組合、代表者、組合長佐藤光昭、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、木浦鉦山区ふれあい施設管理委員会、代表者、委員長植木健一、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、佐伯市藤河内渓谷観光施設等の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市藤河内渓谷観光施設等の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、藤河内観光組合、代表者、組合長矢野貴子、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市高平キャンプ場の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、特定非営利活動法人蒲江の海、代表者、理事長井上清三、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、大入島食彩館の指定管理者の指定については、執行部から、大入島食彩館おおいらしまの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、有限会社大入島、代表者、代表取締役森崎セツ子、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について及び議案第67号、佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定については、執行部から、それぞれの施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、財団法人さいき農林公社、代表者、理事長塩月厚信、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありまし

た。

慎重審査の結果、議案第66号及び議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市直川農林産物加工直売所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。指定管理者の候補者は、直川まるごと市場、代表者、会長平野八重子、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、公募により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、公有水面埋立てに関する諮問について（上浦大字最勝海浦）は、執行部から、大分県知事から公有水面の埋立に関し意見を求められているものである。埋立事業の概要としては、免許の出願者は佐伯市。位置は、上浦大字最勝海浦字納ヶ内179番1の地先の公有水面。面積は、1,325.48平方メートル。用途は、護岸敷、岸壁敷、野積場、漁具保管修理施設用地、漁船保管施設用地、船揚場であるとの概要説明がありました。

慎重審査の結果、議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正については、執行部から、佐伯市コミュニティバスの路線を追加しようとするものである。公共交通不便地域である大入島地域、弥生地域及び本匠地域においてコミュニティバスの運行を実施するに当たり、大入島路線ほか9路線の路線名及び運行区間を追加するものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から、弥生地域の大間線について、宇藤木や川中の集落内まで運行してほしいとの要望があるが対応できないのかと質したのに対し、執行部から、大分バスが基幹バスとして運行しているので、大分バスの路線を優先して、延伸していないとの答弁がありました。また、委員から、本匠地域の各路線は、曜日ごとに運行するよう計画されているが、大分バス路線の上津川線が廃止された場合に、井ノ上や小半の人たちは、バスを利用できない曜日ができるのではないのかと質したのに対し、執行部から、確かに大分バスより上津川線廃止の申入れがあった。しかし市としては本匠地域の幹線部分でもあり、地域の強い要望もあって、存続を要請しているところである。今後も現状を基本として大分バスと交渉を重ねていきたいとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第1号、平成21年度佐伯市一般会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野豊です。私は、本1号議案について、反対の立場で討論を行います。基本的には、二つ私としては反対の理由があります。ただし、先ほど予算特別委員長の報告にもありましたように、委員会ではあえて反対の立場を示しませんでした。で、簡易採決において、可決はされましたが、どうしても私としては、2点について納得のいかない点がありますので、疑問を呈するといった形で意見を述べたいと思います。まず、私はあの総体的に年々予算は減少するわけですが、教育予算、これは私の議員活動の理念として、当初より教育費の充実、その他を常にうたってまいりましたが、年々減らされております。これが、今年度も、当初予算についても3.3%の減少と、こういった形になっております。この件については、言うておることと、この予算面において、どうしても具体的な形になってこないといった意味で、疑問を呈します。それと、巻末にあります、21年度の補助金交付金の一覧表がついてありますが、この件についても市民の方々と私も各団体等と相談もいたしました。が、どうしても市民の理解を得られない部分がこの中に出てまいります。これは私も常に追求しております共済会の補助金、1,315万6000円とかですね、労働団体補助金、これについても80万ほどの助成金がついておる。これも、常に疑問を呈してまいりましたが、そういった意味でこれら、他にもですね、市民の方々の理解を得られない部分がありますので、あえて警鐘を鳴らす意味で反対の意見といたします。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計予算、第3号、平成21年度佐伯市老人保健特別会計予算、第4号、平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算、第5号、平成21年度佐伯市介護保険特別会計予算、第6号、平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算、第7号、平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算、第8号、平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算、第9号、平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計予算、第10号、平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算、第11号、平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、第12号、平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算、第13号、平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算、第14号、平成21年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算、第15号、平成21年度佐伯市生活排水処理事

業特別会計予算、第16号、平成21年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算、第17号、平成21年度佐伯市水道事業会計予算、第18号、平成21年度佐伯市公共下水道事業会計予算、以上17件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより17件を一括して採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上17件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、佐伯市個人情報保護条例の一部改正について、第33号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、第34号、佐伯市防災会議条例の一部改正について、第35号、佐伯市税特別措置条例の一部改正について、第36号、佐伯ヘリポートの指定管理者の指定について、第37号、佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について、第38号、佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について、第39号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について、第40号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、第41号、佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上10件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより10件を一括して採決いたします。

総務、建設、各常任委員長の報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上10件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、佐伯市心身障害者福祉手当条例の一部改正について、第43号、佐伯市心身障がい者タクシー料金の助成に関する条例の制定について、第44号、佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、第45号、佐伯市児童館条例の一部改正について、第46号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について、第47号、なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について、第48号、佐伯市老人福祉センター条例の一部改正について、第49号、佐伯市はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例の一部改正について、第50号、佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について、第51号、佐伯市介護保険条例の一部改正について、第52号、佐伯市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、第53号、佐伯市学校給食センター条例の一部改正について、第54号、佐伯弓道場の指定管理者の指定について、第55号、佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について、以上14件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより14件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上14件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、佐伯市食のまちづくり条例の制定について、第58号、佐伯市本匠もくもく館条例の一部改正について、第59号、佐伯市体験公園亀の甲なおかわ条例の一部改正について、第60号、佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定について、第61号、佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について、第62号、佐伯市木浦地区ふれあい施設(木浦名水館)の指定管理者の指定について、第63号、佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について、第64号、佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について、第65号、大入島食彩館の指定管理者の指定について、以上9件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより9件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について、第67号、佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について、以上2件を一括して議題といたします。地方自治法第117条の規定により、15番、佐保暁君の退席を求めます。

(佐保暁議員退席)

議長(児玉忠義) 御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

15番、佐保暁君の復席を求めます。

(佐保暁議員復席)

議長(児玉忠義) 次に、議案第68号、佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について、第69号、公有水面埋立てに関する諮問について(上浦大字最勝海浦)、第70号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより3件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、請願第21号、新保険業法の適用除外の意見書提出を求める請願を議題といたします。賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

43番、寺島孝幸君。

43番(寺島孝幸) 請願第21号、新保険業法の適用除外の意見書提出を求める請願に賛成の立場で意見を述べたいと思います。この保険業法の改正の趣旨は、共済を名乗り、不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や、勧誘を行い、被害をもたらしたいいわゆる偽共済の規制であった。しかし、実際は自主的に共済を健全に運営する団体の、今までの助け合いの共済活動を著しく制限をし、保険会社や少額短期保険業者に返還を義務づけられ、できない場合は廃業を選択しなければならない、というふうな状況になっております。自主共済としてですね、医師、歯科医師等が行う共済、全国で4万6000人以上の人が加入をしておったりですね、PTAの関係で、共済を行ってある、それから、個人事業主で全国商工団体連合会等が行っておりますし、また、知的障がい者の方が行っておるというようなことがあります。それから、その他にもですね、日本勤労者山岳連盟、それから日本自閉症協会、全国子ども連合会、そうしたいろいろなこういう自主共済が今後、そうしたことでですね、新保険業法によってですね、できないというような状況になりますので、是非、このような健全な自主共済を続けられるような状況を作っていただきたいということで、今回そうした請願を出しておりますので、1日も早い適用除外をしていくべきだというふうに思います。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いしまして、賛成討論としたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(児玉忠義) 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

これより、起立により採決いたします。

請願第21号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第21号を、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 少 数)

議長(児玉忠義) 起立少数であります。

よって、請願第21号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第22号、インフルエンザ菌B型ワクチン(Hibワクチン)接種の助成を求める請願を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、請願第22号は、採択と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、請願第22号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者岩崎弘)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり、異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者藤原重人)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり、異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者成松稔)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第3号は、原案のとおり、異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

審議結果
議 案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	平成21年度佐伯市一般会計予算	予算特別	原案可決
第 2 号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 3 号	平成21年度佐伯市老人保健特別会計予算	予算特別	原案可決
第 4 号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別	原案可決
第 5 号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 6 号	平成21年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 7 号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 8 号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 9 号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 10 号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 11 号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 12 号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 13 号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 14 号	平成21年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 15 号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 16 号	平成21年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 17 号	平成21年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第 18 号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第 32 号	佐伯市個人情報保護条例の一部改正について	総 務	原案可決
第 33 号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総 務	原案可決
第 34 号	佐伯市防災会議条例の一部改正について	総 務	原案可決
第 35 号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について	総 務	原案可決
第 36 号	佐伯ヘリポートの指定管理者の指定について	総 務	原案可決
第 37 号	佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について	総 務	原案可決
第 38 号	佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 39 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 40 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 41 号	佐伯市水道事業の設置等に関する条例及び佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 42 号	佐伯市心身障害者福祉手当条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 43号	佐伯市心身障がい者タクシー料金の助成に関する条例の制定について	教育民生	原案可決
第 44号	佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 45 号	佐伯市児童館条例の一部改正について	教育民生	原案可決

第46号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第47号	なおかわ児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第48号	佐伯市老人福祉センター条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第49号	佐伯市はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第50号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第51号	佐伯市介護保険条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第52号	佐伯市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	教育民生	原案可決
第53号	佐伯市学校給食センター条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第54号	佐伯弓道場の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第55号	佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第57号	佐伯市食のまちづくり条例の制定について	経済産業	原案可決
第58号	佐伯市本匠もくもく館条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第59号	佐伯市体験公園亀の甲なおかわ条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第60号	佐伯市営第2駐車場の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第61号	佐伯市宇目商業団地関連施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第62号	佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第63号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第64号	佐伯市高平キャンプ場の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第65号	大入島食彩館の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第66号	佐伯市重岡ライスセンターの指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第67号	佐伯市宇目農林産物等直売所の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第68号	佐伯市直川農林産物加工直売所の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第69号	公有水面埋立てに関する諮問について（上浦大字最勝海浦）	経済産業	原案可決
第70号	佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について	経済産業	原案可決

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第21号	新保険業法の適用除外の意見書提出を求める請願	総 務	不 採 択
第22号	インフルエンザ菌B型ワクチン（Hibワクチン）接種の助成を求める請願	教育民生	採 択

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者岩崎弘）		異議がない

第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者藤原重人）		異議がない
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者成松稔）		異議がない

日程第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（児玉忠義） 日程第 3、議案の上程を行います。

委員会提出議案第 1 号、佐伯市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、意見書案第 35 号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制度を求める意見書、以上 2 件を一括して議題といたします。

まず、委員会提出議案第 1 号について、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、柳井二生君。

議会運営委員長（柳井二生） 議会運営委員会委員長の柳井二生でございます。

委員会提出議案第 1 号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、議会運営委員会を代表して提案理由の御説明を申し上げます。

議員報酬の適正な額につきましては、明確な判断基準がなく、それぞれの地域社会の実情等を勘案しながら議員自らの責任で定めるべきものだと考えております。

佐伯市議会においては、市町村合併時の著しく厳しい財政状況、また定数特例による議員定数 44 名という特殊事情のもと、行財政改革の取組の一環として、平成 18 年 1 月から当分の間の措置として、議員報酬の 5.5% 一律減額措置を導入いたしました。これによる 3 年 3 か月の間の削減効果は約 3,700 万円と試算され、財政健全化に対し一定の貢献ができたものと考えております。

現在、新市誕生から既に 4 年が経過しようとしており、今期議員の任期も一か月を切りました。4 月には佐伯市全域を一選挙区として法定数 30 名で市議会議員選挙が執行され、新たな構成による議会が発足いたします。新たな議員の報酬等を含めた議会運営全般に関する事項につきましては、新たに発足する議会自ら定めるべきであります。

以上のことから、議員報酬削減の期間を「当分の間」から「任期満了までの間」に改めようとするものでございます。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 次に、意見書案第 35 号について、提案者の説明を求めます。

9 番、江藤茂君。

9 番（江藤茂） 案文を朗読し、提案といたします。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となってきた。また、2000 年ごろからの急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせた。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっている。また、障がいを抱える人々や社会とのつながりがつかれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題である。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開している。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながり」を取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取組が広がり、1万に及ぶ団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まった。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体である。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

大分県佐伯市議会

平成21年第1回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

委員会提出議案

番号	件名
第1号	佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

意見書案

番号	件名
第35号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書

議長（児玉忠義） これより質疑を行います。

委員会提出議案第1号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、意見書案第35号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

委員会提出議案第1号及び意見書案第35号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第1号及び意見書案第35号、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

委員会提出議案第1号、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより委員会提出議案第1号について採決いたします。

議会運営委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第35号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

意見書案第35号につきましては原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第35号は、原案のとおり可決されました。

審議結果

委員会提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		原案可決

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 35 号	「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書		原案可決

日程第4 会議録署名議員の指名

議長（児玉忠義） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、小野宗司君、18番、梶田穂積君、以上の2名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

この際申し上げます。

これまで本市議会議員として御活躍され、今限りで御勇退されます方々がおられますので、御紹介いたします。

3番、川野紀久雄君、4番、曾宮司好君、17番、肥後四々郎君、19番、村尾清一君、23番、柳井二生君、25番、菅原忠君、28番、渡邊邦壽君、29番、染矢玉夫君、31番、甲斐迪彦君、32番、狩生寿一君、33番、廣瀬精一郎君、37番、河野周一君、39番、村松講一君、41番、松田清徳君、42番、戸山盛喜君、43番、寺島孝幸君、44番、土師辰英君、そして私、児玉忠義の以上18名でございます。

代表いたしまして、42番、戸山盛喜君にごあいさつをお願いいたします。

42番（戸山盛喜） ご紹介をいただきました、42番議員の戸山盛喜です。ただいま、議長さんより、今限りで引退いたします18名の議員の方々のお名前が紹介されました。その退任者を代表いたしまして、一言ごあいさつをさせていただきたいというふうに思っています。振り返りますと、移り変わる社会情勢の中で、国の推進する平成の大合併により、長い歴史に幕を下ろした佐伯市と南海部郡の1市5町3村が平成17年3月3日、合併をして誕生した人口約8万4,000人のまち、面積は、903平方キロメートル、海岸線延長270キロメートルと、九州で一番広い面積を有する新佐伯市が誕生し、初代の市長、並びに44名の議員が誕生いたしました。御承知のように、一昨年4月の大分県議会議員選挙に3名の仲間が挑戦をいたしましたので、現在は41名の議員が在籍し、地域などでの日常活動、議会では執行部との論陣を重ね、市政進行、住みよい活力に満ちた佐伯づくりを目指し、執行部はもちろん、議員一丸となって頑張っていると私は確信をしています。しかし、合併に伴う課題として、市の面積が広くなり、きめ細かな行政サービスができなくなり、公共料金など、住民負担はどうなるのだろうか、中心部と周辺部で地域格差が生じ、周辺部の過疎化が進むのでは、地域の連帯感やコミュニティが薄れ、歴史や文化はどうなるのだろうかといった市民・住民の声を耳にいたします。選挙後の新しい市長以下執行部、議員の皆さんは市政に是非生かしていただきたいと思っております。新佐伯市に課せられた課題は、大と言わざるを得ません。社会経済状況の変化する中、国の財政悪化もあり、地方自治体を取り巻く環境は財政的にも厳しくなると考えられます。多様化する住民ニーズにこたえるためにも、的確かつ効率的な対応が求められるといえます。市長の提案理由でも述べられていますように、市民にわかりやすい市政の実現、市民生活の安定、地域の活性化など、市民の目線に立ち、開かれた市政を目指し、市長を先頭に、執行部の皆さんは今日まで頑張ってきたことに対し、敬意を表すところであります。佐伯市を取り巻く状況は、冒頭にも申し上げましたように、楽観を許しません。今後とも、執行部・議会一丸となって、難局を突破し、市民の負託にこたえるべく、頑張ってくださいことを願うものであります。最後に、4月12日投票の佐伯市長選挙、市議会議員選挙が実施されます。選挙の厳しさにつきましては、8期、30年議会に籍を置いた一人

として、分かっているつもりであります。立候補される皆様におかれましては、健康に留意され、当選の榮譽を勝ち取って頂きますよう、お祈りを申し上げるとともに、執行部の皆様のご健勝と、佐伯市並びに佐伯市議会の益々のご発展を祈念申し上げまして、勇退者18名を代表いたしまして、御礼の御挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。本当に、ありがとうございました。以上。

(拍手)

議長(児玉忠義) 続きまして、市長から、特に発言の申し出がありますので発言を許可いたします。

市長、西嶋泰義君。

市長(西嶋泰義) ただ今議長にお願い申し上げまして私の方から、市議会議員任期最終議会という形でございますので、ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

議員皆様に対しまして、この際一言御礼を兼ねごあいさつを申し上げたいと思っております。去る3月2日から開会いたしました本議会におきまして、議員各位は本会議並びに各委員会を通じて慎重審議をわずらわし、連日によるご労苦に対しちゅう心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして本日をもって諸議案を原案どおり可決賜りましたことを厚くお礼申し上げたいと思っております。

さて時の流れは誠に早いもので、新市となつての初めての議会、平成17年第1回臨時議会から4年がたとうとしております、顧みますと、この4年間は、平成の大合併といわれ、市町村合併が進むとともに、三位一体改革による、地方分権改革の進展、少子高齢化の進行、グローバル時代への変化の中で、各自治体は、政策や都市づくりの枠組みを見直し、自治体経営の実績や、自己責任が問われる時代となっております。このような時代の大きな転換期にあって、本市におきましては、1市5町3村の合併による新佐伯市がスタートし、行財政改革の推進を始め、福祉・環境・教育など重要課題に対する様々な取組が前進し、県南の中核都市にふさわしい、魅力のあるまちづくりが着実に進展してまいりました。これもひとえに議員皆様の市政に対する熱い思いと御協力のたまものであり、ここに8万2,000人の佐伯市民を代表して心から感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

さて今期をもって、御勇退される議員の皆様には今日までの長年にわたる市政への御尽力に対しまして改めて深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後とも健康には十分御留意されまして、また新たな視点から市政の推進の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。また、引き続き来期の市議会議員選挙に臨まれる方々には、とにかくどうかくれぐれも御自愛の上、御健闘されまして、再びこの議場におきまして御活躍をいただきますよう御祈念を申し上げ、市長のお礼の言葉とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

(拍手)

議長(児玉忠義) この度、御勇退なされます皆様におかれましては、これまで市政発展並びに円滑な議会運営のため、多大な御協力をいただき誠にありがとうございました。今後とも健康には十分留意され、それぞれのお立場でますます御活躍されますよう、心からお祈り申し上げます。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第1回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月25日

佐伯市議会議長 児 玉 忠 義

佐伯市議会副議長 川 野 紀 久 雄

署 名 議 員 小 野 宗 司

署 名 議 員 栴 田 穂 積